HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	林内殖民制度に関する研究：北大演習林の林内殖民制度
Author(s)	有永, 明人; ARINAGA, Akito
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 31(2), 141-292
Issue Date	1974-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20940
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(2)_P141-292.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

林内殖民制度に関する研究

——北大演習林の林内殖民制度——

有　永　明　人

Studies on Forest Colonization System

— On the Forest Colonization System in the Experiment Forests of Hokkaido University —

By

Akito ARINAGA*

目　　次

1. 北海道における林内殖民制度の概略 …… 144
(1) 沿　　革 …… 144
(2) 設定の契機 …… 145
(3) 設定時における規程および契約上の特徴 …… 147
2. 北大演習林の創設と林内殖民制度の設定 …… 150
(1) 北大演習林の創設 …… 150
(2) 林内殖民制度の設定 …… 152
3. 雨竜演習林の林内殖民制度 …… 156
(1) 第一期（明治43年～大正6年） …… 156
1) 雨竜演習林の創設 …… 156
2) 林内殖民制度の設定 …… 157
① 設定の経過 …… 157
② 設定の動機 …… 158
3) 土地貸下規程と借地契約の性格 …… 158
① 勅令104号とその改正 …… 159
② 土地貸下規程（文部省告示第54号）および契約書 …… 160
③ 土地貸下規程の改正（東北帝国大学第157号） …… 161
④ 借地契約の性格 …… 162
4) 区画設定および入地の経過 …… 164
① 区画設定および入地 …… 164
② 入地当時の状況 …… 164
5) 仮施業案の編成と施業実績 …… 166
① 仮施業案の編成と施業方針 …… 166
② 諸事業とその実績 …… 167
i) 伐出事業 …… 167

* 北海道大学農学部林学科　森林経理学教室

ii) 育林事業 …… 168
6) 山林経営の性格と林内殖民制度 …… 169
① 殖民者の状態 …… 169
② 山林経営の性格 …… 170
(2) 第二期（大正7年～昭和9年） …… 172
1) 官行斫伐事業の開始と「借地人申合規約」の成立 …… 172
① 官行斫伐の開始 …… 172
② 「借地人申合規約」の成立 …… 173
2) 山林経営の展開と諸事業 …… 175
① 施業方針 …… 175
② 森林経営と諸事業 …… 177
i) 伐出事業 …… 177
ii) 育林事業 …… 178
③ 農地経営 …… 180
i) 区画設定および入地の経過 …… 180
ii) 地域の状況 …… 180
iii) 林内殖民者の農業生産 …… 181
④ 山林経営の収支の状況 …… 182
3) 官斫事業とその労働組織 …… 184
① 施業案上の伐採指定とその実績 …… 184
② 造材方法 …… 185
③ 作業組織 …… 186
④ 賃金支払形態 …… 187
⑤ 官斫事業における労働組織 …… 187
4) 林内殖民労働の諸形態と労働組織 …… 189
① 農業労働 …… 189
② 林業労働 …… 192
i) 伐出労働 …… 192
ii) 育林労働とその他の林業賃労働 …… 194
iii) 演習林の森林経営と林内殖民者 …… 195
③ その他の労働 …… 196
5) 山林経営の性格と林内殖民制度の確立 …… 196
① 山林経営の性格 …… 196
② 林内殖民制度の確立 …… 197
(3) 第三期（昭和10～23年） …… 202
1) 「土地貸下規程」の自然消滅と「演習林土地貸付内規」および「演習林土地貸借契約書」の制定 …… 202
① 「演習林土地貸付内規」 …… 203
② 「演習林土地貸借契約書」 …… 204
2) 母子里殖民地の成立と林内殖民制度の再編 …… 205
① 母子里殖民地の成立経過 …… 205
② 林内殖民制度と山林経営 …… 207
③ 部落内秩序の形成と演習林による労働力支配 …… 209
3) 山林経営の展開と諸事業 …… 212

① 全林的施業案の編成と施業方針 …… 212
② 森林経営と諸事業 …… 215
i) 伐出事業 …… 215
ii) 育林事業 …… 217
iii) 製炭事業 …… 219
③ 農地経営 …… 219
④ 収支の状況 …… 221
4) 林内殖民労働の諸形態とその労働組織 …… 223
① 農業労働 …… 223
② 林業労働 …… 224
i) 伐出労働 ㋑ 伐出労働の諸形態 …… 225
㋺ 官斫の労働組織 …… 226
ii) 育林労働 …… 230
iii) 製炭労働 …… 232
iv) その他の労働 …… 233
③ 労働組織の性格 …… 234
5) 山林経営の性格と林内殖民制度の変質 …… 236
① 山林経営の伐出経営への一元化 …… 236
② 林内殖民制度の変質 …… 237
(4) 林内殖民制度の解体（昭和23～39年，第四期） …… 247
1) 農地改革と林内殖民制度 …… 247
① その前史 …… 247
② 幌加内村農地委員会の所管換申請と演習林側の対応 …… 248
③ 道庁・道農地委員会と大学側の対応 …… 251
④ 調停案の成立と一部解放 …… 255
2) 農地改革以後の動向 …… 257
① 山林経営における半封建的諸関係と農地改革 …… 257
② 農地改革以後の山林経営と林内殖民制度 …… 260
i) 山林経営の展開 …… 260
ii) 林内殖民制度の変貌 …… 261
③ 昭和30年代初頭までの林内殖民制度と殖民者の状態 …… 262
3) 林内殖民制度の解体 …… 263
① 演習林の諸事業の縮小と「演習林農地払下期成会」の結成 …… 263
② 全面的解放（昭和39年） …… 265
③ 解放とその後の経過 …… 266
(5) 総括　雨竜演習林の山林経営と林内殖民制度 …… 269
1) 第一期 …… 270
2) 第二期 …… 271
3) 第三期 …… 273

附

(1) 勅令第104号（明治28年） …… 276
(2) 札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程
（文部省告示第54号，明治31年） …… 276
(3) 東北帝国大学農科大学大学ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程

(東北帝国大学第157号，大正2年) …… 279
(4) 請書 (大正10年) …… 281
(5) 未開地貸借契約書 (大正11年) …… 282
(6) 雨竜演習林借地人申合規約 (昭和7年) …… 283
(7) 演習林土地貸借契約書 (昭和7年) …… 285
(8) 演習林土地貸付内規 (昭和9年) …… 286
(9) 土地使用に関する契約書 (昭和27年) …… 287
(10) 国有財産使用許可書 (昭和36年) …… 288
(11) 雨竜演習林の林内殖民地設定箇所 (図) …… 290
(12) 北大道内4演習林と東大北海道演習林の森林伐採量比較 …… 291

1. 北海道における林内殖民制度の概略

(1) 沿　　革

本道における林内殖民制度は，明治中期以後の諸「土地処分」によって成立した道内の大林野所有が，その所有林野内の可耕地貸付に当って，森林経営のための労働力提供を条件とした土地貸付制度であった。つまり，一般的にみるならば，林野所有内の農耕地貸付の一形態であったともいえるのである。

このような大林野所有内の可耕地の貸付は，林野所有の法的に成立した明治20年代より開始されたものであり，それなりの貸下規程も整理されていた[1]。しかし，貸付に当っての契約上あるいは小作又は貸下規程のなかで，明確に労働力の提供 (労役義務であるが有償) を明文化したものは，明治32年 (1899年) の北海道炭鉱汽船所有山林 (以下北炭山林) の「農業地小作規定」が最初のものであった。この北炭山林の明治32年における貸付は栗山，沼田の両山林で戸数7戸，面積28町であるが，これが林内殖民制度による最初の土地貸付であった[2]。これ以後，明治42年 (1909年) 当時の東北帝国大学農科大学演習林 (現在の北大) の苫小牧演習林[3]，同43年，北大雨竜演習林，東京大学北海道演習林，同44年道有模範林の倶知安，苫小牧，岩見沢，滝川，旭川，大正元年 (1912年) 北大中川演習林，同4年 (1915年) 北大天塩演習林，さらには，大正7年 (1918年) 道有公有林 (美深)，大正10年 (1921年) 国有林と道内の各大林野所有のなかに広範に設定されたものであった[4]。

以上のように，明治末期から大正中期にかけて，道内の大林野所有のなかに設定された，この制度による土地貸付は，それぞれの時代のなかで，各林野所有ごとに特徴をもちつつ進行するのであるが，その制度的な解体は，昭和23年に実施された第二次農地改革の自作農創設による解放 (有償売払い) という形で最終的になされたものであった。しかし大学演習林にあっては，それは戦後約20年間にわたって残存し，それが最終的に解放 (売払い) されたのは，昭和39年 (1964年) 東大北海道演習林の一部および北大雨竜，中川，天塩の各三林の売払い処分によってであった[5]。

以上のように，北海道における林内殖民制度は，制度としては，明治32年（1899年）から昭和23年（1948年）までの約50年間にわたって実施されたものであった。

(2) 設定の契機

明治32年に設定された北炭山林の設定の動機については，「北炭山林史」によれば，この当時の北炭山林においては，「人口がきわめて稀薄」で「所要労働の手当」が「ほとんど不可能であった」。そのため，国有未開地処分法の規定による「土地検査制度」の条件をみたすことができず，その所有権が確立できないような状態にあった[6]。つまり，明治30年に制定された国有未開地処分法は，それ以前の「北海道土地払下規則」（明治19年（1886年））の大幅な改正であるが，そのなかで新らしく設けられた制度として「土地検査制度」がある[7]。この「土地検査制度」は，国有未開地処分法，第三条における「……土地ハ無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ付与スヘシ」として，所有権の所得（形式的には「貸下」から「付与」）に一定の枠決めをおこない，さらに同第13条においては，「売払付与，及貸付処分」を取り消す場合として，3項目の条件をあげているが，その第1項において，「第三条ニ依リ貸付タル土地（農業，林業，牧畜のための無償貸付他）ニシテ一箇年以内ニ事業ニ着セサルトキ」（（　）内は有永）という条件がつけられていた。この条文の示すように北炭山林においては，この着手条件をみたすことは，その林野の所有権を確立し，獲得できるかどうかの問題であり，このことについて「日夜苦慮した末」生まれたものが「農業地小作規定」であり，林内殖民の設定であった。

御料林[8]については，明治30年東京帝国大学北海道演習林詰助手，三浦常雄の当時の農科大学演習林長，川瀬善太郎宛の復命書に興味深い記録がある[9]。それによれば，同年札幌へ出張し，御料局札幌支庁長，田町某をたずねて，御料林の方針について説明をうけているが，当時北海道に成立した大林野所有を経済的に実体のあるものとするためには，「進ンデ耕地トナシ得ベキ総ベテヲ開放スル……」とのべ，あらゆる可耕地を貸し付け，その小作料（農業地代）をとるのがもっとも合理的であるとの結論に，この三浦，田町両人が達したと述べている。さらに，田町は「要スルニ小作料ハ少クモ一カ年一町五円ヲ収ムル得ベシ之レ北海道森林ノ今日或ハ近カキ将来ニ望ムベカラズト云フニ帰着ス」として，農地として小作料をとることと，林業経営としての利益を対比し，経済的には（土地経営としては）農地における小作料の形での地代の取得の方が有利であることを強調している。ここで田町支庁長は，必ずしもこの所有する大林野を林業として経営することが有利なのではなく，土地経営としてみるならば，大いに可耕地を貸付け，その小作料によって経営を成立せしむべきであるとの意見をのべているのであり，その土地貸付を必ずしも，森林経営のための労働力確保とは結びつけていないのである[10]。この後に三浦は「小官モ亦此意見ヲ持スルニ此論ヲ聞キ益々其念ヲ強ム試ミニ其ノ計画ヲ提出スベシ」とみずからの所感を付記し，その後の林内殖民設定への意見をのべている。

東大演習林の設定の動機については，前記の調査報告のなかに，同じく三浦常雄による翌

39年9月「雨竜郡出張取調報告書」がある[11]。「造林上並ニ土地貸下ノ件調査概略並ニ意見左ニ及御報告候也」という書きだしではじまるこの報告で，三浦は北炭山林の林内殖民とりわけ雨竜派出所ポンニタシベツ支所の実情を「小作規程」「契約書」および「その貸下の実際」「労役出役の組織」についてを調査し，次のような結論を引き出している。「要スルニ北海道現時労働者ヲ使用スルノ点ヨリ見ルニ我ガ演習林ノ如キ事業ヲナスニハ必ズ小作制ニ依リ労働者ヲ得ルノ策ヲトラザル可カラズ此点ニ就テハ北海道炭鉱株式会社小作制ニ範ヲ採ル事少カラザルベシ」と。つまり，この場合は将来の森林経営のための労働力の確保を明らかに意図して，林内殖民の設定に踏み切ったものであるといえよう。そして，このことは御料林，北炭山林の実情を当時の責任者であった三浦がそれなりに調査し，総括した結論でもあった。そして林長あてに「農地貸下規程ニ対スル意見」[12]を提出し，そのなかで北炭では1戸分3町であるが，東大のニシタップでは4町にすべきことをのべている。以上の事例からみると，林内殖民設定にあたっての動機は，次のように要約されよう。

まず第1は，私的林野所有権の法律的な確立のためのものである。これは北炭山林の例が示すように，明治30年の「国有未開地処分法」による土地所有権取得の条件にかかわるものであるが，それは法律的には，「貸下」から「付与」という形態への転化である。具体的には林内殖民者の入地は土地所有権の獲得のための第1歩でもあり，私有林であった北炭山林の国家からの無償による土地取得のための手段の1つであった。

第2には，新開地に新らたに成立した大林野所有が，みずからを経済的に実現するためにその土地利用を林業・森林経営に限定するのではなく，一般的な土地経営として地代を追求するものである。それは北海道の場合には農地における「小作料」としての農業地代の獲得であった。これは御料林の田町の考えに代表されるものであるが，当時に成立した大林野所有の一面の性格をあらわすものとしてみることができる。そして御料林は一貫してこの方向を追求し，直接的な土地貸付をテコとして林業労働力の確保策をとることはなかった。

第3は，森林経営のための労働力の経済的（安価で容易な）確保を目的とするものである。これは東大演習林をはじめとする北大各演習林の設定時の目的が（もちろんあくまでも設定時の意図であるが）そうであった。この森林経営上の労働力の確保という点で云えば，北炭山林について興味ある事例が記録されている。それは当初（明治32年）の「農業小作地規程」によれば，その出役義務は造林地の看守と造林事業に限定されていたが[13]，大正2年（1913年）の改正によって，「造林伐木その他山林付帯事業」にまで広げていることである。このことは後にのべるように林内殖民労働の森林経営との関連において注目する必要があるが，ここでは森林経営のための労働力としても，看守・造林という職種により限定されたものが存在したことを確認するにとどめる。ともあれ，ここでは設定の動機が以上の三点に要約されること，しかし，この要約はあくまでも本道の林内殖民全体についていえることであって個別の林内殖民をそれによって類型化したり区分したりするものではないことをつけ加えておかねばならない。

(3) 設定時における規程および契約上の特徴

道内で実施された諸林内殖民制度の特質については，それぞれの各論において別にのべるが，ここでは主に規程および契約上にあらわれた特徴について整理しておくことにする。

図1—1　入地戸数の推移（第2期の図）

注1）図の作成に当って使用した資料の出典は以下のものである。

① 北炭山林；「北炭山林史」（昭和24年 p. 159）。

② 国 有 林；「国有林野事業成績」（大正10～昭和11年）。

③ 道 有 林；明治44年～大正5年までは「道有林50年誌」（昭和31年）。ただしこの時期は戸数の統計がないので農耕地面積を一戸分（5町）で割ったもの。
北海道地方費林事業成績（大正5年～昭和13年）。

④ 北大演習林；「北大演習林60年の歩み」（昭和38年 p. 188-189）。

⑤ 東大演習林；「北海道演習林に於ける林内殖民の研究」（後出）より作成。
昭和2～14年については，3年687戸，8年739戸という数字が散見（北海道林業会報（第26巻13号）苫名報告，東京帝国大学北海道演習林概要昭和9年）されるが一貫した統計がない。

注2）点線は推定値である。道有模範林の明治44年～大正5年までは1)の③参照。

注3）御料林についてはのぞいた。「帝室林野局50年史（昭和14年）」の p. 841-844 の御料農地貸付調」が掲上されている。これには戸数の統計はないが，1戸当り5町歩で計算すると明治26年13戸（65町歩），明治32年541戸（2,723町歩），ピークの大正11年7,035戸（35,175町歩），昭和12年1,141戸（5,707町歩）となる。

まず，それぞれの所有における最初の設定年度，その呼称，1戸当り貸付面積，鍬下期間，契約期間，労役義務条項の有無などについてみると表1-1のようになる。

また，それぞれの林野所有内における年度別貸付戸数の推移は，図1-1のようになっていた。

表1—1　各山林経営における林内殖民制度の特徴

経営山林	設定年度	呼　称	1戸当り貸付面積	契約期間	鍬下期間	労役義務	最大時の人地戸数（年度）
山炭山林	明治32年(1899年)	農業地小作	3町歩	20年以内	10年	有	432（大正10年）
国有林	大正10年(1921年)	林内移民	〃	15年	5年	有	352（大正15年）
道有模範林	明治44年(1911年)	林内農耕地	5町歩	10年	〃	有	871（大正10年）
道有公有林	大正8年(1919年)	〃	〃	10年	〃	有	129（昭和2, 3, 7年）
東大演習林	明治43年(1910年)	林内殖民	4町歩	20年以内	〃	有	801（昭和15年）
北大演習林	〃	〃	5町歩	12年	〃	有	374（昭和13, 14年）
御料林	明治31年(1898年)	御料農地	5町歩	30年	5年	無	7,035（大正11年）

注1)　御料林については，その農地の貸付地全部（御料農地）を一括して林内殖民に入れることはできないので欄外にしておく。

注2)　設定年代は，その所有山林中に最初に区画設定された時点である。

注3)　呼称については，必ずしも規程又は契約書によっていない。

注4)　一戸当り貸付面積は，その後に変化がある。例えば北炭は大正2年に4町に変更，東大も後に5町のものが設定された。また道有林の上滿幌農耕地のように1戸当り1.5町歩というような事例もある。

注5)　契約期についても同様である。例えば北炭は当初20年間であるが，大正2年に10年間に変更，鍬下期間についても，北大は昭和9年に全廃している。当初より未墾地の料金を徴収し5年後から正式の料金を徴収した（北大演習林60年の歩み p. 116)。

注6)　鍬下期間

これは開墾の成功するまでの間，小作料又は貸付料を免除する期間のことである。しかしこの期間は規程上と実際の契約上において食違いがあった。例えば北大においては規程上「5年間」とあるが，「未開地貸借契約書」では「3カ年間」になっていることがある（北大演習林60年の歩み p. 115)。

注7)　入地戸数については図1参照。道有林についての最大時の入地戸数は模範林，公有林合せて大正10年の919戸(871戸，48戸）である。御料林については戸数の統計がなく，農地貸付面積（有償）を5町歩で除したものである。また北大では昭和23年の392戸が最大であるが戦前期のピークをあげておいた。

注8)　表1作製にあたって準拠した「規程」「契約書」および資料の出典は次のとおりである。

①　北炭山林

i)　北海道炭鉱鉄道株式会社農業地小作規定（明治32年）（前掲三浦報告，東大演習林蔵）

ii)　小作規定（大正10年）（北炭山林史 p. 150)

②　東大演習林

i)　東京帝国大学農科大学附属演習林内農耕地貸下規程（高橋延清，高橋武一「北海道演習林に於ける林内殖民の研究」（東大演習林報告 No. 34, p. 67, 昭和19年，東京))

ii)　農地借用契約書（同上 p. 67-68)

③ 北大演習林
付①～⑦参照
④ 道有林
i) 地方費林所属林地貸渡規程（明治43年，庁令第108号）
ii) 北海道地方費林野貸渡規程（大正14年，庁令第11号）
iii) 北海道地方費林野貸渡手続（大正14年，訓第594号）
⑤ 国有林
i) 官林地貸渡規定（明治27年，庁令第52号）
ii) 北海道国有林野貸付規則 大正6年，庁令第75号）
なお，国有林の労役義務についてはii)による第3号様式貸借契約書の第6，7条に明文化されていた。
⑥ 御料林
i) 上川郡御料地貸下手続（明治26年）「帝室林野局五十年史 p. 468」
ii) 北海海御料林地内農耕地貸下規程（明治31年）「同上 p. 470」

注

1) 例えば，御料林においては，明治26年（1893年）「上川御料地貸下手続」さらには明治31年（1898年）「北海道御料地内農業地貸下規程」があり，北大においては明治31年「札幌農学校の資金に属する北海道土地貸下規程」（文部省告示第54号）等がある。これらには出役義務の条文はない。

2) この事について北炭山林史（昭和34年，東京）では次のような記述がある。
「じらい，他所においても当社の手法を学び，林内殖民に力瘤を入れるものがふえ，そのため多くの演習林や，官公林にも同様の事例が見られるようになった。」さらに，「明治39年，東京大学講師ホフマンの渡道に際し，社有林のこのような方法をつぶさに視察し，特に「殖民林業」と命名，大いにその業績を称揚したものであるが，それ以来，他の官公林も当社にならい，同様の方法により積極的に林内殖民を行なうようになった。東大北海道演習林（明39年），北大雨竜演習林（43年），道有林（44年），北海道国有林（大10年）などに実施されたものはすべてこれをモデルとしたものである。」（同上 p. 153）。
この記述の前半の部分は本文でのべたように，最初の小作規程の制定をさすものであるが，他の林内殖民が北炭をモデルにしたかどうかには疑問がある。東大については設定に当って，当時の責任者三浦助手が明治39年に雨竜山林を調査した記録があるが，他についてはその確証はない。又，このような形態は，新開地又は辺境における殖民地に成立した土地所有が，その経済的な実体の実現形態として一般的におこなう対応形態であった。

3) この北大苫小牧演習林のものは，製炭のための林内殖民であり農地の貸付をともなっていない（「苫小牧演習林概要」昭和4年参照）。

4) 北海道山林史によれば，「林内殖民と目されるものの設定箇所及びその設定年月」等の表があり，御料林，東京大学演習林，北海道大学雨竜演習林，北海道有林，北海道大学天塩第一演習林，国有林があげられている（p. 178）。われわれは「制度」としてみた場合御料林は労役義務が契約上ないという点で一応除外することとする。

5) この解体の過程については，別にのべるが，大学演習林の問題については，「北海道農地改革史（下）」の東論文「学田の解放」（第三章第7節第5）（p. 251）に，また北大については小鹿勝利「北大雨竜地方演習林の林内殖民制度について」（昭和43年11月札幌）の「林内殖民の解放」などがある。

6) 「当社が山林経営に着手した当時の北海道は，人口がきわめて稀薄で，また交通機関も未発達であったため，山間辺地に所在する社有林の施業に当って所要労働の手当をなすことは，ほとんど不可能であった。」しかし「北海道国有未開地処分法」の規定によれば，貸付けを受けた日から1ヵ年以内に起業方法書に基き着業しなければ，貸付けを取消されることになっていた。ここにおいて急速に労働力を移入し起業条件を充足する方途を日夜苦慮した末，当面の対策として林地内に農民を入植させる，いわゆる林内殖民を実施し，半農半林の形態を持って林業労務者を確保する方策を意するに至った。」「北炭山林史」

(前出) p. 149-150。

7) 土地検査制度

この土地検査制度は高倉新一郎によれば明治30年の国有未開地処分法の5つの特質の1つであったとされている。「未開地を一定期間無償貸下し，その成功を見た暁に始めて所有権を認める方法は，その条件が満足されたどうかを検査することがその方法の死活に関する重要問題である。殊に新法律の様に，之を条件として無償付与がなされる場合は殊更に重要である。～中略～若し条件が満たされないならば取消又は返還を命じ，その土地の利用の健全化を図らねばならぬ。そのために北海道庁は『北海道国有未開地検査規則』を設けて，その方法を明確にした。それによれば，検査は，成功検査，着手検査，使用検査，予定地検査の四種に分れていた。」「北海道土地制度史」p. 86 (道庁編北海道農地改革史(上巻) 昭和29年札幌) とあり，北炭山林史のいう国有未開地処分法上の「起業条件」はこの全検査の完了をさすものである。

8) 御料林を林内殖民制度のなかから除外したが，設定の動機として地代取得——具体的には農地小作経営——の事例としてとりあげた。なお，北海道山林史は御料地を林内殖民と「目されるもの」のなかに入れているが，それについては次のような説明がある。「しかし御料農地は必ずしも，その様な意図 (林業労働者の固定) の下になされたのではなく，土地の経済的利用という動機が先行している。御料地とその他の林内殖民とは設定の主たる動機がこの様に異なるけれども，実質的には殆んど異なるところはなかったものと思われる。どの場合に於ても，林業労働賃収入は各農家収入の重要な位置を占めていたし，林業経営のために必要な労働力の重要なる給源をなして来た。」と御料農地とその他の設定動機の違いをのべている。

9) 「旭川，札幌，小樽方面出張取調報告」明治38年11月 (東大北海道演習林蔵)。

10) 4) を参照。

11) 「雨竜郡出張取調報告書」明治39年9月 (東大北海道演習林蔵)。

12) 「農地貸下規程ニ対スル意見」明治39年11月16日 (東大北海道演習林蔵)。

13) 「北炭山林史」p. 185 参照。

なお，明治32年の「農業地小作規定」では，その労役義務の条項は次のようになっている。

「第14条　小作人ハ開墾事業ノ外本社造林地ノ看視ヲナシ及其事業ニ就キ雇役セラルル義務アルモノトス。但，造林事業ニ就キ雇役スルトキハ相当ノ賃金ヲ給ス」(前記「三浦報告書」明治39年)。

2.　北大演習林の創設と林内殖民制度の設定

(1)　北大演習林の創設

北海道大学演習林 (以下北大演習林) の創設は，明治34年に札幌農学校の維持資金として北海道庁より札幌農学校第一基本林として，雨竜郡北竜村所在の官林約30,000町歩の管理をうけたのにはじまる。

これ以後，札幌農学校 (明治40年まで) 東北帝国大学農科大学 (大正7年まで) 北海道帝国大学 (大正7年以後) はそれぞその時代に大学の維持資金および研究教育の目的のもとに，各地方において演習林としてのその林野所有を拡大していった。戦前期に取得したその概況を示すと表2-1のようになる。

この林野所有の取得および演習林の創設は，札幌農学校時代にはじまる農場の創設とともに，その学校運営の基本財産として取得されたものであった。「札幌農学校は，その設立の当初

表2—1　戦前期における演習林設定の経過

取得年度	戦前における名称	取得時の面積（町歩）	備考
明治34年	第一基本林・雨竜演習林	30,000	
35	第二基本林・天塩第一演習林	20,000	現称　中川演習林
37	苫小牧演習林	2,793	
45	トイカンベツ演習林・天塩第二演習林	22,733	現称　天塩演習林
大正2年	樺　太演習林	19,900	敗戦にともない喪失
5	台　湾演習林	789	
13	朝　鮮演習林	23,885	
14	和歌山演習林	430	

注）1. 昭和3～8年にかけての各演習林概要より作成。
2. 朝鮮は無償借入，一部購入。和歌山は購入，その他は管理換又は交付でありいずれも無償取得である。

から北海道農業の模範を示すために広大な地積の農場を附属せしめられていたが，明治21年10月札幌郡豊平町簾舞に，又22年には札幌村烈々布に土地を得，その経営に当たった。」（高倉，前掲，農地改革史（上）p. 144）といわれるように札幌農学校はその発足当時から大地積の土地をともなっていたのであった。

そして札幌農学校は「明治19年米国より帰朝最初の邦人教授に任ぜられた佐藤昌介が，1862年のモリール法[1] (Moril Act) により米国が国有地を各州に与えて農工科大学を設立維持せしめたのにならい，広大な未開地を得て基本財産としようと企て，幸に当路の了解を得たものであった」（同上 p. 144）とあるように，明治20年代初頭からその農場経営を開始するのであった。

ところが明治23年より実施された会計法（法律第26号「官立学校及図書館会計法」）は，文部省の直轄学校以外には特別会計の設置を認めず，当時北海道庁に属した札幌農学校はその農場経営が会計法上の規制により不可能となった。このため同23年よりは同校の卒業生をもって組織する札幌同窓会が，その土地の大部分の払下げをうけてこれを経営した。そして同28年に札幌農学校が文部省の直轄学校となると同時に，札幌同窓会はその全財産を同校に寄附することになったのであり，この時点をもってその本格的農場経営が開始された。この明治28年の札幌農学校農場の創設にともない出された勅令104号，および文部省告示第5号「札幌農学校の管理に属する北海道土地貸下規程」が，これ以後の北大農場の小作経営および演習林の林内殖民制度による土地貸付の基礎規程となったのであった。

この北大における農場経営のための土地取得は明治29年11月の空知郡下富良野村における約3,800町歩の未開地の交付をもっておわり，これ以後はその維持資金のための土地取得は演習林の設定としてつづけられたのであった[2]。

つまり北大演習林の創設は，このような農場としての可耕地の取得が，「道内の戸口漸く繁

げく，土地に対する民間の需要次第に高まるに及び……」(「60年の歩み」p. 2) といわれるように，限界にきた時点から開始されたのであり，その農場とともに北大における維持資金のための土地獲得の一環としてなされたものであった[3]。

このことについて，その「北海道大学演習林60年の歩み」(以下「60年の歩み」) は「本学演習林の使命」として3項目あげた第1項目において次のようにのべている。「これら農場，演習林は教官の研究，学生の実習に供せられたとはいえ，その本質は全く基本財産であって，これらの財産は学校維持資金に編入され永年特別会計に属し，収入は一般経費に当てる他，その一部は資金として，積立てる等，すべて学校の経済的自立の[4]基礎を鞏固にし，更に将来の発展に資せんとするにあったことは明らかである」とのべている (「60年の歩み」p. 1，傍点は有永)。

以上のような明治20年代から大正期にかけての北海道内の各地における北大の土地取得は，「北海道の官民地の内最も大切なのは北海道大学農場並に演習林で農場面積6,284町歩，演習林74,621町歩，合計80,915町歩である。この地積は大正9年度に於て官有地の最大地積を示し，演習地や種馬所を持つ陸軍省用地よりも大きかった」(高倉，前掲農地改革史 (上) p. 144) といわれるような大面積の大学所有地としての国家的土地所有を形成していったのであった。

ちなみに，大正3年度における北大農場の所在地および面積を示すと表2-2のようになっていた。

表2—2　大正初期における北大農場

名　称	位　置	面　積	備　考
第一農場	石狩国札幌区	79	
二	〃	143	
三	札幌郡札幌村レツレップ	317	
四	札幌郡平岸村字簾舞	649	
五	夕張郡角田村ウエンベツ	506	
六	夕張郡角田村アノロ	713	
七	渡島国亀田郡七飯村	79	
八	石狩国空知郡下富良野村	3,792	
余市果樹園	後志国余市郡余市町大字山田村	2	
計	9　カ　所	6,283	

注)「東北帝国大学農科大学農場事業報告概要 (大正参年度分)」p. 1より作成。
町歩以下切捨てのため計は多少ちがっている。

(2) 林内殖民制度の設定

北大演習林の林内殖民制度による土地貸付は，以上のような道内の各演習林において実施されたが，それは以下にのべるように農地における小作地の貸付と同じ「土地貸下規程」に依ってなされ，そのための独自の規程は制定されていなかった。

すでにのべた札幌農学校が文部省直轄学校に編入され明治28年7月に勅令第104号が出され，これによって「札幌農学校資金に属する北海道の土地貸付は随意契約にすることが出来る」と定められ，これにもとづいて同年8月文部省告示第5号において「札幌農学校の資金に属する北海道土地貸下規程」が制定された。

この「北海道土地貸下規程」は，その後において数度にわたって改正されるが，北大農場における小作制農場経営の法的基礎となったものであった。

北大演習林における林内殖民制度による土地貸付は，明治43年の雨竜演習林よりはじまるが，その土地貸付に当っては，この文部省告示第5号の改正である明治31年10月の「文部省告示第54号」に準拠してなされていた。そしてこの規程の条文は，それが大正2年に改定されるまで義務条項をもたないのであるが，当時の小出演習林長の「諭告」という形で，9項目にわたる貸付にあたっての申渡しがなされ，その第2項，第3項において，「本植民地の貸付を受けるものは大学において造林，伐木事業等を実行するに当りては必ず之に従事すべき義務あるものとす。但し賃金の如きは其都度本学において定む」(第2項)，「山火，盗伐其の他本森林に危害ある事件に対しては速かに協力防禦に従事する義務あるものとす」と出役義務および森林保護の義務を明確にしている。

この「文部省告示第54号」と「諭告」によって東北帝国大学農科大学長との間に「未開地貸借契約書」をとりかわしてその土地の貸下を受けていたのであるが，この契約書においても，「借地人ハ労力ノ供給並ニ防火防盗其ノ他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス」と労働出役および森林保護を義務付けていた。

これらのように明治43年以降に開始された北大演習林内の可耕地の貸付はその当初より，各種の労働義務をともない林内殖民制度による土地貸付として出発したのであった。しかし，この土地貸付は次項にのべるように，その諸様式において農場における小作地の貸付と同一の方法によっており，明治20年からはじまる農場における小作経営の一環としての性格をも同時にあわせもつものであった。

以上のような制度的内容をもって，北大演習林の林内殖民制度は開始されるのであるが，「60年の歩み」によれば，雨竜演習林明治43年，天塩第一演習林（中川）大正3年，天塩第二演習林（天塩演習林）昭和3年にそれぞれ区画設定し，殖民者を入地させたとなっている。しかし，実際の所有林野内の可耕地の貸付は，「未開地貸借契約書」によりこれらの年度に先行しておこなわれていた[5]。このことは，その可耕地の貸付が明治28年からはじまる農場の小作地のそれの延長上になされたという性格からして当然のことであるが，この「60年の歩み」等北大当局のいう区画設定，入地年度は大学側が殖民地として計画入地させた時期をいうものであろう。

また上記三演習林のほかに，苫小牧演習林において明治42年より農耕地の貸付をともなわない林業夫を入地せしめ，これも林内殖民の一形態であるとしている[6]。

表2—3　北大演習林における農地貸下の経過

	雨竜		中川		天塩		計	
	件数	面積(町)	件数	面積(町)	件数	面積(町)	件数	面積(町)
明治44年	65	373					65	373
大正5年	100	515	22	93			122	608
10	98	534	49	199			147	734
15	109	544	81	315			190	860
昭和10年	243	1,136	84	335	14	34	341	1,505
20	204	972	98	399	15	52	317	1,423
25	227	1,074	112	466	21	61	360	1,602
35	245	1,144	117	422	24	65	386	1,631

注)「北大演習林60年の歩み」附表20 p. 188-189より作成。
面積は町歩以下切捨て。

このような北大の各地方演習林における林内殖民制度による土地貸付の経過の概略を示すと表2-3のようになる。

この表に示すように，北大演習林における林内殖民制度による土地貸付は，その設定年度・規模が一様でなく，さらにその自然条件，森林施業もまたそれぞれ特徴をもつものであり，したがってその林内殖民制度も多様な内実をもって展開され，これを一括して述べることはできない。このような理由から以下においては，主として最も早くから開始されかつその貸付戸数，貸付面積ともに最大のものであった雨竜演習林の林内殖民制度についてのべ，その他の演習林については必要に応じてふれることにする。

以上のように，北大演習林の林野所有は農場とともにその学校運営の維持資金の獲得のために形成された土地所有の一環として創設されたのであり，その林内殖民制度もまた農場における小作経営と同じようにその農地経営の一環でもあったのである[7]。

注

1) モリール法

「アメリカ合衆国上院議員モリル Justin Smith MORRIL が下院議員 (1855～67) であったとき起案し可決された二つの法律」であり一つは関税法であり「他の一つは，62年制定された大学設立に対す土地許与法で，57年以来提案されつづけていたが，南部民主党員の反対を受けていたもの。工学あるいは農学関係の州立大学を設立しようとする時に対し，上下議員1名につき3万エーカーの国有地を無償で与えることを規定し，これによって州立大学の創設を容易にしたもの。この法律によって設立された州立大学の数は総計69に及んでおり合衆国の大学教育の発達，ことに西部の発展に大いに寄与した。」中屋健一「世界大百科辞典 28 p. 302～303」(平凡社 1958)。

2) これについての「60年の歩み」は次のようにのべている。「その後29年11月空知郡富良野村において未開地の交付を受け，これを維持資金に編入して第8農場と称したが，道内の戸口漸く繁げく，土地に対する民間の需要次第に高まるに及び，附属農場の設置はこれを以て最後とし，爾来維持資金獲得の方針を変じて，専ら演習林の設定に向うこととなった」(同上 p. 2)。

3) 前記東はこの土地経営について次のようにのべている。

「大学農場が学校の資金を目的として生成された以上，他の地主と同様小作農場として経営されることは当然の帰結であった」(前掲農地改革史(下) p. 253)。

4) 島恭彦はこの演習林の「学校財産」としての性格を，その大正期における整理問題について論じるなかで，整理に反対した文部省の見解について次のようにのべている。まず「合理的林業」や「林業試験」に対する従来の成果が徒労におわるという主張については，「大学研究者の労苦のにじみ出たものとして，『大学の自治』を側面から弁護している主張として私達も支持できるのである」島恭彦「帝国大学特別会計と演習林 p. 18」経済論叢第94巻第5号)。しかし，その特別会計によって「学校会計の独立を期待する」という主張については，「(これは)，旧制度下における学校特別会計法（明治40年学校及図書館特別会計法・昭和19年学校特別会計法）を一貫していた，しかも物質的裏づけのない精神であった」(同上）と批判し，この主張を「現実ばなれした言葉である」と述べている。そしてさらに，「さらに補助金削減のショックをさけるために学校に財産をもたせたという歴史的沿革からしても，またこの国有財産の所管が官僚的割拠の足場になっていたという大正期の現実からみても，この時期に演習林の財政的役割を弁護することは，はたして大学のためなのか，文部当局のためなのかわからない」(同上 p. 19)と官僚機構の「自主性」と「割拠性」を基礎とした主張を批判している。この批判は現段階におけるいわゆる「演習林適正規模問題」における文部省の態度にも当てはまる部分がある。ただ，大正期とのちがいは文部官僚の相対的自立性が低下し，したがってその主張が無責任な第三者的なものになっていることにある。

5) たとえば，天塩演習林蔵の資料によるとその開始が昭和3年となっている天塩演習林内の幌延町トイカンベツ・ヌカナンにおいて，大正10年6月1日に菅股勇作との間に「未開地貸借契約書」による土地貸借契約がなされていたという事実がある。

6) (1) 大正15年の施業案説明書では次のようにのべている。「次ニ本演習林ニ於ケル林内殖民ノ状況ヲ簡単ニ説明セントス本演習林ニ於テ森林内殖民トシテ初メテ設定セラレタルハ，明治四拾弐年ニシテ当時ハ僅ニ弐戸ニ過ギザリシガ現在（大正拾五年九月）ニテハ次ノ如キ数ヲ示スニ至ル。

戸数	男	女	計
14	37人	34人	71人

而シテ之等殖民ハ農業ニハ全然関係スルコトナク一年間演習林事業ニ要スル労働ニ従事シ以テ生活ノ安定ヲ得ツツアル状態ナリ。(苫小牧演習林山之神事業区施業案説明書 大正15年 p. 18～17)。

(2) また昭和4年の苫小牧演習林概要では次のようになっている。「演習林経営上定住ノ林業夫ヲ得ルハ，頗ル有利ナルヲ以テ，明治四十二年ヨリ林内殖民ヲ収容セシガ，雨竜及天塩演習林ニ於ケル林内殖民ト異ナリ，純然タル労力供給ノ目的ナルヲ以テ，農耕地ヲ貸付セズ，融雪後ハ主トシテ造林其他ノ事業ニ使役シ，冬季ハ木炭製造及官行斫伐ニ従事セシメ，年中仕事ヲ与ヘ生活ノ安定ヲ計レリ，現在十三戸アリテ其成績良好ナリ。」(北大苫小牧演習林概要 p. 53 昭和4年札幌)。

(3) また鈴木幸太郎氏（昭和12～16年までの苫小牧演習林長）よりの聞取調査（昭和41年9月）によれば次のような状況であったといわれる。

① 当時10戸ぐらいの殖民者が居り，そのうち菜園をもっていたのは2～3戸であった。② 殖民者は主として伐木労働と製炭労働によって生計をたてていた。③ 製炭労働は出来高払い制による賃焼であり，焼釜，運搬費等は全て演習林持ちであった。④ またこの殖民者は定夫の下での林業夫であり，昭和10～15年には最盛期15～16人ぐらいの人が居た。⑤ このうち2～3戸の人は30年前後に農林技官に任官し，現在演習林職員になっている。

以上であるが，この「林内殖民者」達が，その住宅内及び菜園の貸付において具体的にどのような契約を演習林当局と結んでいたかは現在のところ不明であり，労役義務その他について確認できないのでこのような記録があったことを確認しておくにとどめる。

7) 大正3年の「農場事業報告概要」は「二. 農場経営 1. 目的及種類」のなかで，その農場経営を直営農場における ① 実験農場 ② 経済農場と ③ 小作経営における小作農場に区分し，その小作農場について

次のように記している。

「第三以下第八農場ニ至ル六ケノ農場ハ専ラ本学土地貸下規程ニ拠リ土地ヲ貸与シ一方ニ於テ小作制度ノ研究及本道ニ於ケル農業経営ノ状態ニ就キ各種ノ試験及研究ヲナシ他方ニ於テ小作料ヲ徴収シ本学歳入ノ財源トナスヲ以テ目的トス」(同上 p. 1～2)。

この小作地をもって小作制度を研究するという考え方は，東大演習林が戦後の農地改革に際してとっている論法であるが，それがこの時点で記されている点は興味深い事柄である（前掲「北海道農地改革史(下) p. 272」参照)。

3.　雨竜演習林の林内殖民制度

(1)　第一期 (明治43年～大正6年)

1)　雨竜演習林の創設

北大雨竜演習林の創設は，以上にのべた札幌農学校における「維持資金」のための土地取得の一環として明治34年になされたものである。

これに先立って，明治20年札幌農学校が北海道庁の所属校であった時にその一科目であった「山林学」を，明治31年「林学科」として新設する意見書を，当時の総長佐藤昌介が文部省に上申したがこれは認められなかった。そこで32年5月再び「簡易林学科」の新設を上申し[1]，それが認められ，「森林科」が一学科として新設された。この「森林科」が明治34年，38年の校則改正により「林学科」と改称され，同43年に東北帝国大学農科大学「林学科」が開設される基礎となったのである。

以上のように，一方では学校農場としての耕地における国家的土地所有の拡張が限界にきていたこと，さらに他方では林学教育の必要性が高まってきたことにより，明治32年3月13日付をもって北海道庁に官林のうち10万町歩の割譲交付を申請している。これに対して同年8月に道庁殖民部より「5万町歩御引渡ノ義ハ差支無之ト被存候」(明治32年4月林親第14号，北海道大学所属国有財産沿革 (I) 収録) という回答がなされている。

またこの回答を受けた後の文部大臣宛の申請書によれば「本道拓殖ノ進運ニ伴ヒ益々農工ニ関スル教育施設ノ拡張ヲ要シ候処本校ノ資金未タ充分ナラスシテ将来学事ノ拡張ニ資スル事能ハサル次第ニ付此際適当ノ財源ヲ得テ本校経済ノ基礎ヲ鞏固ト致候度」(同上，札農秘第23号「本校資金増殖ノ義御稟申」明治32年) とあるように，財源の確保をその取得の主要な理由の一つとしていた。このような文書のやりとりが明治32～33年にかけて札幌農学校，北海道庁，文部省，内務省の間で数度[2]にわたってなされ，明治34年4月「文部省文書課丑甲200号」によって「太凡参万町歩，価格9万円」が札幌農学校の維持資金に編入されたのである。これが34年3月から40年9月まで第一基本林と称した雨竜演習林の創設の経過であった。

この雨竜郡北竜村の森林約3万町歩の引渡しについては，別にのべる東大演習林とほぼ同じような附帯条件がつけられていた。

それは，明治33年5月20日付の内務大臣から文部大臣宛の「北甲第78号」および同年

6月18日付の道庁より札幌学校長宛の「通蝶・拓殖第2735号」に記されていた。このうち「通蝶」によれば次のようになっている，「追テ本地ヘ他日本拓殖上必要ノ箇所アルトキハ他ノ官林ト交換スヘキコト。実測ノ結果地積ニ変更アルヘキコト。意外ノ故障アル箇所ハ控除スヘキコトノ条件付ニ得承知置相成度為念申添候也」と。この附帯条件はこれ以後の道内の北大各演習林の取得においてもほぼ同じであり，当時の官林の所換替・交付にともなう一般的な条件であった。

2) 林内殖民制度の設定

① 設定の経過

雨竜演習林における林内殖民制度による土地貸付は，すでにのべたように明治28年よりはじまる農場における小作地の貸付の一環として明治43年に開始された。

すなわち，同演習林においては明治43年8月からその所有林野内の農耕適地の区画を開始し，同年末までに1戸分5～8町歩の区画を21戸分設定した。これにともない19戸分の入地希望者の募集をおこない，その応募者のなかから15戸分の入地者を同年末に決定し，翌44年から入地させた。これが北大演習林における林内殖民制度による土地貸付のはじめのものであった。

これらの入地者との貸付契約は先にのべた明治31年の文部省告示第54号「札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程」の改正である明治43年4月文部省告示第219号「東北帝国大学農科大学ノ資金ニ属スル北海道ノ土地貸下規程」によってなされたが，この「規程」そのものには労役その他の義務規定はなかった。しかし，明治43年この15戸分の人々の入地に先立って，当時の小出林長の「諭告」を各入地予定者に伝達するという形で労役義務その他がつけ加えられており，明らかに林内殖民制度による土地貸付であった。

この小出林長の「諭告」は9項目にわたるものであるが，その大略を示すと次のような内容であった。

① 借地人は貸付地内に居住すること，② 造林，伐木事業等への出役の義務（ただし有償），③ 森林保護への出役の義務，④ 鍬下年限3年，借地料，⑤ 道路の小修善および貸下地内の道路は，借地人共同または各自においてなすこと，⑥ 水田適地の場所で試作の奨励，⑦ 開墾小屋の設定場所，⑧ 開墾のための火入れ上の注意，⑨ 貸付地上の立木の取扱いについての注意（「60年の歩み p.106」参照）であった。

このような手続を経て，「予め希望者の資産，性質，家族の多少，特技の有無等を調査し，また本人を看守所に参集せしめ慎重人選をなし，明治43年度において15戸分の受貸付者を決定した」（同上）のであった。

その契約に当っては「貸下願」「成功見込書」を提出し，その上で「未開地貸借契約書」を東北帝国大学農科大学長との間にとりかわしていた。この「未開地貸借契約書」は農場の小作地の貸借と共通のものを使用していたが，その「第13条の2」においては，「東北帝国大学長

ハ学術研究必要アルトキハ期限ヲ定メ借地者ニ依託シテ作物ノ試作家畜ノ飼養又ハ一定方法ニ依り農家経営ヲナサシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ。演習林内ノ土地ヲ貸付スル場合ニハ借地人ハ労働ノ供給並防火盗伐其ノ他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス」(幌加内村の渡辺鉄次郎との明治44年4月の契約書,「幌加内村史 p. 130」収録昭和33年) とあり，ここでも労働義務は明文化されていた。

しかし，その土地貸下規程のなかにこれらの義務条項が明文化されたのは，先の勅令第104号が大正2年に改正され，それにともなって先の文部省告示が廃せられ，「東北帝国大学第157号」によって「東北帝国大学農科大学ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程」が制定された時であったといわれる。(60年の歩み p. 115」参照)

そしてこの東北帝国大学「第157号」は大正7年において北海道帝国大学農科大学として発足するときにその名称を「北海道帝国大学農科大学の……」と変更し，さらに昭和7年の会計規則の改正にともない同規程は消滅しているが，その後の規程においてもこの義務条項はそのまま引つがれていた。

② 設定の動機

以上のような経過をへて設定された北大演習林の林内殖民制度は，先にのべたように林業労働力の確保と農地における小作地代の獲得の二つの目的をもって設定されたものであった。

これを雨竜演習林の場合についてみると，まず明治45年3月調査の「雨竜演習林施業案説明書」(調査員・富本豊，小畑善三・北大演習林蔵) では次のようにのべている。「然レトモ本林ハ雨竜川ノ流域ヲ占ムルニヨリ肥沃ナル平坦地所々ニアリテ大ニ森林殖民ヲ発達セシメ得ルカ故ニ将来ニ於テハ労力ノ供給充分ナルノミナラス併セテ小作料トシテ多クノ収入ヲ上クルヲ得ヘシ」(同上 p. 2) と記しており，設定当時から労働力確保と小作地代を目的としていたことは明らかである。

また先の小出林長の「諭告」においても「貸付地中水田適地あらば勉めて水田を試みよ其成績如何によりては追て相当の施設をなすことあるべし」(前掲「60年の歩み」p. 106) ともあるように，水田農業を奨励し，その小作経営を意図していたことが読みとれる。そして44年度の貸付地の面積が，当時の北炭3～4町，東大が4～5町であったのに対して5～8町と比較的大きいこともこの小作経営による地代取得と関連していたのであろう。

ともあれ，北大演習林の場合はその林内殖民制度設定の動機は，林業労働力の確保と小作地代の獲得の両方にわたるものとして明確に意図されていたのであった。

3) 土地貸下規程と借地契約の性格

北大における林内殖民制度の基礎となった土地貸下規程は，大正2年まではすでにのべた明治28年の「勅令第104号」とそれにもとづく同31年の「文部省告示第54号」であり，それ以後はこの大正2年に改正された「勅令第104号の改正」とそれにもとづく「東北帝国大学第157号」であった。これらにもとづいて結ばれた契約はいずれも「宅地 (耕地) 貸借契約書」

と「未開地契約書」の二種類の契約書によってなされていた。

これらの規程・契約書は全て農場・演習林内の土地貸付に共通したものであったが，明治44年の林内殖民者の入地開始に当って使用された規程は「文部省告示第54号」であり，その契約書の内容はむしろ「東北帝国大学第157号」に近い内容をもつものであった。というのは，「文部省告示第54号」には農場の試験・研究への協力・演習林への労役義務がなく，したがってその契約書[4]においてもそれらの義務条項はなかったのであるが，先にあげたように明治44年4月の雨竜演習林において渡辺鉄次郎との間に交わした契約書にはそれが明記されている。つまり，林内殖民制度による土地貸付は，その契約書の冒頭に，「東北帝国大学農科大学長ハ明治31年文部省告示第54号東北帝国大学農科大学ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程ニ拠レル土地貸下ヲ為スニ依リ借地人○○ト左ノ契約ヲ締結ス」とあるように「文部省告示第54号」によっている形式になっていたが，実際上の契約においては，大正2年の改正規程がその改正に先行して契約書のなかに名文化されていたのであったのであり，初期の義務条項をともなわない「未開地貸借契約書」は林内殖民者との契約においては使用されなかったようである。以下これらの勅令・規程について検討する。

① 勅令第104号とその改正

まず明治28年7月9日の「勅令第104号」の内容は次のようなものであった。

「札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道ノ土地ノ貸附ハ左ノ場合ニ限リ随意契約ニ依ルコトヲ得，

一　一人ニ付宅地ノ面積四百五坪以内ヲ貸附スルトキ

二　一人ニ付耕地及未開地ノ面積三万坪以内ヲ貸附スルトキ

未開地ヲ貸附スル場合ニ於テハ貸附料ヲ徴収セサルコトヲ得」

（「札幌農学校土地貸下規程」明治31年10月25日発行北大図書館蔵）

この勅令は大正2年に改正されるが，その改正点は，「札幌農学校」が「東北帝国大学農科大学」[5]と変更されたことと，第三項「三，直接公用ニ供スル為又ハ公共ノ利益ト為ル事業ノ為，公共団體又ハ起業者ニ貸附スルトキ」（「北海道帝国大学農科大学農場・演習林・植物園一覧 p. 48」大正8年参照）が付加された二点であった。

前記東はこの「勅令第104号」によって「農場が現在の如き小作農場として発足する事が明確にされた……」（前掲 p. 253）嚆矢であったとして，さらにそれにもとづく小作契約の内容について次のようにのべている。

「この勅令をみると，国有財産ではあるが私人との間に随意に契約，即ち使用許可とか認可とかいうような公法によるものではなく，民法にいう当事者対等の立場における賃貸借契約その他の契約が出来ることが明文化されており，農地改革諸法規にいう小作契約を許されていることが分る」（同上）と，この勅令にもとづいてなされた北大農場および演習林の小作契約が道内の他の小作農場によるそれと同質であること，および農地改革の対象となることを主張し

ている。

② 「**土地貸下規程**」(文部省告示第54号) **および契約書**

この「文部省告示第54号」は全部で31条よりなる規程であるがその主要な点は次のようなものであった。(なお，この全文は前記勅令と同じ (付1参照)「札幌農学校土地貸下規程」という明治31年の小冊子に全文収録されている)

(1) 貸付面積制限・宅地405坪以内，耕地未開10町歩以内 (第2条)

(2) 貸下年限・宅地・耕地12年間，未開地18年間 (第3条)

(3) 身許の確認・出願者は戸籍謄本又は府県国の証明書を必要とする。(第4条)

(4) 貸下料は宅地は1坪1ヶ月一厘以上5銭以内・耕地は1反歩1ヶ年20銭～2円50銭。またその貸下料はこの範囲において4年毎に更正する。(第7条)

(5) 未開地の成功年限・鍬下期間，成功年限は4～6年以内，鍬下期間は成功後4年間。したがって鍬下年限は未開地の地目・規模によってことなるが8～10年であった。(第8条および10条)

(6) 風防・風致又は薪炭用地としてその地積の1/10以内を原形のまま置することができる。(第11条) したがって1/10以上の土地の林地としての使用は禁止されている。

(7) 借地権の無許可転貸の禁止。したがって借地権は認めていた。(第13条)

(8) 借地の目的外の無許可使用の禁止 (第16条)

(9) 官用および公用の必要上は貸下期間中でも「返還セシムヘシ」ことがある。この場合は借地人の損害は保障するが，その交付額に対して異議を申立てることは出来ない。(第18条)

(10) 契約解除条項・次の「各号ノ一ニ該当スル借地人ニ対シテハ……其貸借契約ヲ解除スルコトアルヘシ (第19条)

一　契約ノ条項ニ違背シタル者

二　貸下地ヲ荒廃セシメタル者

三　貸下料ヲ怠納シタル者

この第19条により契約解除された者は再度出願はできなかった。(第6条)

また第19条によつて契約を解除されたものは，その既設物件を60日以内に除去しない場合は，「札幌農学校ニ於テ之ヲ公売シ其費用ヲ引去リ残金ハ所有主ニ還付シ不足アルトキハ之ヲ弁償セシム」(第21条…傍点　有永) ことになっていた。さらにこの第21条の場合「伐採シタル樹木アルトキハ」その代価を弁償させることにもなっていた。(第22条)

(11) 借地権の譲渡および継承権の承認手続 (第24条および26条)

以上のような規程にもとづいて交換された「未開地貸借契約書」では，これに次のような内容が付け加えられていた。(付2参照)

(1) 開墾費用の借地人負担「開墾小屋掛及移住等ニ依リ一切ノ費用ハ借地人ノ負担トス」

(第10条) また借地契約より3ヶ月以内に小屋掛・開墾に着手 (第8条) となっていた。

(2) 労役義務「演習林内ノ土地ヲ貸付スル場合ニハ借地人ハ労働ノ供給並防火盗伐其ノ他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス」(第13条第2項) またこの第13条では学術研究への協力義務があり，その第3項では「前条ノ場合ニ於テ東北帝国大学ノ負担スヘキ額ハ双方合意ニ依リテ之ヲ定ム」となっていた。この第13条の3項は文意上は演習林の出役の賃金にも該当するのであるが，前記小出林長の「諭告」では「但し賃金の如きは其都度本学において定む」となっており，実際上は演習林側が一方的に決定していた。

(3) 無許可伐採・林地としての土地利用の制限 (1/10以内) (第16条・17条)

(4) 損害賠償・保証人との連帯責任制

「借地人ハ東北帝国大学農科大学ノ承諾ヲ経スシテ成功地ノ原形ヲ変更シ，若クハ荒廃ニ帰シタルトキハ其ノ損失ヲ賠償スルモノトス」(第11条) とあり，「借地人現地ニ不在ナルトキハ保証人直ニ契約ノ義務ヲ履行スルモノトス」(第18条) また賠償の場合に於ても同じく保証人の連帯責任規定があった。(第19条)。

以上述べたような規程・契約書をもって当初の林内殖民制度による土地貸付はなされていたのであるが，これらの内容は契約書の労役義務を除けば道内の他の小作農場のそれとほぼ同じ内客のものであった。これについて東は「以上のとおり大学小作農場は私法上の賃貸契約をもって結ばれ，その試験協力義務なるものも賃貸借契約上の特約として取扱われるべきものであったのである」(前掲 p. 258 傍点…有永) とのべている。

このように北大演習林の設定当初の林内殖民制度による土地貸付は，それが農場の小作地貸付の延長線上におこなわれたことから，むしろ道内の一般の小作農場の農地における小作契約に近いものであり，規程・契約書上からみるかぎり，別にのべる北炭山林，東大演習林のそれに比べて借地人への経済外的強制はゆるやかであったといえる。なおこの契約書は「未開地貸借契約書」と「宅地 (耕地) 契約書」の2種類があって，後者は前者の開墾に関する条項第58, 10条) がないのみで，あとは前者と全く同一のものであった。したがってその当初から宅地の借地人にも各種義務は平等に課せられていたのであるが，ただ宅地への入地者は演習林概要によると昭和4年および5年度で天塩第一 (中川) 演習林に4戸，雨竜に1戸であり，その該当者は少数であった。

③ 土地貸下規程の改定 (東北帝国大学第157条)

先にのべた「文部省告示第54号」は，その後明治34年，同37年，同43年と数度にわたる名称等の改正を経て，大正2年3月18日これらの規程の原規程であった明治28年以来の札幌農学校の土地貸下規程が廃され，「東北帝国大学第157号」によって「東北帝国大学農科大学の資金に属する北海道土地貸下規程」が制定された。この「第157号」による改正は次の三点が附加されたことであった。(附3参照)

(1) 勅令の改正によって増設された第三項にもとづいて，「直接公用又ハ公共ノ利益トナル

事業」のための貸付規程の新設。(第3条)

(2) 借地料の上限の撤廃および軽減についての項目の新設。これは宅地を1坪1ヶ年一厘以上，耕地・未開地を1反1ヶ年20銭以上とだけに改め，それぞれ5銭，2円50銭の上限をなくした[6]。(第8条) また貸下料軽減の項を「借地人天災又ハ凶作ノ為メ収穫ヲ減シ若クハ皆無ニ帰シタルトキハ北海道帝国大学ニ申出検査ヲ受ケタルモノニ限リ耕地貸地貸下料ヲ軽減スルコトアルヘシ」(第9条) であり，小作人の小作料軽減の申出権を認めている。また「同年度内ニ於テ返納ニ帰シタル耕地ヲ更ニ貸下タルトキ」は返納者又は新借地者より貸下料を徴集する事も新設されている。(第10条)

(3) 労役その他の義務条項の新設。(第20条)

これは「東北帝国大学ニ於テ学校研究上必要アルトキ期限ヲ定メ借地人ニ依託シテ作物ノ試作家畜ノ飼養又ハ一定ノ方法ニ依リ農家経営ヲ為サシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ」として「演習林内ノ土地ヲ貸附スル場合ニハ其借地人ニ対シ労力ノ供給並ニ防火防盗其他森林保護ニ関スル義務ヲ負担セシメルモノトス」となっている。

これ以後この規程にもとづいて③にのべた土地貸借契約書による契約がなされていくのであり，この時点において，その林内殖民制度は規程上においても確立されたのであった。

④ 借地契約の性格

以上のべたように，勅令・土地貸下規程にもとづいて北大演習林における林内殖民制度による土地貸付はなされていたのであったが，その契約内容の性格について以下考察する。

まず「文部省告示第57号」とそれにもとづく当初の契約書は，すでにのべたように労役その他の義務条項を附帯しておらず，私的所有のもとでの道内の他の小作農場のそれと何らかわることはなかった。しかしその林内殖民制度の発足に当っては，この当初の契約書は使用されず，さきにのべた「未開地貸借契約書」が使用されていた。

この「未開地貸借契約書」は文面上は「文部省告示第54号」に拠ることになっていたが，実際上は林長の「諭告」を通告することにより③の「東北帝大第154号」の制度を先取りしてこれに準拠していたのであった。

これらの貸下規程，諭告，貸借契約書はこれまでにのべた通りであるが，その借地契約としての性格上の特徴をあげれば次のようなものであった。

まず第1には，この契約内容がすべてのべたように一面において農場における小作契約の延長線上にされたことから，農地における小作契約としての性格をもつていたことである。これはその契約の当初から借地権とその継承権を認めていたこと。(文部省告示第54号」13, 24, 26条「東北帝大第157号」16, 28, 30条・契約書7条)

さらには林長「諭告」において水田試作を契励していたこと，また改定された規程においては，凶作等における収穫減少の際の小作料の軽減の申立権を認めている (第9条・ただし契約書によるとその決定は大学の一方的なものであり，これへの異義申立は認めていない) こと

などにみられる。

またその開墾費用が全て借地人持ちとなっており，この点が道内の他の農場の開墾小作の一般的な契約とことなる不利点であったが，また鍬下年限がその成功年限と合せて8～10年と長いことは有利な点であった。

第2は，労役義務その他の義務条項の制定であるが，これは試験研究への協力と労役義務に分かれており（改定規定第20条），前者は主として農場の場合の，後者は演習林の場合の条項であった。そしてその契約書によるとその場合大学の「負担スヘキ額ハ双方合意ニ依リ」（第13条13項）となっており「双方合意」を前提としたものであった。しかし，演習林の場合は林長諭告により「本学においてこれを定む」（第2項）となっており，大学側が「一方的」に決めていた。

第3は，これらの契約に違反した場合の制裁条項であるが，これは先ず「賠償制度」[7]をとっており（第54号21･22条，第157号第25･26条・契約書第11条），その弁償は保証人との連帯責任制（契約書第18条）になっていた。またその契約解除条項においてもこれは連帯責任制となっており（契約書第20条），その契約解除の場合60日以内にその借地上の諸施設を撤去しない場合は大学がそれを実行しこれへの苦情申し立ては認められていなかった。

これらの規程・契約について東は農場の場合の実態を検討して，その試験・協力の義務条項が借地人の一部にのみ適用されていた事実をもって，すでに②でのべたようにこれを「賃貸借契約上の特約」（東・前掲 p. 258）とし，その契約を「私法上の賃貸借契約」（同上）であるとしている。

これに対して東大の場合は，「この規程及び契約書は農地貸借上の最も古い形である身分関係を拘束する強い契約であることが注目される」（同上 p. 263）と北大と東大の林内殖民制度の初期の制度上のちがいをのべている。

そして北大における林内殖民制度による小作契約上の特徴をその賠償制度について実態を検討したうえで次のようにのべている。

「この賠償責任は全く苛酷なもので，林内殖民者の保持のため止むなく行なわれたものであろうと考えられるが，今なおこれを大学の封建的制裁という者も少くないことより見れば，小作形態上特殊なものであることは否なめない」（同上 p. 269 傍点…有永）

また加納は昭和27年にこの契約書の内容を検討して次のように評価している。

「借地人の義務のみが強く主張されその権利は不安定な形でしか認められていない。極めて低い賃貸価格で貸付けるということの代償として種々の義務が負はせられているものと解せられる。借地人がこの様な契約を無条件で受入れたということは往時の国家権力の強さが背景となっていると共に，借地人の経済的社会的地位の低劣さを物語っている」（「北海道林業労働に関する研究 III, p. 206」北大演習林報告第15巻第2号，昭和27年）

以上のように当初の北大においては，林内殖民者としての借地人に対する演習林当局の規

程・契約上の諸制約は，すべてのべた北炭山林・東大演習林のそれにくらべてゆるやかなものであった。

しかし，その実際の運営においては，後にのべるような借地人相互間の自主規制的な「借地人申合規約」を「自治ノ奨励」(前記大正2年度農場報告 p. 138) と称して「自主的」に決定させ，これによってその支配関係を補強していくのであった。

4) 区画設定および入地の経過

① 区画設定および入地

雨竜演習林における林内殖民のための区画設定は，明治43年8月および11月に幌加内事業区第1林班および第2班において，1戸分5～8町の区画をもって計21戸分を設定したのにはじまる。その入地はこの21戸分のうち43年度に19戸分の入地者を募集し，うち15戸分が同年度内に決定し，翌44年4月からその入地が開始されている。

第1期における区画設定および入地の経過を示すと表3-1のようになるが，雨竜演習林においてはほぼその設定年代の古い順に第1号～13号までの番号をつけその殖民地の名称としていた。

表3—1　第1期の区画設定および入地の経過

年度	区画設定		入地(累計)	
	区画数	面積(町)	貸付件数	面積(町)
明治43年	21	130	15	126
44	46	246	65	373
大正2年	16	78	94	514
5	4	21	100	515
計	87	475		

注) 1) 60年の歩み p. 106-108 および附表20より作成
2) 面積は町歩以下切捨て

なお，明治44年度にはこの外に市街地として，添牛内の第8号殖民地に14戸分，3,360坪の宅地の区画を設定しているがこの入地の経過は明らかでない。ただ昭和5年の概要の「林内殖民一覧表」によると戸数134戸のうち宅地が1戸となっており，さきにのべた宅地契約書による借地契約がなされていたものと思われる[8]。

またこの区画設定の一ヶ所ごとの面積は，雨竜演習林の可耕地が附図に示すように南北に細長い所有林野内に点在していたために，きわめて小さいものであり，第1期に設定された8ヶ所のうち最大のものであった第8号殖民地（添牛内）においても一団地当り40戸内外であり[9]，その他の場所は第2号の17戸のほかは全て10戸以下の小団地であった。

② 入地当時の状況

雨竜川の両岸にまたがる幌加内原野の開発は，明治30年前後から，殖民区画および御料地の小作地が設定され，当時の開拓政策のなかでの多様な形態によってすすめられていた。まず「明治30年，ホロカナイ原野の殖民区画がなされ，同31年には大地積の貸付が始められたのであるが，北5号から以北，北7号までの現在の殖民地，振興部落の区域は，個人に貸付する区画地として計画が立てられ，当初から大地積の貸付はなされていなかった」(前掲幌加内村史 p. 83) とあるように明治30年以後の国有未開地処分法による団体移住および特定地の貸付処分

がなされていた。例えば北大演習林の事務所のあった添牛内ではこれにより明治44年「信州団体」として12～13戸が入殖している。(同上 p.98 参照)

また御料林は「明治34年，帝室林野局小田桐技手，人夫7名を併い雨竜御料地測量のため入地，同44年3月同地貸付決定し，同年帝室林野局添牛内分担区駐在所が設置された」(同上 p.123) とあるように御料農地の小作経営も明治の40年代から本格的に開始されていた。この御料地の小作地は「御料農地の移住は，御料の小作として未墾地の貸付を受けたもので，開墾起業法によって2年間に5町歩を開墾すれば，さらに5町歩の貸増を受られ，貸増を受けた者も多かったが，昭和9年12月には個人に売払されている」(同上 p.93) とあるように御料地への小作人の入地がすすめられている[10]。

このようにして明治末期から大正初期にかけて御料地には，福島，和歌山，阿波等の団体移住者が入地している。

つまり，雨竜演習林の林内殖民者の入地が開始された明治末期には，この地方においては以上のようなさまざまな形態での開墾入地が本格にすすめられた時期であり，林内殖民制度も入地者にとっては「大学演習林の小作地」としてその一種としてうけとめられていたのであった。

この入地当初の状況については，その詳しい資料はないが，前記の明治45年の富本，小畑の仮施業案説明書によれば，「雨竜郡北部ハ猶ホ未開ノ地ニ属シ産業発達セス森林豊富ナルカ故ニ住民ハ多ク冬期間木材業ニ従事スルモノ多ク」(同上 p.46) また「地方住民ハ皆農業ヲ本業トシテ営ムカ故ニ馬ヲ飼育セサル家ナク又林業ニ従事シ得サル一家ナカラス」(同上 p.51) とあり，当時の移住者の生計の状況が農林業の両方にわたるものであったことをのべている。また人口は「ホロカナイ村300戸」であり，その「農産物ノ重ナルモノハ粟，薄荷，麦，馬鈴薯，蕓苔，豆類，蕎麦，ナルモ未タ産額多カラス」とのべている。

また「幌加内村史」の「農業・開拓時代」には次のようにのべられているが，初期の林内殖民者の状況もほぼ同じようなものであったと思われる。

「移住者はヨシ葺の拝み小屋を立て，ムシロを張って雨露を防ぎ，森林を切り開き二反，三反と耕地を広めていった。大樹によぢ昇り，枝を落し根廻をして木を枯らし，光線をとり入れ開墾がすすめられたが，大きな丸太を積んで日夜を分たず焼き払った。また小屋には大きなイロリをつくって，長さ四，五尺くらいの丸太を，丸太を転がすガンタというもので転がして，イロリに入れて火を消さないようにした。当時は四合ビン一本の石油で一年間も合わせたもので開拓者は苦闘の連続であった。

開墾一年目は稲黍，馬鈴薯，玉蜀黍などを作付け，自給食糧の生産を図ったが，馬鈴薯は相当の収穫があったが，玉蜀黍はまったく登熟しなかった。入地後三，四年を経てようやく自給食糧が収穫されるようになり，蕎麦，玉蜀黍，稲黍などが常食とされた」(同上 p.283～284)

5) 仮施業案の編成と施業実績

① 仮施業案の編成と施業方針

明治30年代におけるこの地方の林業生産は，「明治31年から本格的に本村への移住者が，増加し，うっ蒼たる森林に開拓の斧が入れられたのであったが，当時は森林資源の確保については考慮されず，貸付された土地は開墾を条件として付与されていたため，貸付地のほとんどが森林を伐採され，輸送ができないため，丸太を積上げて昼夜を分たず焼払ったもので，将来の林業経営は夢想だにしなかった」(前掲，幌加内村史，p. 377) といわれるように，森林とその立木は農業開拓のための邪魔物として伐採・焼却されるような状況であった。

このよううな状況のもとに，雨竜演習林では明治40～41年項より針葉樹を中心としてその木材の立木処分を開始している。この立木処分は施業案等の計画的な伐採によったものでなく，その量も大きなものではなかったが，明治45年3月に前記の富本，小畑の調査により「雨竜演習林仮施業案」が編成され，大正2年より昭和3年までこれにもとづいて森林施業がなされた。

この仮施業案説明書によれば，当時の雨竜演習林の状況は次のようなものであった。「而シテ樹木ノ生長亦良好ニシテ到ル処林木繁茂セサルナリ特ニあかえぞまつノ純林ニ至リテハ延々数里ニ連ナル昼猶ホ暗キノ所少ナカラスシテ高サ十数間直径二三尺枝下数間ノ良木亭々天ヲ突ク有様ヲ見テハ誰カ良ク垂涎三尺ヲ禁スルヲ得ンヤ是レ実ニ大学ノ宝庫タリ若シ夫レ之ヲ取扱フニ合理的ノ方法ヲ以テセハ永久大学所要ノ資金ヲ上クルコトヲ得ルノミナラス其地方ヲ潤沢スル大ナルト云フヘシ」(同上 p. 2～3) といわれるように，アカエゾマツを中心としたかなりの美林であった。

そして明治45年のこの仮施業案編成の以前においては，その取扱は「或ハ一部分極メテ粗放ナル施業案ヲ編成シテ予定ノ伐採ヲナシ適当ナル経営ヲ以テ継続シ……森林施業ニ対シテ未タ進運ノ域ニ達セス只予定額ヲ伐採シテ地方住民ニ供シタルニ過キス」(同上 p. 5) の状態であり，その粗放なる取扱の結果として「所謂択伐法ナルモノヲ以テ森林ヲ処分セリサレハ一部分ニ過キサリシモ良木ハ伐採セラレ悪木ノミ跡ニ残サルノ傾向アリ此勢ヲ継続セハ遂ニハ彼ノ美林ヲ悪林ト化スルニ至ルナキヤヲ恐ルルナリ」(同上) とそれまでの択伐，実は良木伐採を批判して，「此時ニ当リテ我等ノ調査ニヨリテ仮施業案成ル希クハ之ニヨリテ施業ヲナストキハ略誤ナキヲ得テ本林ヲシテ荒廃セシムルコトナク以テ法正ナル状態ニ導キ永久予定ノ収入ヲ上クルコトヲ得ルニ至ランカ」(同上) とその仮施業案についての抱負をのべている。

この仮施業案は南部の比較的便利な地域約2万haを14林班に分け，輪伐期160年，回帰年40年の択伐作業案として計画したものであった。これは大正2年より昭和3年度まで15年間にわたってその森林施業の方針となったのであるが[11]，その択伐予定面積は年平均437 ha，予定伐採量は年平均13,803 m^3であり，10年間で面積計4,370 ha，伐採量計138,000 m^3 (うち針葉樹79,000 m^3，広葉樹59,000 m^3) の予定であった。

その事業実行の方法については，アカエゾマツ・トドマツを中心として天然林施業についてのべているが，とくにアカエゾマツについては，「今大体ヨリ本林ノ林相ヲ論ズルトキハ針過混淆林ニシテとゞまつハ全林ニ分布シえぞまつハ局部ニ一大純林ヲナス所少ナカラス，…(中略)…恰カモえぞまつノ次第ニ駆逐セラレツヽアルカ如キ観ヲナシツヽアリ是シ本林経営上大ニ注意スヘキ事項ナランカ」(同上 p. 23～24) と特別の注意を払っていた。

そしてその施業に当っては「其全林中到ル所あかえぞまつノ老大木ノ存セサルナク而カモ強キ陰性ニシテ遙カニ幼令ナルとどまつ其下木ノ状態ヲナシテ一面ニ生スルニ徴スレハとどまつノ漸ク其跡ヲ襲ハントスルノ状瞭々トシテ明カナリ今ニシテあかえぞまつヲ保護シ自力繁殖ヲ計ラサレハ其跡ヲ絶ツニ至ルナキヲ恐ル之ヲ要スルニ現存スル大木ヲシテ出来ル丈其利用価ヲ大ナラシメ伐木跡地ニハ苗木ヲ補植之勉メテ林相ノ改良ニ力ヲ尽サンコトヲ希望シテ止マサルナリ之レ一ハ以テ造林費ヲ省キ一ハ以テ土地裸出ヨリ来ル害ヲ防カントスルニ在リ」(同上 p. 4～5, 傍点…有永) とアカエゾマツ天然林の取扱について補植および裸出をさけるべきことを強調している。また更新の方法については，「更新ノ際其林地ニ存スルえぞまつ・とゞまつノ種苗ハ其尽之ヲ残シ置キ適当ノ撫育ヲ加ヘテ共ニ成立セシムルコトヲ試ムヘシ」(同上 p. 7) と天然性幼稚樹の保護を指摘し，さらに補植の苗木について「健全ナル山出苗ヲ養成スル目的ヲ以テ森林内各所ニ移動苗圃ヲ設置スヘシ」(同上 p. 7) と山引苗のための林間苗圃の設置を提案している。

以上のようにこの明治45年に編成され大正2年より実施された施業案は，アカエゾマツ・トドマツを中心として択伐天然林施業であったが，その天然更新法とくにアカエゾマツに対するそれは現在からみても，極めてすぐれた内容をもつものであった。

② 諸事業とその実績

以上のような施業方針のもとに，その森林施業は大正2年より本格的に開始されるのであるが以下においてその実績についてのべる。

i) 伐 出 事 業

雨竜演習林の伐出事業はすでにのべたように，明治41年の立木処分より開始されるので

表3—2　第1期の立木伐採材積（立木 1,000石）

年　度	立木処分	官	斫	計	年　度	立木処分	官	斫	計
明治41年	36			36	大正3年	21			21
42	36			36	4	39			39
43	22			22	5	5		79	85
44	5			5	6	0		46	47
大正元年	2			2					
2	32			32	計	198		126	330

注）雨竜演習林概要（昭和5年）より作成。1,000石以下切捨てのため計は必ずしも合わない。

あるが，施業案にもとづいた伐出は大正2年よりはじまるがこれも大正4年度まではすべて立木処分であり，直営による伐出事業（官行斫伐）は大正5年より開始されている。第一期における伐採量を示せば表3-2のようになる。

なお，この伐採樹種は「然レドモ本林ハ運搬不便ニシテ雨竜川ノ水流ニヨル外ナク，濶葉樹ノ利用ハ殆ンド不可能ナリシヲ以テ……」（前掲概要 p. 46）と運材上の制約（広葉樹は比重が重く流送できなかった）より少量の地元用薪材をのぞいてほとんどがトドマツ・エゾマツの針葉樹であった。

ii) 育 林 事 業

育林事業としてはすでにのべた択伐天然更新作業の方針であったため，人工造林は明治41年の山火跡地に大正3年から試験的におこなわれた。造林樹種はカラマツ・ドイツトウヒを主とし，その補植にトドマツ・エゾマツや，かつら・おにぐるみ・なら・しらかば等の山引苗が使用されていた。第1期において新植のおこなわれたのは大正3年～6年までの4年間であり，その年度別造林面積は表3-3のようになる。この造林のための苗木は苗圃で育成されており，前記概要によると，その山出本数は大正3年63,000本，同4年73,000本，同5年19,000本（うち山引苗トド1,100本，エゾ13,000本），同6年20,000本（うち山引苗エゾ1,400本）であった。しかしこの造林地は「其成績からまつ，独乙黒松ハ殆ンド全滅ニ近ク，稍良好ナルハ独乙唐桧ノミナリ」（前掲概要 p. 31）といわれるように惨々たるものであったといわれる。

このような人工造林に対して，その施業案上の主要な更新方法であった天然更新は同じく「概要」によると，「然レドモ従来ハ事業比較的粗放時ニシテ経費ノ関係等モアリ之等補助作業ヲ実行シ得ザリシガ，漸次集約ナル事業ヲ行ヒ造林上適当ナル作業ヲ実施セントス」（同上 p. 34）と昭和4～5年においてもこのような状態であり，富本らの編成した施業案による天然更新（Naturferjüngung）はまさに天然放置（Selbstbestockung）に変質させられていたのであり，この期には育林事業は一部の人工造林をのぞけばなかったのに等しい状態であった。

表3—3　第1期の人工造林実績

	新植 (反)	補植 (反)	保育 (反)	合計経費 (円)
大正3年	179		283	459
4	229	179	179	613
5	176	87	408	493
6	144	130	367	501
7		229	550	602
計	728	625	1,787	2,686

注）前掲概要 p. 33 より作成，反・円以下切捨て。
1町歩当りの経費は新植30円，補植3.6円，保育20円，計53～54円であった（苗木代のぞく）。

また択伐面積も予定の年平均1,300町歩に対して大正2年から4年までは230町歩の面積にしか実施されず，その実行率は18%であったのに対して，その伐採は63%実行されていた。つまり，それだけ場所的に集中して伐採が実行されていたわけである。

このような傾向は大正5～13年の間にますます強められ，伐採は予定に対して40%増，択

伐面積は38%減であった。

以上のようにこの第1期の森林経営の実績の示すものは伐出事業のみが実行されたことであり，択伐施業の方針（それも当時としては優れたものであった）のもとに，実は良木伐採が進行していたのであった。そしてこの傾向は昭和期までつづくのであるが，前記「概要」はこのことについて次のようにのべている。

「前表ニ依レバ面積ニ於テ41%減トナルカ年々ノ収額規整ハ面積ヲ副トシテ材積ニヨリタルヲ以テ」(同上 p. 38) とその面積についてのべた後で，その伐採量の増大については，その利用材積の30%とみていたが，「実行ニ当リ30%以上ニ利用可能ナリシト予定外ニ地元住民ヘノ薪材払下アリシ為予定以上ニ斫伐利用セシコトヽナルモ林力ヲ超過セシモノニアラス」と。これはまさに苦しい「弁解」であるが，このような施業が「林力ヲ超過セシ」か否かは現在の雨竜演習林の状況と富本らののべた明治期の「垂延三尺」のそれを対比して考えるなら，まさに一目瞭然であろう。

6) 山林経営の性格と林内殖民制度

① 殖民者の状態

この明治末から大正期にかけての殖民者の状態を示す具体的な資料はないが，以上のような入地時の状況および森林施業の実績からみると，まず開墾農民としては，同じ時期に入地した国有未開地および御料林の入地者とほぼ同じような状態にあったとおもわれる。つまり「入地後3，4年を経てよくやく自給食糧が収穫されるようになり，蕎麦，玉蜀黍，稲黍などが常食された」(前掲幌加内村史 p. 283) ような状態であり，その商品化作物としては交通の便が不良のためハッカ，デン粉，除虫菊等の加工農産物がわずかにあるのみで，その生計は主として賃労働に頼らざるをえなかったのであった。

そしてこの賃労働は，「彼等ハ冬期ニ至レハ競フテ木材業ニ従事スルカ故ニ其業ニ熟練セルモノ多シ」(前掲施業案説明書) といわれるような状態であり主として冬山造材によるものであった。

このような明治末期から大正期にかけての状況のもとで，雨竜演習林は大正3年の造林事業の開始および大正5年に官斫による直営事業を開始するまでは主として立木処分によってその事業をおこなっていたので，それまでは殖民者との間には直接の雇用関係は恒常的には存在しなかったのである。

そして当時のこの地方の木材伐採の状況は「目下ノ所（明治45年…有永）彼等（地元住民）ノ需要スル木材ハ薪炭材及建築材柾材ニシテ其他二三特種材ノ需要アレトモ皆多額ニアラサル」(同上 p. 48) であり大口の需要としては「顧客ハ富士・王子製紙及ヒ三井物産会社等ナルヘシ而シテ周囲ノ国有林御料林中ニハ最早有望ナル箇所少ナキカ故ニ比較的運搬便利ニシテ良材ニ富メル本林ニ着目スルニ至ルヤ必セリ而シテ本林ノ木材供給力ハ頗ル大ニシテ彼等ノ要求ヲ充分充タスコトヲ得ヘシ」とあるように，富士・王子の両製紙会社および三井物産が明治30年代

からその立木処分を受けて伐出事業を開始していた。当時の北大演習林の立木処分の相手業者についての資料はなく，その事情は不明であるが[12]，林内殖民者はこのような業者の仕事に対しても「大学ノ本林ニ於テ事業ノ殆ムルヤ万障ヲ操リ合シテ労役スルノ傾向アルハ喜フヘキナリ」(同上 p.47) といわれるように積極的にその冬山造材に出役していた。

つまり，この冬山造材においては林内殖民者は他の農民と何らかわることなく，むしろ「大学の仕事」においては優先的に雇用され，このかぎりでは「共存共栄」の関係にあったのであり，林内殖民制度による労役義務制は「義務出役」としての意味をもちえなかったのであった。

またその夏期事業としての育林事業についても，その事業量がすでにのべたような状況であり，これまたこの期においては林内殖民制度としての「出役義務」条項は大きな意味をもつものではなかった。

以上のようにこの期の林内殖民制度は,「所有林野内の可耕地の貸地をテコとして労役義務制」としての意味をさほどもっておらずむしろ，一般の小作農民とほぼ同じような状態にあったのである。

そして雨竜演習林における林内殖民制度がその実態を持ちはじめるのは，大正5年以降の官斫の開始からであり，それは又次にのべる「借地入申合規約」の作成期でもあったのであるが，これについては第2期でのべることにする。この意味において第1期のそれは創設期又は準備期とも名づけられるものであったといえる。

② 山林経営の性格

第1期をおわるに当ってこの期における北大の農場・演習林の収入の状況を大正7年度の実績によって示すと表3-4のようになっている。

北大演習林において農地の借地料が徴集されたのは大正8年の雨竜演習林からであり，この表の貸下料には含まれていないのであるが，その立木および素材による収入は雨竜演習林よりのそれが65,587円含まれている。

ともあれこの表は当時の北大の大学による土地所有および土地経営の収入が森林伐採および借地料 (小作料) によってその90%近くを占められていたことを示すものとして興味深いものである。これに対して当時の農場・演習林・植物園の総予算は約11万円であり，差引11～

表3—4　大正7年度の農場および演習林の実収入内容

科　目	家畜払下代	畜産物払下代	畜産製造品払下代	農産物払下代	農産製造品払下代	立木代	素材払下代	土地貸下料	雑収入	合計
金額 (円)	7,315	6,716	5,226	2,449	77	32,917	84,777	83,641	1,316	224,434
比率 (%)	3.3	3.0	2.7	1.1	0	14.7	37.8	37.3	0.6	100.0

注) 前掲「農場・演習林・植物園一覧 (大正8年) p.12」より作成。
円以下切捨てのため合計は合わない。

12万円の収益がその所有地から上がっていたのであり，まさに「基本財産」というにふさわしい内容であったといえよう。

以上のようにこの第1期における演習林の経営は，農場における小作農場としての寄生地主的土地経営とは異なり，立木処分を中心とし，林野の維持・管理を主要な内容とする財産保持的経営なのであり，その森林経営への展開は第2期に開始されるのであった。

つまり，その森林経営についてもこの期は財産保持的な「所有」にとどまっていたのであり，「経営」は未だ開始されておらずその準備期であり，この点からみても林内殖民制度がその実態をもちえなかったのは当然のことであった。

注

1) この「簡易林学科新設の必要」とする説明書は「北海道山林史」にその全文が掲っているが，それによるとその目的は要約すると次のようなものであった。

① 開墾事業のための伐採により木材の欠乏を生じる地方少しとせず，これらの地方に造林をするため森林教育者の普及の必要がある。

② 水源涵養林，防風林，土砂止林，魚付林等の保存林の設計のための技術者養成。

③ 適正な森林施業をたて，使用林の利益を持続的ならしめるための林業家の養成。

④ 森林監守のための管理者の養成。　（北海道山林史 p. 1025 参照）

2) この間の往復文書については，前記「北大所属国有財産沿革」に詳しく収録されている。

3) したがって，東大演習林がこの附帯条件をもってその林内殖民設定の理由とするのは論拠に乏しく，農地改革による解放に対処するための詭弁にすぎない。　（前掲農地改革史(下)参照）

4) 明治31年10月25日に発行された小冊子「札幌農学校土地貸下規程」に収録されている「宅地（耕地）貸借契約書」および「未開地貸借契約書」のいずれにも，義務条項はなかったが，これは明治40年前後までの農場における小作地の貸付に使用されたものであり，演習林内の土地貸付においてはこの契約書ははじめから使用されていなかった。

5) 前記東はこの大正2年の改訂と内容をあげているが，その冒頭が「北海道帝国大学……」となっている。しかし東北帝国大学農科大学が北海道帝国大学となったのは大正7年3月のことであり，これは「東北帝国大学……」の誤りであろう。

われわれも大正2年の改正された原資料が入手しえないため代って大正8年の「農場一覧」に掲げられたものを使用することにする。

6) この小作料は小出林長の「諭告」では次のようになっており，演習林では1反歩につき30～40銭であった。なお前記渡辺鉄次郎の場合は40銭で契約していた。

「初年より有料貸付の筈なりしも第2，第3項の義務を負わしむると同時に受貸代人を保護せんため鍬下年限を設け第3年目より年々開墾段別を実査し相当料金を徴収することとし初期は上等地を40銭，下等地を30銭となすも其以後に至りては4年毎に之か更正をなすこと契約書の通りと心得べきこと」（第4項）　（前掲60年の歩み p. 106）

なお雨竜演習林の場合は，借地料を徴集したのは大正8年からであり，実際の鍬下年限は成功期間も含めて10年間となっていた。

7) この賠償制度については，その契約時に提出した「請書」のなかに「若シ之ガ為メ御学損害有之候ハバ何時ニテモ御指定通リ賠償可致候」（附④参照）とあり，かなり徹底したものであったと思われる。しかし，北大がこのような「賠償制度」を採用したことは，東大の家父長制的な制約と対比して興味深いことであるといえよう。

8) ただすでにのべたように，宅地のみの契約者は雨竜演習林においては，昭和5年にはわずかに1戸であった。この契約書が東大の「住宅地規程」と同じ意味をもつようになったのは，後にのべる昭和期の母子里部落の場合からであった。

9) この点在による一団地当りの戸数の少ないことは，東大以外の他の本道の林内殖民地に共通している。北大において殖民者によって集落を形成したのは，この雨竜の第8号（添牛内）約40戸，同じく昭和3年よりはじまる母子里の約140戸，中川の大正中期までに設定の上音威子府の約50戸の3ヵ所のみであり，残りは全て20戸以下の小集落の点在であった。

10) この御料地の入地については幌加内村史 p. 92 に明治44年の政和の入地の際「213戸の許可を受けた者で移住した者は僅かに1割程度で，他は許可を受けた者の肩替りであることが発見され」（同上 p. 92）という「又小作」発覚による事件があり，退去を要求されたという興味ある記録が記されている。

11) 厳密には大正13年までであるが，大正13年に編成された三股事業区仮施業案はこの一部改訂であり，三股事業区はこれによって大正14年から昭和2年まで施業されたが，残りの幌加内事業区はほぼこの施業案によっている。

12) 昭和46年6月2日北大林政学教室の小関教授の主唱により在札の古い木材業者との当時をふりかえる懇談会が開かれ，この席上大正5年に編成された北海道木材業組合連合会の初代の会長であった大滝甚太郎氏は「三井の造材の仕事を大正期にやり『雨竜の大学の山』で仕事をしていた」（新田啓二郎氏談）との話があった。この大滝甚太郎は三井物産の専属の造材業者であり，当時の三井や王子・富士等はこのような専属造材請負人により造材事業を遂行していた。

　つまり，当時のこの地方の素材生産業は主としてこのような専門の造材業者によっておこなわれていたのであった。なお，大滝甚太郎は最後まで製材工場をもたず林業では造材専門業者であったが，後に札幌商工会議所の初代会頭となっている。

(2)　第二期（大正7年より昭和9年）

この第二期はその森林施業上からみると，明治45年の仮施業案の実施期（大正2年～昭和3年）三股事業区の施業案の実施期（大正14年～昭和3年）および，昭和3年の雨竜電力会社にダム用地として三股事業区のうち約5,400 ha の売払をし，これにともなって茂知（母子里）への編成換および添牛内事業区の編成換によって施業がなされた時期であった。つまりこの期は大きく分けると大正5年～昭和3年までの時期と昭和4年以降の時期にわけられるのであるが，以下においては第一期，第三期と年代的には多少重複することもあるが，第二期として大正7年～昭和9年までの経過についてのべる。なお，この期の開始時である大正7年は，幌加内村が多度志村および北竜村より分村して幌加内戸長役場を設置して分村独立したときであり，また同時に北海道帝国大学農科大学が東北帝国大学より分離独立した時期でもあった。

1)　官行斫伐事業の開始と「借地人申合規約」の成立

①　官行斫伐の開始

北大演習林における直営生産としての官行斫伐は，「経営を合理化し，収入を増加する一つの手段として」（60年の歩み p. 63）大正元年に苫小牧演習林において開始されたのが最初のものであった。これ以後中川では大正4年，雨竜においては大正5年，天塩では大正6年にそれぞれ官斫が開始されている。

この官斫の開始は，演習林の直営生産の開始であり，それによって経営方針は森林の「所有」から「経営」へと積極化していくことを意味する。つまり「蓋シ官行斫伐ニ依ルトキハ林利ノ昂上更新ノ適正ヲ期シ得，森林利用学上幾多ノ研究材料ヲ提供シ演習林本来ノ要務タル学術ノ研究演習ノ資料ニ供スルニ頗ル便ナレバナリ」(演習林彙報第4編 p. 23 昭和11年) といわれるように，「基本財産」としての土地所有から，その方針を積極化して森林経営に乗り出したのであった。

このような方針のもとに，雨竜演習林においては大正5年以降その伐採量は急増し年間6万～8万石の官行斫伐が実行されていったのであった。このような官斫の開始は，それを労働力との関連でみると多量の労働力を演習林が直接雇用することを意味し，それによって林内殖民者への労役義務が実質化することを意味する。そしてその労働力調達機能の強化のために制定させたのが「借地人申合規約」であり，この成立によって北大演習林の林内殖民制度は名実ともに実態をもつようになるのであった。

② 「借地人申合規約」の成立

① 制定の経過

北大演習林においては，この天塩・雨竜の官斫の開始された大正5～6年に，明治39年より農場において実施されていた「借地人申合規則」を借地人の「自主的」な申し合せとして成立させ，借地人（林内殖民者）に対する支配関係を強化・補強するのであった。そして以下にのべるように，この「申合規約」の成立こそが，北大における林内殖民制度を農場の小経営の延長から労役義務制による労働力支配の形態に転化させ，そのことによって制度としての実質化を実現させるものであった。

この「借地人申合規約」は，前記の「大正2年度東北帝国大学農科大学農場事業報告概要」によれば，「自治ノ奨励」として次のようにのべられている。

「本学各小作人ニハ，各々小作人申合規約ナルモノヲ締結セシメ之レニ因ツテ自治ノ精神ヲ涵養シ団結心ヲ強固ナラシメンコトヲ期セリ，今ヤ小作人ニ於テモ其趣旨ヲ了解シ逐年良風ニ馴致スルノ有様ニアリ」(同上 p. 138)。

この「自治ノ奨励」による申合せ規約は，農場においては「明治39年 農場小作人を勧誘して借地人規約を締結せしむ」(前記大正8年一覧 p. 187) とあるように明治30年代末より成立していたものであった[1)]。

演習林においてはこれを原型として，中川演習林では大正6年12月に「天塩演習林上音威子府殖民地借地人申合規約書」が成立している。雨竜演習林については，大正2年10月に1～2号殖民者19名によって議決され，「借地人申合規約認可申請ノ件」[2)] という文書が派出所より本部宛に出されている。この「雨竜演習林借地人申合規約」[3)] は農場の申合規約をその雛型としているが，その内容は農場のそれとはかなり異ったものであり，労働力調達機構のための規約という面を強くもっていた。しかしいずれにしてもこの規約は，附録に掲げるように日常生活，冠婚葬祭，農業生産，労役義務等の日常生活から生産にいたるまでの全ての面において

詳細に定められており，入地者全員に対して強制加入制をとり，かつその違反者には村八分による制裁規定を設けていた。いわば殖民者間の部落内秩序の基礎をなすものであり，それがこのような「自主的」な形によって相互規制として働いていたのであった。そしてそのことは大学側の農場，演習林経営の各種事業上必要であっただけでなく，「郷国を異にし風俗を同ふせざる者相集りて開墾小作に従事し……互に相依り相扶け相慰藉するの方法を設けしむるの必要を認め」(前掲農場概要 p.187) といわれるように，厳しい自然条件のもとでの新開地において開墾を開始する場合に不可欠である生産および労働の共同化のために，借地者自身にとっても一定の自治的運営が必要であったのである。

② その特徴

この規約は大正5～6年の成立以来いく度かにわたって改正されたらしいが[4]，昭和7年度に使用されていた「雨竜演習林借地人申合規約」について検討すると以下のような特徴をもっていた。

㋑ 借地人の全員強制加入制であったこと[5] (第1条)。

㋺ 規約による規制が生活，生産の全面にわたっていること (第2条)。

㋩ 制裁規定および村八分の条項があったこと。この条項は第3条～5条にわたるもので，その内容は「本規約申合セ人ニシテ博奕，窃盗其他法律規則ニ違反シタル行為アルトキハ貸下地ヲ返納シ演習林ヲ退去スルノ義務アルモノトス」(第3条) と返地退去を義務付けている。これは先にのべた改正規程第23条に対応するものであるが，規程のそれをより具体化したのみならずその範囲を広げたものであった。この第3条の義務に違反した者に対しては「本規約ヨリ除名シ一切交際ヲ断ツモノトス」(第4条) と村八分の制裁規定を設け，かつその第5条においては「本規約申合人ニシテ第4条ノ除名者ニ交際シタルモノ有ルトキハ第3条ノ義務ヲ履行セシムルモノトスル」とあり，違反者のみならずそれと交際した第三者に対してもこの村八分条項を広げている。そしてこの義務とされている返地退却は開墾農民である殖民者にとっては，全財産没収追放にひとしい処置であったから極めて厳しい内容をもつものであった。

③ 組織の構成および役員選出条項

行政区域 (添牛内とか政和) ごとに部長一名，評議員二名をおき，さらに部落内において組長をおいていた。そしてこの組長は，その構成員の直接選挙によって選出され，部長評議員は組長会によって選出されていたが，部長は「官庁ノ任命ヲ受ケタルモノヲ以テ之ヲ推ス」(実際には巡視人をさす) という資格制限があった (第6～9条)。

④ 演習林との関係

この申合せ規約は，一面ですでにのべた規程・契約書による林内殖民制度を補強したものであり，演習林側の労働組織という性格をもっていた。それは，

㋑ 先の部長選出条項で，その部長の資格として「官庁ノ任命ヲ受ケタルモノ」[6] となっており，これは演習林より「巡視人」としての任命を受けた者を指していたのであり，部長は一方では演習林の準職員でもあったこと。㋺ 派出所→看手所→部長→組長→殖民者という形で演習林の

命令伝達の下部機関でもあったこと（第10条）。㊇組長会議には「組長協議会ニハ派出所員ノ出席ヲ乞フモノトス」とあるように，演習林職員の出席を規定していること（第31条）。㊀山火の際の出役義務（第19条）。㊁その他部長，組長の指揮に従わないものの届出制（第12条），役員その他の届出制（第8, 9, 34条）等にみられるものであった。つまり演習林側からみれば，このような「自主的」な秩序を形成させることにより，その殖民者に対する支配関係を補強していたのであり，これによってその労働力支配を貫徹していくのであった。

⑤　相互扶助その他

葬儀，災害についての相互扶助，さらには輪作法によること（第26条），計画的貯金の件（第28条）等の日常生活にいたるまで35条にわたって詳しく規定されていた。

東大の林内殖民制度に比べて独自の土地貸下規程も制定せず，制度上の諸規則も比較的ゆるやかなものであった北大演習林の林内殖民制度は，その官斫としての直営生産の開始前後から，以上のような「申合規約」を殖民者に「自主的」に制定させることによってその支配関係を直接・間接的に補強していたのであった。そしてこの規約は，そのような演習林と殖民者の間の諸関係を規定したばかりでなく，同時に特殊な部落共同体的秩序を創設しその基盤ともなったのであった。そしてこの支配形態は，その形式において北炭における「山頭制度」に近いものであったといえるが，それを殖民者の「自治」という形で実施したことに北大のそれの特徴がある。

我々は以上のような事実をもって，北大の林内殖民制度の実質的な成立期をこの「申合規約」の成立した第一期末から第二期にかけてであったとすることができる。その意味からすれば，この申合規約が部落内秩序の基盤となったのは雨竜演習林においては第8号殖民地を中心とする添牛内地区および昭和初期から区画設定入地がおこなわれた母子里地区のみであり，その他は中川の上音威子府部落だけであったのであり，北大演習林の林内殖民制度が土地貸付をテコとして義務労役制としての実態を恒常的にもっていたのはこの三地区であったともいえるのである。

2)　山林経営の展開と諸事業

①　施　業　方　針

雨竜演習林の施業方針はすでにのべたように明治45年南部地域の約2万haを中心とした仮施業案の編成によって「幌加内事業区」の択伐施業案が開始されたのであるが，この第二期の大正14年にこの幌加内事業区のうち三股以北の約13,000haを「三股事業区」として分離した。そして昭和4年，残りの南部地域を「添牛内事業区」として編成換をおこなっている。この編成換はそれまで交通不便のため択伐の実施されていなかった三股以北を分離し，ここに斫伐を開始するものであり，基本的には明治45年の施業案の延長であった。

しかし昭和3年「雨竜ダム」の建設のため，この分離した三股事業区のうち約5,400haを雨竜電力株式会社に売却したことを契機として，これらの施業案を廃止して第2次施業案とも

いうべき施業案の編成がなされた。これによって明治45年以降の施業案は廃止され，その施業方針は大幅に修正されている。この昭和4年に編成された施業案は，「添牛内事業区」「茂知（母子里）事業区」「泥川事業区」「宇津内事業区」の4つの事業区に分かれていた。そのうち前者の二事業区だけに施業案が編成され，後者の二事業区約13,500 haは「本林中最モ僻陬ノ地ニ位シ交便運搬極メテ不便ナルヲ以テ更ニ其開発ヲ俟チテ施業ヲ開始スベク昭和3年大体ノ森林調査ヲ行ヘルモ未ダ施業案ヲ編成セズ」（前記概要 p. 20 昭和5年）といわれるように，この時点では「施業案未編成区域」とされており，この地域の編成は第三期入ってからであった。

以上のこの第二期までの施業案の編成経過をその設定された事業区で示すと次のようになる。

図4—1　事業区の変遷

この昭和3年に編成された二つの事業区の施業案は，茂知においては輪伐期180年，回帰年60年の択伐喬林作業としての方針であったが，添牛内では皆伐作業級との組合せになっており，この時点で初めて皆伐作業がとり入れられている。

この皆伐作業級は約1,000 haの面積に対して編成されているが，「大部分闊葉樹林ニシテ針葉樹ノ老大木ハ既ニ択伐セラレタル地域ナリ，地勢一般ニシテ日当強カラズ且土壌モ比較的深クシテ人工造林ニ適スルヲ以テ闊葉樹ヲ皆伐シテ人工植栽ニヨリテ利用価値ノ大ナル針葉樹林ニ変更セントスルモノニテ」（前掲概要 p. 16）とあり，その造林樹種はトドマツを主要なものとし，「とどまつハ胸高直径40 cmヲ利用径級ト観テ伐期平均生長量ヨリシテ輪伐期ヲ百年トシテ40年ノ整理期ヲ設ケタリ尤モ現在ノ森林ニシテ針葉樹林ヲ造成シ得ルハ之ヲ保護撫育スルモノトス」（同上 p. 16 傍点…有永）とあるように，皆伐人工造林施業そのものではなく，むしろ漸伐又は小面積皆伐に近いものであった。またその標準年伐面積は25.5 ha，年伐量は3,600 m^3であった。

択伐作業は両事業区とも輪伐期180年，回帰年60年であったが，添牛内は標準年伐面積約50 ha，年伐量約3,000 m^3であり，茂知はそれぞれ71 ha，5,500 m^3であった。その択伐作業の施業法は茂知については次のようなものであった。「前記択伐量（5,500 m^3…有永）ハ之ヲ最大限度ト看做シ実地選木ニ当リテハ老幼各階級ノ林木配置ニ注意ヲ払ヒ択伐後ニ於ケル稚樹ノ発生幼樹ノ撫育及保残木生長ノ促進等更新上ヨリ考慮シテ択伐ヲ必要ト認メタルモノ及至択伐スルモ何等被害ヲ醸サザルモノト認メタルモノヲ伐採シ安全ナル施業法ノ確立ヲ観ルマデハ努メテ利用ノ緊縮ヲ計リ林相改善ヲ期セントス」（同上 p. 20 傍点…有永）。つまり，択伐天然更新法によっているのであるが「安全ナル施業法」の確立をみるまでは過伐を戒めていた。この昭和

表4—1　標準年伐面積および同伐採量

事業区	作業級	年伐面積 (ha)	年伐量 針 (m³)	年伐量 広 (m³)	年伐量 計 (m³)
添牛内	択伐	44.9	867	2,115	2,982
	皆伐	25.5	727	2,095	3,632
	小計		1,594	5,020	6,614
茂知	択伐	71.4	3,092	2,381	5,473
合計		141.8	4,686	7,401	12,087

注）昭和5年概要 p. 22 付表「施業要一項覧表」より作成。

表4—2　土地利用区分 (ha)

区分／事業区	択伐施業地	皆伐施業地	農耕地	農耕予定地	其の他	計
添牛内	5,019	1,132	702	213	—	7,060
茂知	6,215	—	—	704	80	7,001
未編成区	11,938	—	—	1,515	—	13,453
計	23,172	1,132	702	2,432	80	27,520
比率 (%)	(84.2)	(4.1)	(2.6)	(8.8)	(0.3)	(100.0)

注）昭和5年概要 p. 22 の付表「施業要項一覧表」より作成。

3年に編成され，同年4より実施された施業案による年伐面積・年伐量および利用区分上の面積を整理すると，表4-1および表4-2のようになっていた。

これらの表からわかるように，この昭和初期よりその山林経営の中心は添牛内以北の北部地帯へ移行していくのであった。

② 森林経営と諸事業

i) 伐出事業

伐出事業における直営生産としての官行斫伐はすでにのべたように第一期末の大正5年より開始されるのであるが，この第二期において本格化していった。そしてこの官斫は後にのべるように大正9年の佐藤喜三郎の報告によればほぼ完全な直営直傭生産であり，その当初においてもこの方法で実行されていた。また大正5年に官斫がはじめられた契機は，「大正5年度ヨリハ更新上及経済上ヨリ考慮シテ地元住民ヘノ自家用薪伐ヲ除キ官行斫伐ヲ開始セリ」（前掲概要 p. 46）とあるように，その森林経営を本格的に開始する過程ではじめられたものであるが，表4-3に示すように大正5年からは，その立木伐採の90%が官斫によるものであった。つまりこれ以後は，立木処分はごく一部の自家用材だけで，他は全て官斫によって立木伐採がなされていた。これは北大演習林のなかでも雨竜演習林の特徴の一つであった。

この官斫開始時のこの地方の素材生産の状態を示す資料は乏しいが，明治末期から大正期にかけて御料林，国有林の立木処分が大規模（年間20～30万石）になされ，それによって労働

表4—3　第二期の森林伐採量（立木石 1,000石）

年　　度	総　　計	官　研　材	年平均伐採量	官　研　率 (%)
第　一　期　計	396	191	—	48.3
大　正 7 ～ 13 年	494	477	70	96.4
大正14年～昭和3年	250	197	62	78.7
昭　和 4 ～ 9 年	738	643	130	87.1
計	1,483	1,317	87	88.8

注）明治41年～昭和4年は，昭和5年概要 p. 36 の付表より作成。
昭和5～9年は北大演習林彙報 No. 6 昭和11年より作成。
1,000石以下切捨てのため縦，横の計は必ずしも合わない。

力市場その他の諸条件がすでに準備されており，それを官研という形で演習林の森林経営に取り込む条件があったのであり，そのような条件のもとに直傭直営による事業が当初から大規模（大正5年立木材積約8万石）に実行できたのであったと思われる[7]。

この官研材は，「然レドモ本林ハ運搬不便ニシテ雨竜川ノ水流ニヨル外ナク闊葉樹ノ利用ハ殆ンド不可能ナリシヲ以テ研伐ハ針葉樹ニ限ラレ其約20%ハ皮付ノママ上丸太トシ約80%ハ剝皮シテ普通丸太トシテ造材ス」（同上 p. 46）といわれるような針葉樹を中心にしたものであり，昭和期まではその90%以上がエゾマツ，トドマツの針葉樹材であった。このような官研材は以上のようにして造材のうえ，「何レモ流送ノ便アル個所マデ搬出シテ公入札ニ附ス」[8]（同上）といわれるように雨竜川を利用しての流送によって運材搬出されていた。そして昭和初期の雨竜ダムの建設によって，「然レドモ近ク雨竜線鉄道三股迄開通スレバ少クトモ添牛内事業区ハ闊葉樹ノ市場搬出モ可能トナリ利用上多大ノ便ヲ得ベシ」といわれるように鉄道が延長され，この時期から広葉樹の伐採利用が開始されるのであり，前記の昭和4年以降の施業案編成はこのような運材上の条件の変化に対応したものでもあったのである。そしてこの雨竜地方を縦貫する鉄道（深名線・深川～名寄間）が最終的に完成するのは昭和16年10月であり，それまでは先にのべた「垂涎三尺」の美林もその施業条件を著しく制限されたままに推移せざるをえなかったのであった。ともあれ，この期における官研の開始をもって，その森林経営が本格的に開始されたのであった。

(ii)　育　林　事　業

施業方針が択伐作業を中心としたものであり，したがってその更新法は天然更新作業によることになるのであるが，すでに第一期でのべたように，伐採事業に当っての一定程度の配慮以上にはその作業は実施されていなかったようである。このことについて昭和5年の概要は次のようにのべている。

「本林ハ一般ニ天然更新法ニヨリ後継樹ヲ仕立ツル方針ナルガ……中略……大体ニ於テ大小老幼混生シ而モ直径ノ小ナルニ従ヒ本数多クシテ天然更新上好都合ナレドモ其配置及混淆必

ズシモ希望ノ如クナラズ之ヲ択伐作業ニヨリ法正状態ニ導カンニハ啻ニ伐採ニ当リ技術的考慮ヲ要スルノミナラズ下種，補植，除伐等幾多ノ補助作業ヲ要スル所ニシテ……」(同上 p. 34) とその天然更新法について的確な説明を加えている[9]。この育林事業の天然更新施業の方針は明治45年の富本らの仮施業案以来一貫して主張されていたものであるが，その実行はすでにのべたように「然レドモ従来ハ事業比較的粗放時代ニシテ経費ノ関係等モアリ之等補助作業ヲ実行シ得ザリシガ」(同上)，さらに昭和4年においても「漸次集約ナル事業ヲ行ヒ造林上適当ナル作業ヲ実施セントス」(同上) といった状態であり，明治末期以後一貫して放棄されてきたのであった。

またその人工造林法による更新も大正初期以後開始されるが，すでにのべたようにドイツトウヒをのぞいて「殆ント全滅」に近い状態であった。この第二期の人工造林は大正期においては新植されたのは9年と11年のみであり，他は保育・補植作業が若干実行されたが，昭和4年の施業案編成以後は年間10～30 ha が実行されている (表4-4)。その人工造林のための苗木はその苗圃 (雨竜および札幌) においてほぼ自給されているが，雨竜で養成されたものは大正2年から昭和4年までの間に約24万本 (うち山引苗25,000本)，札幌実験苗圃および購入によるものは大正2年から同8年までにそれぞれ13万本および7万本であった。

この外に，大正初期から昭和5年までに総延長28,000間の林道が経費約2万円を投じて開

表4—4　第二期の人工造林実績

年度	新植 (反)	補植 (反)	保育 (反)	総経費 (円)
大正 7 年		229	550	620
8			541	381
9	30	50	437	?
10				
11	115			901
12		110		47
13			60	89
14				
15			110	100
昭和 5 年	70	?	?	?
6	68	?	?	?
7	169	?	?	?
8	259	?	?	?
9	327	?	?	?
第一期計	723			
合計	1,760			

注）昭和5年概要 p. 33 および「60年の歩み」p. 174 より作成。
昭和5年以降は保育・補植・経費は不明。

鑿されていた。以上のようにこの期の森林経営は官斫による伐出事業を中心に実行されておりまさに伐出経営と呼ぶにふさわしい内容をもったものであったといえよう。

③ 農地経営

i) 区画設定および入地の経過

その農地経営はこの期において明治末期よりの貸付地の鍬下年限（無料貸下）がおわり，大正8年より借地料の徴収が開始されるようになり，本格化してくるのであった。その区画設定および入地の経過を示すと表4-5のようになる。

表4—5　第二期の区画設定および入地の経過

年度	区画設定（戸数）	同左面積（町）	契約件数（戸数）	同左面積（町）	借地料（円）
大正7年	—	—	103	534	—
10	15	90	98	534	2,791
13	29	135	102	515	3,115
昭和3年	139	699	133	546	3,413
4	8	37	133	513	3,491
9	—	—	144	640	3,954
小計	191	961	—	—	—
第一期計	87	475	100	515	—
合計	278	1,536	—	—	—

ii) 地域の状況

この幌加内村は開拓のすでにのべたように明治30年代より開始されるのであるが，その農業生産は明治末期から大正期にかけては，商品化作物として豆類，でんぷんが主なものであった。また水稲は明治33年にはじめて試作され同37年ころより少しづつ耕作がはじまるのであるが，第一次世界大戦による豆，でんぷんの好景気のなかでその本格化は大正10年以降に持ちこされている。このことについて「幌加内村史」は次のようにのべている。「大正3年，第一次世界大戦の勃発によって青豌豆などの色豆や澱粉の成金に本村も黄金時代となり，当時青豌豆は一俵15円澱粉一袋4円などとなり，澱粉工場も足踏機から馬廻しの工場となり，さらに水車による工場が建てられた。このころすでに吉田三郎，内山度幸，中西次郎松，久恒又二等によって土功組合の建立が考えられたが，当時の青豌豆熱で一般には気乗薄であった」（同上 p. 284）。このような状況が大正初期の農業生産であり，早くもこの時期に第一次黄金時代を迎えるのであった。

ところが，第一次世界大戦の終了とともに「大正7年大戦も終局を告げるに至り，経済界の急変動によって農産物の暴落となり，倒産寸前の者も生じ，土地を手離して離農する者続出する有様であった」といわれるように，この第二期は畑作の没落のなかで開始され，これ以後水稲作が本格的に開始されるのであった。

表4—6　第二期の幌加内村の戸数・人口の状況

年度	総戸数 (戸)	総人口 (人)	農家戸数 (戸)	農家自作率 (%)
大正 7 年	805	4,670	—	—
12	790	4,324	662	25
14	843	4,929	680	12
昭和 5 年	1,376	7,850	939	13
9	1,623	9,516	1,135	12

注）幌加内村史，第19表（p.145-147）および第56表（p.300-301）より作成。

表4—7　第二期の幌加内村の作付作物の状況　（町歩）

順位＼年度	大正 7 年		大正 14 年		昭和 5 年		昭和 9 年	
第 1 位	馬鈴薯	797	馬鈴薯	906	馬鈴薯	1,245	馬鈴薯	1,737
2	亜麻	250	水稲	417	水稲	967	水稲	1,177
3	豌豆	230	えんばく	297	えんばく	405	えんばく	273
4	裸麦	159	はっか	133	はっか	147	はっか	138
5	えんばく	150	小豆	94	大豆	69	大豆	90

注）幌加内村史，第52表（p.288-293）より作成。

明治45年の前記富本らの調査の時点では幌加内地区の戸数は約300戸であったとされているが，大正7年幌加内村の分村独立当時は約800戸でもって出発している。この戸数，人口，および農家戸数についてみると表4-6のようになっていた。

戸数，人口ともに大正10年代より急速に増大していくのであるが，その農家の大半は小作農家であった。この農業経営における作付作物の変化についてみたのが表4-7であるが，大正10年代までは馬鈴薯を主作物としつつも商品化作物は年度毎に大きく変化しているが，大正末期になると馬鈴薯と水稲の二大作として展開されるようになり，それは地区的には南部地域が水田地帯，北部地域が畑作地帯という特徴をもって進行した。

iii）林内殖民者の農業生産

以上のような地域の状況のなかで，雨竜演習林の林内殖民者の戸数は，佐藤喜三郎の大正11年の調査によると戸数88戸，人口617人であり，これは幌加内村の約10%に当っていた。

その作付作物は，同じく佐藤の調査によると表4-8のようになっており，馬鈴薯，ハッカを中心とした畑作経営であり，水稲はわずか8町歩余りしか作付されていなかった。またこれを一戸当り販売額に換算すると約580円となっていた。

なお，この佐藤の調査には開墾について詳細な報告がなされているが，それによると開墾に要する費用は一戸当り1,800～2,000円であり，その着手後5年間の開墾面積および収入は次のようなものであった。第1年目2町歩194円，第2年目3町歩505円，第3年目4町歩709円，第4年目5町歩949円，第5年目5町歩1,073円であり，つまり5年間で開墾がおわれば

表4—8　大正10年の林内殖民農家の作付状況

作　種	作付面積 (反)	作　種	作付面積 (反)	作　種	作付面積 (反)
馬鈴薯	1,165	裸麦	205	きび	103
ハッカ	593	そ菜	163	水稲	81
えんばく	392	えんどう	158	その他	95
小豆	361	タマネギ	124		
大豆	217	なたね	111	合計	3,768

注）前掲渡辺・南原「雨竜演習林内労働及殖民ニ関スル調査」p. 234より作成。

大正10年当時で販売額約1,000円となっていたのであった。また同調査によればこの大正10年当時の入地者88戸のうち，その入地前の居住地は石狩，天塩附近76戸，その他道内4戸であり府県よりの直接入地者は8戸であり，このうち明治期に入地したもの3戸，大正6年までの入地者60戸，大正10年までの入地者25戸であった（前掲「報告」p. 228～229参照）。

以上のような農業生産の状況のもとで，その農地経営が展開されていたのであり，その小作料は先の戸数平均販売額583円に対して31円であった。なお昭和4年の雨竜演習林における農地経営の状況を昭和5年の概要より示すと表4-9のようになっていた。

表4—9　昭和4年における農地経営の状況

地　目	戸数 (戸)	面積 (町歩)	借地料 (円)
宅地	1	0.1	6
耕地	98	519	2,962
未開地	35	108	529
かんがい用地		3	48
計	134	631	3,546

注）前掲昭和5年「概要」p. 53より作成。
町歩，円以下切捨て。

④　山林経営の収支の状況

以上のような山林経営のもとでその収入の状況は第一期においては，大正4年までは立木代金のみであったが，大正8年以後になるとそれに借地料が加算されるようになってくる。

この第二期における昭和4年までの収支の状況は表4-10のようになっていた（昭和4年以降は資料が不足のため掲げることができない）。

この表よりみると，その収入の95～99%は林産物売払代金であり，殖民者による借地料（小作料）は5%以下にすぎなかった。

またその支出のうち約50%は傭人料（賃金）であり，これに判任官，任官者（本官）の給与を加えると約60%が人件費であり，残りのうち通信運搬費がその半分の20%を占めていた。そして造林費は表4-10に掲げたように最大時で1,000円以下であり，これも微々たるものであった。

このような収支の状況からみると，この期の演習林における山林経営の実態はまさに伐出経営なのであり，その農地経営は収入面からみると極めて比重の小さいものであったといえる。この関係は農場においては先にのべたように小作料が大きな比重を占めているのであり，

表4—10　第二期における収支の状況

年度	立木処分 官研材販売額	土地貸付料	その他	計	支出	差引額
第一期計	93,194					
大正7年	65,587					
8	116,282	2,332		118,615	58,256	60,359
9	122,984	2,650		125,635	60,199	65,436
10	99,797	2,933		102,730	45,526	57,204
11	113,531	3,091		116,623	43,514	73,109
12	120,597	3,209		123,806	43,579	80,227
13	94,963	3,166		98,129	47,100	51,029
14	92,367	3,381		95,749	40,792	54,957
15	93,829	3,281		87,111	37,134	49,977
昭和2年	99,133	3,372		102,505	42,978	59,527
3	87,483	3,424		90,907	42,558	48,349
4	75,690	3,546	169	79,405	36,504	42,901
大正8年昭和4年計	1,116,656	34,385	169	1,141,215	498,140	643,075
〃 平均	100,605	3,126		103,747	45,286	58,461

注）1. 昭和5年概要より作成。
2. 第一期および大正7年は，林産物処分表（p. 47–49）より作成。
大正8年～昭和4年は，収支一覧表（p. 57–58）より作成。
3. 円以下切捨てのため計は必ずしも合わない。

表4—11　第二期の道内演習林の実収入　（単位：100円）

年度	雨竜	天塩第一（中川）	天塩第二（天塩）	苫小牧
大正8年	603	113		
9	654	171		
10	572	281		
11	731	361		
12	802	515	530	1
13	510	220	570	21
14	549	504	636	15
15	499	385	964	−18
昭和2年	595	1,204	284	−30
3	483	−116	718	
4	429	797		

注）① 雨竜演習林概要　昭和5年
天塩第一　〃　〃
苫小牧　〃　昭和4年
天塩第二　〃　〃
より作成。
② 天塩第二，苫小牧については，大正8年から昭和4年まで一貫した資料がない。

北大におけるその所有地での経営は，演習林における伐出経営，農場における小作経営としての農地経営の両経営を軸とするものであった。そして，この経営がその当時の北大の大学運営を財政的に支える一つの主要な財源でもあったのである。前記昭和5年の概要ではこの差引残高の処理について「而シテ之等（実収入……有永）ハ一部演習林本部及朝鮮，台湾，和歌山等ノ収支相償ハザル演習林ノ費用ニ振向ケラレ，残額アル時ハ本大学ノ一般経費に充当セラル」（同上 p. 57）と記している。

なお，この期の道内4演習林における実収入（差引残高）の状況をみると表4-11のようになっていた。

この表よりわかるように道内の4演習林においては，北3林（雨竜，中川，天塩）で年間10～20万円の収入を上げており，これらが北大演習林のドル箱的存在であった。そのなかでも大正末までは雨竜演習林の占める役割はとりわけ大きなものであったのである。

3）官斫事業とその労働組織

すでに施業方針および諸事業の項でのべたように，この第二期における演習林の山林経営のなかで主要なものはその伐出事業であった。この伐出事業はその開始時からほぼ全面的に直傭直営生産による官斫事業として実行されていた。以下においては資料的な制約はあるが，前記の渡辺，南原の「雨竜演習林林内労働及植民ニ関スル調査（第一報）」のなかに報告されている大正9～11年の佐藤喜三郎の報告と，われわれが昭和40～42年にかけて実施した調査（その一部が前記小鹿による「北大雨竜地方演習林の林内殖民制度について」として報告されている。）に依りつつその概況について説明する。

①　施業案上の伐採指定とその実績

大正5年以降は，「現今本学ニ於テ処分スル木材ハ地元住民ノ自家用材トシテ払下ゲル外ハ総テ官行造材ノ上売却スル方針ナルヲ以テ伐木造材ノ如何ハ直接本演習林事業ノ成績ニ影響スル所大ナリ」（大正15年大沢ら「仮施業案説明書」）、とあるように，その伐出事業は演習林経営上において最も重要な事業であった。その施業案により指定された標準年伐量は，大正2～13年は約13,900 m^3（約50,000石），大正14年から昭和3年までは約15,300 m^3（約55,000石），昭和4年以降は約12,000 m^3（約43,000石）であった。しかしその実行については，「編入セラレタル択伐面積ハ広大ニシテ同一林班及小班ニ於テモ地況林況ノ局部的差異アリ本調査ニ於テハ其精密ヲ吟味スル能ハスシテ局部的制限ヲ指定セザリシ」（同上）、として，森林保護更新上よりの過伐，乱伐を戒しめただけで，その伐採開始の場所および伐採率は「全ク施業者ニ一任スルコトトセリ」（同上）としている。このことはすでにのべたように当時の原生林における択伐施業が技術的に未成熟のために，その実行に当っては長年の経験と「勘」によるしかなかったことの反映でもあった。

そしてその事業実績はすでにのべたようなものであったが，これを施業案上の標準伐採量と対比すると表4-12のようになっていた。

表 4—12　第二期の標準年伐量と年伐実績

年　　度	標準年代量 (A) (石)	年代実績 (B) (石)	B/A×100
大正 7～13 年平均	50,000	70,700	141
大正14年～昭和 3 年平均	55,000	62,600	113
昭和 4 年以降平均	43,000	123,800	287

注）昭和 4 年概要および演習林彙報 No. 6（昭和 11 年）より作成。

昭和期に入っての伐採量の増大の原因は「雨竜ダム」への約 5,000 ha の土地売払いによる皆伐，さらには昭和 5 年以降にはじまる母子里の約 700 ha に及ぶ農耕地の設定によるものが大きいのであるが，すでにのべたようにその択伐面積は予定に対して半分以下の面積でしか実行されておらず，伐採個所が集中していた。つまり施業案上の標準年伐量の指定は，量的にもまた面積的にもその事業実行上においては意味をもっていなかったといえよう。

② 造材方法

その伐出事業における造材方法は，戦前期の北海道において一般的におこなわれていた積雪を利用した冬山造材であり，10 月頃より準備作業を開始し，12 月～1 月初旬より伐倒にとりかかり，3 月中に運材を終了するものであった。そしてその生産された素材（12 尺の丸太又は角材）は流送ができる川岸まで搬出し，ここで公入札によって販売されており，これから先は購入者が雨竜川を流送して，大正初期は沼田さらには深川，江別まで流送していたが，大正後期から村内に木工場が設立され幌加内，昭和期に入ると添牛内，朱鞠内までの流送がおこなわれた。この流送が鉄道による輸送に完全に切りかえられるのは，第 3 期に入って深名線が開通してからのことであった。

その伐木造材の作業功程は，伐倒—技打ち—玉切り—剝皮—集材—土場巻立て—運材—土場巻き，というような功程に分けられるのであるが，これをその労働者の仕事上からみると，伐倒造材（杣夫），集材（藪出夫），運材（馬夫），土場巻立（土場巻立夫）に区分される。このような斫伐の作業方法は，普通は杣夫は伐倒・玉切り，集材夫 1 組 4～8 人の共同作業，馬夫は馬ソリによる馬搬，土場巻立は共同作業というように分業による協業としておこなわれていた。しかし，地理的条件の悪い場合には，「当演習林においてはしばしば『切出し共同作業』という山子に道付夫・藪出夫が組んで，数人で組をつくり伐木から藪出までをおこない，賃金は 100 石当りいくらという功程払いがなされ，各人の取り分は組の内部で決定された」（前掲小鹿 p. 25）といわれるように「伐出し」の方法も採用されていた。この方法は東北地方における古い造材に起源をもつものであるといわれるが，本道においては道北とりわけ日本海側の多雪地帯の造材事業に多くとり入れられたものであり，現在でも遠別等では民間の造材における普遍的な造材方法である。

③ 作業組織

以上のような作業功程を実行するための作業組織は小鹿によれば図4-1のような指揮命令系統によって成立していた。

図4—2　官斫事業の作業組織

造材主任——山頭——副山頭—┬—雑役夫
　　├—土場巻立部屋頭——巻立夫
　　├—馬夫部屋頭——馬夫
　　├—藪出夫部屋頭——藪出夫
　　└—山子（杣夫）部屋頭——山子（杣夫）

注）前掲小鹿 p. 26 より引用。

このような伐木事業における必要な労働者の総人員は，川島三二[10]によると1万石に対して約60人，2～3万石に対して70～100人，5万石に対して100～150人といわれているが，前記佐藤の報告によれば大正11年1月の30,000～35,000石の事業所においての労働力の数的な構成は次のようなものであった。その構成は，全員で99名であり，職種ごとには派出所員3名(助手1，書記1，雇員1)，山頭1名，定夫5名，杣夫22名，藪出夫37名，馬夫22名，雑役夫5名，炊婦2名，物品供給所係2名であり，この場合は巻立夫部屋がなくその飯場は三つの部屋で構成されていた。この作業組織においては，その現場責任者は雇員であり，助手・書記は通例は現場の構成員ではなく，この場合は臨時的に入山していたのであろう[11]。

山頭または副山頭は，官斫事業の開始に当たって演習林長よりの辞令によって任命されそれぞ3円，2円60銭の日給が支払われていた。部屋頭（「班長」とも呼ばれたが大きい場合は副部屋頭もあった）は，各部屋の構成員の互選によって推薦され，演習林からは嘱託の辞令が出され1日30銭の手当が支給されていた。また定夫には山頭などと同じように「官斫定夫」の辞令が交付され，その日給は1円30銭～1円10銭であった。

その事業における管理部門としての中枢部は官斫事業主任・山頭・副山頭と，それに定夫がこれらを補助するという形で構成されていた。その山頭の職分は，事業順序の決定，毎木調査の立合い，採用の決定等各組毎の仕事の割付，調整，製品の受入れ等の事業全体にわたるものであり，またその労働者（林業夫と称していた）の募集および日給制労働者の賃金の査定等にも官斫主任とともに参加していた。つまり実質上の生産の責任者であり，それによって統括責任者としての主任を支えていたのであり，事業の成否はこの山頭の力量によることが多かったのである。この山頭は熟練した労働者を演習林がその事業の2～3ヵ月前から指名し，その準備作業（労働者の募集，物品の購入）から参加させていたのであるが，林内殖民者の中から選ばれ長期間にわたって特定の個人が任命されていた[12]。従って山頭の経験者はごく限られており副山頭を入れても戦前には雨竜演習林で5～6名しかいなかった。定夫もほぼ同じように固定されてはいたが，山頭のように特定の個人が長期間にわたっては任命されていなかったようである。部屋頭は一応はそれぞれの職種の労働者のなかから技量のすぐれたものが互選される

ことになっていたが，実質上はその労働者の過半を占める殖民者のなかから選出されることが多かったといわれる。部屋頭の職分は，各部屋の取り締まりおよび出欠状況の報告等の内容であり，主任―組頭からの命令系統の末端機構であった。つまり，その官斫事業の基幹労働力は全て林内殖民者によって構成されていたのであった。

④　賃金の支払形態

山頭・定夫等の賃金支払い方法についてはすでにのべた辞令にもとづいて日給，月給が支給されていたが，その他の労働者に対しては時間賃金，出来高賃金によって毎月末払いで支払われていた。

杣夫・馬夫に対しては，先にのべた共同出来高制の功程払いの場合をのぞいて出来高賃金が支払われており，大正11年においては，杣夫は普通丸太100石につき18円，剝皮丸太20～30円，馬夫は普通材22円，特殊材26円であり，それぞれの1日の手取り額は杣夫2～2.5円，馬夫4～5円であった。

藪出夫，土場巻立夫，雑役人夫に対してはその技量に応じて1日に時間労働で特級（2.6円）～10級（1.6円）までの等級による日給が支払われており，この等級査定は主任と山頭がおこなっていた。大正9年の佐藤の調査によれば，杣夫・藪出夫・馬夫の一期間の1人当り平均実収入はそれぞれ113円，76円，189円であったと報告されている[13]。

この賃金の決定の仕方は，「このほか（任命者のほか…有永）事業をはじめるにあたり，賃金を演習林で決定したあと，杣夫間の規約を定めたり[14]，馬夫から請書[15]，運搬夫から念書[16]をとった記録がある。しかし，後になっては，演習林と労務者間で単価交渉がおこなわれたりしており，この面でも演習林の力が変わりつつあったことがみられる」（前掲小鹿 p. 26～27）といわれるように当初は演習林側の一方的な決定によるものであったが，昭和10年代以降になると実質的には交渉による賃金決定がなされていた。

⑤　官斫事業における労働組織

官斫事業における林内殖民者の出役の占める割合については昭和9年以前についての資料はないが，昭和9年度についてみると雨竜演習林では総延人数8,863人区のうち，5,433人区でありその61.3%を占めていた。同じ昭和9年で天塩第一（中川）91.2%，天塩第二（天塩）6.4%であった。

この官斫事業の労働力の調達は次のような形式によってなされていた。まず，その年度の官斫事業の場所，仕事量が決まると事業主任・山頭によってその必要労働者数が計算され，これにもとづいて募集・調達が開始される。まず林内殖民者に対しては各組ごとの割当人数が決定され，それが「土地貸下規程」「借地契約書」さらにはその補完物である「借地人申合規約」などの林内殖民制度による出役義務制によって調達される。その調達機構は，派出所―看手所―巡視人（部長）―組長―殖民者と演習林側の機構と申合規約による殖民者の「自治組織」を利用したものであった。

出役を指定された殖民者に対しては次のような「達書」が各個人宛に出され，もし事情により出役できない場合は「代人」を出すか，それも不可能な場合は「御願書[17]」によって出役免除を「御願」していた。

「　　達　　書

大正六年十二月二十日

雨竜演習林派出所

何　　某　殿

官行伐木事業開始スヘキニ付来ル大正七年一月杣夫八日，馬夫十八日，籔出十三日午後三時迄ニ左記事項ヲ心得事業所へ出役相成度此段相達候也

左　　記

一　事業所ノ位置ハ前年ノ第一号山トス

二　印章携帯ノコト

三　(杣夫・馬夫・籔出夫) トシテ出役ノコト

四　前例ニヨリ道具一切携帯ノコト

五　寝具其他日常要スル手廻品一切携帯ノコト

六　病気其他不得止事故ノ外下山セサル様心得予メ準備シ来所ノコト

七　物品ハ販売部ヨリ供給ヲ受クルコト

八　馬糧ハ自己ノ都合ニヨリテハ差当タリ要スヘキ分ニ限リ持参スルハ支障ナキモ其後ニ要スル大部分ニ就テハ来山ノ上何分指揮ヲ受クヘシ

九　事業施行上ノ心得ニ就テハ事業所ヨリ追テ達スヘシ

十　其他ノ事項ニ就テハ事業ニ来着ノ上指揮ヲ受クルコト　　以　上　」

(大正6年度官行伐木事業所日誌より) 前掲小鹿より引用。

またこの各人宛の達書のほかに各組長宛の「出役者注意事項[18]」等の通達がなされ，その労働力調達における演習林側の規制は極めて厳しいものであった。このようにしてその必要労働力の大半は調達されたのであるが，不足分の労働力は山頭が主として縁故関係により附近の殖民者以外の労働力を募集していた。

以上のようにこの官斫事業における労働力は，質的にはその中枢・基幹労働力は林内殖民者によって占られ，また量的にもその大半は殖民者であり，資本 (演習林) による労働組織として形成されたものであった。そしてこの労働組織の構成員はその再生産基盤において，林内殖民制度による「土地貸下規程」「借地契約書」さらには「借地人申合規約等」によって二重三重の経済外的強制を受けていたのであった。またその生産現場においてもこの林内殖民制度による諸関係は，主任—山頭—部屋頭という指揮系統が派出所—部長—組長という部落秩序の延長線上に形成され，これによってその身分的諸関係が生産現場の生産・生活の諸条件にまで貫かれていたのであった。そしてこの諸規制・統制は昭和10年代における請負制の導入の時

点まで維持されるのであるが，それは大正期の方が制度的には厳密に運営されていた。

ともあれ，その労働力はその再生産基盤においては土地所有に強く規定されたものであり，その官斫事業における労働組織はこのような土地所有による規定を基礎とした資本（演習林による官斫事業）による前期的労働組織であったといえるのである。そしてその労働者はこのような土地所有，資本による二重の規制を軸とした半封建的諸関係のもとに，その労働を強いられていたのであった。

4）林内殖民労働の諸形態と労働組織

この第2期における林内殖民者の諸労働は，すでにのべたような雨竜演習林の森林経営の諸事業さらにはその農地経営における小作経営を中心として，賃労働・小生産者的労働としておこなわれていた。以下においてはこれらの労働の諸形態を，その農業労働，林業労働（伐出労働・育林労働）について述べる。

①　農業労働

この農業労働は大別して林内殖民地における小作経営の小生産者的諸労働と附近の農場などへの出面取り（農業賃労働）に区分され，さらに小生産者的労働はその入地の経過年数によって，未開地の開墾・自給食糧の獲得のための開墾労働と高品化作物のための小商品生産者的労働に区分される。

まずその開墾の経過をみるために，演習林の土地借付契約における耕地未開地別の戸数をみると表4-13のようになる。

この表4-13よりみると，大正期における林内殖民制度による土地貸付の大部分は未開地であり，それが成墾地（耕地）の貸付に転化するのは昭和期に入ってからであった。

大正11年におけるその作付状況はすでに農地経営の項でのべたような状況であったが，同じく佐藤の大正11年における調査では，その開墾年数の経過による農業生産の状況は次のようなものであった。その開墾時代における農業労働[19]の大半は未墾地の開墾に投ぜられるが，その作付作物は自給用作物としては裸麦，カボチャ，キビなどであり，換金作物としては着手1～2年後はナタネ，3年後からはハッカの作付がおこなわれていた。この入地・開墾着手から

表4—13　林内殖民者の耕地・未開地別の契約戸数

	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年	昭和4年
耕地	6	5	6	17	36	98
未開地	96	96	95	83	62	35
計	102	101	101	100	98	133

注）①　大正9～13年は前掲大沢ら「仮施業案説明書」（大正15年），昭和4年は前掲「概要」（昭和5年）より作成。
②　契約上の未開地は，成墾まで5年，鍬下期間3～5年であり，計8～10年が未開地としての無料貸付であったが，昭和9年以降は未開地においても入地当初から有料となった。

表4—14　入地から第5年目までの農業収入の状況　　(一戸平均)

年　次	作付面積 (反)	ナタネ (円)	ハッカ (円)	その他 (円)	計 (円)
第1年目	20	0	0	194.50	194.50
2	30	175.00	0	330.65	505.65
3	40	87.50	175.00	447.25	709.75
4	50	87.50	297.50	564.05	949.05
5	50	87.50	402.50	583.50	1,073.50

注) 佐藤喜三郎の調査，前掲「渡辺・南原ら p. 230-233」より作成。

第5年目までの農業生産物の収穫高を示すと表4-14のような状況であったといわれる。自給用作物のほかに換金作物としてはナタネ，ハッカ，豆類が作付されていたが，その換金作物の主要なものはナタネ，ハッカでありとりわけハッカがその中心的な作物であった。

つまり林内殖民者はその開墾時代にあっては，年間1～2町歩の未墾地を開墾しつつその現金収入としてはナタネ・ハッカ等の新墾地用の換金作物によってその経営を維持していたのであり，その農業実収入は差引きすると少額のものであり，かつその収量・価格の不安性からその補充のために各種の賃労働に出役するというのではなく，むしろ賃労働を主体とした開墾農民というような状況であった。

このような開墾地（未開地）の状況に対して，耕地の経営状況は「大正元年入地，当時26人位ノ内多数ハ代ヲ替エ移住当時ヨリ不変ノ人ハ7人位ナリ，土地ハ漸次痩セ無肥料耕作ハ出来ナクナリ，黍・裸麦・豆ハ殆ンド耕作セズ，薄荷ハ1/3ニ減ジ澱粉用馬鈴薯多クナリタリ」といわれるような状態であった。つまり開墾地（未開地）におけるようなハッカ・ナタネを中心とした経営に対して，成墾地（耕地）における経営は馬鈴薯を中心とした畑作経営[20]であったが，この大正末期には南部地域の1～2号（雨煙別）殖民地，3～4号（政和）殖民地に自家用米のための水田耕作が導入され，その大正10年における作付面積は先にのべたように約8町歩であった。

以上のような状況は，この地域の林内殖民以外の農業生産についてもほぼ同じような状態であり，大正初期の第一次大戦中の好景気による黄金時を経た後，「大正7年大戦も終局を告げるに至り，経済界の急変動によって農産物の暴落となり，倒産寸前の者も生じ，土地を手離し離農する者も続出する有様であった」（前掲幌加内村史 p. 285）といわれるような状態であり，林内殖民者は明治期の入地者の大半はこの過程のなかで離農退去していったのである。

これ以降この地域の農業はすでにのべたように馬鈴薯を中心とする畑作と水田耕作を二大作物としつつ展開していくのであるが，それは南部地域（幌加内以南）における水田経営と北部地域における畑作経営として地域的に異なって展開をみて，その農業生産は較差をもって進行していくのであった。そして雨竜演習林における林内殖民地の大部分は，この北部地帯に属しており，その農業生産の諸条件は相対的に劣悪なものであり，「本地方ハ冬期降雪大ニシテ

融雪期遅ルルモ其後ノ気候順調ナルト地味比較的良好ナルガ為農耕地ハ各種ノ作物ニ適シ収穫大ナリト雖交通ハ不便ノ為植付クベキ作物ニ自ラ制限アルハ已ム得ザルベシ……農業上ノ収益ノ不足ハ林業労働ニヨリテ補ヒ得ベキヲ以テ住民ハ生活ノ糊口ニ困ルモノ少ク」(前掲大沢ら仮施業案説明書）といわれるように，南部地域の極く一部をのぞけばその農業生産は極めて不安定なものであり，むしろ林業労働を中心とする賃労働収入がその主要な生計手段であり，農業収入はその補完をなしていたものが多かった。そしてこの頃は後にのべる昭和10年代に開始された最北部の母子里においてはもっとも端的にあらわれていた。

またこのような地理的・自然的条件の劣悪さに加えてその開墾が国有地としての大学所有地内の小作経営であったため，大正15年よりはじめられた移住奨励金・開墾補助金[21]（渡辺らによるとこの補助金は昭和6年前後で1戸当り約300円であった）の交付を受けることができず，この面からも他の国有未開地への移住者に比べて不利な条件であり，それだけに冬期の伐木運材を中心とする林業賃労働への出役は不可欠のものであった[22]。以上のような小作農民としての農業労働の外に，近くの農場等への出役による農業賃労働があったが，それについての詳しい資料はないが，昭和9年における演習林の調査によれば出役人員4名延人員127人区の殖民地以外の近郷農家への出面取りがあったとなっている。(「北大演習林彙報第二編」p. 17，昭和10年参照)

以上のように，第二期の農業労働はその形態においては演習林の小作経営における小生産労働としておこなわれていたのであるが，大正期においてはその大部分が開墾労働であり，実質的には自給用食糧のための労働であり，その意味では演習林の各諸事業に対する賃労働の補完的な役割をもつものであった。そしてこの農業労働が生計のための主要な労働となるのは地域・入地後の経過年数によって異なるが，全体的にみて昭和10年代以降の第三期に入ってからのことであった。

なお，この大正期から昭和期にかけてのこの地域の農業経営は大半が小作ないしは自小作経営であり，林内殖民者がこれらの小作農民とその条件において違っていたのは国有地内のそれであったという点においてであった。同じように国有地内の開墾小作として明治30年代に出発した御料林の小作地は，昭和9年以降ほぼ全面的に売払い（有償解放）によって開放され

表4—15　第二期の幌加内村の自作小作別農家戸数

年度	自作 (戸)	自作兼小作 (戸)	小作 (戸)	計 (戸)	自作の比率 (%)
大正 12 年	168	125	369	662	25
15	85	84	511	680	13
昭和 3 年	95	83	586	764	12
6	126	92	779	997	12
9	146	97	895	1,135	12

注）幌加内村史 p. 300 より作成。
自作の比率は計100に対する％である。

た。しかしその売払いによって解放された農地の大部分は，その売払い方式によって拓殖銀行を中心とする私的所有者の地主的土地所有となり，その農民は国有地（御料地）の小作農民から地主的土地所有の小作農民へ転換したにすぎなかったといわれる。

この大正期から昭和期にかけての自作・小作別戸数の推移をみると表 4-15 のようになっていた。

② 林 業 労 働

この林業労働は演習林の各種事業への出役を中心とした賃労働が主要なものであったが，このほかに自家用材としての立木購入による伐出労働においては小生産的労働がおこなわれていた。また育林生産を中心とする夏期労働はその雇用量自体が極めて小さなものであったが，全て賃労働としておこなわれ，林内殖民者による植林はその土地貸下規程・借地契約[23]によって厳しく制限されており，この面での農民経営したがって小生産者労働は存在しえなかった。

i) 伐 出 労 働

この伐出労働はすでにのべた演習林の官斫事業への出役がその主要なものであったが，このほかに御料林・国有林・道有林等の伐木事業等への出役による賃労働があったが，その大部分は雨竜川対岸の近郷における御料林の立木処分による造材事業への出役であった。この演習林以外への出役については詳しい資料はないが，先にのべた昭和 10 年の彙報第二編によれば昭和 9 年度において 60 人延人員約 4,000 人区が演習林以外の業者に雇用されていた[24]。これに対して同じ 9 年の北大演習林の官斫事業への殖民者の出役は二つの事業所で約 5,400 人であったから，その演習林事業とその他の事業の対比は延人数にして 58：42 であった。この関係について彙報は次のように記している。「演習林以外ノ事業ニ出役人数 89 人延人員 5,081 人（斫伐事業以外の全ての出役数…有永）内女一人ヲ含ム演習林事業ニ出役可能者数（男）315 人ニ対シ約 28% ヲ占ムルモ之ガ為演習林ノ事業ニ影響ヲ及スコトナシ」（同上）と。その演習林官斫事業以外への出役の大半は，官斫後の公入札処分による演習林材の運材のための藪出巻立てへの出役であり，いわば演習林官斫事業への出役の延長であった。しかし，すでにのべたようにその官斫事業においては約 3,400 人区（29%）の林内殖民者以外の労働者が雇用されており，一方約 2,000 人区の殖民者が御料林その他の造材事業に雇用されているという事実があったのである。つまり一方では演習林事業に外来者が雇用され，他方では同じ冬山事業に殖民者が他の事業に雇用されるという矛盾した労働力移動がおこなわれていたのであった。

この事実はすでに契約の所でのべたように，北大演習林の林内殖民制度による労役義務が東大演習林のように家族全員に対して課されてはおらず，「借地人」のみに対して課されていたことにもよるものであるが，基本的にはこの当時（昭和 5～10 年）のこの地方における冬期間の林業労働力事情が過剰状態にあったことによるものであった。そしてこのような労働力市場の状況のもとにあっては「若シモ労働供給ノ円滑ヲ期スルタメノ植民設定ナレバ其意義ハ消失シテ居ルト云ヒ得ル[25]」（川島三二前掲 p. 233）といわれるように，林内殖民制度による労働力

の量的確保は冬期の伐出労働に関するかぎりはすでにその実体をもっていなかったのである。しかし，その官斫事業においてはすでにのべたように林内殖民者の出役は単に量的な問題だけでなくその労働組織の諸関係を質的に規定していたのであり，この面からはその存在は不可欠のものであり，そこにおける資本（演習林の官斫事業資本）の労働力支配の重要な基礎をなすものであった。そしてそのような林内殖民制度による労働力支配が貫徹していたからこそ，「借地人」以外の殖民者の家族労働力が他の事業へ流出していたともいえるのであろう。いいかえれば林内殖民制度による労働力確保の意義は，当初における単なる量的な確保から大正末期から昭和期にかけての半労半農型労働力の過剰化というこの地域の労働力構造の変化のなかで，その事業遂行における質的なものを含めての労働力支配に変質していったのである。そしてそこにおける労働支配は農地における封建的土地所有関係をテコとした資本・賃労働関係であり，いわば半封建的支配関係であったともいえるのである。

以上のような伐出事業における賃労働に対して伐出労働における小生産者的労働は，その自家用薪材，建築用材としての立木処分によって発生するものであるが，これは「是ガ自家用材トシテ薪炭材・建築用材等トシテ消費スル額ハ相当多額ニ上ルベキニヨリ年々是等ニ対シテ払下ヲ必要トスベキ材積ハ亦軽視スベキモノニアラズ」（大沢ら前掲「大正15年仮施業案説明書」）といわれるように年間1戸当り100石以上に達していた。この立木処分による自家用材の造材は当初は殖民者が個人又は共同で搬出していたが，後になると殖民者のなかに分業が自然発生的に生み出され請負生産による場合があらわれている。この自家用材についてはその転売は禁止されていたが，「数年以上引続き年々自家用材の払下を出願するものあり，之等は果して自家用材に供しつつあるか哉否か疑問を有之充分に取調の上他に売却せし形蹟にても有……今後自家用材と雖も払下を改さざる様致度と存じ……」（小鹿前掲 p. 31）と演習林側の文書にもあり，またわれわれの昭和40～42年の調査においても戦前期からその転売は広くおこなわれていたことが確認されている。つまりこの立木処分材の造材は，このような事実からすると後にのべる製炭と同様に殖民者としての小作農民による小商品生産としての一面をもつものであったのである。そしてこの農民的素材業としての小商品生産の展開は，官斫における昭和10年代の請負生産の導入による「作業請負」の請負労働とともに，素材生産業（農民的資本）成立の一つの契機ともなるものであった。ちなみに，小鹿が昭和4年の仮施業案説明書から作成した大正13年から昭和2年までの1戸当り自家用材の立木処分量をあげると表4-16のようになっている。

表4—16　林内殖民農家に対する立木処分量（1戸平均）

年度	用材（石）	薪材（石）	計（石）
大正13年	28.7	97.3	126.0
14	30.4	80.8	111.2
15	27.7	86.9	114.6
昭和2年	34.0	72.9	106.5

注）小鹿前掲 p. 31，表—18より引用。

以上のように，この第二期における伐出労働は賃労働・小生産者的

労働としての諸形態によっておこなわれていたのであるが，その主要なものは演習林の官斫事業への出役による賃労働であった。

ii)　育林労働とその他の林業賃労働

冬期の伐木労働以外の林業労働は育林事業を中心とした夏期労働としておこなわれ，その全ては賃労働であった。その就業先は演習林の森林経営の各種事業であったが，その事業量は大正期においては極めて小さいものであり，昭和期に入ってからは5年以降に人工造林が開始されているがその事業量も年間7～30 ha であり大きなものではなかった。しかしこの造林事業を中心とする夏期労働への出役は，それが季節的に農繁期と合致すること，その事業量が少なく従って就業機会という点からみてもコマ切れ的な極めて不安定なものであった。そのためにこの夏期の林業労働への出役は，「現在ニ於テスラ農繁期ノ出役ハ仮令ソハ短時日ナルトハ雖モ彼等ノ喜バザル所ナリ」(若松貞二・鎌田正「昭和4年添牛内事業区仮施業案説明書」北大雨竜演習林蔵) といわれるような状態であり，林内殖民者にとってはそれへの出役はむしろ苦痛であった。

しかしこの苦痛は単にその労働の季節性によるものでなく育林事業自体が極めて少なく従ってそれへの就業が不安定であり，賃労働としの条件を満足させないことに大きな原因があったのである。このことについて前記富本らの明治45年の仮施業案説明書は，「冬期ハ前述ノ如ク労働者ヲ招集スルコト容易ナルモ造林等ノ如ク春夏秋事業ノ多忙ナル時ニ当タリテハ住民ノ主業タル農業モ亦繁忙ノ時期ニシテ労働者ヲ得ルコト頗ル困難ナルハ亦止ム得サルナリ故ニ造林業ノ如キハ春期ト秋期トノ二回ニ分ケテ之ヲナス如ク設計ヲナスヲ要スヘシ」(同上 p.47) とその仕事を季節的に分散することを提案している。しかしこの第二期における造林はすでにのべたように大正12年～昭和4年までは新植はされておらず，補植・手入れ等についても同じような状態であったが，昭和8年以降においては再び年間20～30 ha の造林がおこなわれるようになり，そのことが殖民者の農業経営と労働力の配分において矛盾をもつようになってきたのであった[26]。

このような状態に対して演習林は昭和4年の「添牛内事業区仮施業案説明書」にいうように，「然ルニ本林ニ於テモ近キ将来ニハ大規模ノ人工造林苗圃事業ヲ経営セントス此等ノ事業ハ時恰モ農繁期ト一致ス現在ニ於テスラ農繁期ノ出役ハ仮ソハ短時日ナリト雖モ彼等ノ喜バザル所ナル況ンヤ鉄道開通後農業集約トナル労働ヲ要スルコト増加スルニ及بببببب

のが実行されず従ってそのような新しい林内殖民制度も実施されなかった。ともあれ，この育林事業を中心とする夏期労働への出役は殖民者の「喜バザル」ものであり，それだけにその出役に当っては林内殖民制度による労役義務条項が発動されていたのであり，表 4-17 にあげるようにその出役者に占める林内殖民者の比重は冬期労働に比べて高いものであった。つまりこの育林労働を中心とする夏期労働は，その雇用量においては冬期の官斫事業に比べて小さいものではあったが，その季節性と就業機会としての不安定性のために，強制をともなった出役とならざるをえなかったのであり，この場合において林内殖民制度による労役義務制がより有効性をもってあらわれていたのであった。

そしてこの場合においては，農地における封建的土地所有関係を基礎とした労働力支配が直接的に働くのであり，その労働組織はこのような封建的諸関係を基礎とした半封建的地主労働組織であったといえるのであり，ここに林内殖民制度の土地所有（地主）による労働組織としての性格が強くあらわれていたのであった。

iii) 演習林の森林経営と林内殖民者

以上のような林業労働の諸形態をその最大の雇用者としての演習林との関係について，昭和 9 年度の資料によって整理すると 表 4-17 のようになっている。

この表よりみると，まず事業別の雇用量では官斫事業が約 60%，その他の事業が 40% である。その他の事業のなかでは林道事業が最も多く，造林事業がこれに次いでいる。

このような労働力雇用に占める林内殖民者の比率は夏期労働が圧倒的に高く，とりわけその大半（60%）を占める造林・林道の労働において高いことを示している。つまりこのような夏期労働において，林内殖民制度がその森林経営の労働組織としての役割を最も強く持っていたのであった。また冬期の伐出労働は大正 15 年においては，「然レドモ此等労働者ハ主ニ農民ニシテ冬季農閑時ニ林業ニ従事スルモノナレバ未ダ以テ充分ニ技能ニ熟達セル者少ク殊ニ危険ナル伐木ノ如キニハ與ハルコトヲ好マズ寧ロ藪出ノ如キヲ望ム者多キ状態ナリシカバ将来事業

表 4—17　昭和 9 年における雨竜演習林の労働力雇用の実態

	林内殖民者使役延人数	外来人夫使役延人数	計	林内殖民者の比率	事業別雇用数の比率
苗圃	561	59	621	90.4	4.3
人工造林	1,082	111	1,194	90.1	8.3
試験	363	77	441	82.3	3.1
調査	312	37	349	89.4	2.4
林道	2,775	62	2,837	97.8	19.7
土木	84		84	100.0	0.6
官斫	5,433	3,430	8,863	61.3	61.6
計	10,613	3,778	14,391	73.7	100.0

注）北大演習林彙報第二編，昭和 8 年 p. 6 の付表より作成。

ノ拡張ニ伴ヒ伐木事業ニ熟達セル労働者ヲ養成スルコト肝要ナル」(大沢ら前掲説明書) といわれるような状態であったが，この第二期のおわり頃には量的にも質的にもその基幹労働力としての役割を果していたのであった。

③　その他の労働

この農業・林業以外の労働としては，農民的小商品生産としての製炭・でんぷん・ハッカの加工労働等があり，また賃労働としては救済土木事業[27]，クローム会社の馬搬，鉄道測量の補助等があった。製炭生産者は前記佐藤によると大正10年に約100戸のうち12戸，竈数11であったが，これらはすべて演習林立木処分による素材を自家造材した自営製炭であり，雨竜演習林の官行製炭が開始されるのは昭和16年以降のことであった。また昭和9年における賃労働としての救済土木事業への出役は13名151人区，クローム会社の馬夫5名74人区，鉄道測量補助7名565人区であった。以上のような実態であったが，これらの労働は前者のそれに比べると極めて小さなものであり，その臨時的な補完をなしていたにすぎなかった。

以上のような諸労働による収入は大正10年の一戸平均で，農業収入583円，林業賃労働収入277円，その他55円，計915円であったと前記佐藤により報告されている。

5)　山林経営の性格と林内殖民制度の確立

①　山林経営の性格

北大演習林は，その農場とともに大学運営の「基本財産・維持資金」として明治30年代に創設された国家的土地所有であった。その山林経営は明治末から大正初期の第一期においては，農場とともに札幌農学校・東北帝国大学における土地所有の一環として運営され，農場における小作経営と不可分一体の土地所有に傾斜した林野所有（土地所有）であり，森林経営としては展開されていなかった。従って，そこにおける林内殖民制度による土地貸付は，規程・契約書等すべての面において農場における小作地の貸付の一環としてなされ，その実態においても農場の小作経営と何らかわることはなかったのである。

第二期に入り札幌農学校・東北帝国大学農科大学の時代がおわり，大正7年札幌農学校を基礎とした北海道帝国大学が成立し，そのもとで運営されることとなった。

これに先立って，北大雨竜演習林は明治45年初めての仮施業案を編成し，翌大正2年からこの方針のもとに経営が開始されるのであるが，このような準備期をへて大正5年より官行斫伐事業が開始されたのである。この施業案の編成と官斫の開始は，それまで大学における「基本財産・維持資金」のための土地所有の一環として農場とともに不可分一体に運営されていた演習林の土地所有に，農場における農地所有と分離し，相対的に自立した土地所有（林野所有）としての位置付けを与えるものであった。この林野所有のもとに，北大演習林はその森林経営を開始するのであるが，第二期のそれはすでにのべたように原生林の伐出事業を中心とした伐出経営であり，育林経営は実際には大正期はもちろん昭和期においても成立しなかった。またその農地経営もすでにのべたように大正7年度においては，農場・演習林を一体とした収入

(224,000円）のうち借地料が37%を占めていたが，これは第二期の雨竜演習林については表4-10に掲げたように5%を越えることはなく，この収支の面からみると経営としては微々たるものであった。このように第二期における山林経営は，第一期のそれが農場の小作経営とともに土地所有に傾斜したものであるのに対して，官斫事業を中心とした伐出経営の性格をもつものとして成立してくるのであった。

この伐出事業は，その開始時の大正中期から昭和10年代まではすべて直営直傭生産によって実行されており，請負生産は導入されていなかった。またその伐採量に占める立木処分の数量は大正期においては5%以内（表4-3）であり，そのすべては官行斫伐によって伐採されていた。このような官斫事業の絶対的優位は当時の北海道における大森林経営のなかでも極めて特徴的なものであり，また北大演習林のなかでもこれは雨竜演習林の特徴でもあったのであり，その伐出経営としての性格を端的に示すものであったといえよう。つまり第二期における雨竜演習林の山林経営の性格は，このような直営直傭生産による伐出経営をその事業内容の実態とするものであり，それは原生林の伐採による単一的な伐出経営を軸とする「地主資本主義化の道[28]」における地主経営そのものであったといえるのである。

しかし昭和期に入ると，明治45年に富本らが「多額ニアラサル」(同上 p.48）と記した地元自家材としての立木処分は，大正15年の施業案になると前項でのべたように「相当多額ニ上ルベキニヨリ年々是等ニ対シテ払下ヲ必トスベキ材積亦軽視スベキモノニアラズ」(前掲大沢ら）といった状態になるのであり，その立木処分が増大しこの伐出経営の性格は多少の変化をみるようになってくる。つまり「地元自家用材」としての立木処分の増大は，直営生産を軸としたその伐出経営の地主経営に対して寄生地主経営としての性格を付与するのであるが，しかしこの第二期における後者の比重は大きなものではなかった。

② 林内殖民制度の確立

以上のべたような森林経営の開始は，その林野所有内における土地貸付を第一期の農場の小作地の延長としての性格から林内殖民制度によるそれへと変質させた。

すなわち，官斫事業の開始による演習林側の大量の労働力需要の創出は，その土地貸付を単なる開墾小作から，それをテコとした労働力確保に変質したのであり，またこのことによってその林内殖民制度は確立されてくるのであった。そしてこの実態はすでに前項まででのべたようなものであったが，その林内殖民制度はこの第二期において演習林の森林経営のための労働力調達機構，そして後期には労働力支配機構としての実態を備えるようになるのであった。つまり，大正中期の官斫事業の開始に当たり，すでにのべたようにその林内殖民制度は土地貸下規程の改正，さらには大正7～8年前後の「借地人申合規約」の成立により制度的にも労働力調達機構としての性格を具備するのであった。そしてこの林内殖民者の労働力の存在は大正期から昭和期にかけての一方での官斫事業の拡大と，他方での農業開発の進展による地域全体としての冬期間労働力の過剰化[29]のなかで，演習林の官斫事業における労働力支配機構として

の役割をも果すようになってくるのであった。この労働力支配機構としては，すでに官斫事業のなかでのべたような労働組織を通じておこなわれたものであり，あくまでもその官斫事業に関してだけであり，この場合は林内殖民労働力の存在を通じてその他の労働力をも支配していったのであった。

このように，北大における第二期の林内殖民制度を通じての労働力支配は，東大におけるように地域の労働力の全一的な支配としては完成してはいなかったのであった。それはすでにのべたようにこの期の昭和9年までに形成された1～14号までの林内殖民地は，地理的にも小規模なものの点在であり，かつそれぞれの部落においてもその貸付地は御料林・国有未開地・その他の農場等の小作地・自作地と錯綜しており，その土地所有関係は東大におけるように単一的ではなく重層したものであったから，地域または部落全体の演習林による一元支配は不可能であったからにほかならない。しかし，第三期にのべる昭和3年に区画設定され同10年以降にその入地が本格化する母子里の殖民地は，演習林によって創設された集落であり全集落が林内殖民者によるものであった。ここではその林内殖民制度は部落内秩序をテコとする全労働力支配としてそれまでの殖民地とは違った様相をもって展開された。

ともあれ，以上のように雨竜演習林における林内殖民制度はこの期に確立されたのであり，その内容は官斫事業を中心とする演習林の森林経営の各種事業における労働力調達機構としての役割をもつものであった。

注

1) この農場の「借地人申合規約」は大正7年の「北海道帝国大学農科大学農場事業概要」p. 187 にその全文が収録されている。

2) ①　この「借地人申合規約認可申請ノ件」(大正2年10月8日付雨林第65号・雨竜演習林蔵) によると次のようになっている。

「当演習林第一・二号殖民地借地人ニ於テ別紙ノ通借地人申合規約相定ノ認可方申請同時ニ同組合役員互選其氏名届出候ニ付及御送付候右農場ノ例依リ組織セルモノニハ候ヘドモ演習林殖民地トシテモ変不尠有益ノ組合ト被認候条御認可方可然御取計相成度併セテ意見ヲ具申候也」

そして加入者19名の連名により東北帝国大学農科大学長，佐藤昌介宛に「借地人申合規約認可願」が同年10月7日付で出されているが，役員は次のようになっていた。

組長　北村好明　　副組長　渡辺鉄次郎　　評議員　小野寺卯右衛門　芳賀惣吉

つまり1～2号殖民地においては，大正2年に，農場にならって申合規約が成立したのであった。

②　また，川島三二「森林ト林内植民者トノ関係調査」(演習林彙報第5編昭和11年) に，当時 (昭和5年) の中川演習林の申合せ規約が全文収録されているが，このなかで次のようにのべている。「又本林植民ハ地勢其他ノ事由ニヨリ一団ヲナサズ各事業区ニ点在スル関係上雨竜演習林ニ於ケルガ如キ統一的ノ植民者申合規約存在シナイヲ遺憾トスルガ……」(同上 p. 86)。1～2号の申合規約が大正2年であり，この「申合規約」の成立が大正6年であることからして，雨竜演習林の「統一的」のそれもほぼ同時期であったと推定される。

3) この申合規約は，昭和6～7年頃のものであるが，渡辺侃・南原信夫「雨竜演習林林内労働及殖民ニ関スル調査 (第一報)」(北大演習林研究報告第7巻・昭和7年)，または小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について」(同業務資料第13号・昭和43年) に全文収録されている。

4) 先の中川演習林の例では，大正6年議決以後同14年，昭和2年，同5年，同6年と4度にわたって改正されている。

5) 中川演習林上音威子府の申合規約では次のような条項がある。

「他町村ヨリ本部落ヘ転住シ来ル者ハ十日以内ニ部長ニ届出申合規約ニ加入捺印スルコトヲ部長ヨリ通告スルモノトス若シ之ニ応セザル者ハ派出所ニ申告シ其処置ヲ請フコト」(同上第31条)

6) この「任命ヲ受ケタルモノ」の内容は，「巡視人」として演習林より任命された者を指しており，これは1～14号までに8人母子里に1人計9人が任命されていた。そしてこの巡視人には年間いくらかの手当および被服が支給されていた。後にのべる母子里の場合のように「部長」が官斫事業の「山頭である場合」もあった。この場合の「山頭」は演習林と殖民者の両方から権限を移譲された者ということになり，それを通じて部落の支配者となっていく場合が多かったといわれる。「僻地教育研究第14巻第1号」p.6 参照。北海道教育大学僻地教育研究所発行，昭和42年。

7) (1) 富本らは「冬期ニ至レハ競フテ木材業ニ従事スルカ故ニ其業熟待スルモノ多シ」(前掲仮施業案 p.46)，また「冬期ハ前述ノ如ク労働者ヲ招集スルコト容易ナリ」(同上 p.47) と当時すでにその官斫の条件のあったことを報告している。

(2) また，大正2年11月12日付の「借地人出稼の件伺」(雨林第97号・雨竜演習林蔵) という文書によれば，大正2年の凶作のためその年より徴収を開始した借地料の納入もできず，さらには教育所設置のための寄附者が一人もないという困難な殖民者の状況を報告し，その救済のため官行斫伐事業を一日も早く開始することを次のように進言している。

「其上ハ只々一途ニ冬期ノ伐木事業開始ニヨリ賃金ヲ得テ割当寄附額調達完成（教育所設置のための寄附…有永）ヲ期スルノ外無ク就テハ一日モ速ニ該事業ノ開始ヲ期待シツツアル次第ニ有之　就中新移住者ニシテ今日ノ糊口ニモ難儀スノモノニ於テハ該事業開始期タル12月末若クハ1月上旬迄徒食ヲナシガタク　サレバトテ目下ノ処是等窮困者ニ対シ適当ナル救助方法モ無之勢イ出稼ニテモ決行セザルヲ得ザルノ有様ニ有之候　其段現状見申及御照会候也」

つまり殖民者の冬期就業機会を保障するということからも，その官斫事業の開始は要請されていたのであった。

8) この流送について幌加内村史は次のように記している。「大正の初期ころから当時の御料林野局と大学演習林において，造材事業が開始され沼田から百数十人の人夫が入林して雨竜川の流送が行われた。この流送は鉄道が開通するまで継続されたのである」(同上 p.377)。因みに鉄道は大正13年深川～多度志，同15年多度志～鷹泊，昭和4年鷹泊～幌加内，同6年幌加内～添牛内，同7年添牛内～朱鞠内，同16年朱鞠内～名寄間と全線開通まで約18年間もかかっている。

9) 大正15年の大沢らの仮施業案説明書によれば，「本林ノ主林木タルあかえぞまつ・とどまつハ造林学上陰樹ニ属シ幼樹ニ於ケル造林仕立ハ甚困難ニシテ其取扱ニ際シ各種ノ注意ヲ要シ現今之ガ更新上最適ナル作業種ニ就キテハ本道ニ於テ数十年来研究調査ヲ経タルモ今日尚決定ヲ見ザル状態ナリ而シテ本道ニ於テハ古来曾テ人為的撫育ヲ施スコトナカリシ森林ヲ施業林ニ導ク場合多クハ択伐作業ヲ採用シツツアレドモ経済上並ニ林分関係上厳格ナル意味ノ択伐作業ヲ行ヒ難キ事情アリ且従来ノ実行成績ニ徴スルニ択伐後，更新意ノ如クナラズ一時ニ鬱閉・疎開セラルルガ為林木ノ受クル各種ノ傷害決シテ少ナシトセズ延テハ林相ノ悪変・地力ノ減退ヲ来シ収入，保続上一大支障ヲ斎スノ虞アリ現今北海道ニ於テ森林経営上ノ最大ノ問題ハ洵ニ此更新問題ニシテ最適ナル作業種モ更新法ノ確立ニヨリ自ラ決定スベキモノトス」とこの伐採のコントロール（規制）による択伐法は当時は技術的に確立されていなかった。そしてこの大正末期までの本道における択伐作業を次のように批判している。

「元来択伐作業ハ集約ナル林業ニ於テ初メテ完全ナル成績ヲ収メ得ルモノニシテ現在北海道ニ於テ択伐作業ト称スルモノハ真ノ択伐作業ニ非ズ寧ロ択伐ノ名ノ下ニ乱伐ノ行ハルル傾向アルガ故ニ択伐作業ノ利点タル幼樹ノ保護天然下種ノ如キ更新上ノ問題ニ関シテハ其目的貫徹セラレズ従ヒテ択伐作業林ニ類似セル現実林モ之ヲ択伐林ニ導キ以テ完全ナル施業ヲナスコト能ハザル状態ナリ」

しかし，この天然林の択伐施業法は現在においても本道では確立されておらず，したがって雨竜演習林におけるこの期の択伐施業も結果的には乱伐におわってしまったのであった。

10) 川島三二「森林ト林内殖民者トノ関係調査」p. 241，北大演習林彙報 No. 5，昭和11年.

11) 北大演習林の当時の官制による職階制は，教授—助教授—講師—助手—嘱託—雇—臨時雇—定夫となっており，臨時雇以下が演習林長の発令となっていた。当時の派出所主任（現在の地方林長）は助手・書記・嘱託が任命されており，雇は職階制上はその下にあった。官研事業においては現場主任は通例雇員がなっており，昭和10年代に入ると書記がなる場合もあった。

12) われわれの昭和41年の聞取り調査によると，戦前期の経験者は添牛内4（沢田，今野，三津橋，鎌田），母子里2（中恒，西恒）の計6人であった。この山頭の特定の個人への固定が，昭和10年代に入っての請の導入により，林内殖民者のなかから素材業者を生み出す一つの契機ともなったのである。

13) この報告によれば，大正9年の89人の林業夫の一伐木期間中の収入・支出の一人当り平均は次のようなものであった。（前掲渡辺ら p. 224 参照）

1人当り一伐木期間中の収支（円）

職種＼収支	収入	支出	差引残高
杣夫	227	164	113
藪出夫	202	126	76
馬夫	414	225	189

14) この規約は「杣夫相互ノ規約」または「杣夫心得」と称するもので，採面の尊重等の仕事上の相互関係から飯場生活にいたるまでの規律を決め，これに違反した者には製品の没収や酒の提出等の罰則規定があった。（この全文は前掲渡辺ら p. 221～222，小鹿 p. 27 に掲げられている）

15) この「請書」は馬夫と演習林との間に交わされたものであり，その内容は大正6年3月の事例によると①みだりに休業しないこと，②もし事業終了前に病気その他の事情で下山するときは④自費で後任者を見つけること，㊐それまで働いた賃金の4割以内を減額すること，㊅物品供給所等の借金がある場合は，馬・馬具を差し出すこと等であった。これは事業遂行のための演習林側の全く一方的な内容であった。（小鹿 p. 23 参照）

16) この「念書」も同じようなものであったが，大正6年2月の事例によると，①事業終了までその賃金について異議申立をしないこと，②丸太を一本残さず責任をもって搬出すること，③これらに違反した場合は如何なる処分を受けても異議を申立てないことであった。ただこの「念書」の主文には，「搬出単価100石ニ付金拾参円御支払シ下サル様希望仕リシ処御許可被下候」（前掲小鹿 p. 28）とあり，その賃金決定に当って労働者の希望を聞いていたことになっている。

ただこれらの「請書」「念書」は大正期の官研においては厳密に実行されていたが，昭和期に入ると必ずしも提出させていなかったといわれる。

17) これについては小鹿の報告に大正3年6月の土木事業の場合の事例が掲げられている。同上 p. 25 参照。その内容によると，

「代人ヲ雇ヒテ出サントスル農期多忙ヲ極メ居ル時期ニ有之候ニ付人夫無シ余リ途方ニ暮シ居ル次第ニ有之候甚タ勝手ケ間敷御願ニハ有之候得共何卒前陳ノ事情御憫察被下特別ノ御詮議ヲ以テ今回ノ道路工事出役方御免除被成下度此段奉願文候也」とある。

18) これについても，同じく小鹿の報告に大正9年11月の事例があるが，その内容は入山の際の携行品・労働用具・入山時間等についての注意事項の各出役者への徹底を依頼するものであった。（同上 p. 23～24 参照）

19) これについて渡辺らは次のようにのべている。「殖民者ハ最初自家用食糧ヲ耕作スルニ止マルヲ以テ農業ニヨル現金収入ヲ得ザルモノナレバ林業労働ニヨル収入ハ一種ノ重要ナル補助利益タル性質ヲ帯ブ」

（同上 p. 218）

20) 前記渡辺らは昭和6年の調査にもとづいてこのことについて次のようにのべている。「開墾後年ヲ経レバ地力減退シ多量ノ施肥ヲナサザルベカラズ。コレ澱粉製造ヲ主トスル経営ニ伴ヒ馬鈴薯ノ連作，偏作ヲ行フニヨル。之ガ為メニハ経営ノ合理化例ヘバ麦作間作緑肥ヲ入ルルコト等ヲ考フル要アル」

21) この助成金は開墾補助として，北海道庁第64号による「開墾補助規程」によって大正15年より自作農に対して実施されたものであるが，これが昭和3年第二期拓殖計画の樹立のなかで小作農も対象とするように改正されたものであった（道庁第96号）。その金額は「而して其補助金の金額は伐木，倒木の整理，地竹，笹，雑茨等の刈払い，圃場内の排水溝の掘整及耕耡に要する労賃等を含む全開墾費に対して4割以内と定められ，各々の土地の状況に応じて交付せざる事を規定せり」（安田泰次郎「北海道移民政策史」p. 591，昭和16年，生活社）といわれるように全開墾費の40%に当り，雨竜地方の場合は1反当り6円，1戸分（5町歩）300円前後になっていた。またこの補助金は昭和9年になって20町以上の地主所有地に対しては適用外とされた。

22) このことについて渡辺らは次のようにのべている。「現在（昭和6年）ニアリテハ北海道庁所属国有未開地ヘノ移住者ハ移住奨励金三百円ヲ受クルヲ以テ一時的ニハ林内殖民ノ林業労働収入ニ匹敵スルモノアルベシ故ニ問題ハ林業労働特ニ冬期ノ伐木造林作業ガ幾何程継続的ニアルヤハ云フニアリ」（前掲渡辺ら p. 218～219）。また昭和5～10年雨竜演習林の雇員であった赤石氏は，この移住補助金の問題は当時の演習林側にとっても入地者募集上の大きな問題であったといわれている。

23) この規制は未開地貸借契約書では次のようになっていた。「借地人ニ於テ薪炭用及防風林ノ設置セントスルトキハ借地面積十分ノ一ヲ超過スルコル得サルモノトス」（第18条）

24) 演習林官斫事業以外への就業先は次のようなものであった。

就業先		出役人数	延人員	備考
近郷造材事業	馬夫	31	1,715	雨竜電力会社・御料林造材事業および官斫後の北大演習林の藪出巻立て
	人夫	27	2,348	
他郷造材事業	馬夫	2	38	思根別国有林・御料林の造材事業
計		60	4,101	

北大演習林彙報，第2編，p 7，昭和10年

25) 川島は前記のようにのべたあとで，昭和10年の天塩第一（中川）演習林について次のようにのべている。

「然シ又拓殖移民ノ国家的見地ヨリ眺メ且ツ本林監護保護ノ立場ヨリ見レバ林業経営ノ集約ニ伴ヒ益々其必要ヲ認ムルガ之ガ為メニ現住人口以上ノ林内殖民ヲ収容スルコトモ毫モ認メラレヌ」（前掲川島 p. 233，傍点…有永）

26) このことについて昭和11年の北大雨竜演習林要覧は次のようにのべている。「然ルニ近時財界ノ不況ニ伴ヒ漸時他ヨリ労力ノ供給潤沢トナリ且冬山事業ノ外春秋二季ノ事業ハ恰モ農繁期ニ遭遇スルガ故ニ両立セザル状態ニアリ其効果充分ナラザルヲ遺憾トス」

27) 当時の北海道は昭和5，6，7，9年と大凶作によって農業生産が大きな打撃を受け，この農民救済のためこれらの土木事業が道庁によって盛んにおこなわれた。

28) レーニンはブルジョア的な農業進化の二つの型として，20世紀初頭のロシアにおける農奴制的巨大土地所有のもとでの地主経営の資本主義的発展の二つの形を次のようにのべている。

「だが，この発展の形態は二つありうる。農奴制の残存物は地主経営の改造という道によっても，また，地主的巨大土地所有の廃止という道によっても――すなわち，改良の道によっても，革命の道によっても，消滅しうる。ブルジョア的発展は，大きな地主経営が先頭に立って，これがしだいにますますブ

ルジョア的になっていき，農奴制的搾取方法をブルジョア的搾取方法によってしだいにおきかえていっても，すすむことができる。また，ブルジョア的発展は，小農民経営が先頭に立って，これが革命的手段によって社会という有機体から農奴制的巨大土地所有という『こぶ』をとりのぞき，そのあとで，巨大土地所有なしに，資本主義的農業経営制度の道を自由に発展していっても，すすむことができる。」(レーニン「社会民主党の農業綱領」p. 35～36, 大月書店 1965年)

この官斫事業を軸とする伐出経営は，森林経営におけるこの地主経営の資本主義化の一つの形態であるといえる。もう一つの形態が寄生地主経営であるが，これは森林経営においては必ずしもプロシャ型の地主資本主義化の道としてはあらわれない場合がある。

29) すでにのべたように，昭和10年川島三二は天塩第一（中川）演習林の事例をもとに，単に労働力調達という面からみればこれ以上の入地者は必要がないと断言している。(注25および前掲川島 p. 233 参照)

(3) 第三期（昭和10～23年）

この第三期は昭和10年から23年までの戦時経済期についてのべる。

その開始時の昭和10年は，演習林経営においてはそれまで未利用であった宇津内，泥川の両事業区の施業案が編成され，これによって全林を網羅した施業計画が樹立され，同時にその最大の殖民地であった母子里殖民地への入地が本格化した時期でもあった。また幌加内村についても国鉄幌加内線が朱鞠内まで開通し，御料林の小作地の解放が開始される（昭和9年）などの時期であり，その地域全体の農林業を中心とする諸産業が北部の開発によって急速に拡大を開始した時期でもあった。

そしてその終期に当る昭和23年は全国的な規模での第二次農地改革の開始期であった。以上のようにこの第三期は戦時経済の開始からその解体にいたるまでの時期であり，戦時経済期であった。

1) 「土地貸下規程」の自然消滅と「演習林土地貸付内規」および「演習林土地貸借契約書」の制定

すでにのべたように北大演習林の林内殖民制度による借地契約は，その開始期から明治31年の文部省告示第54号「札幌農学校の資金に属する北海道土地貸下規程」を基礎とする農場の小作規程の準用によってなされており，演習林独自の規程，契約書は制定されていなかった。ところが，昭和7年の会計規則の改程によりこれらの「土地貸下規程」は自然消滅し，それにともなって昭和7年6月6日付の「演林第495号農耕地貸付手続ニ関スル件」が出され，それによって「演習林土地貸借契約書」が制定された。さらに昭和9年10月3日付の演習林本部より北3林への通牒「演林第900号農耕地ノ貸付手続ニ関スル件」によって，その「貸付内規」が成文化されている。

つまり，この林内殖民制度による土地貸付けは，この昭和7年の「契約書」および同9年「貸付内規」の制定によって，明治以来はじめて農場の小作規程等の土地貸下と形式的に区別され，その独自的な制度内容を整えたのであった。

① 「演習林土地貸付内規」

その「貸付内規」は昭和9年に上記の通牒によって成文化されているが，その通牒の主文には「標記ニ関シ曩ニ打合ヲ以テ大体内規トシテ心得処理相成候処今般右ニ多少ノ修正ヲ加ヘ……」(「北海道帝国大学農学部附属演習林例規通牒」p.56 昭和11年) とあり，これ以前にすでに「打合」によって成立していたものに「多少ノ修正ヲ加ヘ」て成文化したものであった。おそらくこの内規もその契約書の制定と同じ時期の昭和7年6～7月頃に成立していたのであろう。

この「貸付内規」は附に掲げるような14条項からなる内容のものであるが，それまでの「土地貸下規程」に対する主要な変化は次のようなものであった。

㋑ 借地出願者の資格を「林業又ハ農業ニ経験アル成年男子ニシテ労働ニ堪エ自ヲ開墾ニ従事シ且ツ家族ト共ニ貸付地ニ居住シ得ルモノ」と具体的に規定したこと (第1項)。これは「土地貸下規程」では，戸籍謄本又は府県知事の証明による身元証明だけを必要としていたにすぎなかった (大正2年規程第5条) のを東大の規程なみに具体化したものであった。そしてさらにこの第1項では，「自力開墾」と「家族ト共ニ貸付地ニ居住スル」ことを「疏明セシムヘシ」として，「土地貸付願」の受付に当ってこれらの確認を派出所に義務付けている。

㋺ 鍬下期間を「新地ノ貸付ニハ鍬下期間ヲ認メス頭初ヨリ有料トスヘシ」(第4項) として全面的に廃止し，未開地からも未墾地料金を徴集することとした。つまり前規程では成功期間5年，鍬下3～5年，計8～10年の無料期間があったのが，これを全廃しすべて有料としたのであった。

㋩ 借地権の転売を「貸付地ハ其ノ権利ノ譲渡ヲ認メス」(第11項) として，継承の場合をのぞき全面的に禁止した。これは前規程では「北海道帝国大学総長ノ許可ヲ得ルニアラザレバ借地ヲ転貸スルコトヲ得ス」(第16条) と許可制によることになっていたものであった。

この内規は，入地者の資格の制限によってその労働力を確保するとともに，居住地の制限さらには借地権の否定によって小作契約における「又小作」等によって生じる紛争を防止しており，それまでの規程が小作契約としての性格をもっていたのに対して演習林経営のための労働力調達，労働力支配としての性格を強化したものであった。また鍬下期間の廃止は当時すでに大半の農地が開墾されていたこともあったのであるが，それまでの小作契約としての不備を訂正するとともに，小作農地からの収入の増大をも目的としたものであったが，その小作料は極めて低率のものであり，そのためにこれによってもなお入地希望者があったという当時の北海道農業の小作関係の状況を反映したものであった。つまり小作関係における演習林側からの制約を強化することによって，他の小作地との相違を明確にし，そのことを通じて一面からの労働力支配を強化しようとしたものであったといえよう。このような意味においても，この内規の制定は林内殖民制度による土地貸付としての性格を具体的に成文化したものであったのといえよう。

② 「演習林土地貸借契約書」

以上のような土地貸下規程の自然消滅により，その契約書も「未開地（耕地）貸借契約書」から「演習林土地貸借契約書」に変更された。この契約書は，その内規の内容を具体化したものであり，それまでの契約書に比べて農場の小作関係に該当する条項が削除されると同時に借地料の改正，義務条項・賠償条項等が強化されている。この契約書の全文は附に掲げるようなものであったが，内規でのべた以外のその特徴についてみると次のようになっていた。

㋑ まず第一には，労役その他の森林保護に関する義務条項が独立した条項となり（第7条）それによってその賃金の決定が「双方合意」からはずされて，演習林による一方的決定が条文上も可能とされたことである。

㋺ 第二には，その弁償規定が拡大強化されたことである（第11条）。つまり，その対象がそれまでの契約書では土地荒廃（第11条）となっていたのを「演習林又ハ産物」までに拡大されたこと，およびその賠償が「其ノ原因ノ如何ヲ問ハス総テ」と規定され，全く一方的に演習林側の裁量によるものとされたことであった。つまりこの条項の新設によって13条の契約解除条項とともにあらたな制裁条項が追加されたのであり，この制裁条項は後にのべるように昭和14年の18,696円，同17年の9,249円をはじめとして実際に発動されていた[1]。この弁償制度について，東は「この賠償責任は全く可酷なもので，林内殖民者の保持のため止むなく行なわれたものであろうと考えられるが，今なおこれを大学の封建的制裁という者も少なくないことより見れば，小作形態上特殊なものであることは否めない」（前掲，農地改革史（下）p. 269）とのべているが，この弁償制度は先にのべた「村八分制」とともに北大の林内殖民制度の特徴であった。

このように，この契約書も先の内規と同様に入地者に対する演習林側の一方的な規制を強化したものであり，その内容もそれまでの契約書に比べてもさらに道内の他の小作農場に比べても小作契約としては苛酷なものであった。

以上のような昭和7～9年にわたる「貸付内規」および「演習林土地貸借契約書」の制定は，それまで農場の小作契約の一環であった契約内容を大きく変更し，それによって土地貸付をテコとする義務労役制としての北大の林内殖民制度が制度的に確立されたのであった。そして，その制度の内実は，初期の演習林側による労働力確保から，諸規制を強化することによってその封建的労働力支配を貫徹しようとするものであった。つまり，第二期の「借地人申合規約」の成立によって一応制度的に確立した林内殖民者に対する支配体制は，この第三期の初頭において，申合規約の「村八分」制とともに苛酷な弁償制度をともなう封建的支配体制として再編，強化されたのであり，これらの内規，契約書はその封建的な支配体制の制度的な基礎の一環をなすものであった。そしてこの封建的諸関係が最も顕著にあらわれたのが，次にのべるように全集落が林内殖民者で形成された母子里殖民地であった。

2) 母子里殖民地の成立と林内殖民制度の再編

① 母子里殖民地の成立経過

母子里殖民地は附図に示すように，雨竜ダムによって南北に分けられた雨竜演習林の北部地域の中心部にあり，その林内殖民地としては最北部のものであった。この母子里の区画設定は昭和3年におこなわれ，地区を4つに分け，北東22戸分，北西36戸分，南東44戸分，南西37戸分計139戸分の予定地区画が設定された。その面積は約700町歩にもおよび，「本箇所は雨竜演習林殖民地中最も奥地に位し，海抜高く平担地で各演習林を通じて一団地として最大の面積を有する植民区劃地である」(60年の歩み p. 109) といわれるように，雨竜演習林のみならず北大全演習林の林内殖民地のなかでも最大のものであった[2)]。

雨竜演習林の各殖民地への入地の経過は演習林側の資料によってもまちまちであり，とくに昭和2年以降については戦後の加納の調査までその統一した資料はない。戦前期においてその区画設定の最終年度であった昭和10年現在の区画数と，大正11年，同14年，昭和2年，同24年の在地者の戸数を示すと表5-1のようになっていた。この表よりみても母子里殖民地がずば抜けて大きなものであったことがわかる。

表5—1　区画設定と入地の経過

殖民地名	昭和10年の区画数	大正11年の戸数	大正14年の戸数	昭和2年の戸数	昭和24年の戸数
1	4	4	1	1	4
2	17	15	16	10	16
3	} 21	4	4	4	3 (4)
4		5	6	10	13 (17)
5	2	4	5	5	8
6	6	4	4	7	6 (7)
7	3	3	3	3	3
8	54	31	44	49	39 (59)
9	15	6	6	6	9 (10)
10	11	7	4	7	7 (8)
11	6	5	6	6	5
12	16			4	14 (18)
13	8				3
14	26				10 (7)
母子里	139				68 (80)
計	328	88	99	112	208 (259)

注）① 大正11年前掲渡辺ら「調査」佐藤喜三郎の調査によるもの
14　大沢ら前掲
昭和2年若松ら前掲
24　加納　前掲　　（　）は契約件数
} より作成。

② 区画数は「60年の歩み」p. 106-110より作成。区画は昭和10年以降は戦後の21年および25年に計17戸が増設，新設されている。

母子里殖民地への入植についても同じように資料によって数字がちがっている。

昭和13年9月母子里事業区の仮施業案を編成した堰八愛勲によれば，「昭和10年3月ヨリ殖民者ヲ入地セシメ来ルタルモノニシテ現在ノ貸付面積有料地315.7 ha，無償15.5 ha，計331.2 ha ヲ示シ其戸数約65戸ヲ算セリ」(堰八愛勲「雨竜演習林母子里事業区仮施業案説明書」p. 43 昭和13年9月) と入殖の開始を昭和10年であったとしている。しかし幌加内村史によればすでに区画設定の翌4年から入地者があったとされており，榎本守恵らの調査によってもまたわれわれの昭和40～42年の在村者42戸の調査によっても4年からの入地者が確認されている。しかし「60年の歩み」によれば，昭和9年の雨竜演習林の全林内殖民貸付件数は144戸，同10年は243戸となっており，この1年間に100戸の増戸数は入殖の実態を反映してはいないとおもわれる。つまり，これらの事実から考えるとすでにのべたような「請書」等による仮入地が昭和4年前後から開始され，それに対して演習林が正式に林内殖民と認めたのが昭和10年であったと推定される。ともあれ雨竜演習林が母子里事業区の本格的開発にのりだすのは昭和6年に看守所を設置して以後のことであり (その地名もこの頃「茂知」から「母子里」に改名されている……「60年の歩み」p. 109 参照)，その農地経営の本格化も第三期の昭和10年以降であった。

そしてこの昭和10年は，雨竜演習林における林内殖民制度が，大正期における官斫の開始と「借地人申合規約」の成立さらには昭和初期における官斫労働組織の確立，昭和7年以降の「演習林土地貸付内規」および「同契約書」の制定の経過を経て，初期の労働力調達機構から労働力支配機構へと制度的に再編強化された時期であった。つまり，すでにのべたような「借地人申合規約」による「村八分制」と昭和7年の契約書による「弁償制」の強化などをテコとして，演習林当局による殖民者への封建的支配体制が制度的に確立された時期でもあったのである。

このような制度上の条件に加えて，母子里の集落は完全に演習林の所有地内に演習林によって開発，形成され，かつ地理的にも雨竜ダムの完成によって幌加内本村から孤立した「陸の孤島」ともいうべき殖民地であったから，そこにおける演習林の支配は東大演習林におけるような全一的なものとなる条件を入地当初からもっていた。これについて榎本は「母子里殖民は北大演習林の必要によって創設された，紛れもない下部労働単位であり，同時に周囲と隔絶された生活共同体であった。北大演習林は地主であり，支配権力でもあり，また保護者でもあった。小作契約においても，部落づくりにおいても，部落の生活においても」(榎本守恵「母子里部落の概況——僻地教育研究第14号——第1号」p. 6 昭和42年札幌) とのべている。

北大演習林の林内殖民制度はすでにのべたように，当初から農地以外の借地人にもその労役義務を平等に課していたから，この母子里の場合には東大の東山村と同じように全居住者がその制度上の制約を受けていた[3]。これについて前記榎本は次のようにのべている。「母子里は演習林の林内殖民地であったから，部落の成員になるためには，各家は演習林の監守を義務として課せられた。これは，この部落に居住するかぎり，農家，非農家を問わず，演習林の林業労

務による賃金をえる，えないにかかわらず，課せられた」(榎本前掲 p. 11) と。このような実態は戦後期においても，「だから部落会長よりも山頭が部落生活の実権を握っていたし，その指揮のもとに，学校の教員もまた山林防火巡視の任に服していた（これは30年代中頃まで，その日は授業を休んで巡視したという)」(榎本「母子里に関する研究 II 母子里の歴史」p. 137 僻地教育研究第13巻第1号 昭和41年札幌) といわれるように，学校の教員にまでその義務条項は貫徹していたのであった。そして榎本は，このような「演習林—山頭を軸とする支配体制」を，「もしよぶとするならば」という条件付で「演習林母子里共同体」と名付けている。

表5—2　母子里の入地の経過　(戸数)

年　度	入　殖	離　村	差引計
昭和4～10年	71	5	66
11～15	14	11	69
16～20	17	20	66
21～25	6	5	67
26～30	1	7	61
30年以降	4	9	56

注）前掲，榎本「母子里の歴史」表53 p. 132より作成。この報告によるとその在村者のピークは昭和31年の73戸である。ただし農家のみの調査である。

以上のような演習林の全一的な支配体制のもとで，母子里殖民地の入植は開始されるのであるが，その入地の経過を榎本らの調査によって示すと表5-2のようになる。

この調査は母子里中学校の松元義一の聞取り調査に補正を加えたものであるが，母子里の殖民地への入地経過を示す唯一の資料であり，かつわれわれの調査の経験から言ってもかなり精度の高いものである。またわれわれの昭和40～42年にかけての調査によれば，当時の在村者41戸のうちその入地年度は，昭和4～10年30戸，11～15年3戸，16～20年2戸，21～25年4戸，26～30年1戸，31年以降1戸であった。つまり，入地者の大半はすでに昭和10年以前に入地しており，その在村者数のピークは昭和13年の73戸であり，その区画数に比べての充足率は約52% であった。このことは区画地の自然条件が悪く，とりわけ南西地区においては湿地帯のため実際は入殖が不可能であったこと，区画の一部がデンプン工場等に転用されたことにあるが，その区画に対しての入地者の充足率は極めて低かったのである。

しかし，ともあれ北大演習林は約70戸の入地者の労働力をこれによって確保しえたのであった。

② 林内殖民制度と山林経営

雨竜演習林の林内殖民は，すでにのべたように昭和初期にその森林経営の展開と殖民者の農業生産の定着との間に労働力配分をめぐっての矛盾を顕在化させ[4]，若松[5]らは昭和4年に「林主農従」型の殖民地の提案をしているのであった。

このような母子里の状況に対して昭和12年12月の演習林彙報は，「本域は山間の盆地に一団として聚落する関係上，独立自営の気概に燃え，困苦欠乏を協力克服するの美風あり，其の質実剛健なる気風は母子里の特色とせられてゐる」(「演習林彙報 No. 8」p. 122 昭和12年) とその「独立自営」なる特徴を指摘し，「真に林内植民設定の趣旨に合致せるものと謂ふべきであ

る」(同上) と自画自賛の評価をしている。

しかし昭和13年に母子里事業区の仮施業案を編成した堰八愛勲は，その「森林ニ関スル民情」の項において，「一個ノ独立セル有機体系ヲ整ヘ部落ノ融合統制ヲ図ルト共ニ林内殖民本来ノ使命タルヘキ林業労働ノ提供森林ノ巡視等ニ関与シツツアル現況ニシテ之ヲ皮相的ニ観察スルハ正ニ其設定ノ要ヲ得タルカノ観アルト謂フベシ」(同上 p. 43 傍点…有永) とその現状をのべた後で，北大の林内殖民制度がその森林経営との具体的な因果関係を検討することなく漫然と拡大されていると現状を批判して，「其結果ハ一方的ニ陥リ彼等ノ庇護ニ多大ノ犠牲ヲ払ハサルヘカラサル事態ニ転シ結局ハ林業関係ヲ離レテ地方的部落ノ造成ニ終始セルカノ現象ヲ呈スルニ至ル」(同上 p. 43 傍点…有永) とのべ，それまでの林内殖民制度による土地貸付がすでに森林経営のための林内殖民としての実態を失いつつあることを指摘している。そしてこのような点からみるなら母子里における殖民地の設定は，「母子里ニ於ケル林内殖民ノ実績ハ前述ノ如ク其形態的組織ニ観ルヘキモノアル表面上林業ニ貢献スル処頗ル大ナルカ如キモ之ヲ内質的ニ討究スルトキハ寧ロ林業カ農業ニ利用セラレタル感ヲ深クセルヲ得ス」(同上 p. 44) と前記の彙報と違った否定的な評価を下している。堰八はこのような評価に立って，もし林内の可耕地をどうしても開墾する必要があるなら，「必然的ニ将来発生スヘキ庇護ノ責任ヲ或程度ニ事前回避シ経営上ノ指導開発ニ対シテハ農場ニ委任スルヲ以テ得策トスヘキナリ」(同上 p. 44 傍点…有永) と農場への委託経営を提案している。

また先の彙報の「独立自営の気慨」なるものが，その閉鎖性と演習林に対する依存によって生れたものであり，名雨線[6]の開通後は「彼等ノ動静ニ変化ヲ生スヘキハ予想ニ難カラス」(同上 p. 45) として，「当局ニ在リテモ此点ニ注意ヲ払ヒ是迄ノ努力ヲシテ無ニ帰セシメサル様誘導スルト供ニ其他倚的幣習ヲ匡正シ飽迄自力本位ヲ以テスルノ信念ヲ涵養セシムヘキナリ」(同上) と，当時の母子里の演習林との運命共同体的な状況を批判して，殖民者の自主性にもとずく「自力本位」の精神の確立の必要性を強調している。そしてこの殖民者の「自立性確立」の主張は，「現在ノ制度ニ於テハ永代貸付ノ形式ナルカ故ニ土地ニ対スル愛護改良ノ精神ハ到底人情トシテ積極的タルコト能ハスシテ……」と当時の小作制による林内殖民制度の欠点を指摘して，「今後制度ヲ改メ其成績ノ如何ニ依テハ之ヲ殖民者ニ開放スルノ政策ヲ採ラハ彼等ノ発奮心ヲ促カシ自他共ニ益スル処大ナルモノアルヘシト思料ス」(同上 p. 45) と制度の改善による殖民者への土地の解放についても言及している。そして結論として現行制度のままであるなら「新規募集ノ如キハ極力回避スルヲ得策ト見做ス」(同上 p. 46) とこれ以上の殖民地および入殖者の拡大の中止を主張している。

この堰八の主張は先にのべた川島の昭和10年の主張とほぼ同じ立場に立つものであるが，その森林経営の発展のためには小作関係に基礎をおく半封建的労働組織としての林内殖民制度が森林経営の将来のために桎梏となる事を指摘している点はまさに卓見というべきであろう。

そしてこの卓見は半封建的諸関係による「将来発生スヘキ庇護ノ責任」を事前に回避する

ために，その経営を農場に委託するか殖民者へ解放して自作化するかの主張をしているのであり，演習林経営のブルジョア的発展の道を明確に見通し，農地経営における小作制の解消とそれの資本主義化を主張しているのであった。つまりこの堰八の主張は，林内殖民制度による「共存共栄」なるものが，いわゆる封建制にその基礎をおく発展性のないものであることを見抜き，森林経営と農地経営のそれぞれの一定の自立化による分離とその対等な関係（ブルジョア的諸関係）のもとでの「共存」こそが必要であることを説いているのである。

このような主張は，その歴史的な限界性をもつとはいえ，当時の林内殖民制度に対する大学側の公式見解に対してはまさに「革命的」といえるほどのものであり，このことは後にのべる農地改革における演習林の対応とは全く異質のものであったといえる。

そしてこの川島・堰八らの昭和10年代前半の主張は北大演習林においては採用されることなく，むしろこれ以後においてその封建的諸関係は少くなくとも制度上は強化されたのであり，そのことによって演習林経営の資本主義化への指向はイデオロギーとしても閉されたのであった。それが最も端的にあらわれたのが後にのべる「農地改革」をめぐる対応であった。しかし，昭和10年代の「林学的」イデオロギー状況のなかで，北大演習林の施業案説明書のなかに一嘱託によってこのような主張がなされていたということは注目すべき事実である。

そしてこれ以後，母子里殖民地が辿った道は，前記榎本が指摘したように演習林の支配関係がその住民の全生産構造を規定した「演習林母子里共同体」の道であった。そしてこのもとにおける部落運営は，そこにおける構成員の人格的自立を全く否定し，演習林の支配体制のもとでの，そして多少極端にいうならそのためにのみの「合議自治制」なるものによって運営されたのであり，このことは演習林の山林経営を二つの道における，直接生産者にとっては最大の苦痛をともない，したがって最も反動的な道としての「地主資本主義化の道」として措定したのであった。

③　部落内秩序の形成と演習林による労働力支配

以上のべたような制度的諸条件のもとで，母子里殖民地の部落運営は開始されるのであるが，昭和12年当時の状況について演習林彙報は次のように記している。「部落は第一組より第五組の班に分れ，各組に任期四ヵ年選挙制による組長及副組長を置き合議自治制を採用し，物品供給所，農事実行組合，林内巡視，在郷軍人分会，男女青年団，青年学校等其々活潑なる活動をなしている」（前掲 p. 122）と。しかし，この「合議自治制」[7] は先の「借地人申合規則」と同様に大学側からの「自治ノ奨励」として，その部落支配による労働力支配の一環としてなされたものであった。

このことについて榎本は，「演習林派出所の下部機関，母子里看守所が創設され，駅逓所もでき，物品供給所[8] も商人の手によらず植民団の内部に委ねた。商人の直接介入を認めなかったのは，植民者の小作権が商人に集中することを恐れたためといわれる。小学校（村立）も演習林の手で設置された。孤立部落の生活条件は大学側が準備したのである」（前掲榎本「母子里部

落の概況」p.6）とその出発時から大学側の指導によって創設されたことをのべている。このような状態が先にのべたように一方では「独立自営」と評価され，他方では「他倚的」と評価されているのであった。この部落の行政的責任者である区長は昭和9年までは，御料殖民地の団長で当時村議であった吉村智宏であり，2代目は最初の物品供給所の失敗後に，官斫事業における物品供給業者として経験をもつ渡辺鉄次郎がその再建のため入地し就任しているが，榎本はこの2代目までは輸入区長時代であったとしている。そして大学側によって全生活条件が準備されたとはいえ，「一方行政的には幌加内21区（のち24区）であり，林業労働以外の農業生産は大学支配の一応枠外であった」（同上 p.6）のであり，「初期の輸入区長時代は，一応大学演習林の労働機構を基礎にしながらも，行政，生活とは区別があった」が，昭和9年以降の「区長自前になると，部落のより基底的な生活方向は演習林山頭を中心にして働いたのではないか，と推定される」（同上 p.6）とのべている。

つまり初期における殖民者の自生的な自治運営が，昭和6, 7, 9, 10年の大凶作による農業生産の一時的な後退によって破産し，それにかわって演習林の各種凶作救済事業の開始をテコとした上からの支配体制が強化されたことを指摘しているのである。そしてこの指摘のように，この「演習林一山頭制」による支配体制は第二期でのべたようにもともとその官斫事業の作業組織を基礎として発生し，その支配はその生産現場においてのみ貫徹したものであったが，母子里のようにその再生産構造の大半が演習林の各種事業への出役による賃労働収入によって占められている場合には，この「演習林一山頭制」が部落支配機構にまで拡大されていたことを示している。つまり母子里殖民地においては，雨竜演習林の森林経営の諸事業における最大の事業であった伐出事業の作業組織としての山頭の支配権が，このような形で部落内秩序の形成に大きな役割を果し，それを通じて演習林側の全一的な労働力支配が貫徹されていくのであった。そしてこのような山頭による支配体制は，演習林の伐出事業の規模が増大するにつれて強化され，それはそのピークであった戦時期から戦後期にかけては演習林からも相対的に自立した権力として存在するようになるのであるが，ともあれその支配体制としての「演習林母子里共同体」が最終的に崩壊するのは黒崎[9]の指摘するように昭和30年代の風倒木処理の終了以降であったのであり，それは同時に演習林の地主経営としての伐出経営の終末をも意味したのであった。

またこの部落内秩序の形成について，農事実行組合としての産業組合の設立も重要な役割を果すものであり，なかでもその購売部の役割は唯一の流通機構として大きなものであった。この農事実行組合購売部は，「母子里移民の最初の物品供給を担当したのは大内保之進であった。宇野派出所長の方針は，植民地内に商店を設けずに共同組合的に流通をはかることであった。商店を許すと，小作権が商店に集中する恐れがあったからである（さらに当時の産業組合運動も念頭にあったかも知れない）。だが，大内の経営は失敗に終り，5年11月，雨煙別演習林の初代入植者で，長く演習林伐木事務所の物品供給者をしていた渡辺鉄次郎が，大学の依頼

でそのあとを引きうけて物品供給所をはじめ，やがて実行組合購売部という形に発展した」(榎本前掲「母子里の歴史」p. 128) といわれるように，これまた大学側の一方的なイニシアによって創立されたものであった。そしてこの創立者であり，官斫事業の物品供給者であった渡辺鉄次郎は第二代区長に就任している。この農事実行組合は，それまでの仕込み商人等の前期的資本による機能が限界に達し，「農家の生活組織にとって必須のものであった生産物販売と生産，生活資材購入の諸関係が，個々の農家を農事実行組合に参加させ，組合員連帯保証のもとに産業組合を利用するという様式になるのは，農山漁村経済更正運動期においてであった」(榎本前掲「母子里部落の概況」p. 11) といわれる時期に入植が開始された母子里の開拓の当初から創設されたものであった。

この農事実行組合では，昭和10年の第5回通常総会議案の第8号議案として次のような「農産生産物販売統制ノ件」が議決されている。

> 農産生産物販売統制ノ件
>
> 一　本組合購売部ハ組合員各之生産品ニ付販売統制方法ノ実行ヲセラレタキ事ヲ臨ム
>
> 一　其実行方法ニ就而理事ニ任セラレタシ
>
> 昭和10年6月15日
>
> 無限責任　母子里農事実行組合購売部

つまり，この農事実行組合がその農業生産物の唯一の集荷先であり，かつ販売先であったことが「統制」という形でおこなわれていたのであった。そしてこのように購売部を中心とする生活，生産組織は，「この新らしい社会関係は組合＝部落全戸の連帯保証を要請するものであったから，部落＝組合は農家の生活の全面を規制するものであった」(榎本 同上 p. 11) といわれるように，演習林事業への出役義務制とともに部落共同体秩序の形成に大きな役割をもつものであった。そしてこの実行組合そのものが，その創立当初から演習林側の指導によって創立，運営されたのであり，これがその労働力支配機構の一環としての役割をもつことも又必然的なことであった。

雨竜演習林の林内殖民地でこのような大学側の完全なイニシヤのもとに農事実行組合が形成されたのは母子里のみであり，この面からも母子里における林内殖民制度が部落秩序そのものを支配した労働力支配機構であったといえよう。このことはその産業組合としての農事実行組合が，当時の山村経済更正事業における奨励政策からの一定の影響を受けてはいたが，基本的には官斫事業における飯場の物品供給制度の延長として創立されたというその歴史性にもあらわれているといえよう。つまり，ここにおいても官斫事業の作業秩序が部落秩序へ大きな影

響を与えているのであった。

この農事実行組合は，食糧統制による馬鈴薯デンプンの政府買上げ時代に最も景気がよかった。これについて前記榎本は次のようにのべている。「この景気は戦後数年続いた。当時の関係者の語るところでは，実行組合販売部の利潤も大きく，その使途に困るくらいであったという」(前掲榎本「母子里の歴史」p. 133) と。また，われわれの40年の調査においても「最も良かった時代は？」に対して異口同音に「戦後の4～5年であった」との答えがあった。

以上のように第二期の終りの昭和5年から10年にかけて入地が開始された母子里殖民地は，北大演習林の支配体制がその部落の最も深部にまで達した殖民地であり，そこにおける部落内秩序はその官斫事業において発生した作業組織としての山頭制をその全生産構造にまで拡大したものであった。この意味において，この母子里殖民地こそが北大演習林における林内殖民制度の最も完成した事例ともいうべきものであり，この殖民地の成立と展開は雨竜演習林だけでなく北大演習林の他の全ての林内殖民地に影響を与えざるをえなかったのであった。そこにおいて成立した諸関係は，農地における封建的小作関係と森林経営における前期的賃労働関係を軸とする半封建的・前期的関係であった。

そしてこの大学による半封建的支配は北大演習林においてはこの第三期に完成されたのであった。それは林内殖民制度についてみると，封建的土地所有関係を基礎とする諸関係が完成し，それによってこの制度が再編強化されたことを意味しているのであり，そしてこのことは同時にその山林経営が伐出事業を中心とした地主経営として確立したことをも示しているのである。ともあれ，この母子里部落が形成，確立された昭和13～15年前後に北大の林内殖民制度は大学による半封建的支配関係として完成するのであり，このことは東大演習林における東山村の分村「独立」に対応するものであったといえよう。

3) 山林経営の展開と諸事業

① 全林的施業案の編成と施業方針

すでに第二期の施業方針の項でのべたように，昭和4年の施業案の検討，編成においては茂知事業区 (昭和4年に三股事業区と改名) の北部約13,000 ha を未編成区としていた。昭和10年にこの北部の未編成区を泥川 (約8,500 ha) と宇津内 (約5,000 ha) の二事業区に分けて施業案を編成した。この昭和10年の編成によって，明治45年前記富本らの仮施業案以後初めて雨竜演習林の全林に対する施業案が編成されたのであった。

この昭和10年当時における施業案の概略を示すと表5-3のようになっていた。

これを第二期の昭和5年における施業方針と比べると，まずその年平均伐採面積において2.7倍，同じく伐採量においては2.4倍となっており，この北部地域開発の開始がいかに大きなものであったかを示している。また年伐量に占める針葉樹率は，昭和5年の約39% に対して31% と低下し，広葉樹の伐採の比率が施業案上ではより増大している。

このような施業の対象となった林相は，明治45年の富本らの調査時点と比べて針葉樹蓄

表5—3 昭和10年における施業の概略

事業区名	作業種	輪伐期・回帰年	林班数	面積	標準年伐面積	標準年伐量 針	広	計	備考
添牛内	択伐	180・60	27	6,046	44.9	367	2,115	2,982	昭和4年検訂編成
	皆伐	100	6	1,020	15.0	727	2,905	3,632	
	計	—	33	7,066	59.9	1,094	5,020	6,114	
茂知	択伐	180・60	25	7,001	71.5	3,092	2,381	5,473	昭和4年編成
泥川	択伐	120・30	40	84,96	205.9	6,793	18,297	25,090	昭和10年編成
宇津内	択伐	100・25	29	4,957	177.4	4,813	9,021	13,834	昭和10年編成
合計	—	—	127	27,520	514.7	15,792	34,719	50,511	

注）「北海道帝国大学農学部附属雨竜演習林要覧（昭和11年3月）」より作成。

表5—4 昭和10年調査による針葉樹の樹種別分布率

事業圧	トドマツ (%)	アカエゾ (%)	クロエゾ (%)	針葉樹率 (%)
宇津内	99.7	0.3	—	38.1
泥川	73.24	26.73	0.03	38.4
母子里	83.5	6.1	10.5	37.5

注）① 宇津内は昭和9年 泥川は昭和10年 仮施業案説明書より作成。
母子里は昭和13年堰八の仮施業案説明書より作成。
② その施業地を混交度合によって分類すると次のような比率になっていた。

事業区	針純 (%)	針過 (%)	平等 (%)	広過 (%)	広純 (%)	その他 (%)
宇津内	—	17.8	21.0	8.7	48.9	3.6
泥川	3.9	18.7	28.6	3.4	39.0	6.4
母子里	2.3	15.8	28.3	9.4	44.2	—

積が減少し，昭和5年の概要によるとその針葉樹率は添牛内21%，茂知38%，その他39%であった。このような針葉樹蓄積のうち，昭和10～13年にかけての調査によると北の三事業区での樹種別比率は表5-4のようになっており，トドマツをその基礎としつつも，泥川ではアカエゾマツ，母子里ではクロエゾマツの蓄積が若干存在していたが，これに対して宇津内はトドマツのみであった。

このような状態のもとに択伐施業が採用されるのであるが，この択伐作業は「茲ニ択伐作業種ト称スルモ従来採リ来リタル本法ノ形式ハ之ヲ純正ナル学理ヨリ観察シテ一種ノ変法ニ相当スル感アルハ蓋シ原生林整理ノ階梯上已ヲ得サル処ニシテ」（昭和9年泥川事業区施業案説明書）といわれるように，原生林の整理のための作業法であった。そしてこの作業種のもとでは，その伐採木の選定は利用径級33 cm以上により画一的に処理されていた。これに対して昭和10年

の泥川事業区の説明書は「原生林ノ生長関係ヲ不同ナルモノト見做シ直径ノ基準ヲ示サスシテ熟期ニ達シタルモノヲ選別セント欲スル如キハ実地ノ操作ヲ著シク困難ナラシメ更ニ更新上ノ見地ヲ加ヘテ択伐木ノ範囲ヲ拡張セントスルニ至ルハ現在従業員ノ能力ヲ以テシテハ其結果ヲ放漫ニ陥ラシメ収穫保続ノ精神ヲ攪乱スルコトトナリ労働経済ノ点ヨリシテモ大林業ニ対シテ実行不能ナルハ言ヲ俟タサルナリ」(同上) と，当時の選木技術上および労働力問題のため本格的択伐施業が不可能であることを告白している。

またその伐採量は，現実には伐採予定量にその推定生長量の半分を附加しており，「過伐ヲ強制スルニ等シキ」ものであった。これに対してこの説明書では，「如上ノ関係ハ本林ガ原生林ナルガ為ニ起スルモノニシテ之カ整理ノ進捗ヲ見且ツ将来施業単位ノ縮少ト事業ノ集約タリ得ル時期ニ致来セハ自然ニ解消セラルルコトナルベシ」と弁明している。

以上のような施業理念上の択伐作業と実行の間の矛盾について次のように説明している。「要スルニ施業案編成ノ趣旨ハ飽迄学理ノ示ス処ニ立脚シ森林ヲ法正ニ誘導シ収穫ノ規整保続ヲ図ルヘキモノナルモ実地施業ニ際シテハ現下ノ機構ト経済関係ニ支配セラルルコト多ク運用ノ自由ヲ欠キ為ニ折衷案ニ偏スルノ立場ニ置カルルコト誠ニ己ヲ得サル事実ニシテ向後ニ於ケル林業ノ発達ニ期待シ徐々ニ之ヲ是正スルノ外ナキモノト思惟セラル」(同上) と。

つまりこの択伐作業は，その伐採量が生長量に対応して決定されていないこと，さらにはその伐採木の選木が利用直径によって画一的に定められていたことからして本来の択伐ではなかったのであった。そして明治45年の富本以来主張されてきた択伐天然更新施業の理念は，この期においても「後日に期待する」として結果的には「技術的条件がない」との理由によって原生林の良木選伐が実行されていったのである。

このような択伐作業の実態に対して，これを前更作業として扱うという意見があった。このような意見に対して前記堰八は，「本林ノ如キ過老疎林ニ対シテハ (1 ha 平均本数108本，1本当材積 1.074 m^3) 前更作業ニ依ルヲ寧ロ好都合ト考ヘラル」(同上 p. 2) としつつも「然レドモ之カ実施ノ暁ニ相到スルハ技術的ニ経済的ニ現在ノ我林業機構ト相容レサル幾多ノ難点ヲ存シ仮ニ之ヲ簡易化スル場合ニ在リテモ単ニ一回ノ後伐ニ該当スルヲ名目トシ事実皆伐ヲ強行スル如キハ却テ過伐ヲ常習トスルニ至リ……」(同上) とこの前更作業の採用が実質上は皆伐による林相破壊につながることに対して警告を発している。そしてその「作業種ノ選定」の項においては，「近時ニ於テ如上ノ森林ノ型態ハ前更作業ノ道程中後伐直前ノ夫レニ相当スト唱フルモノアリ後伐ト号シテ胸高直径23 cm 内外或ハ時宜ニ依更ニ以下ノ径級ニ亘リ斫伐ヲ強制シツツアル事例アリ」(同上 p. 73) と前更作業に名を借りた皆伐を批判して，「即チ謂フ迄モナク演習林ナルモノハ学術ノ試験演習ヲ主体トシ兼ネテ林業固有ノ経済的行為ヲ営ムコトヲ目的使命トスル機関ナルカ故ニ他ノ国有，公有，御料林等国土保安ト収益トヲ主旨トスル林業ト其軌ヲ同フシ難キハ当然ニシテ殊ニ林型其物ニ就テハ将来研究上ノ推移ヲ顧慮シテ可及的原型ノ持続ニ努メ必要ニ応シテ之カ資料ヲ提供スルヘキ任務ヲ負フモノナルヲ以テ明カニ変改ヲ前提トスル前

更作業ノ如キハ局部的ニ試験区域トシテ存置セシムル可能性ヲ有スル外直チニ之ヲ全般ニ亘ル施業形式タラシムルコト能ハサル結論ニ到達スヘシ」（同上 p. 74）と演習林の社会的任務という点からも前更作業の導入を否定している。

そして結果的には，過渡時代として輪伐期120年回帰年60年の択伐作業を採用し，森林蓄積を維持しつつ除々に林分改良をおこなうことを主張している[10]。

しかしその「伐採ニ関スル事項」において，「収穫ノ規制ハ面積・材積両平分法ノ折衷トスルコト」とそれまでの材積平分法による局所的過伐を戒めたり，「官行斫伐実施ニ対スル注意」として「事業ノ統制方面」にのみ力を入れるのでなく，選木・伐採・造材・搬出さらには採材の仕方を改善することを要望している。とくに選木については，「前項（官斫の項…有永）ニ於テモ一言セル如ク天然更新ヲ前提トスル択伐作業ニ就テ斫伐木ノ選定ハ最モ厳格ニ合理的ナルヲ要スル」（同上 p. 83）として，それまでの選木は「優良木ノ選別ニ終始シ」ていたことがあり，今後は「毎本調査カ更新ニ収穫ニ極メテ重要ナル役割ヲ演スルコトヲ考察シ将来ハ派出所主任自ラ陣頭ニ立テ之ヲ統制スルノ攪悟ヲ有セラレンコトヲ切望スルモノナリ」（同上 p. 83）と選木の択伐作業上の重要性を強調している。

以上のような堰八の施業上の意見は，前項でのべた林内殖民制度に関する卓見とともに，現在においても，その施業案を単に斫伐案とするのではなく機構の問題まで含み編成したことは傾聴すべき内容をもつものであろう[11]。しかしこれが当時の演習林経営に現実にいかに採用されたか否かは不明であるが，現状からみてむしろこの時代には，堰八の否定した「前更作業」が実際上は採用されていたのであろう。ともあれ，以上のような施業方針のもとにこの第三期の森林施業は実施されていったのであった。

② 森林経営と諸事業

この第三期の森林経営はすでにのべたような方針にもとずき官行斫伐事業を中心とする伐出経営として展開された。以下においてその諸事業の実績について述べるが，資料上の制約のため伐出事業と育林（人工造林）事業に限定したものになる。

i）伐 出 事 業

雨竜演習林の森林伐採量についてはすでにのべたように，昭和11年以降について一貫した公式的資料が存在しない。しかし，前記昭和10年の彙報と昭和30～35年前後に作成された資料（未公表）とによって，第三期の伐採実績を掲げると表5-5のようになる。

まずその総伐採量では第二期と比べて平均5,000石減少しているが，昭和19～20年にかけてはその伐採量は全期間を通じてのピークに達し，20年には年間15万石以上の伐採がなされていた。またこの期は第二期に比べて立木処分の比重が増大し，とくに昭和10～14年にかけての増加が大きいが，これは農耕地の開墾と林内殖民戸数が増加しそれへの自家用材供給が増大した結果であるが，ともあれこの期には官斫の比重は低下しはじめている。

またこれを前記の施業案と対比してみると，その年平均伐採量においては160%の増であ

表5—5　第三期の森林伐採量　　(単位：1,000石，立木材積)

年度	官研	立木処分	計	年平均	官研率 (%)
第一期計	191	199	396	39	48.3
第二期計	1,317	166	1,483	87	88.8
第三期計	738	411	1,150	82	64.1
昭和10～14年	220	182	403	80	54.6
15～19	293	106	400	80	73.3
20～23	223	122	346	86	64.6
総計	2,246	776	3,029	73	74.1

注) ① 第一期，第二期については前掲各表より作成。第三期については「演習林創設以来材積処分総石数及び主副産物処分総価額年度別調査表」(演習林本部蔵) および「演習林立木処分収入調査表」「同官行製品処分収入調査表 (S. 8-29)」より作成。
② 昭和11年の103,473石については，官研・立木処分の分離が不可能のため60:40で配分した。
③ 1,000石以下切捨て計算のため，縦，横の合計は必ずしもあわない。
④ なお，第一期，第二期での作成した資料と第三期については，総伐採量についてのみ連続性があるが，官研，立木処分については推定によったものである。

表5—6　伐採量における針葉樹率

年度	官研 (%)	立木処分 (%)	年度	官研 (%)	立木処分 (%)
昭和10年	43	52	昭和17年	87	24
11	50	33	18	89	12
12	94	39	19	95	36
13	—	88	20	95	3
14	82	21	21	94	38
15	90	19	22	97	24
16	87	14	23	80	17

注) 表5-5の昭和8～29年の調査表より作成。ただし主産物のみ。

り，昭和14年を除いて全て過伐であった。さらにこれを針広別にみると，施業案では針葉樹伐採率は31%に指定されていたが，実際には表5-6にみるようにその官研における大半は針葉樹の伐採であり，広葉樹の伐採は立木処分においてなされていた。つまり，第二期において「交通不便」のため流送可能な針葉樹が中心となって伐採が進行したが，第三期の官研においても実際上は針葉樹を中心として良木選伐が実行されたのであった。しかし，広葉樹の伐採もこの期に入ると増大してきている。

これらの表からみる限り，この期の伐出事業はその総伐採量において施業案の指定量を大きく上回った過伐であっただけでなく，その伐採樹種が針葉樹中心であり，この面においても施業案の指定は全く無視されたといってよい。

このように，この期の伐出事業もまた針葉樹原生林の良木選伐としておこなわれ，その結果はその林型を択伐林型に誘導するといった施業案上の方針と全く違ったものとしてあらわれ

たのであった。つまり，良質な針葉樹に対する集中伐採を「整理伐採」として伐採する，原生林に対する略奪的伐出経営であったともいいうるであろう。

なお当時の木材市場の状況は堰八によれば，「昭和10年頃ヨリ俄然怡頭シ始メ反響ハ反響ヲ呼ヒテ全ク予想シ能ハサリシ高価時代ヲ現出セント供ニ未タ停止スル処ヲ知ラス市価ハ在来ノ2倍ニ達シとどまつ，えぞまつ上丸太ノ如キハ近時一躍2,500円台ヲ唱ヘツツアル状況ナリ」(同上 p. 54) といわれるような，戦時経済への突入による好景気時代をむかえていたのであった。

ii) 育 林 事 業

この期の育林事業は，第二期の昭和7年以降の皆伐跡地への人工造林を引きつぐものとして，年間20 ha 前後のトドマツ・エゾマツの造林が実施されている。その年度別実績を掲げると表5-7のようになっているが，この表に示すように新植が実際におこなわれたのは昭和15年前後までであり，これ以後は昭和31年まで雨竜演習林においては，人工造林は実施されなかった。

この造林事業の中断について「60年の歩み」は，「造林事業は太平洋戦争の進行に伴ない，漸次労働及び樹苗の不足を来たし面積縮少され，終戦後の数年間は天塩第二演習林が連年僅か数 ha の人工造林を実施した外，苫小牧，雨竜，天塩第一及び和歌山各演習林は事業を中絶するの止むなきに至り，既往の造林地の手入，撫育事業が閉却され，成林を著しく阻害されるに至った」(同上 p. 73) とのべている。つまり造林事業の中断を戦中戦後の社会経済的条件にあったとしているのであるが，もう一つの大きな理由はその不成績にあった。すでにのべたように明治期以後の造林地は極めて悪く「全滅ニ近ク」(前掲昭和5年概要) といわれるような状態であり，この状態はこの期においても，「独乙たうひヲ除キテハ其成績良好ナラズ之多クハ兎，鼠ノ被害ト春季植栽後ノ乾燥トニヨリ著シク枯損ヲ生ジタルモノナレドモ……」(前掲昭和11年要覧) といわれるようなものであった。そして前記小鹿の表5 (前掲小鹿 p. 6) によれば，これらの造林地は昭和39年に不成績個所として約297 ha が削除されており，この数字は戦前期の全造林面

表5—7　第三期の造林面積

年度	造林面積 (ha)	年度	造林面積 (ha)
第一期計	72.38	昭和13年	18.97
第二期計	93.67	14	6.48
第三期計	100.96	15	11.23
昭和10年	15.08	17	5.65
11	21.55		
12	22.00	総計	277.01

注) ①「60年の歩み」より作成。
② 前掲小鹿によると昭和39年までに計414.03 ha の人工造林がなされていたが同年296.97 ha が不成績地として削除されている。つまり戦前期の全面積を越える削除があったのである。

積277haを上回るものであった。以上のように戦前期における人工造林はほぼ全面的に失敗したのであり，このことも昭和10年以降において造林が実行されなかった理由の一つであったのである。

その造林樹種は，この昭和期に入ると「近年ハ特ニ之等ノ点ニ留意シ植栽樹種ヲとどまつ，えぞまつ，くるみ，やちだもトシ健苗ノ自給自足ヲ図ル為苗圃地ノ改良ヲ企図セリ」(彙報 No. 8 p. 20) とあるように，エゾ，トド，くるみ，やちだも等にしぼられていた。

また，その作業種上において重要な更新法であった択伐天然更新は，昭和10年の仮施業案説明書の指摘するように「従来経費ノ支出関係ハ斫伐ニ厚ク天然更新補助作業ニ皆無ト称スルニ憚ラサルハ甚タ遺憾ナリ」(同上 宇津内事業区 p. 50) といわれような状態であり，天然更新でなく天然生育による天然放置としておこなわれていた。

このような状態に対して当時の施業案説明書には，「吾人ハ此際斫伐ニ併行シテ合理的ナル造林基案ヲ作成シ須カク必要ナル経費ヲ支出スルニ吝ナラサランコトヲ切望セサルヲ得ス」(同上 p. 59) と天然更新費の新設を提唱している。また同9年の泥川の施業案説明書においても，「従来本林作業失敗ノ跡ヲ検スルニ主トシテ此条件 (補助作業…有永) ヲ無視シ甚シキニ至リテハ濫伐ノ儘放任シテ省シサル事例サヘ屢々発見セラルル処ニシテ唯択伐ノ美名ヲ標榜シテ収穫万能ニ陥リ森林ヲ荒廃ニ帰セシメタル……」(同上 p. 45) と，従来の択伐施業において補助作業が放置されたことを批判している。またこの施業案では，「縷言セル如ク斫伐木選定ノ技能ト跡地ノ実状ニ即スル各種補助作業トハ必然欠クヘカラサル条件ニシテ約言スレハ人為的ノ誘導ヲ以テスルニ非サレハ到底更新ノ完成ヲ期待シ難キモノトス」(同上) と，天然更新補助作業の重要性を説いている。

また前記堰八も，選木技術の重要性，回帰年の延長による消極的手段を説いたあと，「唯鬱閉破開ニ伴フ針葉樹林更新ノ障害ハ低価値雑木ノ侵入繁殖ニ在リ」と，過度の疎開による林地裸出を戒めている。

前者の宇津内・泥川が回帰年を25～30年と短かくして，その更新において積極的な天然更新補助作業を主張しているのに対して，堰八は回帰年を60年と延長して選木，林地裸出さらには混淆林の仕立を主張している点は，先にのべた林内殖民制度に対する評価および前更作業に対する評価とともに注目すべきものである。ともあれ，前者の主張するような積極的な天然更新補助作業がなされた記録もなく，また実行された事実もないのであって，結果的には天然更新法は実施されなかったに等しい状態であったといえよう。この面からも当時の森林経営が原生林の略奪的伐採を中心とした伐出経営であったといえるのである。

このように，その育林事業においては天然更新補助作業が全く放置されたままに，回帰年25～30年という択伐作業が第三期において導入されるのであり，このことは実質的には堰八の否定した前更作業による後伐という名目の皆伐作業が実行されたのと同じ結果をもたらしたのであった。そしてこの針葉樹の大量伐採の結果が，明治45年の富本ら以来一貫して主張されて

きた「将来集約なる択伐施業の実施に備える」という択伐施業への展開の森林の自然的諸条件を悪化させ，現在の状態をまねいた大きな原因でもあったといえよう。

iii) 製炭事業

このような伐出，育林事業のほかに，「太平洋戦争時下時局の要請に応え」(60年の歩み p.66) 昭和16年より官行製炭事業が開始されている。この製炭事業は，焼ガマは演習林側で設置して，立木伐採から製炭までの全行程を1俵いくらの賃焼として，殖民者に実行させたものであった。これは表5-8に示すように昭和24年までつづけられ，その最大時には立木資材において3,600石前後，木炭生産量において3～4万貫前後の事業量であった。

表5—8　第三期の製炭事業実績

年度	資材材積 (100石)	生産木炭 (1,000 kg)
昭和16年	372	15
17	363	180
18	410	155
19	224	106
20	301	33
21	173	60
22	173	45
23	287	75
24	266	75

注）「60年の歩み」p.168-170より作成。
資材材積は m^3 を石に換算した。

以上のようにこの期の森林経営の諸事業は，原生林，とりわけ針葉樹の大量伐採を中心としておこなわれたのであり，略奪的伐出経営であったといえよう。

③ 農地経営

昭和10年当時における区画設定の状況は，第1表にあげたようなものであったが，昭和期に入って区画設定されたものは昭和3年母子里139戸のほかは同4年15号に8戸，同10年4号に21戸，8号に11戸，12号に2戸，14号に7戸，計49戸が新設又は増区画されており，戦前期における区画設定はこの10年のものが最後であった。そして，第三期においてはこれらの新しい区画への入地を中心として貸付がなされるのであるが，「60年の歩み」によればその契約件数および契約面積（借地面積）は表5-9のようになっている。

表5—9　第三期の入地の経過（各年度累計）

年度	貸付件数 (件)	貸付面積 (ha)	年度	貸付件数 (件)	貸付面積 (ha)
大正6年	104	537	昭和16年	226	1,082
昭和9年	144	640	19	200	955
10	243	1,130	20	204	912
13	262	1,289	23	253	1,201

注）「60年の歩み」p.188-189より作成。
貸付件数は必ずしも戸数を意味しない。北大の林内殖民制度においては，東大のように一家に2戸分の貸付を認めていないのであるが，実際は借地権の売買がなされ一人で2戸以上の借地権をもつことがしばしばあった。

この表によれば，この期の初年昭和10年において約100戸の契約がなされているが，この数字は先にのべた母子里への入地さらには昭和10年の増区画40戸の全部がこの年に入地したとしても過大であり，おそらく母子里の入地者の大半がこの時点で正式に林内殖民者としての契約を結んだものであろう。これ以後その入地者は13年まで一貫して増大し，その年の262戸を戦前のピークとして，むしろ減少をはじめ19年には遂に200戸まで減少し，その貸付面積も13年の1,289 haをピークとして19年には1,000 haを割っている。このような入地者の減少の原因について榎本はその作成した入殖・離村者表によって鉄道の開通をあげ，「だが，この鉄道は母子里へ人が入る門でなくて，母子里から人を退去させる門として結果したのである」(前掲榎本「母子里の歴史」p. 133) とのべ，鉄道の開通によって「脱農の自由をも与えたのである」(同上) としている。このなかで退去の理由としては，戦時経済下の労働力不足さらには昭和10年前後の入地者の新地の地力減退によるもの等，当時の農林業をめぐる状況の一般的な反映もあげられるであろう。しかし，またすでにのべたようにこの時期から演習林側の殖民者に対する半封建的支配体制が強化され，御料農地の開放等，当時の土地制度の一定の変革のもとで，林内殖民制度による土地貸付がその安い借地料にもかかわらず，入地者にとって有利なものでなくなっていたことをも示しているといえよう。

その殖民者の農業経営の状況はすでに第二期でのべたようにこの殖民地が南部の水田地域から北部の畑作地域までの広い範囲にわたって存在したことにより較差をもって進行したが，この期においてその較差はますます深められた。その昭和12年における作付状況を幌加内村全村と母子里とで対比したのが表5-10であるが，これによってもその農業経営が明治期から大正期にかけて入地した南部地域と昭和期に入地した北部地域ではかなり異なった状況のもとで展開していたことがわかる。

表5—10　昭和12年における作付状況（構成比）

	幌加内村	母子里
作付総面積	4,413町	229町
馬鈴薯	49.6%	59.2%
水稲	23.7〃	0〃
えんばく	8.3〃	12.8〃
除虫菊	2.4〃	0.8〃
そば	1.4〃	3.7〃
玉ねぎ	1.6〃	2.8〃
その他	13.0〃	20.7〃
計	100%	100%

注）幌加内村については前掲「村史」p. 288-293より作成。
母子里については農業実行組合調べ，前掲「演習林彙報 No. 8」p. 122-123より作成。

このような農業経営の状況とともに，すでにのべたように演習林の森林経営の主要事業としての斫伐事業は北部の三事業区へ集中し，この面からも南部地域では演習林経営との関係はうすれ専業的農家となり，北部地域ではその農業生産の低生産性もあいまって林業賃労働を主体とする兼業的農家として存在せざるをえなかったのである。つまり南部地域では御料農地等の一般的な小作農家と同じか，またその低額の小作料のためより有利な農家経営として成立し，

その林内殖民としての特徴は失なわれてくるのに対し，北部地域では伐出事業の定着化によってむしろ林内殖民制度が強化されてくるといった状況を生み出してくるのであった。

これをその農地経営という点からみると，南部地域における小作経営と，北部地域における林業労働力確保のための林内殖民制度による土地貸付といった二分化が進行していたといえる。なお，その小作料は先の規約により演習林側が一方的に決定できることになっていたが，昭和10年前後では三段階に分かれ，反当り，上82銭，中62銭，下20銭であった。14年以降はこれが，82銭，72銭，62銭，28銭，20銭の5段階に分けられているが，この計算基準については不明である。そしてこの小作料はおしなべて南部地域が高く，北部地域が安かった。このことについて榎本は，明治44年の第2号殖民地の渡辺鉄次郎の場合が40銭であり，母子里では昭和13年に18銭であった例をあげ，「演習林は開墾料・小屋掛料を支給しない点で尊大な地主であったが，初期の鍬下年期の長いこと，借地料の低いことでは温情的な地主であった」（前掲「母子里の歴史」p. 125）として，「これは地代取収が目的でなかったからであろうが」（同上）とのべている。

この小作料は道内の他の小作農場に比べても安く，東大演習林の昭和9年の小作料が2円～28銭であるに比べても極めて安いものであった。しかしその幅は20銭～82銭と大きなものであり，決して一概に「地代の取収が目的でなかった」といえるものではなく，むしろこの期に林内殖民制度設定の二つの目的，小作地代取得と労働力確保が雨竜演習林においては地域的に南部と北部で二分化してあらわれたのであったといえるのである。そして，このような南北における農業経営の二分化した状態は，後にのべる農地改革への殖民者の対応においても違ったものとしてあらわれ，結果的には農業生産力の最も高く従って自作化への要求の強かった南部の1～2号殖民地のみが解放される一因ともなったのであった。

さらにこの期における農地経営として，産業組合（農事実行組合）の問題がある。これはすでに母子里についてはすでにのべたが，昭和10年前後から全村的に組織されたのであった。

④ 収支の状況

この第三期の収支の状況についてはその詳しい資料がないが，先にあげた昭和8～29年までの「官斫・立木処分収入調査表」および「60年の歩み」からその収入の主要なものについてみると表5-11のようになっていた。

この表からみるように，これらの収入のなかで借地料（小作料）の占める比率は昭和10年の6.7%をピークとして昭和16年以降急速に減少する。これはこの期の事業が官斫を軸としてその伐採量の総体的に増大することにもよるのであるが，何よりも先にのべたような木材価格の高騰による林産物収入の増大にある。そしてこの木材価格の上昇と小作料の据置[12]および入殖者の減少が，その農地経営の相対的比重を低めたのであり，その小作料は14年，17年，19年，23年においては弁償制度[13]による収入をも下回っていた。ともあれ，この期においては殖民地への入地者の増大にもかかわらず，その農地経営としての小作料の占める比率は昭和10年

表5—11　第三期における収入の状況　　(単位：100円)

年　度	官行製品	立木処分	弁償処分	借地料	計	借地料の比率(%)
昭和10年	594	123	—	52	769	6.7
11	1,047	1,628	—	53	2,781	1.9
12	869	410	1	56	1,336	4.9
13	1,600	211	—	65	1,876	3.4
14	1,232	159	186	68	1,645	4.1
15	1,425	343	11	64	1,843	3.4
16	2,000	131	28	60	2,219	2.7
17	2,970	96	92	59	3,217	1.8
18	3,805	350	48	58	4,261	1.3
19	10,919	59	92	54	11,124	0.4
20	10,851	279	—	56	11,186	0.5
21	4,926	2,802	28	72	7,828	0.9
22	39,583	2,419	47	74	42,123	0.1
23	148,169	7,032	451	74	155,726	0.04

注) ① 官行製品，立木処分，弁償処分は，前掲「立木処分収入調査表」および「官行製品処分収入調査表」(昭和8～29年) より作成。昭和16年以降は官行製品に木炭を含む。
② 借地料は「60年の歩み」p. 188-189 より作成。
③ ともに100円以下切捨てである。
④ 昭和14年の弁償処分186は，13年の母子里の神社建築にともなう「盗伐」によるものである (「60年の歩み」p. 88-89 参照)。

をピークとして低下していくのであった。つまり，このような収入の状況からみても，この期の山林経営は原生林の伐出経営を軸とする森林経営として成立していったといえよう。

このような収入の状況に対して，支出の状況を示す資料はないが，前記の昭和11年の要覧によると，「最近5ヵ年間 (昭和5～9年) ニ於ケル収支関係ヲ対照スルニ其平均年収入ハ，131,397円ニシテ年平均支出ハ49,384円差引82,013円ノ収入増ヲ示セリ。之等ハ一部演習林本部及朝鮮，台湾，和歌山等ノ収支相償ハザル演習林ノ事業費ニ充当セラレ残額ハ本学ノ一般歳入ニ繰越サルルモノトス」と記している。つまり収入の以上のような急速な増大のなかでは，この「差引収入」は相対的にも絶対的にも増大したであろうし，これが当時の大学運営にいかなる役割を果したかは大学論にかかわる別の課題として検討されねばならないが，少なくとも育林事業をはじめとする森林経営にはほとんど投下されなかったことは事実であった。

以上のような山林経営の諸事業の実績からみると，この期の雨竜演習林における山林経営は官行斫伐事業を軸とした伐出事業を中心とするものであり，その他の諸事業はあくまでもこの事業遂行のための補完物としてなされたにすぎず，その山林経営の実体は伐出経営に一方的に傾斜した森林経営であったといえよう。

4) 林内殖民労働の諸形態とその労働組織

① 農業労働

すでに農地経営の項でのべたようにこの期の林内殖民者の農業経営は，南部の水田地帯，中部の畑・水田混同地帯，北部の馬鈴薯・えんばくを主作とする畑作地帯の三類型に大別されるようになる。そしてこのような諸類型は，その農業労働の家計中に占める位置を多様なものとし，おしなべていうなら南部地域では農業専業労働として，中部・北部地域では兼業労働又は賃労働収入に対する補完労働としての役割を占めるようになっていた。

このことは単に林内殖民者だけでなく幌加内地域全体についても同じことがいえるのであるが，その農家戸数の専・兼業別戸数について見ると表5-12のようになっていた。

表5—12　専兼別農家戸数の推移　（構成比）

年度	総農家戸数	専業農家	兼業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
大正14年	680	95	5		
昭和10年	1,150	78	22		
12	1,147	80	20		
14	918	92	8		
16	953	68	32	17	15
18	795	88	12	9	3
20	825	85	15	9	6
25	858	76	24	13	11

注）「幌加内村史」p. 298-299，第55表より作成。
16年以前は，一兼・二兼の区分がない。

大正14年680戸であった農家戸数は，昭和7年に1,000戸を越え，10～11年に約1,150戸と戦前期のピークに達するのであるが，13年以降は減少に転じそれが再び1,000戸台を回復するのは戦後の23～24年になってからであった。このような農家戸数の増減と専・兼別戸数の変化は，地域の農業生産条件の自然条件が厳しく気象害・水害等による大凶作が多発し，その農業経営条件を極めて不安定なものとしたことによるものであった。この大凶作は昭和年代に入ってからは，6, 7, 9, 10年における連続凶作，16年，20年に発生している。このような大凶作は，農業生産物の商品化の進行とともに，地域農業の分化，分解を爆発的に進行させる直接的な契機ともなり，ほぼ4～5年ごとにおこる凶作ごとにその農民層分解はドラスティックに進行するのであった。

このような第三期の林内殖民者の農家経営の状態に関する調査は全くなされていないが，昭和10年の「彙報」（第二編）によると，当時の175戸の殖民者の平均収入は演習林出役90円（11.2%），農業636円（78.9%），其他80円（9.9%）であったと報告されている。また農業による収入が2,700円以上のものがこのうち8戸，演習林出役による収入612円以上のものが11戸あったと報告されている。また戦後の昭和25年において，北星（7, 8号殖民地），大曲（9, 10

表5—13　部落別現金収入の比率（%）　（昭和25年）

部　　落	農業収入	林業賃収入	その他の収入	計
北　　星	81.2	11.3	7.5	100
大　　曲	78.4	12.8	8.8	100
母子里	63.9	24.2	11.9	100

注）加納前掲 p. 234 第32表より引用。
戸数は北星10戸，大曲6戸，母子里9戸の計25戸の抽出調査である。

号殖民地），母子里の計25戸の農家経済調査を行なった前記加納の報告によると，その収入の農業・林業・その他の割合は表5-13のようになっている[14]。

この昭和25年は，農産物価格とりわけ主作物である馬鈴薯の価格が高騰した時期であり，北部地域の農業生産がブームを迎えた時でもあり，必ずしも第三期の状況を反映しているわけではないが，この表よりみても母子里の農業労働が兼業的なものであったことがわかる。

以上のようにこの期の農業労働は，小作経営とはいえ相対的に低い小作料のために地域の自作農家とほぼ同じような専業農家としての小生産者的労働から，母子里を中心とする北部地域の賃労働を主体とし，その補完物としての自給農業労働まで多様な形態で存在していたのであった。このことは単に地域的にそうであっただけでなく，同一殖民地のなかにおいても農家として下層に属する者ほど自給的労働であったことはいうまでもない。そしてすでにのべたように母子里においては，このような農業経営による生産物は全て農事実行組合を通じて販売されていた。つまり，販売統制とその地理的閉鎖性によって，その生産物の販売は各殖民農家の自由にはならなかったのであり，この面からもその農業労働は小生産者的労働としては消極的な性格をもたされていたのであった。

② 林業労働

先にのべた昭和9年の調査（演習林彙報第二編 昭和10年）によれば，雨竜演習林の林内殖民者175戸の演習林事業への出役可能者は総人口1,055名のうち男315名，女251名，計566名であったと報告されている。

第三期について，このような労働力の調査は実施されていないが，昭和16年に「昭和16年度末現在植民者技能調」という調査がなされている。この調査は1～14号，母子里における全殖民者を対象としたものであるが，その調査戸数は183戸であり当時の貸付件数226戸からすると過少であるが，ほぼ当時の状況を示していると思われる。この調査によればその労働力の殖民地ごとの存在状態は表5-14のようになっていた。

この表によれば，その稼働者は昭和9年の調査に比べて戸数，総家族数の割に過少であるが，これはまず①調査の性格が「技能調べ」であるため出役経験者を対象としたこと，②調査員の主観によって出役可能者の判断がまちまちであったこと（これは女性の稼働者が殖民地ごとに差がありすぎることが示している），③調査戸数183戸のうち稼働者0が12戸（うち僧

表5—14 昭和16年における労働力の状況

殖民地名	戸数	家族数	稼働者			職種別	
			男	女	計	馬夫	杣夫
1	2	21	4	0	4	1	0
2	8	62	13	0	13	2	1
3	2	10	2	0	2	1	0
4	16	99	27	10	37	3	2
5	4	24	4	0	4	1	1
6	5	38	5	1	6	1	0
7	3	23	4	2	6	3	0
8	37	279	79	64	143	30	9
9	5	35	10	0	10	3	3
10	6	50	7	1	8	1	2
11	3	17	5	0	5	4	0
12	9	35	11	0	11	9	0
13	3	20	5	4	9	3	0
14	10	71	15	13	28	3	2
母子里	60	419	80	5	85	33	25
計	183	1,203	271	100	371	98	45

注) ① 「昭和16年度末現在植民者技能調」(雨竜演習林蔵) より作成。
② 職種別は各人ごとに得意とする技能の欄があり，これを特殊技能を必要とする馬夫と杣夫のみについて計上した。この外の冬期労働の職種としては道付，藪出，巻立の区分がある。

侶，組合専務者2戸) あったこと，④10戸から12人の応召者があったことなどによるものであった。従って，男子の稼働者についてはほぼ信頼できる数字であり，女子については出役可能者は100～130名ぐらい上積みされるであろう。しかし当時，育林事業がすでに大幅に後退しており，それも地域的に偏在していたため女性の出役経験者は減少していたこともあったと思われる。

ともあれ，昭和16年当時，演習林と直接の雇用関係をもった林内殖民者の労働力はほぼ示されているといってよいであろう。以下においては，このような労働力が林業労働者としていかなる形態のもとにその労働に従事していたかを，伐出労働および育林・その他の林業労働についてのべる。

i) 伐出労働

(イ) 伐出労働の諸形態

この伐出労働は，賃労働としての官斫事業への出役とその他の伐出事業への出役という形態では第二期と同じであるが，その内容はかなり違ったものとなっていた。

まず官斫事業については，第二期は雨竜演習林の官斫事業への出役のみであったが，この期には他の北大演習林への出役があらわれてくる。

また立木処分の増大により，演習林内の造材でありながら立木処分による造材現場への出

役もなされるようになっていた。つまり第二期においては，その就業先は①官斫事業，②他官庁の官斫事業，③他官庁の立木処分による民間業者であったが，第三期においてはこれに④中川演習林等の他の北大演習林の官斫事業[15]，⑤雨竜演習林の立木処分による民間業者が追加されてくるのであった。

その小生産者的労働としては，自家用材の立木処分による造材は引きつづくのであるが，この場合はその買受を組単位等の代表者による契約としてするようになり，その個所ごとの件数は減少し造材規模が大きくなって専業的な素材生産者がより一層明確な形をもってあらわれるようになっていた[16]。従ってこの小生産者的伐出労働は第一，第二期ほど各林内殖民者に共通した労働ではなくなってきていた。

さらに，この期の昭和16年以降においては官行製炭のための立木伐採が開始され，その伐出労働があらたな形態としてあらわれる。この製炭労働は，立木伐採から木炭の俵詰めまでの一貫した賃焼きであり，伐出過程の労働のみが賃労働として自立していたわけではなく，製炭労働の一環をなした労働であった。この製炭のための伐出労働を賃労働とみるか小生産者的労働とみるかは，基本的にはその製炭労働の性格によって規定されるのであるが，この官行製炭事業は，立木資材と炭ガマが演習林持ちであり，さらにその生産物は全面的に演習林の納入した賃焼きであったという点からみれば出来高払いによる賃労働であったが，他方，その伐採立木の選定から製炭までの全生産過程はその労働者に完全にまかされていたという点からは小生産者的側面をもつものであった。

つまり，この伐出労働は以上のような賃労働と小生産者的労働の両面にまたがる労働形態であったといえよう。このほかに官斫事業の集・運材過程に請負が導入されており，この請負労働も出来高払い制による賃労働と小生産者的労働の両面にまたがる労働形態ということができよう[17]。

以上のような多様な伐出労働の諸形態がこの期に出現するのであるが，このような諸形態のうち，その労働が林内殖民者としての特徴をもってなされたのは，官行斫伐事業（他の演習林への出役も含めて）と官行製炭事業であった。そして，これらの演習林と直接に雇用関係をもった諸形態が，その林業労働の主要な就業先であったことはいうまでもない。

(ロ)　官行斫伐の労働組織

以上のような伐出労働の諸形態のもとに，林内殖民者は賃労働者として出役するのであるが，その最大のものであった官斫事業においては，その構成員を完全に林内殖民者のみとする労働力供給源からみて，単一的な労働組織換言すれば純林内殖民労働組織が成立したこと，および天塩第一（中川）を中心とする他の演習林の官斫事業への出役が開始されたことの二つの新しい特徴があらわれている。

この官斫事業の造材方法は，基本的には第二期でのべた官斫事業のそれを継承するのであるが，この期においては深名線が開通したことにより，①まず運材方法が流送から鉄道へ切り

かえられたこと，② 従ってその売払処分が川土場より駅土場へ変更されたこと，③ 広葉樹が伐出事業の対象とされるようになったこと，④ さらには朱鞠内に製材工場が建設されそれらへの払下げ量が増大したことがあげられる。

さらに，その労働過程については，第二期の大正期において，「地形急俊なる場合」の例外的なものとされていた「切出し」作業が，この期の事業の中心地であった母子里，泥川の北部事業区においてはむしろ一般的な形態となっている[18]。つまり第二期でのべた大正期より昭和初期に形成された添牛内の官斫労働組織は「切放し」がその主要な作業形態であり，この第二期の末から第三期に形成された北部事業区の労働組織は「切出し」による労働組織であったのである。そしてこの二つの相異なる作業形態による労働組織は戦時中まで並存していた。そして南部の山頭は大正6年以降沢田安治[19]が，北部の山頭は昭和6年以降中垣宗行[20]が継続して任

表5—15　官斫事業の労働力編成（昭和11年度）

事務所	指導監督員	1（助　手）	
	事業担当員	1（書　記）	
	山　頭	1（殖民者）	
	会　計	2（雇）	5
	幹　部		
	伐出定夫	3（検尺手，受入手，品等検査 各1）	
	作業夫	4（内務，極印番号，同等級，同寸検 各1）	
	雑　夫	2（炊婦，通信 各1）	
	河土場定夫	2（受入，同補助 各1）	
	作業夫	1（極印）	12
	切出し部屋	第1組 10（長1・杣4・藪出5） 第2組 10（長1・杣5・藪出4） 第3組 9（長1・杣4・藪出4） 第4組 10（長1・杣5・藪出4） 第5組 11（長1・杣4・藪出6） 切出飯場炊事 1	51
	馬夫部屋	14 馬夫飯場炊事 1	15
	土場巻立部屋	5 土場飯場炊事 1	6
	大道付	3	5
	馬道直し	2	77
	物品供給係	1	3
	藪切り	2	
	薪運び		3

注）「昭和11年度末官行斫伐事業人員編成表」より作成。　　合計 97名

命されている。

この官斫の労働組織は先にものべたように昭和10年代に入って林内殖民者による単一的な組織として完成してくるのであるが，その北部事業区における労働力編成は表5-15のようになっていた。

この作業組織の山頭は中垣宗行であり，「切出し」作業の労働組織であった。この構成員は事務所17名のうち9名が林内殖民者であり，残りは演習林の職員または準職員であった。残りの作業員のうち大道付の3名が12，14号の殖民者であり，その他は全て母子里の殖民者であった。

つまりこの伐出労働組織は完全な林内殖民者による組織であるばかりでなく，ほぼ母子里殖民者による労働組織であった。従って，その労働組織は先にのべたような母子里部落の部落内秩序が，その労働力再生産構造から作業現場まで貫徹する組織であった。この伐出労働組織は大正期以後の雨竜演習林の官斫事業と林内殖民制度によって作り上げられた生産諸関係の所産であり，その社会的生産物でもあったのである。

そして雨竜演習林は，これ以後この労働組職を軸として官斫事業を実行するのであり，それによって戦時経済下の労働力不足に対応していくのでもあった。そしてこの労働組織とその諸関係を維持することは，当時の演習林経営にとって至上命令であり，戦後の農地改革において北大演習林当局が守ろうとしたのは，その小作地としての農地ではなく，この労働組織そのものであったといえるのである。また，このような林内殖民者による単一労働組織の形成はこの母子里部落を中心とする労働組織のみであり，この意味においても，林内殖民制度は母子里において最も完成された労働力支配機構として成立したといえるのであった。

このような官斫事業の労働組織に対して，同じ昭和11年末の立木処分現場（18,000 m³）に対する「造材従業員入山御届」（立花繁代理人前田俊三より高岡熊雄総長宛12年1月12日付）によれば，この立木処分事業の作業は，杣夫39名，藪出夫35名，馬夫39名，計113名によって構成された「切放し」の作業組織であった。

この構成員をその出身地別でみると表5-16のようになっていた。

この道内他市町村は，杣夫では幌延町8，温根別5，美深4のほかは札幌・北見等の全道か

表5—16　民間業者の造材事業の労働者の出身地別状況　（昭和11年）

出身地	杣夫	藪出夫	馬夫	計
幌加内村	11	16	6	33
同上の殖民者	0	2	5	7
道内他市町村	28	15	28	71
本州	0	2	0	2
計	39	35	39	113

注）「造材従業員入山御届」（昭和12年1月12日）より作成。

らの出身者である。藪出夫は地元の18名が大半を占め，他は秋田県田利郡松崎町2名の内地出身者のほかは旭川以北の宗谷・留萌管内の出身者である。馬夫は地元11名のほか温根別が12名を占め，残りは名寄，美深等の近郊農村の出身者であった。そしてこの作業組織への林内殖民者の出役は，藪出夫2名，馬夫5名の計7名であった。

つまり同じ時期に同じ泥川事業区での立木処分による民間業者の場合は，その労働力の供給源は約1/3が地元であり，残りは出稼ぎ者によって構成されていたのであった。この事例からみても，当時の地元部落の林内殖民者による純粋な労働組織の形成が，その林内殖民制度の存在によって特徴をもつものとなっていたことは明らかである。

しかしこの林内殖民者による労働組織は，単に林内殖民者であるということによってのみ組織されたものではなかったようである。というのは，昭和12年の派出所主任会議による「林長説示」によれば，「又林内殖民者中ニハ往々労働技術カ外来者ニ劣ルモノアリ之カタメニ折角林業労働ヲ他ニ奪ハルルカ如キコトアラハ林内殖民本来ノ目的ニ反スルコトトナルヲ以テ宜シク之カ指導誘掖ヲナシ勗メテ技術堪能ナル労働者ノ養成ニ注意スヘシ」(彙報 No. 8 p. 3～4) と説示がなされていることからもわかるように，当時すでに過剰であった殖民労働者のなかから「技術堪能ナル者」が選抜されて編成されていたのであった。そしてこの山頭および部屋頭には特定の個人が固定し，かつその労働力編成は前記川島の2～3万石では70～100人，5万石では100～150人という数字にほぼ見合ったものとなっている。このことは，この時期の官斫の伐出労働組織において，マニファクチュア的分業のもとにおける労働組織の特徴である「質的編成と量的比例制」[21] が確立したことを意味しているのである。

その賃金支払形態はほぼ先にのべた第二期と同じであるが，昭和12年における賃金は，切出し100 m^3 当り120円44銭，巻立16円71銭，馬夫68円21銭であり，その1日の収入は杣夫4.5円，藪出3.5～4.5円，馬夫15～18円，人夫3～4円であった。また部屋頭等の手当は月6～15円となっているが，その算定基準は杣夫，藪出夫は出石100 m^3 につき75銭，馬夫は1円20銭となっていた。また定夫には12年以降，事業終了時に20円以内の賞与が支給されるようになっていた。そしてこの期になると山頭・部屋頭の辞令は全て本部林長名によって出されていた。

当時この北部事業区に何故に「切出し」作業が一般化されたかは不明であるが，この作業方法の違いが天塩第一（中川）演習林の官斫事業への出役において「賃安一同帰ル」という電文にあらわれるトラブルの原因ともなっている。すなわち，昭和15年1月23日付の雨竜演習林派出所長から中川への出役者全員に宛てた手紙によると，「天塩第一演習林ト云ウモ雨竜演習林ト云ウモ何レモ同様北海道帝国大学附属演習林ナレバ同事業ニ於テハ賃金高低ハ殆ト無ク只作業法ニ於テ伐出法ニ依ルト個人採面ニ依ルト多少異ナリタル事ハアルモ之カ査定ノ基礎ハ同様ナリサレバ天一林ニ働クモ当林ニ働クモ殖民者ノ義務ヲ果ス意義ニ変リナク……」といわれるように，その作業方法による単価査定の違いが問題となるほどに，この「切出し」作業が

定着していた[22]。

この事件は，昭和15～16年当時の林内殖民制度の実態を知る上で貴重なものであり，また雨竜演習林の林内殖民者による殆めての記録された「単価問題」をめぐる事件であるが，戦時下の労働力不足においてその「義務労役制」を他の演習林にまで拡大しようとした北大当局の意図が挫折した事例であった。そしてこれ以後，他の演習林官斫事業への出役は中止されたのであり，このことからもその林内殖民制度による義務労役制が，労働力不足のなかで緩みつつあったということができよう[23]。

以上のようにこの期の官斫の労働組織は，母子里殖民地における土地の全一的な所有を基礎とし，その上に形成された部落内秩序に支えられた伐出経営における地主的労働組織として，完成した姿態をもつものであったといえよう。

ii) 育林労働

この期の育林事業はすでにのべたようにその森林経営全体の諸事業からみると小規模なものであったが，しかしその人工造林事業の実績は表5-7にみるように，昭和5年以降の人工造林事業の再開を引きついで雨竜演習林の三期を通じて最大のものであった。これは昭和4年の添牛内事業区の施業案の改訂により皆伐区が設定され，その跡地への人工造林が昭和5年以降に開始されたことによるものであった。そしてこの造林は昭和9年の32 haの新植をピークとして，昭和15年までほぼ毎年15～20 haの人工造林がなされているが，昭和5年から15年までにその新植面積は185 haに達し，これは戦前期の全造林面積の66%に当っていた。

このように，この第二期末から第三期にかけての人工造林実績は，大正期以来の戦前期の雨竜演習林森林経営のなかで大きな位置をしめるものであったが，この185 haのうち約95 ha

表5—17　第三期の各年度実績に対する育林労働力必要量（人区）

年度	新植実績 (ha)	新植	補植	下刈	計
昭和10年	15.08	598	149	167	914
11	21.55	855	213	238	1,306
12	22.00	873	217	243	1,333
13	18.97	752	187	210	1,149
14	6.48	257	64	71	392
15	11.23	445	111	124	680
17	5.65	224	55	62	341
計	100.96	4,004	996	1,115	6,115

注）① 新植実績は「60年の歩み」p. 174より作成。
② 昭和12年の主任会議での渡部報告では，その必要労働力は1 haにつき新植39.69人区，補植9.9人区，下刈（3回刈り）11.08人区，計51.76人区と報告している（彙報 No. 8 p. 21-22）。
③ これにもとずいて算出した各当該年度実績に対する必要労働量であり，各年度毎の必要労働量ではない（人区は少数点以下切捨て）。

は第三期の昭和10年以降の造林地であった。この造林地の成績はすでにのべたように極度に悪く，ほぼ全滅に近いものであったのであるが，ともあれこの期に一定規模の育林事業がなされていたのであった。この昭和10年以降の造林実績に対する必要労働を，昭和12年度の派出所主任会議での当時の渡部義郎所長の報告による1ha当りの新植，補植，保育経費をもとに，機械的に算出すると表5-17のようになる。

このように，その造林実績に対する必要労働量は，その保育が完全に「報告」通りおこなわれたとすると6,115人区，これに前期よりの保育費が加算されるとほぼ6,500～7,000人区の労働力が必要であったと推定される。そしてこの育林事業は昭和10～15年頃まで実行されたのであるが，その事業はほとんど林内殖民者の労働によって実行された。

この事業のピークであった12～13年頃は年間約2,000人区の労働力を必要としたのであるが，当時すでに林内殖民戸数は250戸を越えており，これを一戸当りに機械的に換算するとこれへの出役は年間8人区にすぎなかった。しかし，その造林地は添牛内事業区のみであり，第8号殖民地の以南に限られており，またその殖民者の大半は第13表に示すようにこれ以北の殖民地の入殖者であり，その交通の不便さもあってこれへの出役命令は主として事業地近くの殖民者に対して出されていた。従って，この第8号殖民地を中心とし，これ以南の殖民者のこの夏期労働への出役は一戸当り年間20～30人区にも達し，それが農繁期労働と季節的に合致することから，林内殖民制度による義務出役としての賦役的性格をもたざるをえなかった。さらに，すでにのべたようにこの南部地域の殖民者は，入殖年度が早く，かつ自然条件も北部に比べて有利であり，それだけ農業経営が定着していたから，労働力配分上においても矛盾は顕在化していたわけである。つまり，この人工造林事業の展開は殖民者の農業生産との間に大きな矛盾をもつようになっていたのであった。このような状態が，前記若松らをして，「林主農従」型の新らしい林内殖民を提唱させる直接の契機ともなったのであり，それが現実に実施はされなかったのであるから，これらの地域の殖民者にとっては，この夏期労働への出役は苦痛をともなうものとなっていた。これを演習林側からみると，「春秋二季ノ事業ハ恰モ農繁期ニ遭遇スルガ故ニ両立セザル状態ニアリ其効果充分ナラザルヲ遺憾トス」（前掲昭和11年要覧）ということになっていたのである。しかし，このことは逆にいえば，この育林労働を中心とする夏期労働においてこそ，農地貸付をテコとする労働力確保策としての林内殖民制度による義務出役制が有効であったことを示しているのであった。そしてこの出役命令は，第二期にのべたと同じように派出所→看守所→部長（巡視人）→組長→殖民者という「申合規約」による組織を通じて各殖民者に達せられており，「一戸一人」の出役であった。その労働時間は，午前5時半から午後5時半までの長時間労働であった[24]。

以上のように，この期の育林労働は，林内殖民制度による義務出役としての賦役的性格をもっていたのであるが，それは全殖民者に平等に課せられたものではなく，事業地に近い南部地域の殖民者に対して集中的になされたものであった。しかし，この育林事業も戦時期に入る

16年頃から減少しはじめ，17年にはいるとほぼ全面的に中止されている。ともあれ，この期の育林労働への出役においては，その地主的労働力調達機構としての林内殖民制度が有効性をもって発揮されていたのであった。そして，この労働は賃労働ではあるとはいえ，雇役労働よりも封建的性格の強い賦役労働ともいうべき性格をもつものであった。

この封建的性格は，林内殖民制度による土地所有関係を基礎として発生するものではあったが，それはまた殖民者の小商品生産者的農業経営の展開と，森林経営の地主資本主義化の展開による労働力配分上の矛盾の一時的な解決が，その「借地契約」による土地所有者の一方的な命令として強権的になされたことによっても附加されたのであった。この意味においても，この林内殖民制度が土地所有関係をテコとする義務労役制としての制度的実態をもつのは，この第二期末から第三期初頭にかけてであり，それはその森林経営がこのような育林事業を放棄する昭和15～16年代にはいると急速に解体される。つまり，雨竜演習林の林内殖民制度が，育林労働における地主的労働組織としての実態をもったのは，このごく限られた時期においてのみであったのである。

iii) 製炭労働

昭和15年度より開始された官行製炭事業は，当初は外部から専門的な焼子を導入して実行されたが，その後においてこれらの人々が殖民者として入地する者もありまた殖民者のなかから焼子となる者もあった。その製炭労働は5～10戸の農家によってなされていたが，昭和15年の事業開始に当たって制定された「雨竜演習林製炭従員規約」および「雨竜演習林官行製炭事業契約書」によれば次のような内容をもつものであった。

この「規約」は全部で六条からなるものであるが，その第二条および第三条で「積立金制度」が義務づけられている。これは，「一俵ニ付キ拾銭以上ノ積立ヲナシ且ツ積立金ハ退山ノ場合ノ外之ヲ払出スコトヲ得ズ」となっており強制的な積立制であり，第3条においてその使途として，製炭施設の破損・演習林土地・産物に被害を与えた場合の弁償金に当ることが定められている。そしてこの積立金は，契約書第10条によって演習林が保管することになっていたから，実質的には焼賃の支払時に天引きされていたのであった。つまり演習林側に対する一種の保証金のようなものであり，演習林側からみれば，これによってその労働力を拘束しかつその逃亡によって生じる被害を防ぐものであった。この外にこの規約は第1条で尊守事項として「借地人申合規約」のそれとほぼ同じ内容を掲げているが，第5条，第6条で森林保護に義務を課している。

またその「契約書」[25]は全12条からなり，各年度毎の契約として派出所長との間に結ばれていた。この契約書の内容は，当時の官行製炭の方法をほぼ全面的に示しているものである。これによると，その方法は立木伐採から撰別俵装に至るまでの全行程を賃焼としており，その生産物に対して一等1円40銭，二等1円30銭，等外80銭の俵当り単金を支払っていた。この一俵というのは，当初は10貫俵（37.5 kg）であったが，後に8貫俵（30 kg）に変更されている

が，この単金は10貫俵のものである。

このような方法の賃焼であったが，大学側は炭窯，鉢小屋，出小屋，居小屋を提供しこれを無償で使用させ，その不可抗力による破損の場合にのみ官費で修理するだけであり，その他の経費は全て労働者持ちであった。ただし，その修理の場合も原則として労賃は労働者負担であった。

またその生産物は，「窯ヨリ出ル凡テノ産物ハ之ヲ許可ナクシテ現場外ニ持出ス事ヲ禁ズ」となっており，生産物は演習林側の完全な支配下におかれていた。さらに弁償制は，「其ノ原因ノ如何ヲ問ワズ」と先の「土地貸借契約書」と同じ内容のものであり，その対象が製炭施設におよんでいた。

以上のように，この官行製炭の規約・契約は，林内殖民制度による土地貸借契約と比べると労役義務がないだけで，ほぼ同様の内容をもつものであり，その担保として「積立金制度」が採用されていた。この積立金制度は事業開始の当初において，殖民者以外の賃労働者が従事したためにとられたものであろうが，この事実は，この雇用関係が一種の債務奴隷制的な雇用形態であったことを証明している。

このような官行製炭事業は，昭和15年度は外来者によって実行されたが，先に掲げた昭和16年度の技能調査において製炭夫となっているものがすでに3戸あり，また後に製炭夫のうち殖民者として入地したものもでるようになり，実質的には林内殖民者の労働によるものであった。ただこの官行製炭は24年までの約10年間しか存続しなかったのであり，その製炭量も表5-8に示したようにピークの17年において480俵（1俵37.5 kg）であり，その製炭に従事したものは最大時で10戸内外であった。

以上のようにこの官行製炭事業の賃労働は，立木所有と製炭施設の所有関係を基礎として，林内殖民制度と同じような封建的諸関係のもとにおこなわれていたのであった。その直接生産過程の演習林による把握は他の諸事業に比べて弱く，従って一面では小生産者的性格をもつものであった。それは，この製炭労働は一家総ぐるみの家族全体の労働としておこなわれていたこと，さらにその伐木運材は場合によっては製炭者が専業者に下請けに出していたこともあった点からもいえるであろう。

iv）その他の労働

以上のような伐出，育林，製炭労働のほかに，演習林の森林経営の諸事業にともなう労働としては，苗圃，林道，土木，防火線設定さらには学生実習等の手伝いとしての試験研究等への出役があった。

これらの諸事業は育林事業と同じように冬期積雪期以外の事業であり，その事業に対する必要労働量は昭和9年の例を表4-17に示したように林道事業が最も大きかったのであるが，昭和10年以降になるとこれに防火線設定事業が付加されている。これらの事業量に対する出役量は不明であるが，例えば昭和11年において，防火線は新設・補修（1,290 m）として約420

円となっており，1人区を1円50銭とすれば250～300人区を必要としたことになり，その林道事業もその年によってその事業量に差があるが年間500～1,000人区を必要としたであろう。つまり春・夏・秋の事業としては，育林労働のほかに1,000～2,000人区の労働力が必要であった。そしてこれへの出役もその大半は林内殖民者の労働力であったから，育林労働と同じような賦役的性格をもたざるをえなかったのである。

しかし，これらの事業はその季節的制約が造林における植付ほど厳しくなく，また苗圃，林道補修等の恒常的な事業では定夫等の通年的労働力が存在していたので，育林事業とは多少ちがったものであった。だがその反面，これらの事業は不定期的に実行されたから，その雇用期間は極めて不安定であり，すでにのべたように就業機会としては極めて劣悪なものであったし，冬期の斫伐労働に比べて義務労役制としての性格をより一層強くもつものであった。

これらの労働は，育林労働に比べてその不定期性，一時的で労働力の必要量が少ないことにより，殖民者にとっては多少違った性格のものではあったが，基本的には林内殖民制度による出役義務によって実行されていたのであった。そして，これらはその事業のおこなわれる地域の殖民者による出役という形でなされたから，この期における事業の中心地であった北部地域がその対象となる場合が多く，育林労働に比べて全殖民者に課せられていた。従って，これらの労働がもつ賦役的性格は，すでにのべたようにその農業生産の展開の度合いによって異なるものともなっていたのであり，農業生産の低水準にあった北部地域ではむしろ雇役的な性格をもっていたといえよう。

③　労働組織の性格

以上にのべたような複雑で多様な林内殖民労働の諸形態によって，この期の雨竜演習林の山林経営は展開された。そして，その労働組織は，冬期における官斫事業を軸とする伐出労働組織，夏期労働としての育林，林道事業を中心とする労働組織，さらには昭和15年よりはじまる官行製炭のもとでの製炭の労働組織，と基本的には三つに類型化される労働組織が形成されたのであった。これらの労働組織は昭和10年代以降において，その明治期以降の山林経営のなかで初めて林内殖民者の労働力によるほぼ完全な「自給体制」が完成し，その供給源を林内殖民労働力にもつ単層的なものとして形成された。

そしてこのように労働力の供給源を林内殖民者による単層的なものとしつつも，その各事業における労働組織は必ずしも同一の性格をもつものではなく，複雑な諸関係によって形成されていた。

まず伐出労働組織としての官斫の労働組織は，職種においては切出夫（この場合の杣夫・藪出夫の区分は恒常的なものではなかった），馬夫，巻立夫，雑役夫に区分され，このうち切出し夫，馬夫は特定の個人に固定された職分となっており，巻立夫，雑役夫についてはその固定される度合いはゆるやかであったが，先にあげた中垣宗行を山頭とする組織においてはこれもほぼ固定されていた。また，その山頭を頂点とする職階性においても，山頭（中垣宗行），副山

頭（工藤喜代治），切出し部屋頭（岸佐平），馬夫部屋頭（森本政雄），土場巻立部屋頭（大内保之進）というように，人格的に特定の個人に固定された職階性が完成していた。この職階性は，山頭，副山頭において固定性が強く，部屋頭についてはその作業方法によって，例えば昭和14年の「切出し制」をとらず「切放し制」を採用する場合には，杣夫部屋頭には切り出し組第4組の長であった千葉徳治がなり，藪出し部屋頭には巻立夫の頭であった大内保之進がなるといったように，流動的であった。しかし，それぞれの部屋頭になる者は技倆優秀なる者として認められた者に固定されており，それは一つの層として形成され，官斫事業の幹部労働力層となっていた。官斫事業の労働組織としての伐出労働組織は，以上のような分業による職分，職階性の固定のもとに，一定の「質的編成と量的比例性」をもった労働組織として完成するのであった。そしてこの労働組織のもとでの諸関係は，作業現場においては資本による前期的諸関係としての性格をもつのであるが，しかしその労働力調達機構においては林内殖民制度による出役義務制に支えられており，この面では土地所有関係をテコとする封建的性格をもっていた。つまり，当時の演習林の伐出経営が地主直営による資本主義化として展開するに当っては，このような遅れたもの進んだものの諸関係の総体としてのその労働力調達機構，支配機構を形成せざるをえなかったのであり，従ってその労働組織は，一面からみれば資本による組織であり，他の面からみれば地主的労働組織であるといった矛盾した諸関係をもつものであった。

このような冬期の伐出労働組織に対して，夏期の育林その他の諸事業における労働組織は，殖民者の農業生産の発展段階の相違によって，賦役的なものから賃労働的なものまでの多様な性格をもつものであった。つまり，季節的に限定された短期間に大量の労働力を必要とする育林労働とりわけ植付労働においては，その賦役的性格が最も端的にあらわれている。

また，官行製炭事業においては，その開始時において専業的労働者を導入したこともあって，雇役労働的性格が強く，その他の労働とりわけ苗圃・土木・林道等にあっては，一握りの専業化した労働力＝「常用定夫」のもとに，臨時的労働力が「出面取り」として雇用されるといった状態であった。

第三期の労働組織は以上のような多様な諸関係のもとに形成されるのであるが，それはその再生産構造・労働力調達機構の基底において，林内殖民制度による土地所有の措定が厳存し，そのもとに創設された労働組織であった。そしてこの労働組織は，第三期において伐出経営の地主資本主義化を軸として展開された演習林の山林経営における地主的労働組織であり，その中核をなしたのは冬期の伐出労働組織であったから，育林をはじめとするその他の労働組織は，その補完物として多様な性格をもったものとしてあらわれたのであった。そしてこの多様性は，当時の雨竜演習林の山林経営が伐出経営を軸として地主資本主義化を指向するに当って，その基礎となる封建的諸関係・諸生産が新開地であるが故に存在しなかったため，その森林経営は，一方では土地所有を軸とした封建的諸関係を創設し，他方ではその生産力の増大

のために，前期的ではあるとはいえ，資本による諸関係を創設せざるをえないという条件によって付与されたものであった。

そして北大演習林は，戦後においてこのような錯綜した諸関係の労働組織を自からの手で資本主義的労働組織として再編することができずに，その官斫事業を縮少し請負生産への傾斜を深めていくのであり，その過程においてこの地主的労働組織は解体されていくのであった[26]。

5) 山林経営の性格と林内殖民制度の変質

① 山林経営の伐出経営への一元化

以上にのべたように，この第三期の雨竜演習林の山林経営は，森林経営における官斫事業を軸とする伐出経営として展開するのであり，育林事業およびその他の森林経営の諸事業は基本的にはその補完物であり附帯事業であった。この性格は戦時経済下に入る昭和15年以降において強化され，これ以後その育林事業は全面的に放棄されて，その森林経営は原生林の伐出を主とする伐出経営に純化されていくのであった。一方その農地経営は，第二期末からその事業の中心が北部地域へ移行するにしたがって，南部地域における小作経営と北部地域における森林経営の諸事業のための労働力確保策というように地域的に相異なる性格をもつようになっていたが，その山林経営の収入に占める比重は表5-11に示すように昭和15年以降急速に低下した。

そして，この第三期における北部地域への入殖者の増大とその労働力を基礎とした伐出経

表5—18　一戸当り小作料の変化

年度	一戸当り小作料(円)	年度	一戸当り小作料(円)
大正 8 年	22	昭和 8 年	26
10	28	10	21
12	30	12	21
14	31	14	26
昭和 2 年	27	16	26
4	26	18	27
6	27		

注) ①「60年の歩み」p. 188-189 附表20より作成。
② ちなみに第八農場(山部)における一戸当り小作料は大正11年28円，12年57円，14年105円，昭和2年111円であった。
③ この雨竜演習林の小作料は，反当りでは次のような推移をたどっている。

(単位　銭)

年度＼地位	1	2	3	4	5
昭和10～13年	82	62	20		
14～20	82	72	62	28	20
21～23	82	72	36	20	

(貸付地台帳より作成)

営の展開は，明治期以来の北大の農地経営がもっていた小作経営としての性格を急速に弱め，その林内殖民制度は森林経営のための労働力調達機構としての性格を明確にもつようになるのであった。このことによって，北大演習林の林内殖民制度による農地経営は実質的には放棄されたのであり，明治43年の当初入殖の際の小出林長の論告にあった「水田適地あらば勉めて水田を試みよ其成績の如何によりては追て相当の施設をなすことあるべし」(60年の歩み p. 106)といわれた，「相当の施設」は遂になされずに終っている。しかし一方では，母子里における農事実行組合の結成，昭和17年における「学林殖民者予備金積立組合規約[27]」の成立といった部落共同体的諸規則が，演習林側の上からの指導によって制度的に強化されるのであったが，これはあくまでもその森林経営のための労働力調達さらには労働力支配機構としての部落内秩序を再編強化したものであった。これに対して，明治期に小作経営として出発した農場においては，昭和5年に「小作料納入組合規約[28]」を制定し，第三農場以下の各農場に「小作料納入組合」を結成させ，その小作経営としての収入の確保に力を入れるのであった。

このような農場における実収入に占める小作料の割合は，「農場一覧」(昭和11年)によれば昭和11年度の総額168,000円に対して約80%[29]となっていたが，雨竜演習林では5%弱にすぎなかった。そしてこの雨竜演習林の全収入に占める借地料の割合は第5-11表に示すようにこれ以後急速に減少し，15年には3.4%，17年には1.8%，20年には0.4%にまで低下するのであった。その小作戸数は農場の場合が約850戸，雨竜演習林が約240戸であったから，その一戸当り小作料は前者が約157円，後者が22円であり，まさに演習林の小作料は同じ大学所有地内の小作地としてもケタはずれに安いものであった。そして表5-18に示すように，その一戸当り小作料は戦前期においては，大正14年の31円をピークとして第三期に入ると21円にまで低下しているのであった。

このような小作料の低下は，昭和10年以降において北部地域を中心とした条件の不利な未墾地への入殖者の増大によることもあるが，基本的にはその農地経営が官斫事業の拡大のなかで，森林経営の補完物としての役割を与えられていたことにあったといえる。つまりこの第三期に入るとその農地経営は，小作地代取得を目的とする土地経営としては放棄されたのであった。

以上のようにこの期の雨竜演習林の山林経営は，まず農地における小作経営の放棄によって森林経営として展開するのであるが，この森林経営も戦時経済にはいる昭和15年以降においては，その育林事業をほぼ全面的に放棄し，原生林の略奪的伐出経営として一元化されるのであった。

② 林内殖民制度の変質

山林経営の伐出経営への一元化という展開過程のなかで，その林内殖民制度は，まず第一に農地における小作関係の実質的な形骸化によって南部地域を中心とする殖民地内部での農民層分解が進行したこと，第二に育林事業の放棄によって最も賦役的な性格をもつ夏期労働が

免除され，この面での封建的諸関係が相対的に弱体化したこと，などによって変質せざるをえなかったのである。

このような林内殖民制度の変質に対して，演習林内部でも先にのべたように堰八らを中心とする農地の解放を含む農地経営の分離によって，その森林経営の徹底したブルジョア的改革を主張する意見が出されるようになっていた。

しかし，このような状態に対して演習林当局が実行した対応策は，すでにのべたような制度的な諸改革（弁償制度の確立，借地権転売の全面的禁止），および母子里部落にみるような部落内秩序の再編強化，さらには「積立金制度」の創設といった共同体的諸規制の強化等の経済外的強制を軸とする強権的支配体制の強化であった。このことは農地における封建的小作関係をテコとする支配にかわって，その土地所有の全一的な支配を軸とする領主的諸関係ともいうべき支配関係が創設され，そのもとで伐出経営のための労働力支配があらわれるようになったことを意味する。

つまり，その山林経営が一方において農地における半封建的諸関係としての小作経営を放棄し，他方では伐出経営を軸に資本主義化し，一定の質的編成と量的比例性をもつ「資本」としての生産力を維持するためには，このような領主的ともいえるほどの支配関係を創設せざるをえなかったのであった。しかしこのような支配体制がある程度貫徹されたのは，その全居住地を大学演習林にもつ母子里部落のみであり，他の殖民地においては農民層の分解の進行と演習林への義務出役の減少によりその支配体制は貫徹できなかったばかりでなく，林内殖民制度そのものも形骸化するようになってきたのであった。

その一つは，借地権の転売による農地の上層農への集中であり，他の一つは，実質的な出役拒否ないしは忌避であった。それは，借地権の集中については先にのべた昭和16年の借地件数226に対して，事実上演習林出役の労働力をもつ戸数は170戸といった状態にも示されているが，前記の昭和24年の加納らの調査によっても貸付戸数259戸に対して実戸数は188戸であったと報告されている。またこのような転売の事例は，天塩第一（中川）演習林における昭和9年の川島の調査によっても，この転売による集積は「植民中ニハ4戸分借地スルモノ2戸，3戸分ノモノハ5戸，2戸分11戸占メテ居ル」（前掲川島 p.153）と，その借地権の兼併が確認されていた。このことについて，「植民者ニシテ林内農地ヲ数戸分，即チ10町歩以上モ小作シテルモノ，或ハ労力供給可能ナルモノ，或ハ又他ニ大地積ノ農地ヲ持ツ側ラ本学農地ヲ小作スルモノ等アリ，更ニ又勝手ナル借地ノ転貸，権利譲等ヲナシテ，林内植民ノ主旨ニ合致セズ，内規ノ契約ニ違反スル場合ガアルノハ遺憾千万デアル」（同上 p.145）と記し，これらは「小作料ノ利鞘ヲ収メル」のであり「中間寄宿的存在ノモノモアリ」，今後「速カニ整理シテ返地セシメル事」とのべている[30]。

出役の拒否ないしは忌避については，先にのべた天塩第一（中川）演習林の官斫事業に関する事件があげられるのであるが，これはすでにその必要労働力を上回る林内殖民者を入地さ

せた雨竜演習林が，その林内殖民制度による出役義務制と実際上の雇用が特定の個人に集中されるという矛盾を，他の演習林への出稼ぎという形態で解決しようとしたものであった。しかし実際には，「賃安一同帰ル」といった電報に示される，「単ニ表面上ヨリ判断スルトキ単ナル労働専業者ガ偶ク個人山其他ニ働キタル場合ニ見ル単価交渉ト何等変リ無ク」（昭和15年2月1日付の派出所より中川への出役に対する手紙）といった事件となってあらわれたのであった。

そしてこのような事件に対して，派出所からの手紙は「尚皆モ御承知ノ事ナガラ重テ申上グレバ林業官営デアル演習林ニ低廉ナル賃付料デ殖民者ヲ何ノ為ニ置クカ高イ賃金ヲ以テ人夫ヲ雇傭シ事業ヲ遂行スルナラバ全然殖民者ヲ置ク必要ハナク寧ロ之等農耕地ヲ造林地トシタ方ガ国策ニモ沿ウ事トモナル現状ナレバ殖民者対演習林事業ト相反目シテ仕事ヲスル様デハ今後ノ方針事業ノ遂行等ハ覚束ナク尚土地貸借契約書条項ニモ違スル事ナレバ当林トシテモ相当断乎トシテ処理ニ出ルベク取運ビタル程ナリ」として，その1月23日付の手紙の「天一林ニ働クモ当林ニ働クモ殖民者ノ義務ヲ果ス意義ニ変リナク」と，林内殖民制度の出役義務条項の再確認を求めているのであった。そしてこの1月23日付の手紙の最後には，「万一帰所スル場合ハ当林トシテハ不心得ノ者カ或ハ労働能力カ不能ナルモノト看做ス故確固タル事由ト充分ノ覚悟ヲ以テ帰所スベシ」と結んでいた。

しかし，演習林側のこのような威嚇ともとれる説得にもかかわらず，13名のうち4名は下山したのであった。これに対して演習林側はその理由を，「当所トシテモ生身ノ人間ニ病気ノ起ル事ハ認メラレ事実病気トスレバ致方ナク……」として，「病気」によるものと認定して処理している。つまり，この事件においてその実質的な処分はなかったのであった。この事件の真相は，すでにのべたような造材の作業法のちがいと，その地理的な条件による技術的な問題もあったのであるが，この下山した人達が第3，4号殖民地の南部地域の殖民者であり，冬山労働への出役経験がなかったことにもよるのであろう。

ともあれ，この事件ののちには他演習林への義務出役は実施されなかったのであった。

また，同じく昭和15年12月に2号殖民者から，「陳者，今般演習林事業杣夫トシテ登上セヨト仰セラレ任リマシタガ甚ダ勝手ナガラ道具モ不揃ニテ登上出来得ナキ有様，代理人モ今ノ処見当ラズ困リ居リマス，イヅレニテカラモ当ニシナイ様ニシテ下サレ度先ヅハコトワリノ事故甚ダ面目ナキ事申シマシタ訳デス」という通知がハガキにて出され，これに対して部長（巡視人）金野某宛に「官行斫伐事業従業夫出役ニ関スル件」と題する文書によって，「理由ハ了シ難ク係ル勝手ナ振舞ハ許可難キモノト認メ候条期日迄ニ相違無ク出役セシムル様手配相成度此段及依頼候也」との文書が出されている。このような事例は，先にのべた大正期の御願書にくらべればその義務出役制が殖民者に対して有効性を失いつつあったことを示しているといえよう。そして事実，このような借地権の無認可転売，さらには出役忌避によって返地退去処分をとられた事例は皆無であり，その制度的・形式的な支配体制の強化にもかかわらず，林内殖民制度による労働力支配は実質上は弱められていったのであった。

いいかえれば，林内殖民制度による労働力支配は，演習林との間に直接的な雇用関係をもつ殖民者にのみ適用されるようになったのであり，その結果として林内殖民制度そのものが南部地域においては形骸化していたのであった。そして北部地域を中心とする冬期の伐出労働組織においても山頭一部屋頭制の人格的固定により山頭の支配体制が強化され，その権力は事業所主任，看守所といった演習林側の機構から相対的に独立したものとなるのであった。そして母子里部落においては，この生産的労働組織の作業秩序が部落内秩序に大きな影響力をもったから，山頭の支配は部落全体にまで拡大されていったのであった[31]。そして演習林の労働力支配もこのような山頭（巡視人もかねていた）を通じて間接的になされるようになっていた。このような状態に対して演習林は，昭和17年以降母子里をのぞく1～14号殖民地の全員を対象とする「積立金制度」を設定するなどその支配体制の立て直しをはかるのであるが，しかしこれらも一時的な糊塗策でしかありえず，その林内殖民制度による地主的支配は実際上は弛緩していくのであった。

以上のように，第三期とりわけ昭和15年以降の山林経営の伐出経営への一元化による地主資本主義化の進行のなかで，その林内殖民制度は堰八らが指摘したように，その山林経営にとってはむしろ桎梏化するのであり，その制度的改革による変質を迫まられていたのであった。そしてこれを改革することが，その山林経営をブルジョア経営として純化させる唯一の道であったが，北大演習林は戦後の農地改革をめぐる対応のなかでも，それを実行することはできなかったのであった。その結果として，堰八らの指摘したような研究，教育の場としての大学演習林にふさわしい経営は遂に実現されなかったのであり，これ以後もこのような半労半農型を基礎とする低賃金構造に依拠してその伐出経営は進められるのであり，そこには飛躍的な技術的進歩や改革はありえなかったのである。

注

1) この弁償制度による収入は，昭和8年より23年までの雨竜演習林では次のような実績がある。

昭和8年	36円	昭和15年	1,135円	昭和20年	18円
9	69	16	2,887	21	2,878
12	120	17	9,237	22	4,795
13	21	18	4,842	23	45,180
14	18,696	19	9,249	合　計	99,163

2) ただ，この139戸分はその後に雨竜ダムの満水により侵水地域として削減され，実際は100戸分前後であった。なお，その収容戸数のピークは戦後の昭和23年～25年になるが，そのときの入地戸数は，北東22戸，北西21戸，南東39戸，南西5戸，計87戸であった。

3) 東大演習林は，大正8年の規程改正によって別に「住宅地貸下規程」を制定して，これによる居住者にも林内殖民と同じく労役義務を課していた。ただ，北大の場合はこれが「借地人」と戸主のみを対象としていたが，東大は「借地人およびその家族」と家族全員にまで拡大されていた点がその相違である。

4) 昭和11年3月の雨竜演習林要覧は，このことについて次のように記している。「然ルニ近時財界ノ不況ニ伴ヒ漸次他ヨリ労力ノ供給潤沢トナリ且冬季研伐事業ノ外春秋二季ノ事業ハ恰モ農繁期ニ遭遇スルガ故ニ両立セザル状態ニアリテ其効果充分ナラザルヲ遺憾トス」

5) 第二期4)—②—ii)参照

6) この名雨線の開通は，演習林側にとってもその閉鎖的な秩序の破壊としてとらえられ，昭和12年当時の中島林長の視察に当って次のような訓示がなされている。「鉄道の開通に依る文化の移入は喜ぶも他面悪風の侵入を憂ふ。植民本来の精神を逸失し苟くも浮華軽兆に忸むことなく，永く母子里植民者としての淳風美俗を堅持せよ」(前掲演習林彙報 No. 8 p. 122)

7) この合議制の基礎となった「規約」は昭和6年10月24日に議決されている。そして榎本はこの規約を「『雨竜演習林借地人申合規約』と似たものであろう」(前掲榎本「母子里の歴史」p. 128) とのべている。又，この「規約」のほかに，前記の「借地人申合規約」は母子里殖民者には適用されていなかったようである。そして渡辺鉄次郎所蔵の規約の一部を紹介しているが，この紹介では演習林との関係は明らかでない。しかし小鹿の掲げた前記「申合規約」が昭和7年であったことから，これとほぼ同じ内容であったと思われる。ただ母子里の場合は「部長」が「区長」となっており行政区の責任者であったから，その選出に当って「演習林ノ任命ヲ受ケタモノ」という資格制限はおそらくなかったであろう。

8) この物品供給所は後に農事実行組合購売部になるのであり，その前身であった。そしてこれは当時の山村更生事業における産業組合奨励政策のなかで，消費生活・農業生産の全体にわたる唯一の販売・購買組織としての実体をもつようになっていくのであった。そしてこのような大学側による前期的資本としての商人の介在を認めないということは，一面においては林内殖民者の保護策であったが，他面においてはこの農事実行組合そのものが大学側の指導によって創設されかつ運営されており，その労働力支配の一環でもあった。

9) 黒崎八州次良は榎本らとの共同研究において，母子里の人々の社会的性格に言及して次のようにのべている。「母子里に現在すむ人びとの社会的祖先が山林の管理や造材を業するものであって，母子里の各家の農業の姿勢が本格化したのは，昭和30年の風倒木処理が終了してからであろう，ということは，きわめて重要である」(黒崎八州次良前掲「母子里部落の概況のうち社会的経済条件」p. 24) と。つまり，母子里の人びとが林業労働者から「農民」へ転化したのは，決してその農業生産の発展の結果ではなく，大学演習林の伐採が縮少された結果止むをえず農業へ向ったのであった。

10) このことについて「消極的ニ収穫ノ保続ヲ図ル反面」と，この択伐作業の消極性を認めつつ，「学術ノ研究進展ニ追従シテ他日集約ナル作業統制ニ移行スルノ機会ニ供フヘキモノニシテ今日原生林自身ニ対スル内面的検討ニ於テスラ具体的ニ発表セラレタル何等ノ業蹟ナキニ鑑ミテモ姑ク択伐作業ニ依拠シ以テ過渡時代ニ処スルヲ穏当ト認ムヘキナリ」(同上 p. 74」とのべている。

この択伐・前更作業（実は皆伐）をめぐる論議がこの時点の北大演習林においてなされていることは注目すべきことであるが，また昭和30年代後半から40年代にかけて同じ論議が本道の森林施業においてなされたことも想起すべきである。ただ戦後において堰八ほどの確信をもって主張した技術者が極めて少数であったこともまた事実であった。

11) 当時の施業案は，その編成の当初から「学理上」と「実施上」の分離が前提とされ，実際上は研伐計画案以上の意味をもつものでなかった。これに対し堰八の提出した施業案は，すでにのべたように農地経営における農場への委託さらには殖民者への開放といった機構上の内容を含み，かつ技術上の内容についても理想と現実を区別し現実に可能なことを提唱している。

つまり技術者堰八が提唱したのは，その技術においても又生産関係においても科学的合理性に貫ぬかれた山林経営・森林経営としての施業であったのであり，それは結果的には北大演習林の山林経営のブルジョア的発展の道であった。そしてこの道は，この時代においてますます深化しつつあった北大演習林の地主経営に対する批判であるだけでなく，本道の他の国家的大所有のもとでの山林経営にも該当

する批判であった。

そしてこの科学的合理性に基づく技術者的主張は当時においては革命的といえるほど進歩的であったが，また現在の1970年代においても進歩的な一面をもち，高く評価できるものである。

12) この小作料の据置は戦後に著しく，榎本は「しかも固定資産税よりも低いといわれる地代である。そして大学は固定資産税に見合うほどの補助金を村に交付していたので，大蔵省から，せめて固定資産税分までの地代値上げを要請されるに至ったという」(前掲「母子里の歴史」p. 136) というような状態であったと指摘している。この指摘の年代が不明であるが，このような状態はあくまで戦後のことであって，後にのべるような演習林側の解放要求に対する一つの対応策でもあったのである。

13) この弁償処分は次のような指令書によってなされていた。

指　令　書

雨竜郡幌加内村字朱鞠内　　松　野　　某

一，金89円7銭也

樹　種　　トドマツ外雑木生枯用薪材

数　量　　24本　　16.314 m³

右雨竜演習林茂知事業区2，3林班に於て払下木の伐採搬出に際し損傷せしめたるに付之が損害の弁償を命ず。

昭和10年8月4日

北海道帝国大学総長

今　　裕　㊞

14) 加納は，この報告の結論において次のようにのべている。「林内植民はその創設の当初，労働力確保の困難であった時代にはよくその設定の趣旨にかなったものであったと推察されるが，現在ではその意義は失なわれていると言えよう。一般農家と植民農家とを分つべき経済的特徴はすでにない」(同上 p. 236)。

15) この他の演習林官斫事業への出役は，昭和15年から16年にかけて天塩第一（中川）の筬島・琴平両事業区への計16名の出役の記録がある。また樺太演習林からも人夫の募集があり，昭和15年7月に計17名の出役者が決定されているが，「事業開始時期ニ間ハス」と取消となった記録がある。しかしわれわれの聞取りによると，この他の演習林への出役は昭和15年度に実施されただけであり，これ以後はなかった。この原因は，天塩第一（中川）に出役した殖民者が「単価問題」でトラブルがあり下山したという事件によるものであった。

また，この15年10月に「満州開拓農民募集ニ関スル件」として，約200戸の移民の募集が農場・演習林の小作に対してなされている。しかしこれも同年11月20日の文書によれば，「其数僅少ニシテ予定数ニ達セス遺憾ナカラ本計画ハ次回ニ譲ル事ト致シ」と，予定数に達せず中止されている。しかし当時このような形で殖民地として満州・樺太からの移民募集が，大学の小作人に対してなされたことは興味ある事実である。

16) この殖民者への自家用材売払は，昭和12年の「自家用々材薪材払ニ就キ適用法規ニ関スル件」によれば，大正10年の会計法の改正により「一般売却ノモノト同一ニ律シ」することになっていたが，その取扱をこれまで分割しておこなっていたことに対して，これを一括して「売払価格が1,000円以上トナルコトアルモ何等差支ナシ」との通達が出されている。これによって，その立木処分は一括売払（ただし各個人の内訳を明記する）されるようになっていた。しかし，昭和16年8月「自家用薪材払下処分取扱に関する件」によれば，昭和16年以降においては，この自家用材は官斫事業の枯損木を造材搬出して振向けるようになっている。つまり16年以降の戦時経済下の労働力不足のなかで，この立木処分に

よる素材小生産者としての道は一時的に閉ざされたのであった。

17) この請負の導入について小鹿は，「昭和10年頃の記録には請負事業として，林道開鑿，丸太巻立，搬出，その他がみられる」（前掲小鹿 p. 31）として，その請負の事例をあげている。しかし，この請負は素材生産過程における搬出，巻立等の部分功程の請負であり，実質的には出来高払い制の賃労働の一種であったといえよう。すなわち雨竜演習林においては，その直営生産における伐倒から搬出までの全功程にわたる請負生産は戦前期においては存在しなかった。

18) 昭和12年の派出所主任会議における雨竜演習林よりの報告によっても，泥川は「切出シ」添牛内は「造材」「藪出」として報告されている。

19) この沢田安治の経歴は，その履歴書によれば次のようになっている。

履　歴　書

1. 本 籍 地　雨竜郡幌加内村大学第8号36番地
1. 現 住 所　同　上

沢 田 安 治

明治18年1月28日

1. 富山県礪波郡野尻村　出生
1. 明治29年3月野尻村尋常小学校3学年終了
1. 明治29年4月渡道空知郡岩見沢村へ転住，明治33年迄農業に従事
1. 明治34年より明治39年迄空知郡栗沢村清真布に於て造材事業に従事
1. 明治40年勇払郡早来村へ転住造材事業に従事，小林造林部の山頭として従事43年迄
1. 明治44年より大正2迄に勇払郡胆振村に於て永谷造材部の山頭として従事す
1. 大正3年雨竜郡幌加内村北海道帝国大学雨竜演習林第8号殖民地へ入地農業及造材事業に従事す
1. 大正12年7月12日空知支庁より雨竜郡幌加内村第17部長を命ぜらる，大正13年四月三十日願に依り免ぜらる
1. 昭和6年雨竜演習林第8号殖民地世話人に推選せらる
1. 雨竜演習林に於て冬期官行研伐事業中山頭命ぜられ大正6年より引続き昭和8年迄従事す

20) 中垣宗行の履歴書は次のようになっている。

履　歴　書

本 籍 地　北海道雨竜郡幌加内村字母子里北東4番地
現 住 所　上に同じ

平民戸主　中 垣 宗 行　明治36年5月18日生

1. 明治45年3月24日尋常小学校卒業
1. 自大正12年8月至昭和5年4月天塩第一演習林神路殖民地に入地農業に従事す
1. 大正13年度誉平事業所に於て官行研伐事業藪出小頭をなす
1. 大正14年度天塩第一演習林上音威子府官行研伐事業に於て馬夫頭をなす
1. 昭和2年度天塩第一演習林上音威子府官行研伐事業に於て副山頭を命ぜられる
1. 昭和3年度天塩第一演習林誉平官行研伐事業に於て山頭を嘱託せらる
1. 自昭和6年至昭和12年雨竜演習林官行研伐事業に於て山頭を嘱託さる
1. 自昭和6年至昭和14年雨竜演習林山火巡視人を嘱託さる

つまり，この両者とも道内において長い造材経験をもつ優秀な造材技術者であった。

21) マルクスは「分業とマニファクチュア」の項で，その労働組織の特徴について次のように指摘している。

「マニファクチュア的分業は，手工業的活動の分解，労働用具の専門化，部分労働の形成，一つの全体機構のなかでの彼らの組分けと組合せによって，いくつもの社会的生産過程の質的編成と量的比例性，つまり一定の社会的労働の組織をつくりだし，同時にまた労働の新らたな社会的生産力を発展させる」(資本論 M. E. 全集 No. 23a p. 478 大月　傍点…有永)

22) ただこの問題は，単に単価問題だけでなく，当時出役した筬島事業区の地形が急峻なため平坦地での仕事に慣れていた雨竜の殖民者には仕事が技術的に困難であったためともいわれている。いずれにしても，その作業方法の違いがその事件の直接的原因であったようである。しかし同時に，戦時経済下の労働力不足のなかで，演習林側の支配体制が弛緩しつつあったこともその原因の一つであったのであろう。

23) このことについて，次項4)山林経営の性格と林内殖民制度を参照。

24) 昭和11年の派出所より政和看守所長宛に出した文書として次のようなものがある。

造林事業出役ニ関スル件　　昭和11年7月2日

題名ノ件ニ関シ各関係殖民地代表者ヘ通知相成可然哉相伺候也

案

月　　日　　雨竜演習林派出所

件　名

今年度施工予定ニ係ル造林地下草刈ニハ其地殖民者ヲ以テ従事致サス事ニ決定候条左記了承ノ上一戸ヨリ一人宛出役方取計上相成度ク此段及依頼候也

記

一，事業施工個所及面積　添牛内事業区第20, 22林班3小班　昭和8, 9年度造林地約15町歩
二，事業開始月日　7月13日ヨリ
三，携帯道具　笹刈鎌
四，執務時間　午前5時半ヨリ午後5時半マデ　但シ午前9時及午後3時ニ各20分間，午前11時半ヨリ午後1時迄休憩
五，事業従事殖民地　第7, 6号殖民地

25) その契約書の全文をあげれば次のようなものであった。

「雨竜演習林官行製炭契約書」

標記事業ニ関シ雨竜演習林ヲ甲トシ製炭者ヲ乙トシ契約締結スルコト次ノ如シ

第一条　焼歩賃金ハ炭材伐木ヨリ撰別俵装ニ至ルマデ一切ノ功程ヲ含ムモノトシ俵当単金ハ左表ノ通リトス

雑黒	炭一等	1円400
	二等	1円300
	等外	0　800

第二条　前条中一切ノ功程トハ出炭ニ必要ナル木寄路ノ設定並冬期炭窯出小屋ノ除雪其ノ他生産ニ要スル一切ノ行為ヲ含ムモノトス

第三条　甲ハ乙ニ対シ炭窯・鉢小屋・出小屋・居小屋ヲ官費ヲ以テ建造シ無償ニテ使用セシム

第四条　前条ノ場合ニ於テ天災不可抗ノ原因アルニアラズシテ乙ハ其ノ使用期間中破損ヲ生セシメ甲ニ損害ヲ被ラシメタル場合乙ハ之ヲ賠償スル責任アルモノトス

第五条　乙ハ演習林土地並ニ産物ニ損害ヲ加ヘタル時ハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハズ総テ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第六条　乙ノ使用ニ係ル炭窯・出小屋・居小屋ニシテ本契約期間中修繕ヲ要スル必要アリタル場合ハ甲ノ指示ニヨリ乙ハ労費負担ニテ修繕ヲ行フモノトス　但修繕ノ程度ニ依リヤムヲ得サルモノト認メタルモノニ限リ双方合意ノ上甲ニ於テ施行スルコトアルベシ

第七条　窯ヨリ出ル凡テノ産物ハ之ヲ許可ナクシテ現場外ニ持出ス事ヲ得ズ

第八条　炭材ノ調製ハ集約的利用ヲ旨トシ且ツ枝条ハ口焚其ノ他ニ使用シ歩止向上ニ努ムベシ

第九条　乙ハ伐木ヲナシ立込ヲ了シ製炭ニ着手シタル場合ハ其ノ原木調査番号ヲ出炭3日前迄ニ報告スルモノトス

第十条　焼夫賃金ノ支払ハ毎月末ニ締切リ可及的速ニ支払フモノトス

第十一条　乙ハ出炭ヲナシ検査ニ合格シタルモノニ付一俵当拾銭ノ積立ヲナスモノトシ甲之ヲ保管ス　細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二条　本契約ノ有効期間ハ昭和16年6月1日ヨリ昭和17年3月末日迄トス　但シ満期ノ後双方合意ノ上更ニ継続スルコトアルベシ

昭和16年5月30日

雨竜演習林派出所長
製　炭　夫

26) 賦役労働および雇役労働

① 賦役労働は，中世封建社会の農奴制にともなう労働の形態であり，マルクスはこのような労働がおこなわれるためには，直接生産者たる農奴の㋑人身的隷従関係，したがって人格的な非自由，㋺土地の附属物としての緊縛，を条件としての何らかの経済外的強制が必要であることを指摘した。またこのように賦役労働は本来的には中世封建社会の労働の形態ではあるが，貴族経営の農業から資本主義的経営への過渡期においても存在したことを述べている（マルクス資本論第1巻3編8章2節および第3巻6編47章2節参照)。

② レーニンは，このマルクスの見解を受けつぎロシアにおける「農奴制の廃止」のもとで，つまり賦役経済から資本主義経営への移行期においての地主経営のもとでの労働の形態を雇役労働とし，それを次の二形態に区分した。

第一形態，「役畜と農具類とをもつ経営主たる農民だけが行いうる雇役。たとえば『輪耕』地の耕作，耕起その他」。第二形態，「農具類をなんら持たない農村プロレタリアも行い得る雇役（たとえば，穀物の刈取り，草刈，脱穀，等々)。」（レーニン全集第3巻（上）p.196，大月，1954年）なおレーニンによる雇役制度の特徴づけについては同上，第3章参照。

以上のような見解にもとづいて，われわれはこの地主森林経営のもとでの義務出役による労働を賦役的労働および雇役的労働とし，さらに雇役労働の役割に応じてその第一形態および第二形態に区分した。

27) この「学林殖民者予備金積立組合規約」は昭和17年4月に制定されたものであるが次のようなものであった。

昭和17年4月制定

学林殖民者予備金積立組合規約

㈠ 名称及組織

1. 本組合を学林者予備金積立組合と称し事務所を雨竜演習林派出所に置く
2. 本組合は雨竜演習林第1号乃至第14号殖民地内居住の殖民者を以て組織し組合員たる資格は積立金の拠出払込せるに始まり退林するに終るものとす
3. 本組合に左の役員を置き何れも名誉職とす

組合長一名（雨竜演習林派出所長を推す）

幹事七名（雨竜演習林巡視人を推す）

役員の遂行する業務に関しては次項以下之を定む

(二) 目的及利用

4. 本組合は組合員相互の親睦と福利の増進を計るを以て目的とす

5. 積立金は組合長之を管理したの場合に限り之を貸付することを得るものとす，但し借受人は幹事とし以下利用者の連帯保証あるものに限る

イ) 組合員にして天災その他不可抗力に起因せる凶作の為之が回復又は耕作の準備資金を必要とするとき

ロ) 組合員2人以上の共同生産事業又は福利施設を行う為資金を必要とするとき

ハ) 其の他組合長の承認せる事項に使用するとき

6. 貸付金は次の利息を徴収するものとす

前条イ)及ロ)の場合年6分以内にて組合長適宜之を定む，前条ハ)の場合其都度組合長之を定む

7. 貸付金に非ざる金銭の支出は幹事会議の上決定し組合長の承認せるものに限る

(三) 雑　　則

8. 本組合の年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る

9. 積立金の運用其他の業務一切は組合長之を行うべし

10. 積立金の預金箇所は幹事会議の上組合長の承認せるものたること

11. 本組合に左の帳簿を備付くるものとす，組合員は随時閲覧することを得

イ)預金通帳　ロ)現金出納簿　ハ)積立運用簿　ニ)貸付金証書綴　ホ)その他必要と認むる書類綴　ヘ)組合員名簿

12. 組合長は毎年4月定期幹事会を招集し前年度の実績を報告し帳簿の照査を受くるを要す

13. 組合員にして本組合を脱退するも積立金は返付せず　積立金は当初払込みたるものの土地に従属するものと認む

14. 林内殖民を廃止せられたるときは組合員総会の決議により本組合を解散することを得

15. 本規約に非らざる事項に関しては組合長之を専決することを得るものとす

16. 本規約の一部又は全部を変更せんとするときは幹事会全員会議して組合長の承認を得るものとす

17. 本規約の範囲内に於て幹事・組合長会議の上別に細則内規を設くることを得

18. 本規約は昭和17年4月1日より施行す　　以　上

これまた派出所長をその組合長とし，巡視人を幹事とするものであり，その積立金に対する組合長(派出所長)の権限が大きなものであったから，演習林側による支配機構の一環としての性格をもつものであった。

雨竜演習林におけるこのような「積立金制度」は15年の官行製炭の規約以後にあらわれたものであり，この制度の「発明者」はおそらく同一人物であったのであろう。

28) この「小作料納入組合」については「成墾25年記念出版・小作農場事業概要」(昭和11年11月，p.147～150)にその規約全文が掲げられている。

これは「小作料の完納を期せしむるには小作人間に納入組合を結成せしむるを以て最良の策たるを認め」た農場当局によって昭和5年に結成されるのであるが，「而して本学は小作料を完納せる組合に納入小作料の一割以内に相当する金額を，奨励金として交付する事を昭和9年に制定したり」とあるように，小作料の徴収体制を強化するものであった。

29) ちなみに，昭和11年の農場の実収入をあげると，土地家屋賃貸料134,019円060銭，生産物売却代33,116円160銭，雑収入1,266円450銭，計168,401円670銭(「北海道帝国大学農学部附属農場一覧」p.5，昭和12年)となっている。又，その小作戸数は，第3農場52戸，第4農場25戸，第5農場62戸，第6農場118戸，第8農場富良野195戸，山部332戸，計844戸であった。

30) この借地権の転売の事例については，演習林側からの確認としては大正3年に次のようなものがあった。第9号5番地50円，第9号6番地160円，第11号1番地50円。

またわれわれの昭和40～41年の調査でも，調査対象戸数122戸について123件の事例が確認され

ている。その事例では昭和12年で1,800円，同15年で1,650円，同17年で1,500円というものがあった。前掲小鹿 p. 64～66 参照。

31) 昭和17年中垣宗行の歿後西垣富春が2代目山頭となるが，彼は同時に区長にも就任して，17年から19年まで山頭，区長の両職を兼任していた。そして彼は，昭和30年以降素材業者となっている。

(4) 林内殖民制度の解体（昭和23年～39年，第四期）

雨竜演習林の林内殖民制度による農地の貸付は，以上のような経過を経て成立したものであった。そしてこの農地の貸付は制度的に北大農場の小作経営の延長として開始されたものであり，その貸下規程・貸借契約書は，東の指摘するように「私法上の賃貸借契約」（前掲；農地改革史（下）p. 258）として結ばれた小作契約であった。したがって，戦後の「自作農創設特別措置法」による農地改革のなかで解放の対象となるべきものであった。

しかし北大演習林当局は，この農地改革による解放に対して後にのべるように一貫して反対したのであった。その結果，雨竜演習林の林内殖民地は農地改革によっては1～2号が解放（売払い）されたのみで残りの大半は昭和39年まで解放（売払い）されなかった。この農地改革をめぐる経過は，その林内殖民制度の歴史的性格を象徴的に示す事件であった。以下においては農地改革における大学・殖民者・農地委員会・道庁・農林省の対応を中心にしつつ，この林内殖民制度の解体過程について述べる。

1) 農地改革と林内殖民制度

① その前史

戦前期における幌加内村の自作・小作別農家戸数は，第二期表4-15にあげたように，大正12年の自作率25%はこれ以後大正末期から昭和10年代にかけては10～15%に減少し，その農家戸数の大半は小作農家であった。この村内農家の大半を占める小作農家は昭和9年より開始される幌加内村所在の御料地の解放（不要在置処分），および昭和11年からはじまる戦前の自作農創設維持資金による自作農創設によって，徐々にではあるが自作化されていった。この戦前期における自作農創設は，御料林の解放地約1,000町歩，このほかに内村農場（30町），

表6—1　第三期における幌加内村の自作・小作別農家戸数

年度	自作	自作兼小作	小作	計	自作率（%）
大正12年	168	125	369	662	25
昭和10年	184	95	871	1,150	16
12	256	126	765	1,147	22
14	316	124	478	918	34
16	312	166	475	953	32
18	303	118	374	795	38
20	387	59	343	825	46

注）「幌加内村史 p. 300-301」より作成。

田農場（150町），菱田農場（190町）等の解放があったが，その詳細は不明である。ともあれ昭和10年に入って，この自作化は徐々に進行するのであるが，その自・小作別の農家戸数の推移をみると表6-1のようになる。この自作農家戸数が大正12年の168戸を上回ったのは昭和10年になってからであり，それまでは150戸を越えることはなかった。つまり大正期以降の農家数の増大は，自・小別にはその大部分は小作農家の増大であったのである。

この戦前期の上からの自作農創設事業は，幌加内村においては昭和11年12月「幌加内村自作農創設維持資金転貸規程」が制定され，村長が会長となって「自作農創設資金調査委員会」（昭和13年以降農地委員会）が設置され特別会計によって運営され，その貸付金は11年から17年まで合計146,800円にのぼった（村史 p. 313 参照）。そしてこれによってその自作率は昭和20年にはほぼ50%になっていたのであった。

② 幌加内村農地委員会の所管換申請と演習林側の対応（昭和23年1月より9月まで）

以上のように幌加内村の農地解放（自作農創設）は，戦前期の昭和10年代より徐々に進行した前史をもつものであるが，その画期的なものは21年にはじまる第二次農地改革であった。この農地改革によって民有地の小作関係は23年頃までには，全面的に解消されたのであった。

雨竜演習林の林内殖民地に対する解放申請は，幌加内村農地委員会[1]によって所管換として1,216町歩の申請が出され，昭和23年1月頃に道農地委員会で可決された[2]。この決定により道農地委員会は道庁を通じて文部省に所管換を申請した。文部省はこれにもとづき，「新たに農場の所管換を希望することは困難であるからお含みおき願いたい」（前掲；農地改革史（下）p. 273）という但し書をつけた照会文書を23年4月23日付で北大に送付し回答を求めている。これに対して北大は，同年9月27日，農場については「小作農場の一部を存置する理由[3]」という理由書をつけて，試験研究上必要な約1,100町歩を除いた80%迄の解放を認めるという回答を出している。しかし，演習林については同じ日付で「演習林内農地は解放為し難き理由」という理由書によって，その解放を全面的に拒否している。この理由書は以下のようなものであった。

「演習林内農地は解放為し難き事由」

本学所管の演習林総面積は68,860町にして此内林間に点々と小農場を設け，小作者を入地せしめたるもの369戸，面積1,662町歩現存す。元来此等の小作人は演習林設定の目的である林学上の試験研究用各種の事業（官行斫伐造林苗圃森林土木等）の労務を供給すると同時に，森林火災，盗伐，病虫害予防等の助に当らしめんが為入地せしめたものにして，農業を専業としては到底生計を安定し得ざる程度の土地を貸付し，林業労役を主なる収入として農業を副業としてはじめて安定永住し得るよう以て本学と小作人との相互の利益に基き今日に至れるものにして，一般の小作農地とは全く其の趣を異にし，之が解放は本学の斯道研究の遂行上，多大の支障を生ずる見込みにつき自作農創設から除外することを必要と認めるものである。（前掲「農地改革史（下）p. 274」より引用）

つまり，林内殖民制度による土地貸付は，労働力の供給・森林保護のために入地させたも

のであって，「一般の小作農地とは全く其の趣を異にするものであり，今後の林学研究上多大の支障を生ずる見込につき」解放できないという回答であり，林内殖民制度の一面のみを強調したものであった[4]。このような回答にあって「雨竜演習林のある幌加内村農地委員会においては，林内殖民者の解放希望の声に呼応して，昭和23年9月30日，村長，農地委員会，北大演習林派出所と協議会をもとうとした」(同上 p. 275) のであったが，その直前に次のような「決議書」が道庁及び大学に提出され，「こうした情勢により北海道庁及び北海道農地委員会としては，根本的に出直しせざるを得なかった」(同上 p. 276) という事態になったのであった。

「決　議　書」

私共は雨竜郡幌加内村字大学演習林所在北海道大学農学部附属雨竜演習林林内殖民として，明治43年以来雨竜川沿岸の農耕適地に（1戸当約5町歩）入植し，低廉な借地料を納付し，営農の傍大学の必要に応じて林業労務に従事しかつ常時に於いては森林に対する災害予防に協力する等，相当の熟練工たる林業夫となりて，各植民地に常備され各種林業試験及諸事業の遂行並に修得に専念致し乍らも，北方農業の開発指導をも受けて生計を樹立して居りました。近時耕作農民である我々に耕作権が認められましたが，我々が大学演習林に小作者として入植以来一度も権利の侵害其の他我々に不利なる何等の要求をも受けた事なく，唯大学演習林の指導のもとに農林一体の営農は増産の一途をたどり，其間土地改良及農業経営者として諸種の研究と実地指導の結果，幌加内屈指の最優秀部落として認められ特に昭和22年度の供出に際しては北海道知事よりA級の表賞をも受けた部落もある次第である。終戦以来の経済変動に農業経営も亦高度の改革を加えない時は，到底将来の農業恐慌に備える事は現在の我々は至難の事と推察し，北海道の最高学府である大学に於ける北方農業研究地として，現地に教官及技術員の派遣を墾請し，農林産製造其の他営農技術，農業経済の合理化等すべて山農村の根源として新日本復興に努力致し度思料し，左記条項を決議する次第である。

記

1. 我々は演習林内植民として大学研究地に営農することを希む
1. 我々は大学演習林植民地より農林省えの所管換を好まず
1. 我々は農地解放に参劃し自作農として営農する事は将来の農業恐慌に対処し一沫の不安を感ずるものであるに依り小作者として残存し大学当局の尚一層の実地指導を希む
1. 我々は植民地に対し自作農以上の愛着を感じ永住する小作者である。
1. 我々は無理解なる官僚統制的解放指導を好まず
1. 我々は諸官の真に農民の利益を建前とした指導監督を希む
1. 我々は演習林に対し従来より以上の営農指導を受ける為，農業試験的設備並に農林畜産加工設備其の他の実地指導の為，相当なる斯界の学識者並に技術派遣指導を特に希望する

(同上 p. 275)

ところがこの決議書の提出される20日ぐらい前，すなわち北大演習林の先の拒否回答の

出された18日前の9月11日には，次のような「陳情書」が出されていたのである。

「雨竜大学演習林農耕地解放に関する陳情書」

過去遠き者より吾等の祖父及父は，此の演習林に入地開墾以来今日に及ぶも，その間，大学当局よりは温情主義に総ては経過し，その任務も尽し現在に及ぶものであります。然し乍ら世変り，星霜今や日本再建の礎とも言うべき農地改革の制度は，連合軍督励の下厳として施行せられある時であります。

此秋に当り吾等大学関係小作者も挙げて小作契約の枠を脱して，此処に独立の自作農家として現下食糧増産の使命を果たしたく切実に感じて居るもので，是が早急解放相成る事を希望致すものであります。

尚解放実現の暁と雖も，大学にて実施せらるる諸種の営林事業等に就ても従来通り応ずる事は勿論，林産物の払下げ等も御願し度存じて居るものであります。

又愛林思想を普及し，殊に山火の防備等には懸命の努力を覚悟して措しむものではありません。

何卒現下の時勢を諒承下さいまして，早速解放手続相進めて下さいます様本陳情書に希望者連署して御願い致す次第であります。

昭和23年9月11日

北海道大学総長殿

北海道農地委員会殿

幌加内村農地委員会殿

そして「決議書」には200名の捺印がなされ，「陳情書」には155名の捺印がなされていた。ところが，当時の殖民者戸数は221戸であったから，この多くの殖民者が両方に署名捺印していたのである。この全く相矛盾する事実について，前記東は次のように述べている，「そうすると総数は231名であるから前記反対決議をしなかった31名を除くと124名の者は賛成，反対の両者に署名捺印していることになる[5)]」(同上 p. 276) とその数字上の矛盾を指摘し，この事実を次のように解釈している。「こうした理由は何に基くものであろうか。彼等には，解放に賛成し若し解放運動が不成功に終った場合，その後の立場はどうなるかが心配であったこと，幸にして解放運動が成功してもその後は木材の払下げはどうなるのであろうか，林業労働に出役させてもらえるのかが心配であったこと，更には部落との附合上一方の運動にのみ加担しずらかったこと等の理由に基くものとみられる」(同上) と。

しかしこの解釈は演習林側にかなり遠慮したものであったといえよう。というのは後にも述べるが，当時の林内殖民地の解放について，それを積極的に促進しようとしたのは農地委員会を中心とする人々であり，これに対して反対したのは演習林当局そのものであり，その解放反対の中心勢力は派出所を中心とするものであった。つまり農地改革の理論と理念に対する最も良き理解者であるべき大学は，実は農地改革の歴史的意義を理解する理論水準に達していな

かったのであり，とりわけそれは当時の演習林経営に対して責任をもつ「林学者」の場合にはそうであり，予想さるべき第三次農地改革を山林解放につながるものとして猛反対をしたのであった。このような林学的状況も反映していたのであろうが，雨竜演習林の場合はその反対の仕方自体が極めて非科学的・非理論的であった。というのは「決議書」の「記」7項目の第2「我々は大学演習林植民地より農林省えの所管換えを好まず」や第5「我々は無理解なる官僚統制的解放指導を好まず」に見られるように，この反対運動の推進者は「所管換」という手続上の問題を「大学演習林の小作人から農林省の小作人へ」というように，故意にねじ曲げすり代えることによって反対運動を組織していた節がみられる。

言うまでもなくこの林内殖民地の解放が，文部省から農林省への「所管換」として行われたのは，それが国有地（国有財産）であったからであり，民有農地のように直接的な買収方式によらず所管換方式により農林省から解放（売払い）がなされたのであり，これは農地解放に対する単なる手続上の問題であった。この手続に対する当時の殖民者の無知を利用して，その反対運動を組織しているところに北大演習林の反対運動の特徴の一つがある。

従って前記東の解釈には，更に当時の派出所や演習林本部を中心としたこのような策動があったことがつけ加えられなければならないだろう。つまりこの「決議書」および「陳情書」に関するかぎりは，陳情書の方が比較的当時の状況を正しく反映しているとみるべきであり，「決議書」はこのような「陳情書」に象徴される解放運動に対する演習林側の牽制手段の一つであったとみるべきものであろう。そしてこのような演習林側を中心とする強引ともいえる解放阻止策動が，殖民者を動揺させ，このような数字上の矛盾を生み出したのであった。

③　道庁・道農地委員会と大学側の対応（23年末より24年2月まで）

以上のような経過をへて，東大演習林の場合と同じくその所管換申請はふり出しに戻ったのであり，道庁および道農地委員会は23年9月23日から富良野・山部・東山の東大演習林を調査し，「大学小作地の残存は農村民主化に逆行し，本道30万町歩の農地改革の上にたとえようのない悪い影響を及ぼすものである」という「意見書」（前掲；農地改革史（下）p. 276～277 参照）を農林省に提出したのであった。北大に対しても23年11月11日，道庁・農地委員会と北大関係者の懇談会がもたれたのをはじめとして，道側による大学側への交渉が重ねられていた。

このような交渉の続けられているなかで，現地の農民側の解放賛成，反対の対立は激しいものとなっていったのであるが，東はこのことについて「大学側では，解放に賛成する者は農地委員会に扇動されている者で，大多数は解放を希望していないと言い，道側では解放反対を称えているのは一部特権階級による経済外的強制によるものだと主張し，その数については過半数であることを互いに主張し合っていた」（同上 p. 277）と述べている。

このようにお互いに意見が対立したまま問題は24年に持ち越されるのであるが，24年に入ると道庁側・大学側はそれぞれ対象者に対する与論調査を1月～2月にかけて実施している。この道庁の調査は24年1月12日に道庁が関係町村の農地委員会の関係職員による協議会

表6—2　入地時代別戸数および経営反別

入地年代		明治	大正	昭和元～10年	11～15年	16～20年	21年以降	計
戸数		7	74	98	11	22	9	221
経営反別	田 (町)	1.7	1.4	0.7	—	0.8	—	4.6
	畑 (町)	43.1	348.9	329.1	39.7	59.7	23.5	844.2
	採草地 (町)	11.5	74.9	160.5	11.5	50.4	24.0	333.0
計		56.3	425.3	490.4	51.2	111.0	47.5	1,181.9

注）前掲「農地改革史（下）102表，p. 269」より作成。
経営反別は反以下切捨て。原表の戸数(明治)＝17は7の誤りで，従って計は221戸である。

表6—3　解放賛成反対者の入地時代別戸数および経営反別

入地時代		明治	大正	昭和元～10年	11～15年	16～20年	21年以降	計
賛成者	戸数	5	39	86	5	18	7	166
	経営反別 (町)	44.0	224.4	432.8	25.2	91.2	36.9	877.1
反対者	戸数	2	35	12	6	4	2	61
	経営反別 (町)	11.4	200.8	57.5	26.0	19.7	10.6	342.7

注）同上107表，p. 28より作成。
経営反別は反以下切捨て。

を開き，その実施を指示したもので，その内容は東によれば次のようなものであった。

「この調査は賛成，反対者の経済的階層を明らかにしようとしたもので，その調査内容は賛成，反対者別に経営面積（田・畑・採草地別），入地年度，副業稼動人員，家族数，補助施設，試験状況，不動産所有及び転貸借における面積，小作料，又小作料，契約年度，通作条件又は入地家屋の所有者名を個人別に明らかにしたものである」（同上 p. 279）。

少なくともその調査方法においては，当時としてはかなり綿密な科学的調査がなされたのであり，その結果によると雨竜演習林林内殖民者の入地時代別の戸数および経営反別，解放賛成・反対者の入地時代別の戸数および経営反別は表6-2および表6-3のようになっていた。

これらの表は多くの事実を示しているが，さし当り必要な事項について指適すると，まず表6-2よりみると昭和24年当時の入地者221戸のうちほぼ第二期に当る昭和10年までの入地者が179戸と80%を占めていたこと，その経営農地の大半は畑であり，水田は明治期に入地した1～2号殖民地が最も多く，一戸当りにすると水田農家ともいえるものはこの殖民地に限定されていたことがあげられる。次に表6-3についてみると，まず解放賛成者の割合は戸数で75%，面積で74%であり，さらに年代別には明治期5/7＝71%，大正期39/74＝52%，昭和期116/140＝82%であるが，解放賛成者の過半数は昭和元～10年までの入地者であったことを示している。これをさらに詳しくみると，解放運動の中心となったのはこの昭和元～10年までの

入地者であり，これに対して反対者と賛成者がほぼ相半ばしているのは大正期の入殖者であった。このような分布を先に述べた入地経過からみると，おそらく解放賛成者は7，8号殖民地以北の北部地域を中心とする殖民者であり，反対者の過半数を占める大正期の入地者は6号～10号殖民地の中部地域の殖民者であり，前者は林内殖民者のなかでは農業経営がやっと軌道にのりはじめた中農層に当る人々であり，後者はむしろ既に戦前期の昭和年10年代までにその農業経営が一応定着化した，林内殖民者としては中農上層に属する人々であったろうと推定される。また明治期に入地し，その水田経営も一応定着した最も上層農に属する1～2号殖民地の7戸のうち5戸と16年以降の入地25戸のうち19戸が解放を希望していることも注目される。つまりこのような解放賛成・反対者の立場をこれらの資料をもとにして，その演習林との関係について推定すると，すでに述べたような山林経営の展開のなかで演習林への出役が実質上なくなって専業的農家になっていた上層農の殖民者は賛成側であり，また殖民者としては中農以下層でその経営が安定せず，演習林との出役による雇用関係をもつ人々もまた賛成で，その中間的存在としての殖民者として中農上層の人々が反対であったといえる。言い換えれば農民層としては上層と下層が賛成で，中層が動揺するといった内容であって，演習林との関係においてはその半封建的支配が最も弱い部分と強い部分が解放を希望したのであった。したがって大胆にいうならば，この解放賛成者のうち前者は自作農としての自立への展望をもった層であり，後者はその展望はもたないが林内殖民制度による諸規制からの解放を希望したのであり，いわば前者の要求が自作化という土地要求であったのに対して，後者の要求は半封建的諸関係からの解放という民主化要求であったということができよう。そして結果的には前者の1～2号が全面的に解放されたのであり，その他は全く解放されなかった。この事実は当時演習林当局が解放に反対した真意を示唆しているといえよう。

以上のような道側の調査に対して，北大演習林も解放反対の立場から巡視人・地区代表者会議を開くなどの動きを23年末から24年にかけて開始した。その一つとして，「林内殖民地存否諮問の件」と題する文書による各殖民者宛の照会文書が出されている。この文書の全文は次のようなものであった。

「林内殖民地存否意見諮問の件」

（雨竜秘号外　昭和24.1.31付
雨竜演習林派出所長より各殖民者あて）

近時農地解放が各地に実現して，種々の問題を提供しているのと前後して，当演習林内植民者にも亦色々の意見がある様だが，是の問題に対する本学の方針は，私が従来より巡視人並に地区代表者会議席上にて説明した通り，大要次の如く現状維持の方針に変改は来たしていない。

記

㈠　本学林内植民者は夫々の必要とした理由に基き設立され今日に至るも必要の程度は増大していても消滅していない。

(二) 農耕地そのものに就いてはまだ試験地を設定する気運に到達していないが，林地並に全事業は総て試験の対象であり，研究上の重要基礎資料となっている。茲に良心的な林業技術と，連年不動のない功程を保持する林内植民者による統計的貴重さを増す理由である。

(三) 故に全植民者を職員として完備するのが理想であるが，予算の都合上不可能の為，現在半農半林業たる植民者の形態を執っている。

(四) 各地で質問を受ける事であるが，本学演習林農耕地の農林省移管等の問題は，本日までに寸豪も交渉された事実はなく，又左様な法規もあるを聞かない。従って，林内植民者存続希望者が農林省の小作人たらねばならぬ等と言う事は全然考えられぬ。万一，前述の如き事実がある等と言う者があったなら，それは其者が何かの為にする言動なりと断言せざるを得ない。

(五) 官庁と言うものの旧民法の考え方よりしても，最も善良なる国民の一人とされているが，本学も亦官庁である。乃ち最も善良なる国民の一人たる本学が，永年友好関係を存続してきた植民者に対して，前に不当な事をしたか，又今後なし得るかという事は，今更言う迄もないのであろう。之は諸君の自由な批判に委そう。

(六) 然し単に乗るばかりが良いと言はれぬが，時流の波と言うものもあり，各人は標題の件に対して各人の意見があるべきであり，又既に他の方面に対して夫々意見を発表されたと私は聞いている。従前この問題に関しては私は介入せず，諸君の自由討議に委していたが，相当時日を経過し，既に諸君達の意見は夫々各自決定された事と思う。

諸君の「直接本学に関係のある意見」は，私が職務上知る必要がある事は判って戴けると思うが，諸君も亦他に発表し得るこの様な意見は，私に対し卒直明確に意思表示するのが当然である。全国には土地解放によって喜びを得た人も多いし，反面又痔せた土地を解放受け，多額の税や公課を負はされて歎いている人もある。(1月28日夜，ラジオ放送，農林省当局者談)

諸君は今迄の事と将来とをよく考えて，封入した別紙答申書に貴下自身の希望する方に○印を附し，2月7日迄に私宛差出され度照会する。

注　意

(イ) ○印は希望する方にだけはっきりつけること

(ロ) 御本人直接署名捺印，他人に相談，依頼はせぬこと

(ハ) 棄権は絶対不可と御承知ありたい

(ニ) なるべく早急に差出されたい

(前掲農地改革 (下) p. 278 より引用)

この照会文書には次のような回答用紙が同封されていた。

雨竜演習林林内植民地存否意見答申書

㈠　林内殖民地存続を希望する

㈡　存続希望をせず開放を望む

昭和24年2月　日

北大雨竜演習林第　号殖民地
番地

氏名　㊞

雨竜演習林派出所長殿

前記東はこのような文書による意見の集約を「与論調査」としているが，これはその形式においてもその内容においても公平なる与論調査とはいえるものでなく，演習林側の一方的な見解を示し，それに対する意志表明を半ば強制的に要求したものであった。このことは，形式的には答申書にみられるように，氏名捺印の上に回答を求めており，かつ事前に部長（巡視人）会議等を開いて，演習林側の解放反対の立場を徹底させた上で，その「申合規約」による部落組織を利用してなされた調査＝意志表明の要求であったことに示されている。またその内容においても，本学の方針は解放反対であることを強調しつつ㈡のように「全殖民者を職員として完備するのが理想であるが」と将来において大学職員化するような結果的には幻想にすぎなかった利益誘導をし，一方では㈣において「農林省移管の問題は，本日まで寸豪も交渉された事実はなく，又左様な法律もあるを聞かない。従って林内殖民者存続希望者が農林省の小作人ならねばならぬという事は全然考えられぬ」として，すでに述べたと同じような農地開放の手続上の問題を不当に解釈し，「農林省の小作人」といったような農地改革の意義を否定する見解を示している。そしてさらにラジオ放送まで引用するといった用意周到な与論操作を行なって解放反対の意志表明を求めたものであった。このことは決して公平な意見を求めたものでなく，演習林側の一方的な解放反対の立場に対する同意を求めたに等しいものであったといえよう。

このような大学側の「調査」の結果は，東によれば「全小作農場，演習林農場の小作者の与論は，7割以上が解放反対であると，北大側は述べている」（前掲 p.278）となっているが，小鹿の調査によれば，これに対する雨竜演習林内殖民者の回答は，「存置希望122，開放希望103，何れにしても可1，棄権4」（小鹿前掲 p.36）であったと報告されている。つまり以上のような演習林側のあるときは欺瞞といえる程の強引な工作にもかかわらず，存置希望者は130名のうち53％であり，残りの人々は解放を希望したのであった。

④　調停案の成立と一部解放

以上のように解放を主張する農地委員会・道庁側とそれに反対する大学側の動きは，すで

に述べたような事態を生み出したのであった。そして問題は，「こうした形において問題は，北海道内において解決しないままに中央に移された」(東前掲 p. 279) のであり，農林省・文部省・大学側が現地において解決することになったのであった。そして，「2月22日から24日迄の3日間，道・道農委・市・市町村農委・東大・北大関係農場賛否代表者間において懇談の上解決するはこびとなった」(農地改革史 (下) p. 279) のであった。

この席上においても，北大演習林は「一坪たりとも解放せず」という態度をとり，当時農林省側の担当者として出席した手柴事務官兼技官をして，「小生としては北大演習林内の農地には解放地なしと推察した」(農林省手柴事務官兼技官の復命書「農地改革事件記録 p. 21」) と判断させるほどであった。しかし最終的には，その解放については「農林省・文部省に一任する」(前掲；農地改革史 (下) p. 282) という形でその細目が決定された。(この細目については，農地改革史 p. 279～283 参照) この細目によれば，北大演習林関係については雨竜演習林の 1～2 号の全面解放と天塩第一 (中川演習林) の中川・歌内地本の一戸当り最高2町歩までの解放であった。そしてこれにもとづいて雨竜演習林 1～2 号で面積 101 町歩，対象戸数 20 戸と，中川演習林・中川地区 14 町歩 7 戸，歌内地区 34 町歩 17 戸，計約 150 町歩・対象戸数 51 戸が解放されたのであった。

この結果は表 6-4 に示すように，演習林側の解放反対の立場が基本的には貫ぬかれたのであって，この 23～24 年農地改革によっては北大の林内殖民制度による貸付地は基本的には解

表 6—4　第二次農地改革による解放状況

	全所有地 (A)	貸付面積 (B)	解放面積 (C)	解放率 $\frac{B}{C}$
東大演習林	30,257	4,832	2,652	54.8
北大農場	6,167	5,460	4,794	88.0
北大演習林	66,096	1,742	153	8.7
雨竜	23,804	1,233	105	8.5
天塩第一 (中川)	19,653	446	48	10.7
天塩第二 (天塩)	22.638	62	0	0

注) 農地改革史 (下) p. 285，第 110 表より作成。
なお，23 年 7 月現在の北大演習林の調査によると村別貸付地，戸数は次のような状況であった。

演習林	村名	貸付地	戸数	一戸平均貸付面積
雨竜	幌加内村	1,233	256	4.8
天塩第一 (中川)	常盤村	209	57	3.6
〃	中川村	188	41	4.6
天塩第二 (天塩)	幌延村	62	20	3.1
計		1,692	384	4.5

放されなかったのであった。

このような調停案の決定後も，小鹿によれば「現地演習林はこの決定に対して場所の変更を求め，かつ1号・2号の植民地の6名の連名で，解放反対の文書が数度にわたり，文部大臣，北大，道庁等に提出された」(小鹿前掲 p.37) のであった。この1～2号殖民者の「歎願書[6]」によれば，「……大学の指導の許に農畜林の理想的なる山林農業を営んで居りましたが，……私達の意志を無視して農林省に買収される事は全く困惑いたす次第で在りますから現在のままで居りたいので私共の此の意志は以前より不動のもので，他の御方には如何なる言動があったか知りませんが，只の一度も開放希望等云々した事の無い事を申し添えます」(小鹿前掲 p.37) と解放に反対することを述べた上で「が若し大学当局の都合により農林省に是非無く移管される時は，自作農として開放を希みますが……」(同上) と述べている。つまりこの時点においても「大学の小作人」か「農林省の小作人」かという演習林側によって作りあげられた虚構が殖民者の中に生きていたのであった。この「嘆願書」については，農地改革史では次のように記している。「なおこの所管換が決定した後で，北大雨竜演習林の解放予定者の一部（耕作者15名中6名）から，解放には反対する林内殖民として残存してほしい旨の陳情があった。これに対し，道では所定の解放という線で回答し，そのままに終っている」(同上 p.285) と。

また「60年の歩み」は，この間の事情について，「かくて自作農の創設を推進する地元指導者側と，林内殖民設置の趣旨と多年に亘る演習林と林内殖民者との連繋を考慮し，全面的に開放を拒む演習林当局との間に意見の対立をみるに到り，一面直接の関係者である林内殖民者中には賛否に関し明確な意図を有するもの少なく，所謂日和見主義のもの多し……」(同上 p.119) と述べているが，しかし事実は前記の「諮問」に対してさえ，約半数の人々は解放を希望したのであって，もし日和見主義があったとすればその動揺の責任の大半は，すでに述べたような事実経過からみて演習林当局が負うべきものであろう。

そしてこのような大学演習林側の農地改革に対してとった態度について，当時小作出身の道農地委員であった田呂善作によって痛烈な批判がなされているのであるが[7]，その対象とされた大学当局の中でもとりわけ北大演習林のとった態度は，その批判の指摘するように「醜態」というにふさわしいものであったといえよう。

ともあれ以上のような経過を経て23年から24年にかけての農地改革による農地解放は，一応の結末をみたのであるが，雨竜演習林をはじめとする北大演習林の林内殖民地はこれによって，そのごく一部を解放したに留まり，したがってこの時点においてはその林内殖民制度はこの面からは解体されなかったのであった。

2) 農地改革以後の動向

① 山林経営における半封建的諸関係と農地改革

以上に述べたように，戦後の第二次農地改革においては北大演習林の林内殖民地は基本的には解放されなかったのであった。そしてその林内殖民制度もこれ以後昭和39年まで維持さ

れるのであるが，しかしその制度的内実は当然にも戦前期におけるものとは異ったものとなっていった。このことを考察するためには，農地改革による農地解放に対して北大演習林のとった立場について，その山林経営との関係から検討することが必要である。

すでに述べたように雨竜演習林の山林経営は第二期末より森林経営としての性格を強め，その農地経営は土地経営としては実質的に放棄されるのであり，その森林経営も戦事経済下の昭和15年以降においては，育林事業が全面的に中止され伐出経営へと一元化されていくのであった。そしてその山林経営にしめる小作料（借地料）の比重は，表5-11に示すように昭和10年の6.7%から15年以降急速に低下し，19年以降の伐採量の増大と木材価格の上昇の中で1%以下となっており，23年にはその全収入に占める割合は0.04%と微々たるものになっていた。

つまり，第二次農地改革による農地解放が問題になった時点においては，その小作経営としての農地経営は実質的には消滅していたに等しい状態であり，小作地代の収授という面からのみ見ればその小作関係は存在しないといえる状態であった。北大演習林当局は，このような事実を一面的に強調することによりその小作諸関係そのものの存在を否定し，「一般の小作農地とは全く趣を異にする」として解放を全面的に拒否したのであった。

しかし，この林内殖民制度による土地所有関係を基礎とした諸関係は，すでにみたように第二期末から第三期にかけて借地人（殖民者）への一方的な義務規定の増大・強化，さらには部落内秩序に対する演習林側の指導統制の強化によって半封建的諸関係として完成してくるのであった。そしてこのような全一的な土地所有を基礎とした封建的諸関係のものとに，演習林の山林経営の諸事業への出役がなされたのであり，そこにおける雇用関係は多くの経済外的強制を伴った半封建的諸関係として確立されたのであった。つまり，第二期末の昭和4～5年から開始された演習林の森林経営の本格化によって，その林内殖民制度による殖民者（借地人）と演習林（土地所有者）との関係は農地における小作地代の収授としての経済的諸関係は副次的なものとなり，それに代って山林経営の諸事業への出役という雇用関係を通じての経済関係が主要なものとなっていったのであった。言い換えるなら，小作関係としての地主対小作農としての農地をめぐる経済的諸関係は，その山林経営の森林経営への傾斜によって急速に弛緩し，それに代って地主資本主義化としての森林経営があらわれ，そこにおける主要な経済的諸関係は封建的土地所有関係を基底にしつつも，資本対賃労働関係としてあらわれたのであった。そしてこの資本対賃労働関係は，昭和15年以降における森林経営の伐出経営への一元化によって，より一層明確なものとしてあらわれたのであった。

しかし，この資本対賃労働関係はとりわけ北部地域においては演習林の領主的ともいえる程の全一的な土地所有をその基底にして形成されていたから，まさに半封建的諸関係としての内容をもつものであった。そしてこの半封建的諸関係は，南部地域を中心として夏期の育林事業への出役においては地主経営の資本主義化によりあらわれる賦役労働としての性格をもつ地主対農民関係を基礎としたものであった。しかし北部地域を中心とした冬期の官斫事業への出

役はそれが農閑期の冬期労働であるという点においては資本対賃労働関係として形成され，その再生産構造が領主的といえるほどの土地所有関係に規定されており，そこにあらわれる諸関係は地主対農民関係を基底とする半封建的諸関係よりもっと多くの経済外的強制と人格的隷属を伴うものであり，より封建的前期的な性格をもつ半封建的前期的諸関係であった。

言い換えるなら，冬期の官斫事業への出役による生産的労働組織をめぐる諸関係は，その再生産構造において土地所有関係を基底とした封建的諸関係と，その生産現場における地主経営としての伐出経営における資本対賃労働関係の前期的諸関係が二重にあらわれたものであり，領主的な諸関係のもとにおける労働組織ともいえる前近代的な性格をもつものであった。そしてこの伐出事業の生産的労働組織における前近代的な諸関係は戦時経済下における増伐体制によって強化されこそすれ緩められることはなかったのであった。つまり，すでに述べたような戦時経済下においては，演習林の労働力支配機構としての林内殖民制度は全体としては後退し，その諸規則は緩められるのであるが，それは一方ではこのような生産的労働組織における労働力支配の強化といった内容を含む跛行的なものでもあったのである。

そして農地改革において，演習林当局がまさになりふりかまわず守ろうとしたのはこの生産的労働組織であり，そこにおける労働力支配機構としての半封建的前期的諸関係であったのである。それだからこそ，小作農地としての条件の最もよかった水田経営が一応定着していた1～2号殖民者は解放されたのであり，大面積の殖民地であった7，8号および母子里の解放には絶対に同意しなかったのであったとみることが出来よう。

このような雨竜演習林における事例からみると，昭和23～25年にかけて実施された農地改革が農地における小作関係の解体と自作農創設として進められ，その山林解放もそのような農民的土地要求の延長としてのみすすめられた点にその不撤底さの核心があったのであろう[8]。つまり山林をめぐる封建的または，半封建的諸関係の解体としての山林解放は，農民の土地要求をもとにした自作農の創設による農業小生産者としての人格的自立を追求することだけでなく，その劣悪な自然条件のため自作農としての展望をもちえない，したがって直接的な土地要求をもたない山村住民に対して，半封建的・前期的諸関係からの解放による賃労働者としての人格的自立の道としても追求されねばならなかったのである。

しかし当時の状況のもとにあっては，土地要求それも自作農創設といった限定された土地要求に依拠して農地改革がすすめられたのであり，これに対して地主側であった北大演習林は「諮問」にみられるように本来ならば「全殖民者を職員として完備するのが理想であるが」（前掲「農地改革史（下）」p. 278）として賃労働者としての自立の道を（これはその後の事実経過からみて，場当り的な極めて無責任なものではあったが），示唆することによってこの二つの要求を分断し，それによって解放要求をそらすことに成功したともいえるのであった。そしてすでに述べたように，土地解放をめぐる林内殖民者の要求は，土地要求と共に半封建的・前期的諸関係からの解放要求としてもあらわれていたのであった。ともあれ，結果的には林内殖民制度による土地所有関

係は解体されなかったのであり，したがってその山林経営における半封建的・前期的諸関係はこれ以後においても制度的には残存したのであった。

② 農地改革以後の山林経営と林内殖民制度

i) 山林経営の展開

戦後における雨竜演習林の山林経営は，第三期の伐出経営への一元化を基本的に引きつぐ形で進められ，その育林事業も昭和30年代まで開始されなかった。その昭和24年以降の森林伐採量は表6-5のようになっており，その年伐量は戦時中の19～20年を除けば戦前戦後を通じて最も大きなものであった。そしてこのような大量の森林伐採は，主として官斫による直営事業としてすすめられたのであった。冬期の官斫事業の労働組織もまた林内殖民者を中心とする人々によって構成された演習林の直傭労働組織であった。そして，農地改革によってその封建的土地所有関係を解体されなかった雨竜演習林の林内殖民制度による土地貸付は，これ以後においても続けられ，その件数・貸付面積とも表6-6のように増大したのであり，その貸付面積・件数ともにほぼ農地改革以前の状態を維持したのであった。

表6—5　農地改革以後の森林伐採量
(1,000立木石)

年　度	総伐採量	立木処分量	官斫率 (%)
昭和24年	81	28	66
25	88	21	77
26	93	41	56
27	83	19	77
28	79	19	76
29	115	46	60
30	194	41	79

注）前掲「60年の歩み」関係資料より作成。

表6—6　農地改革以後における農地貸付件数・面積

年　度	件　数	面　積 (町)
昭和24年	259	1,238
25	227	1,074
26	241	1,150
27	243	1,160
28	243	1,175
29	244	1,180
30	241	1,164
35	245	1,144

注）「60年の歩み」第20表，p. 188-189より作成。

表6—7　山林経営の収入の状況 (1,000円)

年　度	官行製品	立木処分	弁償処分	借地料
昭和24年	14,017	1,505	12	57
25	22,823	1,387	34	191
26	34,026	4,936	412	198
27	34,202	3,268	73	202
28	34,919	6,567	74	205
29	43,876	7,172	73	205
30	114,668	6,347	73	202

注）表5-11①，および「60年の歩み」第20表より作成

この山林経営における収入の状況をみると表6-7のようになっており，その農地貸下料（借地料）は24年・25年の改定によって引き上げられてはいるが，その山林経営の収入にしめる割合は微々たるものであった。またこの借地料は当時のデンプン景気の中では極めて安いものであり，先に述べたように昭和32年の改訂以前には固定資産税よりも安いといった状況であった。

以上のように，この期の山林経営は戦後における木材価格の上昇のなかで伐出経営としての性格をより一層強めつつ進められたのであった。

ii) 林内殖民制度の変貌

戦後期における林内殖民者の農業経営は，その統制経済下におけるデンプン価格の高騰と農地改革をめぐる大学側からの対応の結果として生み出された農産物販売収入に比べて，相対的にも絶対的にも安いといえる小作料（借地料）[9] に支えられて北部地域の農業経営の歴史においては最も安定した時期をむかえるのであった。

このような状況のなかで，昭和27年北大演習林は林内殖民制度による土地契約書を昭和9年以降の「演習林土地契約書」から，「土地使用に関する契約書」に改訂している。この改訂以前においてもその部分的修正が行なわれ，その借地料について演習林の一方的な決定となっていた第二条が「甲乙の合意の上一年毎に之を行い得るものとする」というように昭和25～26年に改正されている。しかしこの修正においては弁償制度は「其の原因の如何を問はず総て」（第13条）殖民者の責任によるとあり，そのまま存続していた。

昭和27年に制定された「土地使用に関する契約書」では，この弁償制度は消滅し，その形式においては近代的な土地契約にほぼ全面的に改訂されているが，その第13条において労役および森林保護の義務は存続していた。この契約書は30年代前半において「国有財産使用許可書」に変更されるのであるが，これにおいても「使用者は本学の事業に対する労力の供給に応じ，並びに防火其の他森林保護に関する義務を負うものとする」（第14条）となっていた。ただ，昭和27年の改訂が「乙及保証人に於て本契約を履行しない場合は直ちに本契約を解除する」（第11条）とその制裁規定が戦前のままであったのに対して，「許可書」においては，「使用者は，本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。」（第10条の2項）となっており，罰金制に変更されている。

ともあれ，その借地契約は農地改革以後においては基本的には双方平等の契約関係として改訂され，殖民者の片務性は除かれるのであるが，しかしその労役義務制は39年の最終的な解放まで残存していたのであった。しかし，その労役義務制は契約内容そのものにおいても，その土地所有関係が一定の「近代化」として改革された結果，演習林の絶対的な労働力支配は崩壊し戦前期のものとは違った性格のものとなっていた。

そしてこのような制度的な上からの「近代化」と共に，一方では農地改革のなかで生み出

された「農村の民主化」要求は，この林内殖民制度による労働力支配を貫徹していた半封建的・前期的な部落内秩序と作業秩序を弛緩させ，この面からも林内殖民制度による労働力支配は形骸化せざるをえなかったのであった。つまり農地の所有関係をめぐる封建的小作関係の解体という上からの「近代化」と，農地改革による下からの「民主化」によって労働力支配機構として，第二期末から第三期にかけて完成した林内殖民制度による演習林の絶対的労働力支配体制は崩壊しはじめたのであった。

③　昭和30年代初頭までの林内殖民制度と殖民者の状態

以上のように，農地改革以後において演習林による労働力支配機構としての林内殖民制度の内実は急速に解体に向うのであるが，しかし労役義務制を伴う土地貸付としての林内殖民制度そのものは昭和39年まで一貫して存続したのであった。

このような土地所有関係における半封建的諸関係を残存させた林内殖民制度が，その制度的内実は形骸化しつつも，何故に戦後19年間にわたって存続しえたのかについては，戦後のわが国における民主的諸改革にかかわる問題であり，とりわけその過程における大学の民主的諸改革が限界をもっていたことにもよるのであるが，それと同時に昭和30年代前半までの本道の林業・農業生産の動向に規定されていたのである。

まず林業生産についてみると，敗戦によって海外植民地の森林資源を失った日本資本主義は，その復活過程において木材原料問題を国内資源の再開発による国内自給体制として解決せざるをえなかった。そのために最も大きな原料供給地とされたのが相対的に豊富な森林資源をもつ北海道林業であり，35年前後まではこの北海道における国家的所有林野の大量伐採によって，その原料危機を切りぬけてきたのであった。そしてその木材原料危機に対応する天然林資源の大量伐採は，北海道においては遅れたもの・進んだもの，大規模のもの・小規模のものの全てを動員する増産のための総動員体制として行なわれ，その増産体制を支えたものは農民的小生産としての小素材業と半労半農型労働力としての農民的労働力であった。

この農民的労働力に依拠した増産体制は，昭和30年代初期の風倒木処理まで一貫して続けられるのであるが，北大演習林においてもこれは例外でありえなかった。すでに述べたように，この30年代初頭まで，雨竜演習林においても高騰する木材価格のもとに大量伐採が続けられるのであり，この伐出事業の労働力は基本的には林内殖民者の労働力とその戦前期に形成された生産的労働組織によってすすめられたのであった。もっともその具体的な諸関係は林内殖民制度そのものの実質的な崩壊と部落内秩序の弛緩によって，労働組織においては演習林側の支配力の後退とこれに代って山頭の権威の増大，さらには伐倒処分[10]をはじめとする実質的な請負の導入によって変化をとげつつあったのであるが……。ともあれ，この30年代初頭までは林内殖民者によって形成された労働組織を軸に，その伐出事業は遂行されたのであった。そしてこの伐出事業への出役は，林内殖民者にとって冬期間の就業機会を定期的に保障するものであり，林内殖民制度による前近代性が一定程度払拭されたもとにあっては，安定した就業

機会として存在していたのであった。

つまり，当時の道内の国有・公有の国家的大所有のもとでの伐出事業も，このような農民の冬期の農閑期労働力を利用した臨時的雇用を軸に行なわれていたのであり，この面においては地元での定期的雇用として林内殖民者にとって有利な雇用機会でさえあったのである。

この労役義務制の戦後における変質について「60年の歩み」は次のように述べている。「輓近鉄道，道路，その他の交通機関の発達は演習林内外における労務者の交流を自由ならしめ，他面入地当時は契約条項に基づき稍強制的に出役せしめられたが，民主々義の現在においては相互相合い諒解の下に出役せしめるを尊例とし，勢い演習林事業に対する協力は微温的となるは止むを得ないところである。」(60年の歩み p. 118」)

次にその農業生産についてみると，すでに述べたように戦時経済下から引きつぐ食糧統制のなかで，馬鈴薯を中心とする畑作経営はブームを迎えるのであり，その販売額に比べて小作料（借地料）は固定資産税よりも安いといった状態であった。つまり30年前後迄は国有地としての大学演習林内の殖民者であるために当時の固定資産税による重税攻勢から一時的に保護されるという状況を生み出したのであった。そして演習林事業への出役は冬期の伐出事業がその大半であり，林内殖民者の農業生産と矛盾する育林事業を中心とする夏期労働への出役はこれらの事業の放棄により実質上なくなっていたのであった。以上のような演習林の伐出経営としての森林経営と殖民者の農業生産の相対的安定は，一時的な「共存共栄」関係を生み出し，そこから土地解放への契機を生み出すことはなかった。

3) 林内殖民制度の解体

① 演習林の諸事業の縮少と「演習林農地払下期成会」の結成

昭和30年代初頭までは，以上のような演習林の森林経営と殖民者の農業経営との間の矛盾は顕在化しなかったのであるが，それ以後において統制経済の撤廃による畑作経営の停滞ないしは没落と風倒木処理以後の演習林の伐出事業の縮少によりこの一時的な共存関係は清算されはじめるのであった。このような状況のもとで，大学側は事業の縮少に対しても何ら積極的な対応をせず，むしろチェンソーの導入をはじめとする機械化による「合理化」によって，その林内殖民者との歴史的関係を一方的に清算し始めるのであった。つまり農地改革においてその解放反対の立場として示した「全殖民者の職員化」への努力は何らなされず，また「決議書」において殖民者側が希望した「大学による営農指導」も，実際は何ら実行されなかったのであり，その森林経営の実質的な放棄を開始し，これ以後は立木処分を中心とする林野所有へと後退しはじめるのであった。

このような大学側の全く無責任ともいえる一方的な林業生産の縮小・後退に対して，殖民者側の対応は極めて寛大であり，その責任を追及することはなかった。このことは国有林における30年代後半以後の「合理化」の進行が労使間の鋭い対立のもとに進められたことと比較するなら極めて対照的なことであったが，それは基本的には林内殖民制度が解体されず，した

がって殖民者の賃労働者としての自立への要求が弱く，国有林のようにその生産的労働組織のなかに労働組合が結成されていなかったことによるものであろう。

このような大学側の対応に対して，林内殖民者の側は30年代初頭よりはじまる政府資金の融資対策によって，農業経営の建直しをはかるのであったが，この政府資金の導入を直接の契機として解放要求が再び起ってきたのであった。というのは，国有地内の小作者である林内殖民者に対しては，政府資金融資のための土地担保権の設定ができずにその導入が困難となったからである。

このような状況のもとで，政府資金の導入条件の整備を直接の契機として，昭和34年に「演習林農地払下期成会」が結成されていくのであった。そして母子里においても竹田力男を会長とする「母子里農業同志会」が昭和35年に組織され林内殖民者の自作化が追求された。この「払下期成会」が昭和35年に農地委員会に提出した文書によると当時の状況が次のように記されている。

「爾来10年北大演習林は其の目的遂行の為に逐次その事業を行ってきたが，偶昭和29年15号台風により森林は一挙に莫大な被害を受け，風倒木の急激なる処理を要請され，処理の進渉と共に計画の変更を余儀なくされ試験研究並に伐木も北上するの止むなきに至り，事業中心は母子里地区に集中され，然も風倒木処理の完了による事業縮小する現象さえ見るに至った。之より先入殖者はその本来の目的と任務が減少するにつれ副業であった農業に生計の中心を移譲するの止むなきに至り，この地方の特産物である澱粉の統制撤廃による価格の下落は農家収入を減少させ負債を累増させるに至り，入殖者として苦境のドン底に陥し入れたのである。」(農地委員会への副申書；幌加内町役場蔵)

そしてこのような演習林事業の縮小・畑作経営の停滞のもとで，小作地としての問題については次のように記している。「本林は昭和29年の風水害・昭和31年の冷害により農業経営を転換する必要に迫られた畑作・水田作地帯を問わず，酪農有畜農業を奨励し寒冷地農業の確立を進めてきたものである。勿論北大殖民地もその計画に含めこれが進展を図り，昭和33年北星部落を次いで母子里部落を畑作営農改善地区に指定を受け，多額の国家資金を導入しこれが再建を計りたが，大学演習林小作者はその担保物件になる農地を所有せずこの資金の導入も停頓している現況で，『畑作営農改善事業』の実施されないばかりでなく，『自作農創設維持資金』を併せ各種の有利な低利資金の導入ができないのは小作人として塗炭の苦しみを与え遂に営農放棄するばかりの窮地に陥し入れているのである。」(同上)

以上のようにこの林内殖民制度は，30年代以降の農政が国家資金の導入による融資政策として開始される時点で，小作地から自作地へとして再び解放が問題となってきたのであった。このような林内殖民者の状況に対して北大演習林当局は，いわゆるマルカン資金（寒冷地農業金融）の導入について町（34年に昇格）との連帯で借地権保証をするなどの消極的対応をとるのであるが，しかし自ら農地を解放するという展望ももちえず，さりとて農地改革において言

明した「全殖民者を大学職員」に定員化する方向もとらず全く待機主義的な対応をしたのであった。

② 全面的解放（昭和39年）

このような殖民者側の解放要求は，昭和37年7月194名の署名捺印による「北海道大学雨竜演習林内農用地解放に関する請願・陳情書」となって，北大当局に対して解放を要求するようになったのであった。この「請願・陳情書」の記によるとその解放の理由は次のようなものであった。

一，一戸当り借地面積は原則として5町歩でありますが，住宅地及不耕地等が含んでいるため実際耕地面積は4町歩前後となり畑作経営のため収入が極めて少ない。

二，借地料の値上げにより固定資産税と比較すると不利である。

三，自作地でないため政府等の貸付地の対象農家とはならない。（自作農維持創設資金，北海道寒冷地畑営農改革資金）

四，所得及び負債の現況は左の通りであります。（同上，請願・陳情書より引用）

そしてあげられている農家経済の状態は表6-8のようなものであった。

このような林内殖民者側の解放運動と並行して，昭和37～38年頃から学内においても戦

第6—8　37年の農家経済の状況

（イ）所　得

農産所得（千円）	畜産所得（千円）	農外所得（千円）	合計（千円）	戸数（戸）	一戸平均（円）
27,524	2,869	3,652	34,045	155	129,200

（ロ）負　債

長期負債（千円）	短期負債（千円）	合計（千円）	一戸平均（円）
23,126	10,392	33,519	216,200

注）「北海道大学雨竜演習林内農地解放に関する請願・陳上書」（昭和37年7月14日）より引用。

表6—9　昭和39年の解放戸数および面積

部落名	戸数	面積（反）	部落名	戸数	面積（反）
政和	12	885	牛鞠内	7	409
新富	9	775	宇津内	8	610
北星	37	2,952	母子里	49	3,778
大曲	11	965			
共栄	15	1,044	計	148	11,390

注）榎本前掲「母子里の歴史 p. 137」より引用。
反以下切捨て。

後に結成された北大教職員組合を中心とする人々によって，演習林の封建的体質の民主化が要求されるようになり，その一環として林内殖民地の解放も要求されていた。このような状況のもとで，演習林本部においては新しく就任した村井林長のもとに「林内殖民問題小委会」を設け，現地調査等の結果解放の態度を決め，その結果昭和38年10月の北大評議会において全農地の解放（売払い）が決議され，昭和39年12月15日付で解放がなされたのであった。これによって解放（売払い）された戸数および面積は表6-9のようになっていた。

③　解放とその後の経過

北大演習林における林内殖民制度は，以上のような経過をへてその農地の全面的解放により解体されたのであった。そしてこの農地の解放は，その形のうえでは殖民者の下からの土地要求に応えたものであった。しかし，この解放は演習林の山林経営からみると，その伐出事業の縮小の結果としての経営「合理化」のための人員整理としての意味をもつものであった。つまり，農地改革において大学側の主張した「林業労役を主なる収入として農業を副業としてはじめて安永住し得るよう以て本学と小作人の相互の利益に基き」（前掲「事由書」）という「共存共栄」関係は，その主業たる林業労働への雇用が演習林の森林経営の一方的な縮小によって主業たりえなくなったことによって消滅したのであった。そして農地改革において「故に全植民者を職員として完備するのが理想であるが」といわれた大学側の理想は，農地改革以後においても何ら演習林側から努力されることなく，これまた「予算の都合上」ということで一方的に廃棄されたのであった。そしてこのような農地改革における，大学としての殖民者に対して展望のない非科学的な対応の結果として，林内殖民者の農業経営は副業として位置付けられ，その「近代化」は立遅れたものとならざるをえなかったのであった。

このような状況のもとで，林内殖民者は大学側からの農業経営上の指導も期待できず，またその林業労働者としての自立の展望ももちえないままに，その農業経営の展望を国家資金の導入による改善措置に托したのであった。このような林内殖民者の状態に対して，大学側は何ら積極的に対応することなしにその責任を一方的に放棄し，さらには農業構造改善事業に対する科学的な批判も示すことなしに，殖民者の要求に便乗した形でその解放を決定したのであった。一方北大教職員組合はこのような大学側の無責任ともいえる解放に対して，「植民者は農家として自立できるような前向きの姿勢で解放を要求しているのに対して，現在の契約面積に限って解放することをひとまず決めているが，これだけでは解放の目的は充分に達することが不可能である。このままでは貧乏がそのまま引きつづいて残るだけになり，一般の農業近代化に追いつくことが不可能である」（北大職組「演習林問題とは No. 1, p. 5」1961年1月発行）と，この解放のもつ殖民者の農業経営の発展の限界を指摘している。また大学側の責任については，「植民者が長い間，以上のような状態におかれていたのは大学の責任であって，植民者自身の責任ではない。植民者の今後については大学が相当の責任を負うのが当然である」（同上）と，植民者の将来に対する大学側の責任を指摘しているのである[11]。

以上のようにこの39年の解放は大学側とりわけ演習林経営にとっては，明治期以来，主張し続けてきた林内植民者制度の理念が破産したことを示しているのであり，このことはとりもなおさず大学としての本道の農林業に対する科学的展望の無さが事実によって証明されたことを意味していたのであった。つまり，この事態によって破産したものは，すでに昭和13年に堰八の指摘した大学演習林における林内殖民という半封建的な労働力に依拠した地主山林経営の理念であり，この理念は農地改革のなかにおいて事実上破産していたのであったが，それに代る演習林経営の新たなる理念を建てることなしにその彌縫策に終始してきたのが戦後の北大演習林経営であった。

その戦後の演習林経営は，国内自給体制のもとで高騰する木材価格に支えられ，黄金時代ともいうべき経営収支上のピークを迎えるのであるが，北大演習林はこれを林内殖民制度による半封建的労働組織によって遂行するのであり，この過程において堰八の指摘した「将来発生スヘキ庇護ノ責任」について考慮することはなかったばかりでなく，30年代後半の地主伐出経営の破産という事態に対しては「責任の所在」ばかりか「責任のあり方」すら見出しえなかったのであった。このような演習林経営における非科学性は，ただ殖民者の農民としての要求に便乗してその農地を解放することによって，その林内殖民制度を解体しただけにとどまり，それに代る新たな労働組織を自らの力で形成しえなかったのであり，このことによってその森林経営は単なる林野所有へと後退していったのであった。いいかえれば，この解放による林内殖民制度の解体は，大学としての森林経営を放棄し林野所有へ後退する過程でおきたものであり，それは明治以来続けられた林内殖民者と大学側の諸関係を大学側より一方的に清算するものでもあったのである。

このような大学側のとった態度に対して，殖民者の側は30年代後半より本格化する農業構造改善事業にその夢を托すのであるが，これも又極めて場当り的なものであり，結果的には挙家離農の続発として農民層分解を押し進めるものに外ならなかった。つまり林内殖民者は林

表6—10　解放前後の農家戸数の推移

		3～4号	5～6号	7～8号	9～10号	11～12号	13号	34号	母子里	計
38年度現在	契約件数	20	6	66	18	21	8	17	73	229
	契約戸数	16	6	58	18	21	8	17	73	210
39年解放対象戸数		12	6	39	11	15	7	8	49	147
41年現在	農家数	8	4	30	5	8	3	5	37	100
	非農家数	2	1	7	4	2	1	0	5	22
39～41年までの挙家離村者		2	1	2	5	6	3	3	7	29

注）小鹿「前掲 p. 3，表—1」より作成。
ただし解放対象戸数については，表—9の榎本の調査と若干の相異がある。

業労働者としての自立の道を演習林経営をはじめとする大学側から閉され，また農民としての自立の道をも農業「近代化」政策によって閉されたのであり，解放以後は全層的な没落と挙家離農によって多くの離村者を出すに至っているのである。そして今なお，かって北大教職員組合が指摘した「大学としての相当の責任」は，その演習林経営の科学的展望の樹立と，本道の農林業の発展に対する科学研究の場としての北大農学部の責任として追及されつづけているのであり，これに対する大学としての真に科学的な回答が要求されているのである。それが現実になされない以上，大学としては林内殖民制度は終焉したことにならないであろう。

おわりに解放前後の農家戸数の動向をあげると表6-10のようになる。かって250戸を上回った林内殖民者のうち解放を受けた者は147戸であり，そのうち41年度現在において農家であったものはわずかに100戸にすぎなかったのである。

注

1) この第1回の農地委員会の選挙は昭和21年12月22日におこなわれ，小作層5名，自作層2名，地主層3名，計10名の委員が選出され，24年8月までその任に当った。その委員は次のような人々であった。

　小 作 層　　古屋筆三郎，高田藤太郎，松浦政治，寺島広意，有元長太郎

　自 作 層　　中井千次郎，伊藤省一郎

　地 主 層　　内山将夫，山下孝智，五十嵐孝一

2) この可決の年月日は明らかではないが，前記東によると天塩第1（中川）演習林が23年1月31日であるからおそらく同一月日であったろう。

3) この農場の理由書については，農地改革史（下）p.273～274にその全文がある。その内容は，「如上の意味（今後の研究・教育における農場の重要性…有永）において労力や資材の不足している今日労力と農地とを兼ね備えている小作農場は，本学にとり一層重要である」として，その労働力確保面からの必要性を強調している。そしてその小作農場の貸付地5,400余町のうち約8割を解放し，1,100余町を残置するとして，「要するに今後の試験研究及び多数の学生の実習を思えば此に残置する1,100余町は最小限であると結言するものである」と結んでいる。

4) 23年7月29日付の演習林事務官・長谷川正俊の起案による演習林長より文部省営繕課長宛の理由書の原案には次のような興味深い文章がある。「斯の如く演習林の試験研究には多数の熟練林業夫を必要とするので，之を全員定夫として採用するのが最良なるも，予算並に定員の関係上実現不可能なので此の代りに林内殖民として入植させ……」（昭和23年度林内殖民ニ関スル資料（北大演習林蔵）傍点…有永）と，本来なれば全員「定夫」＝大学職員として採用すべきであるが，予算定員の関係上実現不可能といっているのである。

　このことは演習林が国家的経営の一環としての大学経営である限り当然のことであり，すでに昭和13年堰八がこのことを指摘しているのであった。しかし，現実の演習林経営はむしろこの方法をとらずに林内殖民に依拠したのであったし，定員化する努力は全くと言って良いほどなされていないのであった。そして農地改革史に公表された北大側の理由書では，この文章は削除されている。

5) 当時の総戸数は221戸であり，この231戸は計算上の誤りである。したがって両方に署名した者は124名でなく134名であった。

6) この嘆願書は小鹿の報告に全文集録されている。（小鹿前掲 p.37 参照）

7) 昭和22年2月に実施された第1回北海道農地委員の選挙において，第6区から選出された小作層の委員であり，農民運動家でもあった，田呂善作氏は，「農地時報」に次のようにのべている。「大学農場はその試験，研究としての価値を失った以上，大胆にその矛盾を指摘されなければならない……。かくの

如き封建的国家所有形態の矛盾が，今日の土地改革を通じさらけ出されるに及んでも自己否定の立場に立たず，旧生産様式を止揚するこの封建的（特に国と大学との相関性）従属関係を崩壊からまぬがれようとする醜態が大衆の前に投出されているに過ぎない」（前掲農地改革史（下）p. 287　傍点…有永）

8) 戦後の農地改革の評価において，その不徹底さを示す一つの指標として山林の未解放があげられているが，その不徹底さの内実は必ずしも明らかでない。我々はその不徹底さという場合には，このような農民としての土地要求と山林労働者としての半封建的・前期的諸関係からの解放要求という二つの要求を弁別した上で，問題がたてられるべきであると考える。

9) このことについて榎本は次のように記している。「演習林は，その点では地代収取を目的とする地主でなかったことは確かである。しかも固定資産税よりも低いといわれる地代である。そして大学は固定資産税に見合うほどの補助金を村に交付していたので，大蔵省から，せめて固定資産税分までの地代値上げを要請されるに至ったという」（前掲「母子里の歴史」p. 136）

北大演習林の地代（借地料）は，戦後においては24年に約7倍，26年にさらにその3倍と戦前期に比べて約20倍に引上げられているが，これは当時のインフレの進行の中では固定資産税よりも安いものとなっていたのであった。そしてこのような低い借地料は，農地改革での大学側の「大学の小作人」か「農林省の小作人」かという対応の結果，土地解放要求に対する一定の譲歩ないしは懐柔策としての性格をもっていたのであろう。しかし三度目の改訂である昭和32年の改訂以後は固定資産税より高くなっている。

10) この伐倒処分というのは，立木の伐倒・玉切りのみを直営生産で行い，その場で売払い処分をするものであり，東大・北大の演習林で戦前期から採用された処分法であった。これは大学演習林の林産物売払いが，研究資材の跡伐処分という名目による会計法上の処理の問題として発生した処分法といわれる。

11) もっとも，この指摘も「責任の所在」を示しただけでその「責任のあり方」を具体的に示すことはできなかった。少くとも労働組合である限り，林内殖民者の山林労働者としての側面に注目した指摘が必要であっただろう。

(5) 総括～雨竜演習林の山林経営と林内殖民制度

北大における林野所有は，明治30年以降の本道の国家的林野所有の再編のなかで，札幌農学校の基本財産の一環として形成されたものであった。

この札幌農学校による林野の取得は，その学校運営の「創設維持資金＝基本財産」の創設を目的とするものであり，それは明治20年代よりはじまる農地の取得をはじめとする土地取得の一環として，その延長線上になされたものであった。

札幌農学校の基本財産としての土地所有は，本道の土地制度がほぼ確立した大正期において，「この地積は大正9年度に於て官有地の最大地積を示し，演習地や種馬所を持つ陸軍省用地よりも大きかった」（前掲高倉）といわれるような大土地所有として形成されていた。

このようにして形成された林野所有のもので，札幌農学校は明治末期より演習林としての山林経営を開始するのであるが，それは農場における小作経営とともにその学校運営の創設，維持資金の獲得を目的とするものであった。

したがって，その林内可耕地の貸付としての林内殖民制度による土地貸付も，そのような目的をもった農場の小作経営の延長としての性格をもち，その農地経営の一環として開始されたのであった。

以下においては，このような雨竜演習林の山林経営（森林経営と農地経営）の展開における林内殖民制度の位置と役割について小括をおこない，その山林経営のそれぞれの時期における性格を規定する。

1) 第　一　期

北大演習林の創設は，明治34年の北竜村所在の30,000町歩の林野の取得にはじまるのであるが，札幌農学校は当初この林野を「第一基本林」として運営し，明治35～36年頃からアカエゾマツを中心とする針葉樹良材の立木処分を開始するのであった。それとともに，その林内可耕地の貸付も開始され，農場における小作経営と同じように開墾費が全て小作人持ちによる農地開発が開始されている。

これらの明治30年代の山林経営は，経営としての実態をもつものではなく，立木処分と農地開発といった未開地の土地所有としての対応であった。そして明治40年代に入ると，その山林経営のための準備が開始され，43年よりその可耕地の貸付が林内殖民制度による貸付として制度化され[1]，また同45年には初めての仮施業案が編成されている。

つまり，その林野所有においては，未開地の立木処分と農地開発としての土地経営が森林経営に先行して開始されていたのであった。

そして大正2年より開始される仮施業案による森林経営によって，その土地所有は林野所有としての性格をもつようになるのであるが，それが本格化するのは大正5年の官斫事業の開始以後であり，それまでは基本的には未開地における土地所有を基礎とした運営がなされるのであった。そしてこの土地所有の収入の大半は，立木処分による地代であった。そして立木処分の買受人は，三井物産・富士製紙等であり，その素材生産は前期的資本ともいうべき専門の造材業者によってなされていた。

またその林内可耕地の貸付は，農場における小作経営の延長としてなされ，その開墾方法は小作人による無償開墾であった。この土地貸付は将来の小作経営の準備をなすものであったが，このような農地開発の方法は明治30年代より形成された道内の大土地所有による一般的な対応策であり，それが小作経営としての寄生地主的経営の前提条件をなすものであった。つまりこの可耕地の貸付という面では，地主的土地所有としての初期的性格をもっていたのである。

以上のような明治30年代の土地所有のもとに，その森林経営が大正初期より開始されるのであるが，それは大正3年より年間10～20 haの人工造林として開始された。これに先立って，明治44年には苗圃が設置されているが，この人工造林は大正6年までに約72 haに達したが，それ以後は昭和期まで中断されている。つまり，雨竜演習林の育林事業も当初は，道内の他の国家的・私的大林野所有と同じように人工造林として開始されるのであるが，それは造林技術上の問題からわずか4～5年で座折し，これ以後天然更新による育林経営の方針をとるのであった。しかし，この天然更新法も本道の原生林に対する技術的条件の欠除によって育林

事業としては実施されなかったのであり，その育林経営は大正6年以降の人工造林の中止とともに放棄されたのであった。

第一期においては，このような未開地の土地所有を基礎として農地開発・森林開発・育林事業がなされるのであったが，そこにおける土地所有は形式的にはブルジョア的土地所有としての排他的独占的所有であり，これを前提として様々の事業が試みられるのであった。そしてこれらの諸事業は，第二期以降の地主的森林経営とこの形式的なブルジョア的所有の過渡期においておこなわれたものであり，経営としても多様な性格をもつものであった。したがってそこにおける林野所有も，形式的な資本主義的所有と，その土地所有の経済的実現形態の一つとしての地主的土地所有の両方からの規定をうける土地所有であった。そしてこのような状態のもとで開始された林内殖民制度は，第一期においては基本的には森林経営による労働力調達機構という性格をもたず，農地（可耕地）の土地貸借関係を基礎とする小作関係であったといえよう。

以上のように第一期の山林経営は，立木処分における前期的土地所有（森林の立木資源の所有）と資本，農地における初期地主的土地所有と開墾小作者，さらには大正初期における地主的育林資本と小作農民といった多様な諸関係の結合として展開されたものであった。そしてこのような山林経営は第一期末より開始され，第二期に本格化する地主的伐出経営としての森林経営の前史をなすものであった。そして第二期以後においては，官斫事業を中心とする地主的伐出経営がその山林経営の中核となるのであり，第一期のこれらの諸事業はその補完物に転化するかまたは放棄されるのであった。

2) 第　二　期

この第二期における山林経営は，森林経営における伐出事業を軸に，農地における小作経営をその補完物として展開された。

この伐出経営は，その仮施業案にもとづき択伐施業によっておこなわれるのであるが，この択伐施業はその森林を将来において択伐林型に誘導するための整理伐採または準備伐採であり択伐施業そのものではなかった。つまり原生林を伐採し，それによって択伐林型に誘導し，将来において集約的な択伐天然更新施業を実施するという方針のもとにおこなわれたものであった。そしてこのような方針のもとでの伐採は，その原生林に対する取扱いが未熟であり，かつその技術的諸条件の未成熟な状態のもとでは，結果的には略奪的伐採＝良木選伐にならざるをえなかったのである。

そして，このような将来予想しうる択伐施業のための整理伐採としての伐出事業は，それが一度伐出経営として成立するとその経営自体が自己展開を開始するのであり，それによっても略奪的伐採＝乱伐は拍車をかけられていくのであった。

そして，このような社会的技術的に限定された諸条件のもとにおける伐出事業は，結果的にはその森林に対して場所的に集中した過伐地域とその他の伐採が実行されずに放置されたま

まの未利用地域を生みだし，過伐と過少伐採の併存といった跛行的な生産力としてあらわれるのであった。

このような伐出経営のもとで，その農地経営は一方においては第一期以後に引きつづく小作経営としての性格をもちながら，他方では「借地人申合規約」の成立等にみられるようにその森林経営の半封建的労働力調達機構として整備されていくのであった。

そしてこの伐出経営は，その開始時よりその用材生産はほぼ100%官斫事業として開始され，その立木処分は縮少されたから，演習林と林内殖民者の雇用関係は急速に拡大された。

しかし，すでにのべたようにこの官斫の労働組織が完全に林内殖民者のみによって構成されるようになるのは昭和10年以降のことであり，それまでは外来者との混成によってその労働組織は形成されていたから，この伐出事業への出役による雇用関係を通じての演習林側からの支配は，大正期以後徐々に強化されていったのであった。

したがって，林内殖民制度による土地貸付による農地の小作経営は昭和初期までは，その山林経営において農地経営としての独自性を一定程度もつものであったのである。そして昭和初期まではこのような農地における小作関係をテコとして，それへの支配を強化しつつその官斫事業を軸とする森林経営が展開するのであった。つまりこの伐出事業が冬期の農閑期事業であったから，この限りにおいては畑作を中心とする殖民者の農業経営と演習林の伐出経営は「共存関係」にあり，その山林経営はこのような森林経営と農地経営の結合経営として展開されていたのであった。

しかし，昭和6～7年以降の人工造林の再開とそれによる夏期事業の拡大は，農繁期の森林経営による労働力需要を増大させ，それによって殖民者の農業経営の展開と演習林の森林経営は矛盾を生み出すようになり，この面からは共存関係はくずれはじめるのであった。そしてこのような状態に対して演習林当局は，小作規定の改正，部落内秩序の再編によってその封建的な支配体制を強化することによって対応するのであり，この夏期事業への出役は演習林の一方的強制による義務出役という内容をもつものであった。

以上のように第二期における雨竜演習林の山林経営は，官斫事業による伐出経営，人工造林による育林経営としての森林経営とその補完物としての農地における小作経営として展開されるのであった。そしてこれらの諸経営における諸関係は，森林経営の比重が増大するにつれて農地の所有関係をテコとする封建的諸関係が強化され，それは育林経営においては賦役的諸関係として，また伐出経営においては雇役的諸関係としてあらわれていた。

そしてこのような農地の所有関係における封建的諸関係のもとに，その諸事業への出役がなされていたのであり，その森林経営の諸関係は半封建的・前期的諸関係として完成してくるのであった。そして同時にこのことによって，その山林経営は地主的森林経営としての性格を確立するのであったといえる。

このような山林経営の展開のなかで，その林内殖民制度による土地貸付は，森林経営のた

めの半封建的労働力調達機構としての性格を確立するのであった。

以上のように第二期の雨竜演習林の山林経営は，その労働力調達機構としての農地における封建的諸関係をテコとして，そのもとで原生林の伐出経営，人工造林法による育林経営による地主的森林経営として確立するのであり，その農地経営は経営としては森林経営の補完物に転化するのであった。

したがって，そこにおける林野所有の性格は，農地における封建的諸関係と森林経営におけるそれをテコとした半封建的・前期的諸関係の結合としての内実をもつ，半封建的林野所有であった。

3) 第 三 期

この第三期はすでにのべたように，その森林経営の諸事業が地域的に北部の未開地へ移行した時期であり，その森林経営が伐出経営へ一元化された時期であった。

このことによって昭和10年代初頭の木材価格の高騰とそれに対応する伐出事業の拡大のなかで，明治期以後その森林施業の方針とされてきた将来の択伐施業のための整理伐採という性格が大きく変更され，前更作業という名のもとに実質的な皆伐作業が導入されている[2)]。そしてこれらの作業種の導入は，先にのべた全体的な過少伐採と部分的な集中伐採による過伐という跛行的な状態をより押し進めるのであった。

このような伐出事業を軸とする森林経営の労働組織は，この時期に全て林内殖民者の労働力によるものとして完成されるようになる。そしてこの伐出労働組織の形成によって，その官斫事業においては一定の「量的比例性と質的編成」をもった労働組織によって演習林独自の技術水準と生産力が形成されるのであった。つまり，この時点でその生産関係においても生産力においても，地主的伐出経営としての実体が完成したといえるのである。

このような森林経営の伐出経営への一元化とその地主直営事業の完成は，その山林経営における農地経営としての林内殖民制度を労働力支配機構へと変質させたのである。その結果として南部地域における農地の所有関係を基礎とする封建的諸関係は実質的には弛緩しはじめるのであるが，この反面母子里を中心とする北部地域では演習林の全一的土地所有を基礎とし，伐出事業の半封建的・前期的諸関係としての作業秩序を軸とする部落内秩序が新たに再編・強化されていったのであった。そしてこのことによって，その林内殖民制度は半封建的な労働力調達機構から領主的な労働力支配機構へと転化するのであり，このことによって，寄生地主制のもとにおける小作制度としての意義を失っていったのであった。

以上のように第三期の雨竜演習林の山林経営は，伐出経営における地主経営の資本主義化として展開されたのであり，その育林経営は放棄され，農地経営も山林経営の一環としての直接的な役割を失っていくのであった。

しかしこの地主直営による資本主義化の道は，その生産諸関係において農地の小作関係における封建性を一定程度に弛緩させたとはいえ，その資本対賃労働関係において新たな，領主

的ともいえる前期的諸関係を創出しつつ展開されたものであったから，その生産関係と生産力は矛盾にみちたものであった。この矛盾からの脱路については，昭和13年堰八によるブルジョア的諸関係への林業機構の改革の提案，さらには農地改革における下からの「民主化」要求等の問題提起がなされるのであるが，演習林自からはこの矛盾を解決しようとはせず，その矛盾に満ちた地主経営を昭和30年代まで続けるのであった。そしてこの矛盾は，昭和30年代後半において，その森林資源の減少による地主的伐出経営の縮少＝「合理化」によって資本制経営として止揚されることなく消滅させられていくのであった。

この地主的伐出経営の一方的な縮少＝「合理化」によって，その林内殖民制度は解体され，殖民者は農業小生産者＝自作農としての自立化への展望をもちえないままに，林業賃労働者から小農民へ転化せざるをえなかったのであった。そしてこれ以後雨竜演習林の山林経営は，立木処分，請負生産に依拠し，「経営」から「所有」へと後退しつつ維持されていくのであったのである。

つまり，大正期以降に形成され昭和10年代に完成された雨竜演習林の地主的伐出経営を軸とする地主的山林経営は，自からの手でその半封建的・前期的生産諸関係を止揚することはなかったのであり，その結果として地主的経営は挫折し，その山林経営は土地所有へと後退していったのであった。

以上のように，明治30年代に形式的，制度的な資本主義的国家的土地所有の一環として形成された札幌農学校の林野所有のもとでの山林経営は，地主直営による森林の地主経営と農地における小作経営としての寄生地主経営の結合経営として大正期以降に展開されるのであった。

しかし，この結合経営としての山林経営は，昭和10年代以降の森林経営の地主伐出経営への一元化によって，その育林事業は放棄され，農地経営もその伐出経営のための労働力支配機構へと転化し，土地経営としての独自の意義を失っていくのであった。

このような伐出経営への一元化によって，その地主経営としての森林経営は完成するのであるが，それはあくまでも原生林の略奪的伐出のための経営であり，その資源の枯渇とともに崩壊し，それによって明治末以来おこなわれた北大における山林経営は経営としては放棄され，立木処分を軸とする林野所有へと後退していったのであった。

したがって，そこにおける林内殖民制度による土地貸付は，小作経営・労働力調達機構・労働力支配機構としての役割を，森林経営の各々の時期的展開に応じてもつものであったが，基本的には地主的森林経営のもとでの半封建的・前期的労働組織であったといえよう。

注

1) この林内可耕地の貸付は，北大演習林の公式記録によると明治44年4月よりその開墾が開始されたことになっているが，実際は明治30年代より貸付希望者に対して農場の貸下規程による貸付がなされていた。またその小作料の徴収も北大側の公式記録「60年の歩み」によると大正8年からとなっている

が，前掲の「林内殖民者出稼ぎの件」という文書によると大正3年にはすでに徴収がなされていた事実がある。

つまり，北大の場合の無料貸付期間（成功期間＋鍬下年限）が8～10年であったことを考えると，その初めの入殖者は明治30年代であったと推定される。

2) 昭和7年に制定された「演習林施業案編成規定」によるとその作業種は次の7種類であった。

1. 皆伐喬林作業
2. 数段喬林作業
3. 前更喬林作業
4. 択伐喬林作業
5. 矯林作業
6. 中林作業
7. 竹林作業

そして雨竜演習林で採用された作業種は，皆伐，択伐作業種であったが，その択伐作業は昭和10年以降には前更作業に近いものとなっていた（第三期施業方針の項参照）。

(附)　資　　料

(1)　勅令第百四号（明治二十八年七月九日）

札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道ノ土地ノ貸附ハ左ノ場合ニ限リ随意契約ニ依ルコトヲ得

一　一人ニ付宅地ノ面積四百五坪以内ヲ貸附スルトキ

二　一人ニ付耕地及未開地ノ面積三万坪以内ヲ貸附スルトキ

未開地ヲ貸附スル場合ニ於テハ貸附料ヲ徴収セサルコトヲ得

(2)　札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程（文部省告示第五十四号，明治三十一年十月一日）

第　一　条　札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道ノ土地ハ此規程ニ依リ貸下クルモノトス

第　二　条　随意契約ヲ以テ貸下クヘキ土地ノ面積ハ左ノ如シ但競争契約ヲ以テ特ニ制限外ノ地積ヲ貸下クルコトアルヘシ

一　宅地ハ一人ニ付四百五坪以内

二　耕地及未開地ハ一人ニ付三万坪以内

第　三　条　前条ノ土地貸下年限ハ左ノ如シ

一　宅地及耕地ハ十二箇年以内

二　未開地ハ十八箇年以内

前項ノ年限満期ノ後引続キ貸下ヲ受ケントスル者ハ更ニ契約ヲ為スコトアルヘシ

第　四　条　随意契約ヲ以テ土地ノ貸下ヲ受ケント欲スル者ハ第一号書式ニ依リ其地名地坪及所用ノ目的等ヲ詳記シタル願書ニ戸籍吏ノ証明シタル戸籍謄本ヲ添ヘ札幌農学校ニ出願スヘシ但府県知事ノ移住証明書ヲ以テ戸籍謄本ニ代用スルコトヲ得

第　五　条　札幌農学校長ニ於テ貸下出願者ノ目的確実ナリト認メタルトキハ宅地及耕地ハ第六号書式未開地ハ第七号書式ニ依リ貸借ノ契約ヲ為スヘシ

第　六　条　第十九条ニ依リ契約ヲ解除セラレタル者ハ再ヒ貸下ヲ受クルコトヲ得ス

第　七　条　宅地及耕地ノ貸下料ハ土地ノ肥瘠便否ニ依リ左ノ範囲内ニ於テ契約シ満四箇年毎ニ更正スルモノトス

一　宅地ハ一箇月一坪ニ付金一厘以上五銭以内

二　耕地ハ一箇年三百坪ニ付金二十銭以上二円五十銭以内

第　八　条　未開地ハ成功後五箇年目ヨリ貸下料ヲ徴収スルモノトス但成功後四年ニ満タサル耕地及一年以上荒廃ニ帰シタル耕地ヲ貸下クルトキ若クハ開墾ノ難易ニ依リテ貸下料徴収期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第　九　条　排水溝，用水路，畦畔等ニ供シタル地積又ハ薪炭用地及風防林地ノ貸下料ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第　十　条　未開地ノ開墾成功年限ハ左ノ如シ

一　草原地

一万五千坪未満	四箇年以内
一万五千坪以上三万坪以下	五箇年以内

二　樹林地

一万五千坪未満	五箇年以内

一万五千坪以上三万坪以下　　六箇年以内

第十一条　借受人ハ開墾ヲ目的トスル土地ニ於テ風防，風致又ハ薪炭用トシテ其地積ノ十分ノ一以内ヲ原形ノ儘存置スルコトヲ得

第十二条　土地ノ形状及地目変換ノ出願者ニ対シテハ実地ヲ調査シ其性質難易等ニ依リ旧地ノ貸下料据置年限ヲ伸縮スルコトアルヘシ但変換地ノ貸下料ハ成功ノ後之ヲ定ムルモノトス

第十三条　借地人ハ札幌農学校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ借地ヲ転貸スルコトヲ得ス

第十四条　建家又ハ庭園等ノ敷地ニ供シタル地積ハ成功地ニ編入計算スルモノトス

第十五条　貸借契約ヲ締結シタルトキハ三十日以内ニ土地ノ引渡テ為スモノトス

第十六条　借地人ハ札幌農学校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ借地ヲ目的外ニ使用シ又ハ其原形ヲ変更スルコトヲ得ス

第十七条　未開地ハ毎年開墾配当坪数ヲ検査スルモノトス若シ其年配当ノ地積成功セサルモノアルトキハ成功地ヲ除キ其他ハ総テ返地セシムヘシ但天災又ハ避クヘカラサル事故ニ依リ成功スルコト能ハサルトキハ其状況ヲ審査シ特ニ猶予ヲ与フルコトアルヘシ　前項ノ場合ニ於テ開墾上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其成功地ノ一部若クハ全部ヲ無償ニテ返地セシムルコトアルヘシ

第十八条　官用又ハ公共ノ用ニ供スル必要ヲ生シタルトキハ貸下期限中ノ土地ト雖予メ期限ヲ定メテ返還セシムヘシ此場合ニ於テ借地人ノ被リタル直接ノ損害ハ官用ニ供スル為メナルトキハ其官廳ニ於テ弁償シ公共ノ用ニ供スル為メナルトキハ札幌農学校ニ於テ起業者ヨリ弁償金ヲ徴収シテ交付スヘシ但借地人ハ交付金額ニ対シテ札幌農学校ニ異議ヲ申出ルコトヲ得ス

第十九条　左ニ掲クル各号ノ一ニ該当スル借地人ニ対シテハ札幌農学校ハ其貸借契約ヲ解除スルコトアルヘシ

一　契約ノ条項ニ違背シタル者

二　貸下地ヲ荒廃ニ帰セシメタル者

三　貸下料ヲ怠納シタル者

第二十条　契約解除ノ際未納ニ係ル貸下料アルトキハ一時ニ之ヲ完納セシムルモノトス

第二十一条　左ノ場合ニ於テ既設物件アルトキハ所有主ハ六十日以内ニ除去スヘシ若シ其期限内ニ除去セサルトキハ札幌農学校ニ於テ之ヲ公売シ其費用ヲ引去リ残金ハ所有主ニ還付シ不足アルトキハ之ヲ弁償セシムヘシ

一　自己ノ便宜又ハ第十七条ニ依リ返地シタルトキ

二　第十九条ニ依リ契約ヲ解除シタルトキ

第二十二条　前条ノ場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其相当代価ヲ借地人ヨリ弁償セシムルモノトス

第二十三条　土地貸下年限満期ノ後引続キ貸下ヲ受ケント欲スル者ハ第二号書式ニ依リ契約満期一箇月前ニ戸籍謄本ヲ添ヘ札幌農学校ニ出願スヘシ

第二十四条　借地人不得止事故ノ為メ契約年限内ニ未開地ノ借受権ヲ他人ニ譲渡サントスルトキハ第三号書式ノ願書ニ譲受人ノ誓約書及戸籍謄本ヲ添ヘ連署ノ上札幌農学校ニ出願スヘシ

第二十五条　借地人土地ノ形状及地目ヲ変更セントスルトキハ第四号書式ニ依リ札幌農学校ニ出願スヘシ

第二十六条　借地人死亡若クハ失踪シ其相続人又ハ遺族ニ於テ継続借受ヲ為サントスルトキハ第五号書式ニ依リ保証人連署ヲ以テ戸籍謄本ヲ添ヘ名義書換ヲ札幌農学校ニ出願スヘシ

第二十七条　借地人ニ於テ保証人ノ変更ヲ要スルトキハ新旧保証人ト連署ヲ以テ札幌農学校ニ届出契約書訂正ノ手続ヲ為スヘシ

第二十八条　借地人ハ土地ノ引渡ヲ受ケタルトキハ直ニ其四囲ニ地番号及氏名ヲ記シタル標杭ヲ建設スヘシ

第二十九条　借地人不可抗力ニ因リ土地ニ異状ヲ生シタルトキハ速ニ其旨札幌農学校ニ届出ヘシ

第三十条　本規程改正以前ニ貸借契約ヲ締結シタルモノハ仍ホ従前ノ規程ニ依ルモノトス

第三十一条　本規程ハ明治三十一年十月十日ヨリ施行ス

第七号書式（用紙美濃紙）

一銭印紙

未開地貸借契約書

借地人ヨリ徴収スル分ニ限リ貼付ヲ要ス

札幌農学校長ハ明治三十一年文部省告示第五十四号札幌農学校ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程ニ據レル土地貸下ヲ為スニ依リ借地人何ノ某ト左ノ契約ヲ締結ス

第一条　何々用ニ供スル目的ヲ以テ左ニ掲クル土地ヲ貸借ス

何国何郡区何町村何番地

一未開地　　何坪

別紙図面ノ箇所

第二条　貸借期限ハ明治何年何月何日ヨリ明治何年何月何日マテ何箇年間トス

第三条　借地料ハ一箇年金何程トス但日割計算ハ為ササルモノトス

第四条　借地料ハ毎年十一月札幌農学校ヨリ発スル納入告知書ニ依リ指定ノ期限内ニ納付スルモノトス

第五条　借地料ハ成功後何箇年目ヨリ納付スルモノトス

第六条　借地人ハ札幌農学校ノ承諾ヲ経スシテ借地ヲ目的外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第七条　借地人ハ札幌農学校ノ承諾ヲ経スシテ借地ヲ転貸スルコトヲ得サルモノトス

第八条　借地人ハ貸借契約ヲ為シタル日ヨリ三箇月以内ニ小屋掛及開墾ニ着手スルモノトス

第九条　借地人ハ毎年左ノ割合ヲ以テ開墾スルモノトス若シ其年配当ノ地積成功セサルトキハ成功地ヲ除キ其他ハ総テ返地セシムルコトアルヘシ但天災其他避クヘカラサル事故アリテ成功スルコト能ハサルトキハ借地人ハ札幌農学校ノ承諾ヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ札幌農学校ハ開墾上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其成功地ノ一部若クハ全部ヲ無償ニテ返地セシムルコトアルヘシ

明治何年　　何坪成功

明治何年　　何坪成功

明治何年　　何坪成功

明治何年　　何坪成功

第十条　開墾小屋掛及移住等ニ係ル一切ノ費用ハ借地人ノ負担トス

第十一条　借地人ハ札幌農学校ノ承諾ヲ経スシテ成功地ノ原形ヲ変更シ若クハ荒廃ニ帰セシメタルトキハ其損失ヲ賠償スルモノトス

第十二条　借地料ハ四箇年毎ニ更正スルモノトス

第十三条　前条ノ場合ニ於テ札幌農学校ハ借地料ノ増減ヲ為スト雖借地人ハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得サルモノトス

第十四条　官用又ハ公共ノ為必要ヲ生シタル場合ハ契約期限内ト雖返地スルモノトス但土地収用法ニ依ルモノノ外六箇月以前ニ札幌農学校ヨリ之ヲ借地人ニ通告スルモノトス

第十五条　前条ノ場合ニ於テ家屋其他建物取去ノ費用ハ官庁又ハ起業者ヨリ相当払渡スヘキ金額ノ外借地人ノ負担トス

第十六条　借地内ノ樹木ハ札幌農学校ノ承諾ヲ経スシテ伐採スルコトヲ得サルモノトス

第十七条　借地人ニ於テ薪炭用及防風林ヲ設置セントスルトキハ借地面積十分一ヲ超過スルコトヲ得サルモノトス

第十八条　借地人現地ニ不在ノトキハ保証人直ニ本契約ノ義務ヲ履行スルモノトス

第十九条　借地人札幌農学校ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ保証人ハ直ニ賠償ノ責ヲ負フモノトス

第二十条　借地人並保証人ニ於テ本契約ノ条件ヲ履行セサルトキハ貸借契約ヲ解除スルモノトス此場合ニ於テ既設ノ物件アルトキハ其契約ヲ解除シタル日ヨリ六十日以内ニ除去スヘシ若シ其期限内ニ除去セサルトキハ其物件ハ札幌農学校長ノ処分ニ一任シ其処分ニ対シテハ一切苦情ヲ申立ルコトヲ得サルモノトス

第二十一条　本契約ハ満期ノ後双方合意ノ上更ニ継続スルコトアルヘシ

此契約書ハ二通ヲ作リ互ニ署名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモノ也

貸　主　　札幌農学校長　印

年　月　日

族籍住所
借地人　　姓　名　印
族籍住所
保証人　　姓　名　印
族籍住所
保証人　　姓　名　印

(3) 東北帝国大学農科大学ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規程（東北帝国大学第157号，大正二年）

第一条　東北帝国大学農科大学ノ資金ニ属スル北海道ノ土地ハ此規程ニ依リ貸下クルモノトス

第二条　随意契約ヲ以テ貸下クヘキ土地ノ面積ハ左ノ如シ但競争契約ヲ以テ特ニ制限外ノ地積ヲ貸下クルコトアルヘシ

一　宅地ハ一人ニ付四百五坪以内

二　耕地未開地ハ一人ニ付三万坪以内

第三条　直接公用又ハ公共ノ利益トナル事業ノ為メ国府県郡市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ貸附スルトキハ左ノ条件ヲ附シタル指令書ヲ交付シ借地人ヨリ請書ヲ徴スルモノトス

一　所在地，地目，面積及貸借期限

二　貸附料ハ一ケ月又ハ一ケ年何程

三　料金ハ前納スヘキコト

四　料金四ケ年毎ニ更正スヘキコト更正ノ料金ハ農科大学長ノ決定ニ対シ異議ヲ申立ルヲ得サルコト

五　返地ノ場合ハ復旧スヘキコト

六　荒廃ニ帰セシメタルトキハ賠償スヘキコト

七　目的外ニ使用セサルコト

八　直接本学ノ施設上必要アル場合ハ期限中ト雖返地スヘキコト

九　返地ノ場合既設物件アルトキハ六十日以内ニ除去スヘキコト

第四条　第二条第三条土地貸下年限ハ左ノ如シ

一　宅地及耕地ハ十二箇年以内

二　未開地ハ十八箇年以内

前項ノ年限満期ノ後引続キ貸下ヲ受ケントスル者ハ更ニ契約ヲ為スヘアルヘシ

第五条　随意契約ヲ以テ土地ノ貸下ヲ受ケント欲スル者ハ第一号書式ニ依リ其地名地坪及所用ノ目的等ヲ詳記シタル願書ニ戸籍吏ノ証明シタル戸籍謄本ヲ添ヘ東北帝国大学ニ出願スヘシ但府県知事ノ移住証明書ヲ

以テ戸籍謄本ニ代用スルコトヲ得

第　六　条　東北帝国大学総長ニ於テ貸下出願者ノ目的確実ナリト認メタルトキ宅地及耕地ハ第六号書式未開地ハ第七号書式ニ依リ貸借ノ契約ヲ為スヘシ

第　七　条　第二十三条ニ依リ契約ヲ解除セラレタルモノハ再ヒ貸下ヲ受クルコトヲ得ス

第　八　条　貸下料ハ土地ノ肥瘠便否ニ依リ宅地ハ一ケ月一坪ニ付金一厘以上耕地ハ一ケ年三百坪ニ付金二十銭以上ヲ以テ契約シ満四箇年毎ニ更正スルモノトス貸下料ハ宅地ハ毎月，耕地ハ毎年八月及十一月，東北帝国大学ヨリ発スル納入告知書ニ依リ指定ノ期限内ニ納付スヘシ但借地人ノ都合ニ依リ数ケ月分又ハ一ケ年分ヲ取纒メ前納スルモ妨ナシ此場合ニ於ケル既納ノ貸下料ハ中途ニシテ返納スルモ返付セサルモノトス

第　九　条　借地人天災又ハ凶作ノ為メ収穫ヲ減シ若クハ皆無ニ帰シタルトキハ東北帝国大学ニ申出検査ヲ受ケタルモノニ限リ耕地ノ貸下料ヲ軽減スルコトアルヘシ

第　十　条　同年度内ニ於テ返納ニ帰シタル耕地ヲ更ニ貸下タルトキハ返納者若クハ借地人ノ一方ヨリ其貸下料ヲ徴収スルモノトス

第十一条　未開地ハ成功後五箇年目ヨリ貸下料ヲ徴収スルモノトス但成功後四年ニ満タサル耕地及一年以上荒廃シタル耕地ヲ貸下クルトキ若クハ開墾ノ難易ニ依リテ貸下料徴収期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十二条　排水溝，用水路，畦畔等ニ供シタル地積又ハ薪炭用地及防風林地ノ貸下料ハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第十三条　未開地ノ開墾成功年限ハ左ノ如シ

一　草原地

一万五千坪未満	四箇年以内
一万五千坪以上三万坪以下	五箇年以内

二　樹林地

一万五千坪未満	五箇年以内
一万五千坪以上三万坪以下	六箇年以内

第十四条　借受人ハ開墾ヲ目的トスル土地ニ於テ風防風致又ハ薪炭用トシテ其地積ノ十分ノ一以内ヲ原形ノ儘存置スルコトヲ得

第十五条　土地ノ形状及地目変換ノ出願者ニ対シテハ実地ヲ調査シ其性質難易等ニ依リ旧地ノ貸下料据置年限ヲ伸縮スルコトアルヘシ但変換地ノ貸下料ハ成功ノ後之ヲ定ムルモノトス

第十六条　借地人ハ東北帝国大学総長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ借地ヲ転貸スルコトヲ得ス

第十七条　建家又ハ庭園等ノ敷地ニ供シタル地積ハ成功地ニ編入計算スルモノトス

第十八条　貸借契約ヲ締結シタルトキハ三十日以内ニ土地ノ引渡ヲ為スモノトス

第十九条　借地人ハ東北帝国大学総長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ借地ヲ目的外ニ使用シ又ハ其原形ヲ変更スルコトヲ得ス

第二十条　東北帝国大学ニ於テ学術研究上必要アルトキハ期限ヲ定メ借地人ニ依託シテ作物ノ試作家蓄ノ飼養又ハ一定ノ方法ニ依リ農家経営ヲ為サシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ

演習林内ノ土地ヲ貸附スル場合ニハ其借地人ニ対シ労力ノ供給並ニ防火防盗其他森林保護ニ関スル義務ヲ負担セシムルモノトス

第二十一条　未開地ハ毎年開墾配当坪数ヲ検査スルモノトス若シ其年配当ノ地積成功セサルモノアルトキハ成功地ヲ除キ其他ハ総テ返地セシムヘシ但天災又ハ避クヘカラサル事故ニ依リ成功スルコト能ハサルトキハ其状況ヲ審査シ特ニ猶豫ヲ与フルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ開墾上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其成功地ノ一部若クハ全部ヲ無償ニテ返

地セシムルコトアルヘシ

第二十二条　官用又ハ公共ノ用ニ供スル必要ヲ生シタルトキハ貸下期限中ノ土地ト雖モ予メ期限ヲ定メテ返還セシムヘシ此場合ニ於テ借地人ノ被リタル直接ノ損害ハ官用ニ供スル為メナルトキハ其官庁ニ於テ弁償シ公共ノ用ニ供スル為メナルトキハ東北帝国大学ニ於テ起業者ヨリ弁償金ヲ徴収シテ交付スヘシ但借地人ハ交付金額ニ対シテ東北帝国大学ニ異議ヲ申出ル事ヲ得ス

第二十三条　左ニ掲クル各号ノ一ニ該当スル借地人ニ対シテハ東北帝国大学ハ其貸借契約ヲ解除スルコトアルヘシ

一　契約ノ条項ニ違背シタルモノ

二　貸下地ヲ荒廃ニ帰セシメタルモノ

三　貸下料ヲ怠納シタルモノ

第二十四条　契約解除ノ際未納ニ係ル貸下料アルトキハ一時ニ之ヲ完納セシムルモノトス

第二十五条　左ノ場合ニ於テ既設物件アルトキハ所有主ハ六十日以内ニ除却スヘシ若シ其期限内ニ除去セサルトキハ東北帝国大学ニ於テ之ヲ公売シ其費用ヲ引去リ残金ハ所有主ニ還付シ不足アルトキハ之ヲ弁償セシムヘシ

一　自己ノ便宜又ハ第二十一条ニ依リ返地シタルトキ

二　第二十三条ニ依リ契約ヲ解除シタルトキ

第二十六条　前条ノ場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其相当代価ヲ借地人ヨリ弁償セシムルモノトス

第二十七条　土地貸下年限満期ノ後引続キ貸下ヲ受ケント欲スル者ハ第二号書式ニ依リ契約満期一箇月前ニ戸籍謄本ヲ添ヘ東北帝国大学ニ出願スヘシ

第二十八条　借地人不止得事故ノ為メ契約年限内ニ未開地ノ借受権ヲ他人ニ譲渡サントスルトキハ第三号書式ノ願書ニ譲受人ノ契約書及戸籍謄本ヲ添ヘ連署ノ上東北帝国大学ニ出願スヘシ

第三十条　借地人死亡若クハ失踪シ其相続人又ハ遺族ニ於テ継続借受ヲ為サントスルトキハ第五号書式ニ依リ保証人連署ヲ以テ戸籍謄本ヲ添ヘ名義書換ヲ東北帝国大学ニ出願スヘシ

第三十一条　借地人ニ於テ保証人ノ変更ヲ要スルトキハ新旧保証人ト連署ヲ以テ東北帝国大学ニ届出契約書訂正ノ手続ヲ為スヘシ

第三十二条　借地人ハ土地ノ引渡ヲ受ケタルトキハ直ニ其四囲ニ地番号及氏名ヲ記シタル標杭ヲ建設スヘシ

第三十三条　借地人不可抗力ニ因リ土地ニ異状ヲ生シタルトキハ速ニ其旨東北帝国大学ニ届出ツヘシ

第三十四条　本規程改正以前ニ貸借契約ヲ締結シタルモノハ仍ホ従前ノ規程ニ依ルモノトス

第三十五条　本規程ハ大正二年三月十八日ヨリ之ヲ施行ス

(4)　請　書（大正10年）

今回御学天塩第弐演習林ヌカナン殖民地当地御引渡ヲ得候ニツキテハ今後御規則御諭告御命令等堅ク遵守可仕候萬一是等ニ違背シタル際ハ如何ナル御処分ニ遇フトモ異議ヲ申立ズ若シ之ガ為メ御学ノ損害有之候ハバ何時ニテモ御指定通リ賠償可致候

仍テ請書一通如件

大正10年6月10日　　幌延村字トイカンベツヌカナシ

菅　股　勇　作

北海道帝国大学総長

農学博士　佐　藤　昌　介　殿

(5)　未開地貸借契約書（大正11年）

北海道帝国大学総長ハ明治31年文部省告示第54号北海道帝国大学ノ資金ニ属スル北海道土地貸下規定ニ拠レル土地貸下ヲ為スニ依リ借地人菅股勇作ト左ノ契約ヲ締結ス

第1条　農耕地用ニ供スル目的ヲ以テ左ニ掲クル土地ヲ貸借ス

天塩国天塩郡幌延村天塩第二演習林ヌカナン殖民地

1未開地　4町7反6畝7歩　　坪

別紙図面ノ箇所

第2条　貸借期限ハ大正11年6月ヨリ大正20年6月マテ拾箇年間トス

第3条　借地料ハ1箇年1段歩ニ付○円トス但月割計算ハ為サザルモノトス

第4条　借地料ハ毎年11月北海道帝国大学ヨリ発スル納入告知書ニ依リ指定ノ期限内ニ納付スルモノトス

第5条　借地料ハ成功後　箇年目ヨリ納付スルモノトス

第6条　借地人ハ北海道帝国大学ノ承諾ヲ経スシテ借地ヲ目的外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第7条　借地人ハ北海道帝国大学ノ承諾ヲ経スシテ借地ヲ転貸スルコトヲ得サルモノトス

第8条　借地人ハ貸借契約ヲ為シタル日ヨリ3箇月以内ニ小屋掛及開墾ニ着手スルモノトス

第9条　借地人ハ毎年左ノ割合ヲ以テ開墾スルモノトス若シ其年配当ノ地積成功セサルトキハ成功地ヲ除キ其他ハ総テ返地セシムルコトアルヘシ但天災其他避クヘカラサル事故アリテ成功スルコト能ハサルトキハ借地人ハ北海道帝国大学ノ承諾ヲ得ルモノトス前項ノ場合ニ於テ北海道帝国大学ハ開墾上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其成功地ノ一部若クハ全部ヲ無償ニテ返地セシムルコトアルヘシ

初　年	参　千　坪　成　功
弐　年	参　千　坪　成　功
参　年	参　千　坪　成　功
四　年	参　千　坪　成　功
存　地	弐千弐百八拾七坪成功

第10条　開墾小屋掛及移住等ニ依ル一切ノ費用ハ借地人ノ負担トス

第11条　借地人ハ北海道帝国大学ノ承諾ヲ経スシテ成功地ノ原形ヲ変更シ若クハ荒廃ニ帰セシメタルトキハ其損失ヲ賠償スルモノトス

第12条　借地料ハ十箇年毎ニ更正スルモノトス

第13条　前条ノ場合ニ於テ北海道帝国大学ハ借地料ノ増減ヲ為スト雖モ借地人ハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得サルモノトス

第13条ノ2　北海道帝国大学総長ハ学術研究上必要アルトキハ期限ヲ定メ借地人ニ依托シテ作物ノ試作家畜ノ飼養又ハ一定ノ方法ニ依リ農家経営ヲ為サシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ

演習林内ノ土地ヲ貸付スル場合ニハ借地人ハ労力ノ供給並防火防盗其他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス

第13条ノ3　前条ノ場合ニ於テ北海道帝国大学ノ負担スヘキ費額ハ双方合意ニ依リテ之ヲ定ム

第14条　官用又ハ公共ノ為メ必要ヲ生シタル場合ハ契約期限内ト雖返地スルモノトス但土地収用法ニ依ルモノノ外6箇月以前ニ北海道帝国大学ヨリ之ヲ借地人ニ通告スルモノトス

第15条　前条ノ場合ニ於テ家屋其他建物取去ノ費用ハ官庁又ハ起業者ヨリ相当払渡スヘキ金額ノ外借地人ノ負担トス

第16条　借地内ノ樹木ハ北海道帝国大学ノ承諾ヲ経スシテ伐採スルコトヲ得サルモノトス

第17条　借地人ニ於テ薪炭用及防風林ヲ設置セントスルトキハ借地面積10分1ヲ超過スルコトヲ得サルモノトス

第18条　借地人現地ニ不在ノトキハ保証人直ニ本契約ノ義務ヲ履行スルモノトス

第19条　借地人北海道帝国大学ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ保証人ハ直ニ賠償ノ責ヲ負フモノトス

第20条　借地人並保証人ニ於テ本契約ノ条件ヲ履行セサルトキハ貸借契約ヲ解除スルモノトス此場合ニ於テ既設ノ物件アルトキハ其契約ヲ解除シタル日ヨリ60日以内ニ除去スヘシ若シ其期限内ニ除去セサルトキハ其物件ハ北海道帝国大学総長ノ処分ニ一任シ其処分ニ対シテハ一切苦情ヲ申立ルコトヲ得サルモノトス

第21条　本契約ハ満期ノ後双方合意ノ上更ニ継続スルコトアルヘシ

此契約書ハ二通ヲ作リ互ニ署名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモノ也

大正11年6月1日

貸　主　北海道帝国大学総長　佐藤昌介

借地人　菅股勇作

(6) 雨竜演習林借地人申合規約（昭和7年）

北海道帝国大学農学部付属雨竜演習林派出所

第一条　雨竜演習林借地人ハ申合セ規約ニ加入シ且ツ遵守スルノ義務アルモノトス

第二条　雨竜演習林借地人ハ左事項ヲ遵守シテ他ノ模範トナルヲ期スルモノトス

一　徳義ヲ重ジ品行方正ナルベキコト

二　業務ヲ励ミ質素倹約ヲ旨トスルコト

三　協同一致互ニ誠実ヲ尽スコト

四　借地料及ビ公課金ハ必ズ期日内ニ納付スルコト

五　集会其他時間ヲ定メ通告ヲ受ケタルトキハ必ズ厳守スルコト。若シ事故アリテ遅刻又ハ欠席スルトキハ時間前ニ届出ツルコト

六　生産，衛生，土木，教育等ノ事業ハ下ニ定ムル各事項ニ従ヒ厳守スルコト

七　就学適令子弟ハ必ズ上校セシメルコト

八　疾病ニ罹リタルトキハ医師ノ診断ヲ受ケ療養ヲ怠ラザルコト

九　衣食住ハ常ニ清潔ヲ重ンズルコト

第三条　本規約申合セ人ニシテ博奕，窃盗其他法律規則ニ違反シタル行為アルトキハ，貸下地ヲ返納シ演習林ヲ退去スルノ義務アルモノトス

第四条　第三条ノ義務ヲ履行セザルモノアルトキハ，本規約ヨリ除名シ一切交際ヲ断ツモノトス

第五条　本規約申合人ニシテ第四条ノ除名者ニ交際シタルモノ有ルトキハ第三条ノ義務ヲ履行セシムルモノトスル

第六条　本規約申合セ区域ハ行政区域ニヨル部落ヲ以テシ，部落ニハ部長一名，評議員二名ヲ置ク，役員ハ名誉職トス，但シ部長ハ官庁ノ任命ヲ受ケタルモノヲ以テ之ヲ推ス，評議員ハ組長協力会ニ於テ之ヲ定メ名誉職トス。其ノ任期ハ満一ケ年トス

第七条　一部落ヲ若干組ニ分チ各組ニ組長ヲ置ク，組長ハ名誉職トス，組長ハ名区域ノ申合セ人ニ於テ互選シ其任期ハ満一年トス

第八条　役員ノ人名ハ派出所ヲ経テ演習林長ニ届出ルモノトス

第九条　役員ノ欠席アリタルトキハ補欠選挙ヲ行ヒ演習林庁ニ届出ルモノトス，但補欠員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十条　部長ハ北海道帝国大学其他諸官庁ノ命達ヲ速ニ各組長ニ伝達シ組長ハ其受持組内ニ配付又ハ通知スルモノトス

第十一条　評議員ハ役員会ニ出席シ其他部落必要事項ノ評議ニ任ジ部長ヲ補佐スルモノトス

第十二条　本規約申合セ人ハ此ノ規約ニ定メラレタル範囲内ニ於テ部長又ハ組長ノ指揮ニ従フノ義務アルモノトス，若シ応ゼザルモノアルトキハ派出所ニ上申シ指揮ヲ受クルモノトス

第十三条　本規約申合セ人若シクハ其家族中ニ死亡者アリタルトキハ其組内ノ申合セ人ハ左ノ金員ヲ各戸醵金シ弔意ヲ表スルモノトス，但親戚故旧又ハ近接ノモノ若クハ有志者ニシテ定額以上醵出スルハ妨ゲナシ

(一)　七歳未満ノ者死亡シタル時ハ金拾銭

(二)　七歳以上ノ者死亡シタル時ハ金二十銭

第十四条　葬儀ノ準備及ビ埋葬等ハ親戚若クハ近接ノ者ニ於テ周旋ヲナスモノトス

第十五条　本規約申合組合内ノモノハ必ズ会葬スルモノトス

第十六条　水火災ニ罹リタルモノアルトキハ其組合ノ申合セ人ハ罹災ノ程度ニ依リ金品労働ヲ以テ互ニ相救助スルモノトス

第十七条　出征又ハ病気ノ為メ家計上困難ナルモノアル時ハ其組合内申合人適宜ノ方法ヲ設ケ救助スルモノトス

第十八条　既設道路，排水橋梁流水ノ除去等毎年二回（六・八月）其分担区域ヲ定メ予メ派出所ニ届出デ手入ヲナスモノトス，但シ臨時破損ノ場合ハ組長ノ通告ニ応ジ各自出動修理ヲナスモノトス。

第十九条　出火山火事其他ノ事変ニ際シ派出所ヨリ召集セラレタルトキハ速ニ其召集ニ応ジ指揮ヲ受クルモノトス

第二十条　出水ノ際道路橋梁各自ノ居家等ニ危険アルトキハ派出所ノ召集ヲ待タズ各自出動シテ防禦ニ従事スルモノトス

第二十一条　山火ハ常ニ各自注意シテ警戒ヲ加フルハ勿論若山火ノ起リタルトキハ，派出所ノ召集ヲ待タズ各自出動シテ消火ニ従事スベシ

第二十二条　第十九条乃至第二十条ノ場合ニ於テハ被害無キ区域ノ借地人ハ被害区ノ応援ヲナスモノトス

第二十三条　病虫害発生ノ場合ニハ派出所ニ口申シ駆除予防ノ指揮ヲ受クルモノトス

第二十四条　森林保護ニ関スル義務ヲ全ウスルモノトス

第二十五条　害虫予防策トシテ毎年可及的秋耕ヲナスモノトス

第二十六条　作物ノ良種ヲ選択シ輪作法ニ依リ耕作スルモノトス

第二十七条　収穫減収ノ徴アル土地ハ必ズ肥料ヲ施シ作物ノ増収ヲ計ルモノトス

第二十八条　貯蓄ノ方法ヲ定メ各戸相当ノ貯金ヲナスモノトス

第二十九条　本規約申合セ人ハ毎年一回組毎ニ総集会ヲ開キ其年度内ニ実行スベキ事項ヲ協議スルモノトス

第三十条　総集会ノ議長ハ組長トス，組長事故アルトキハ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条　毎年一回組長会議ヲ開キ万般ノ事項ヲ協議スルモノトス。但組長協議会ニハ派出所員ノ出席ヲ乞フモノトス

第三十二条　組長協議会議長ハ部長トス。部長事故アルトキハ組長ニ於テ互選ヲ以テ之ヲ定ムモノトス

第三十三条　臨時組長協議会ヲ開カントスル時ハ役員会ノ決議ヲ経テナスモノトス

第三十四条　本規約ノ条項ヲ増減修正セントスル時ハ総集会ニ詢リ組長協議会ノ決議ヲ経テ派出所経由演習林長ニ届出ヅルモノトス

第三十五条　本規約申合セ人ハ前各条項ヲ実行シ第二条ノ主旨ヲ貫徹スルモノトス

(7) 演習林土地貸借契約書（昭和7年）

農耕地貸付手続ニ関スル件

昭和七年六月六日演林第四九五号雨竜，天塩第一，同第二演習林派出所宛

林内殖民地貸付手続ニ付テハ往年中本学土地貸下規程ニ基キ取扱居リ候処先年会計規則改正ニ伴ヒ同規程ハ自然消滅致シ爾来取扱区々ニ相成不便不尠ニヨリ客年八月二十五日及同十月三十一日附演習林第七四〇号ヲ以テ派出所ノ意見ヲ聴取シ別紙演習林土貸借地契約書ヲ改定スルコトニ相成尚関係派出所主任参学ニ際シ此旨伝達致置候得共未タ手続上不徹底ノ向モ有之哉ニ思料セラレ候条爾今右契約書ノ趣旨ニ甚キ一様ニ取扱相成度此段及通牒候也

（別　紙）

北海道帝国大学　演習林　殖民地　番地

面　積

用　途

成功期間　自　年　月　年間

　　至　年　月

契約期間　自　年　月　年間

　　至　年　月

貸付料　金　円　銭也

（但月割計算ハ為ササルモノトス）一ケ年一反歩当

金　也ノ割

上貸下ニ関シ総長　ヲ甲トシ借地人　ヲ乙トシ契約締結スルコト次ノ如シ

第一条　貸付料ハ毎年甲ノ発スル納入告知書指定ノ通リ納付スルモノトス

第二条　貸付料ハ成功ト同時ニ之ヲ更正シ以後ハ四年目毎ニ之ヲ行フモノトス，コノ場合甲ハ貸付料ノ増減ヲ為スト雖モ乙ハ異議ナキモノトス

第三条　乙ハ借地ヲ転貸シ或ハ其権利ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス又甲ノ承諾ヲ経スシテ目的外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第四条　家督相続ニ依リ本借地ヲ継承セントスル場合ハ市町村長ノ証明書ヲ添付シ甲ニ願出セシムルモノトス

第五条　移住小屋掛開墾等ニ要スル費用ハ総テ乙ノ負担トス

第六条　所定ノ期間内ニ開墾シ得サル場合ハ其成功地ヲ除キ他ヲ返地セシムルモノトス。但シ其事由ヲ具シ甲ノ承諾ヲ経タルモノハ此限リニ非ス

第七条　乙ハ土地ヲ荒廃ニ帰セシメ依テ甲ニ損害ヲ被ラシメタル場合ハ之ヲ賠償スルモノトス

第八条　甲ハ学術研究ノ為メ期間ヲ定メ乙ニ依托シテ作物ノ試作家畜ノ飼養又ハ一定ノ方法ニヨリテ農事ノ経営ヲ為サシメ之ヲ監督スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ甲ノ負担スヘキ費額ハ双方合意ノ上之ヲ定ムルモノトス

第九条　乙ハ甲ノ事業ニ対スル労力ノ供給ニ応シ並防火防盗其他森林保護ニ関スル義務ヲ負担スルモノトス

第十条　官用又ハ公共用ノ為メ其必要ヲ生シタル場合ハ契約期間内ト雖モ乙ハ返地スルモノトス

第十一条　前条ノ場合ニ於テ家屋其他建物ノ取去費用ハ官庁及起業者ヨリ相当払渡スヘキ金額ノ外乙負担トス

第十二条　借地内ノ立木竹ハ甲ノ許可ナクシテ之ヲ伐採シ得サルモノトス

第十三条　乙ハ演習林又ハ産物ニ損害ヲ加ヘタル時ハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハス総テ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第十四条　乙ニ於テ本契約一切ノ義務ヲ履行セサル場合ハ保証人ハ乙ニ代ツテ其責ヲ負フモノトス

第十五条　乙及保証人ニ於テ本契約ヲ履行セサル場合ハ直チニ解除ス若シ既設ノ物件アルトキハ契約解除ノ日ヨリ起算シ六十日以内ニ除去スヘク右期間内ニ之ヲ除去セサル場合ハ其物件ハ甲ノ処分ニ委シ一切異議ヲ申立サルモノトス

第十六条　本契約期間満了ノ場合ハ更ニ契約ヲ締結スルコトアルヘシ

此契約書ハ二通ヲ作リ互ニ記名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモノナリ

年　月　日

貸　主　北海道帝国大学長

住　所

借地人

住　所

保証人

(8) 演習林土地貸付内規（昭和9年）

農耕地ノ貸付手続ニ関スル件

昭和九年十月三日演林第九〇〇号，演習林長決裁，同号ヲ以テ雨竜，天塩第一及天塩第二演習林ヘ通牒標記ニ関シ曩ニ打合ヲ以テ大体内規トシテ心得処理相成候処今般右ニ多少ノ修正ヲ加ヘ爾今左記各項ノ通処理致度此段御了知相成度

追テ一帳写並同用紙ハ別途送付可致候申添候

記

一　新規貸付ニ当リテハ之カ出願ノ際林業又ハ農業ニ経験アル成年男子ニシテ労働ニ堪エ自ラ開墾ニ従事シ且ツ家族ト共ニ貸付地ニ居住シ得ルモノタルコトヲ疏明セシムヘシ

二　新規貸付ニハ戸籍謄本，身分証明書成功反別見込書ヲ夫々願書ニ添付セシメ五万分ノ一位置図，一万分ノ一実測図並ニ貸付料金評定書ヲ進達スヘシ

三　貸付期間ハ会計年度ニヨルヘシ

四　新地ノ貸付ニハ鍬下期間ヲ認メス頭初ヨリ有料トスヘシ

五　貸付許可アリタル場合其ノ時期，耕転ノ能否ニ不拘当該年度分料金ハ月割計算ヲ行ハス金額ヲ徴収スヘシ

六　既墾地ノ貸付ニハ台帳ニ甲用紙ヲ用ヒテ登記シ新地ノ貸付ニハ同乙用紙ヲ用ヒテ登記シ全反別成功ノ翌年度以降既墾地ノ取扱ヲ為シ第一回目ノ料金更正ヲ行フヘシ

七　既墾地ノ貸付料金ハ四年目毎ニ更正スルヲ原則トスヘシ

八　中途面積ニ異動ヲ生シタルトキハ其都度契約ヲ改ムヘシ

九　契約更新即チ継続貸付ノ場合ハ単ニ願書ノミヲ徴スヘシ

十　契約書ニハ保証人一名ヲ連署セシムヘシ

十一　貸付地ハ其ノ権利ノ譲渡ヲ認メス

十二　相続ニ依ル場合ハ市町村長ノ証明書ヲ添付届出シムヘシコノ場合ハ単ニ台帳ヲ更正スルニ止ムヘシ

十三　毎年成功ヲ励行シ借地人成績調査ト共ニ十月末日限リ報告スヘシ

十四　貸付願書，貸借契約書，返地願，継続貸付願，相続届，貸付料金評定書及台帳諸様式ハ夫々左記各号ノ通リ定ム

(9) 土地使用に関する契約書（昭和27年）

一　所 在 地　　北海道中川郡常盤村字上音威子府二号殖民地三番地
（北海道大学用地　　添付図面の　　域）

面　　積　　参町五段八畝弐拾壱歩

右土地の使用に関し北海道大学長島善鄰（以下甲と称す）は土地使用人森居菊治（以下乙と称す）と次の通り契約する

第 一 条　本地使用の目的　畑

使用期間　　自　昭和二十七年十二月
至　昭和三十九年 三 月　　十二年間

使 用 料　　一ヶ年金八百九拾七円也とする
壱ヶ年壱反歩当り弐拾五円也の割（但し月日割計算はしない）

第 二 条　使用料は甲の発する納入告知書に依り指定の期日内に納付するものとする

第 三 条　乙は本契約締結後一ヶ年以内に前記使用目的の事業に着手するものとする
但し未耕地の場合は契約　　年以内に成功するものとする

第 四 条　乙は甲の承諾無くして此土地を前記の目的外に使用し又は使用権を他人に移転することは出来ない

第 五 条　官用又は公共用のため必要を生じた場合又は乙に於て一ヶ年以内に使用を開始しないときは契約期限内であっても返地するものとする　但し土地収用法に依るものの外は六ヶ月以前に甲より乙に通告するものとする

第 六 条　前条の場合に於て此地上の施設物の徹去費用は官庁又は起業者より相当払渡すべき金額の外は乙が負担する

第 七 条　甲は学術研究のため期間を定め乙に依託して作物の試作家畜の飼育又は一定の方法によって農事の経営を為さしめる事がある　此場合に於て甲の負担すべき費用は双方合意の上之れを定める

第 八 条　使用料の増減は毎年度初めに於て甲乙協議の上更正する事が出来る

第 九 条　使用地内の樹木は甲の承諾無くして之れを伐採してはならない

第 十 条　乙に於て本契約一切の義務を履行しない場合は保証人は乙に代って其責を負うものとする

第十一条　乙及保証人に於て本契約を履行しない場合は直ちに本契約を解除する　若し既設の物件あるときは契約解除の日より起算し六十日以内に之れを除去しなければならない　右期間内に之れを除去しない場合は其物件は甲の処分に委し一切苦情を申立ることが出来ない

第十二条　本契約期間満了の場合は双方合意の上契約を更新することが出来る

第十三条　乙は甲の事業に対する労力の供給に応じ並に防火其他森林保護に関する義務を負うものとする

此契約書は二通を作り互に記名捺印の上各一通を領置するものである

昭和27年11月　　日

土地管理人　　北海道大学長　島　善鄰

住　　所　　中川郡常盤村字上音威子府

土地使用人　　森　居　菊　治

住　　所　　中川郡常盤村字上音威子府

保 証 人　　木　村　栄　吉

住　　所

保 証 人

(10)　国有財産使用許可書（海大指第17号　昭和36年7月28日）

使用者　住所　雨竜郡幌加内町第4号植民地5番地
氏名　千葉　政雄殿
許可者　北海道大学長　杉野目晴貞　印

昭和36年4月13日付をもって申請に係る本学管理の国有財産を使用することについては，国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条及び第19条の規定に基き，下記の条件を付して許可する。

記

（使用物件）

第1条　使用を許可する物件は，次のとおりである

所在　北海道大学農学部附属　雨竜演習林第4号殖民地4番地
区分　農耕地
数量　2町8反2畝2歩
使用部分　別図のとおり

（指定する用途）

第2条　使用者，前記の物件を農耕地の用に供しなければならない

（使用期間）

第3条　使用期間は，昭和36年4月1日から昭和41年3月31日までとする。ただし，使用期間を更新しようとするときは，使用期間満了2ヵ月前までに，書面をもって本学に申請しなければならない

（使用料及び延滞金）

第4条　使用料は，1ヵ年2,679円とし，本学歳入徴収官の発する納入告知書により，指定期日までに納入しなければならない。但し1反歩当り使用料は95円とする

2　年度途中よりの使用又は年度途中の返還等が生じても月割計算をしないものとする

3　指定期日までに使用料を支払わないときは，その翌日から納入の日まで，延滞金として日歩4銭の割合で計算した金額を支払わなければならない

（使用料の改訂）

第5条　本学は，経済情勢の変動，国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基いて特に必要があると認める場合には，使用料を改訂することができる

（使用上の制限）

第6条　使用物件は，国有財産法第18条に規定する制限の範囲内で使用させるものであり，使用者は，常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない

2　使用者は，使用期間中，使用物件を第2条に指定する用途以外の用途に供してはならない

3　使用者は，使用物件の使用計画を変更しようとするときは，事前に書面をもって本学の承認を受けなければならない

（転貸等の禁止）

第7条　使用者は，使用物件を他の者に転貸し，又は担保に供してはならない

（使用許可の取消又は変更）

第8条　本学は，次の各号の1に該当するときは使用許可の取消又は変更をすることができる

(1)　使用者が許可条件に違背したとき
(2)　国において使用物件を必要とするとき
(3)　使用者のやむを得ない理由により返地を申し出たとき

(原状回復)

第 9 条　本学が使用許可を取消したとき，又は使用期間が満了したときは，使用者は，自己の負担で，本学の指定する期日までに，使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし，本学が特に承認したときは，この限りでない

2　前項に掲げる場合のほか，使用者は，本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは，その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条　使用許可の取消が行なわれた場合においては，使用者は，使用物件に投じた改良のための有益費およびその他の費用を請求しないものとする

(実地調査等)

第 12 条　本学は，使用物件について随時に実地調査し，又は所要の報告を求め，その維持使用に関し指示することができる

(研究の委託)

第 13 条　本学は学術研究のため期間を定め，使用者に委託して，作物の試作，樹苗の養成，家畜の飼育又は一定の方法によって，農事の経営を為さしめることがある。此の場合に於て，本学の負担すべき費用は，双方合意の上之を定める

(使用者の義務)

第 14 条　使用者は，本学の事業に対する労力の供給に応じ，並びに防火其の他森林保護に関する義務を負うものとする

(疑義の決定)

第 15 条　本条件に関し，疑義のあるときその他物件使用について疑義を生じたときは，すべて本学の決定するところによるものとする

上記の条項をお請け致します

昭和 36 年 8 月 29 日

借 地 人　住　所　雨竜郡幌加内町第 4 号植民地 5 番地
　　氏　名　千　葉　政　雄 ㊞
保 証 人　住　所　雨竜郡幌加内町第 4 号植民地
　　氏　名　山 本 喜 三 郎 ㊞
　　住　所　雨竜郡幌加内町第 4 号植民地
　　氏　名　安　達　幸　喜 ㊞

(11)　雨竜演習林の林内殖民地設定箇所

(12) 北大道内4演習林と東大北海道演習林の森林伐採量比較

（単位　1,000立木石）

年　度	苫小牧	雨　竜	天塩第一	天塩第二	北大計	東大計
明治40年	12	—	—	—	12	42
41	4	36	30	—	70	31
42	13	36	14	—	64	68
43	25	22	11	—	59	80
44	20	5	56	—	83	208
45	14	2	37	—	53	390
大正2年	14	34	24	12	86	152
3	8	22	22	41	95	198
4	12	42	20	34	109	122
5	20	34	29	31	115	164
6	9	42	25	8	85	242
(小　計)	(151)	(275)	(268)	(126)	(820)	(1,697)
大正7年	10	43	6	36	97	224
8	13	62	41	33	151	456
9	12	61	48	29	152	239
10	23	56	29	58	167	298
11	20	67	74	83	246	411
12	33	77	127	78	316	395
13	33	64	56	98	252	335
14	35	62	63	144	305	436
15	17	59	53	104	236	252
昭和2年	15	68	82	59	225	375
3	22	68	51	95	236	526
4	27	46	52	51	178	285
5	14	86	70	97	269	316
6	18	141	130	64	355	356
7	19	163	90	145	419	319
8	19	130	76	171	397	185
9	21	110	44	37	214	134
(小　計)	(351)	(1,363)	(1,092)	(1,382)	(4,188)	(5,542)
昭和10年	12	63	127	90	293	182
11	28	103	56	48	235	94
12	10	118	61	85	275	134
13	18	76	51	29	176	113
14	19	42	55	29	146	106
15	13	65	73	51	205	142
16	11	56	42	42	152	141
17	9	68	46	36	160	107
18	4	84	20	31	141	154
19	51	125	48	36	262	164
20	5	152	48	27	233	145
21	3	64	85	25	179	129
22	9	51	57	31	149	167
23	16	78	90	39	225	186
(小　計)	(208)	(1,145)	(859)	(599)	(2,811)	(1,964)
合　計	(710)	(2,783)	(2,219)	(2,107)	(7,819)	(9,203)

注）「演習林創設以来材積処分総石数及び主副産物処分総価額年度別調査表」（北大演習林本部蔵），および「東京大学北海道演習林五十年史」(p. 17) より作成。1,000石以下切捨て計算のためタテの計は必ずしも合わない。

Summary

1. In Hokkaido, the forest colonization system was carried out from the late Meiji era (1899–1912) by the large land owners of private and public forests of which ownerships were established in the same period.

   The purpose of this system was not only to keep forest labourers but also to make an agricultural rent from virgin lands. Most of the tenant-farmers were released from this system by the Land Reform Program which started in 1948, nevertheless, in the experiment forests of both Hokkaido and Tokyo Universities, they were still remained on this system down to 1964.

2. The author studied on the historical development process of forest managements directly concerned with the colonization system in the experiment forests of Hokkaido University, especially in the Uryu district. This forest management advanced essentially as the course of capitalistic development under the landowner's economy. From the historical viewpoint, this management is classiffied into four periods as follows ;

   I-Preparation period (1910–1917)
   II-Expansion period (1918–1934)
   III-Completion period (1935–1948)
   IV-Disorganization period (1949–1964)

3. After World War II, the feudalistic relations of production under the landowner's economy were fundamentally negated by the Democratic Reforms and most of the tenant-farmers in Japan became the owner-farmers.

   On and after 1955, the forest management anticipated difficulty in carrying it out in such a labour system, and it was obliged to retreat. Nevertheless, as the forest management could not change into new capitalistic management by it's own leadership, this feudalistic labour-system was disorganized (during the years 1955–1960). About the same time, as the forest colonization system was substantially disorganized, the tenant-farmers decreased remarkably. Through such a process this system in Hokkaido University was finally disorganized in 1964.

   As mentioned above, the forest management concerned with the landowner's economy reached to its limit under the course of capitalistic development.